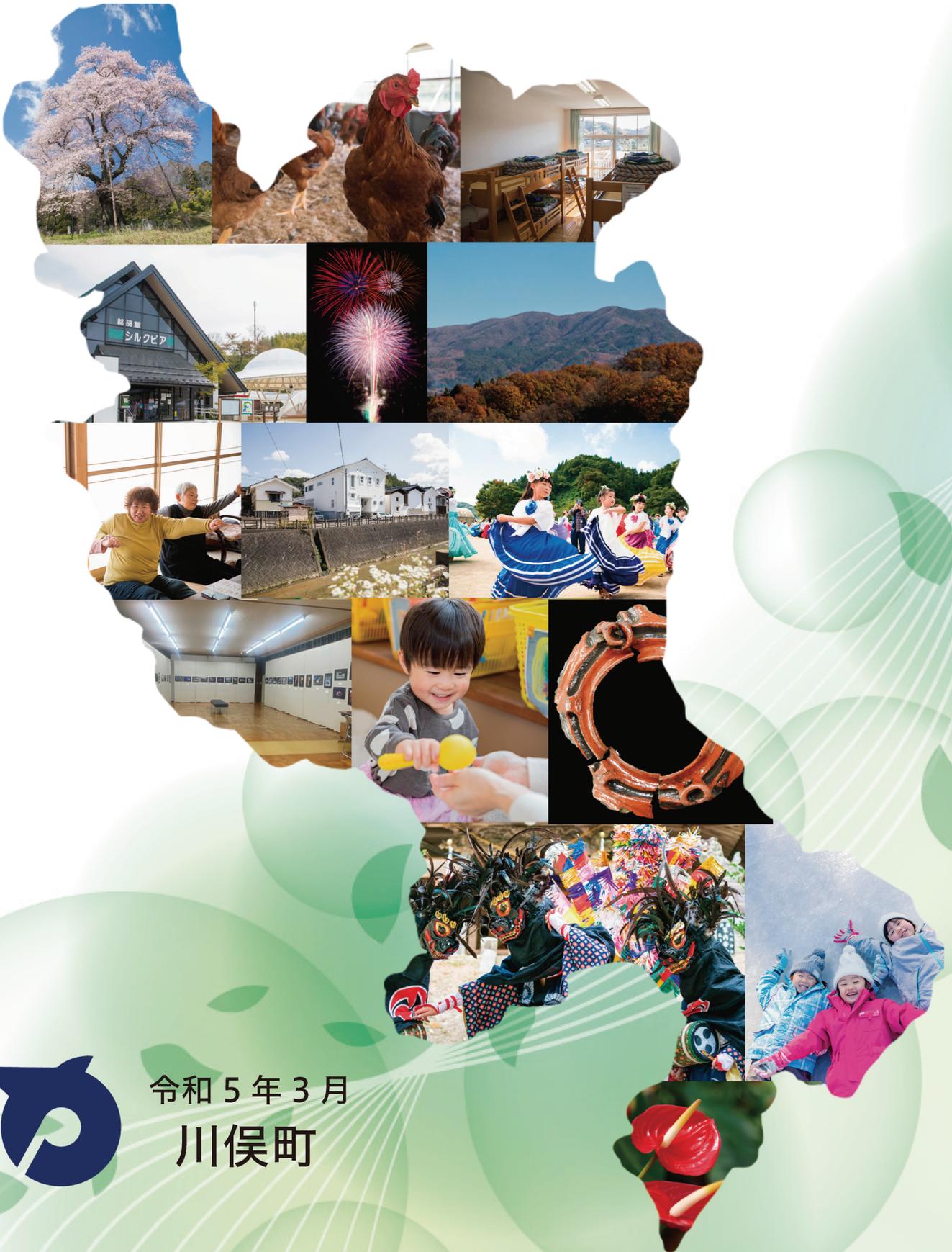


第6次

川俣町振興計画



令和5年3月
川俣町

第6次

川俣町振興計画

町民憲章

1. 自然とのふれあいを大切に、きれいな町をつくりましょう。
1. 創意と工夫を生かし、仕事に誇りをもち、活力ある町をつくりましょう。
1. 教養と文化を高め、知性ゆたかな町をつくりましょう。
1. きまりを守り、明るくあいさつをして、心のかよう町をつくりましょう。
1. 老人を敬い、青少年が健全で住みよい町をつくりましょう。

(昭和 60 年 10 月 16 日制定)

町章・町の「花」「木」「鳥」

■町章



川俣町の「力」の字を図案化したもので、
飛鳥を形どり、町民の和と町の発展を象徴したものです。

(昭和 40 年 10 月 10 日制定)

■花・木・鳥



町の花 「やまつつじ」(融和・協調)

新緑の中に咲きほこる情熱の赤いつつじは、
遠近ともに映えて、集合の美とたくましさを感じられ、
花期が長く強さを感じられる花です。



町の木 「かえで」(文化・創造)

山地に自生し、人家にも多く栽植され、
秋の紅葉は特に美しく、文化のかおり豊かな織物の町を
思考するにふさわしい喬木です。



町の鳥 「うぐいす」(未来・希望)

四囲の山里から聞こえるうぐいすの清く
さわやかなさえずりは、春を告げる鳥であり、
希望にふくらみ活動を告げる幸せの鳥です。

(昭和 52 年 11 月 23 日制定)

「みんなの笑顔と若い活力にあふれ
自然豊かな 歴史と文化が薫るまち」
～ グッとスマイルかわまた ～

平成 22 年に第 5 次川俣町振興計画を策定し、目指す将来像「みんなで作る 元気いっぱい 笑顔いっぱいのまち かわまた」の実現に向け、様々なまちづくりへの取組を進めてきました。

しかし、その間には平成 23 年に東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故が発生し、本町でも地震による影響や、放射能による避難指示など甚大な被害を受けることとなりました。また、令和 2 年からの新型コロナウイルス感染症の拡大により、私たちを取り巻く社会情勢は一変し、暮らし方や働き方の急激な変化やデジタル化の進展など大きな変革点を迎えています。



人口減少や少子高齢化に伴う地域経済の縮小や、今なお続く復興への道のりは半ばであり、今後も地方創生への取組やデジタルの活用など、日々変化する新たな課題にスピード感を持って、柔軟に対応していく必要があります。

このような中、本町としても新しい時代に対応した持続可能なまちを目指し、種々の課題に対応するため、今後 12 年間の町政運営の指針として、第 6 次川俣町振興計画を策定いたしました。本計画では、これまで復興の指針であった「復興計画」に加え、人口減少対策や地方創生の指針である「総合戦略」を一体化し、急速に進展するデジタル化に対応するため、国の指針である「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を踏まえた計画としております。また、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、持続可能な開発目標「SDGs」の取組を推進し、国際社会の一員としての責務を果たすとともに、人口減少社会に対応した持続可能なまちづくりに取り組むこととしております。

計画の推進にあたっては、将来像を「みんなの笑顔と若い活力にあふれ 自然豊かな 歴史と文化が薫るまち」と掲げ、本町の先人達が築いてきた歴史や文化、そして豊かな自然などの地域資源を十分に活用し、住民の誰もが幸せに、活力あふれ、笑顔で暮らしていけるまちを目指し、各種施策を進めてまいります。加えて、「グッとスマイルかわまた」をキャッチフレーズとして、住民の皆様とまちづくりに対する思いを共有するとともに、協働のまちづくりを進めてまいります。

今後も、本町の復興の歩みを止めることなく、新たな課題に対応し、「これまでも」「これからも」川俣町への愛着や誇りを持つことのできる、満足度の高い魅力的なまちづくりに取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました多くの住民の皆様、長期間にわたり慎重なご審議をいただきました川俣町振興計画審議会委員の皆様、さらには関係者各位に心から感謝申し上げます。

令和 5 年 3 月

川俣町長

藤原 一二

目次

I 序論

第1章 はじめに	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の構成と期間	2
第2章 第5次振興計画の評価・検証	4
第1節 評価・検証の目的と方法	4
第2節 町民アンケート結果による施策別の満足度と評価	6
第3節 基本目標毎の評価・検証	8
第3章 社会情勢の変化と今後のまちづくりの課題	22
第1節 人口と世帯の動向	22
第2節 町民アンケートにおける定住意向と目指すべき姿	24
第3節 “将来のまち”懇談会	29
第4節 総合戦略	31
第5節 復興計画	33
第6節 時代の変化による新たな視点	34
第7節 これからのまちづくりの方向性	36

II 基本構想

第1章 川俣町の将来像	41
第1節 町の特徴	41
第2節 目指すべき将来像	42
第3節 将来人口の見通し（人口ビジョン）	51
第2章 土地利用の基本方針	53

III 基本計画

施策の体系	55
基本目標1 みんなで助け合いながら自分らしく生きるまち	57
まちづくりの基本方針1 住民参加による協働のまちづくり	58
まちづくりの基本方針2 多様性を尊重したまちづくり	60
まちづくりの基本方針3 持続可能な行財政運営によるまちづくり	62
基本目標2 安全で便利な生活と豊かな自然が共生するまち	65
まちづくりの基本方針1 環境を守り活用するまちづくり	66
まちづくりの基本方針2 住みやすい快適なまちづくり	68
まちづくりの基本方針3 交通機能が充実したまちづくり	71
まちづくりの基本方針4 犯罪や事故のないまちづくり	73
まちづくりの基本方針5 災害に強いまちづくり	75
まちづくりの基本方針6 地球環境に配慮したまちづくり	78

基本目標 3 子どもから高齢者まで元気で安心して暮らせるまち	80
まちづくりの基本方針 1 健康で安心して暮らせるまちづくり	81
まちづくりの基本方針 2 高齢者が健やかに暮らせるまちづくり	84
まちづくりの基本方針 3 障がい者が安心して暮らせるまちづくり	86
まちづくりの基本方針 4 地域福祉が充実したまちづくり	88
まちづくりの基本方針 5 結婚・出産・子育ての希望がかなうまちづくり	90
基本目標 4 充実した学びと独自の文化を創造するまち	93
まちづくりの基本方針 1 確かな学力と豊かな心を育むまちづくり	94
まちづくりの基本方針 2 学びの継続を支えるまちづくり	97
まちづくりの基本方針 3 歴史・文化・芸術を守り育てるまちづくり	100
まちづくりの基本方針 4 交流機会の拡大と深化によるまちづくり	102
基本目標 5 産業と働く人がいきいきと輝くまち	105
まちづくりの基本方針 1 農林業の魅力あふれるまちづくり	106
まちづくりの基本方針 2 観光の個性輝くまちづくり	109
まちづくりの基本方針 3 商工業の活気あるまちづくり	111
まちづくりの基本方針 4 誰もがいきいきと働くまちづくり	114
基本目標 6 原子力災害からの復興を目指すまち	116
まちづくりの基本方針 1 住民が安心して暮らせる復興のまちづくり	117
まちづくりの基本方針 2 産業振興で活力のある復興のまちづくり	120

IV 地区別計画

第 1 章 地区別計画の策定	124
第 2 章 地区別計画	125
新中町地区	仁井町地区
鉄炮町・日和田地区	瓦町・五百田・八反田地区
宮町・赤坂地区	中丁地区
本町地区	鶴沢地区
小神地区	福沢地区
福田地区	小島地区
飯坂地区	大綱木地区
小綱木地区	山木屋地区

V 計画の推進

1 計画の推進にあたって	158
2 計画の進捗管理	158
3 EBPM の推進	159

■ 資料編

1 諮問書	160
2 答申書	161
3 川俣町振興計画審議会委員名簿	162
4 川俣町振興計画審議会条例	163
5 川俣町振興計画策定要綱	164
6 川俣町振興計画策定推進本部設置要綱	166
7 第6次川俣町振興計画策定体制	168
8 第6次川俣町振興計画策定経過	169
9 第6次川俣町振興計画目標指標一覧	173
10 用語解説	179

I 序論



第1章 はじめに

第1節 計画策定の趣旨

第6次川俣町振興計画（以下、「第6次振興計画」）は、町の総合的な指針である第5次川俣町振興計画（以下、「第5次振興計画」）が令和4年度に目標年次を迎えるにあたり、これまでの取組の成果や今後の課題を明らかにし、本町が目指すべきまちづくりの方向性を示すものとして、新たに策定したものです。

第5次振興計画策定以降、本町では、平成23年3月の東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故からの復興の道標である川俣町復興計画（以下、「復興計画」）の策定をはじめ、川俣町人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「総合戦略」）を策定し、振興計画を補完する計画として推進してきました。

その間、少子高齢化に伴う人口減少やインターネットの普及による社会変化が進む中で、国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs）が世界的に推進されるなど、本町を取り巻く社会経済情勢や人々の価値観は大きく変化しています。また、令和5年3月には東日本大震災発災より12年が経過し、「マイナスからゼロ」の復旧から「ゼロからプラス」への確かな復興へと新たなステージを迎え、さらには新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化など、今まさに新しい時代への転換期にあります。

こうした状況において、第6次振興計画策定にあたり、すでに統合した復興計画に加え、地方創生に特化した総合戦略も振興計画に統合し、一体的な推進と進行管理を行っていきます。加えて、令和4年12月に閣議決定された「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を踏まえ、デジタル技術の活用によって社会課題解決や魅力向上の取組を進めていくこととします。

■これまでの振興計画と総合戦略の関係



振興計画を補完する計画として総合戦略を個別に推進・進行管理

■これからの振興計画



総合戦略を振興計画に統合・継承し一体的に推進・進行管理

第2節 計画の構成と期間

第6次振興計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成されます。

1 基本構想

基本構想は、令和5年度を初年次、令和16年度を目標年次とし、今後の本町のまちづくりの基本的な理念、将来像及びまちづくりの基本目標を定めています。

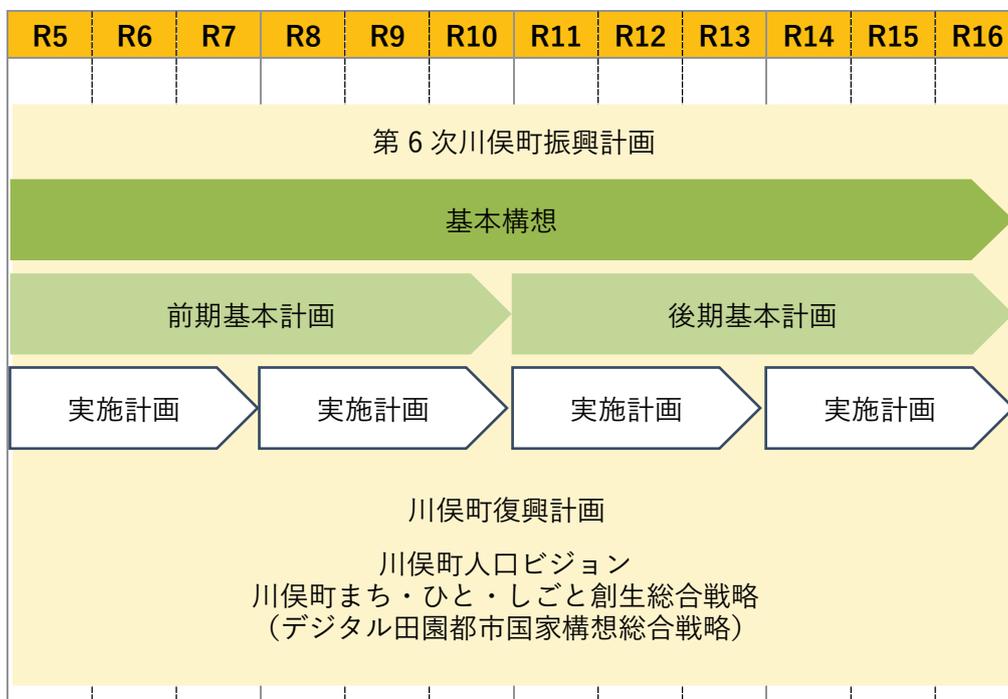
2 基本計画

基本計画は、基本構想に掲げる将来像の実現に向けて、重点的に実施する施策や分野別の施策を体系的に整理しています。

基本計画は、令和5年度から令和10年度までの前期と、令和11年度から令和16年度までの後期で構成されます。

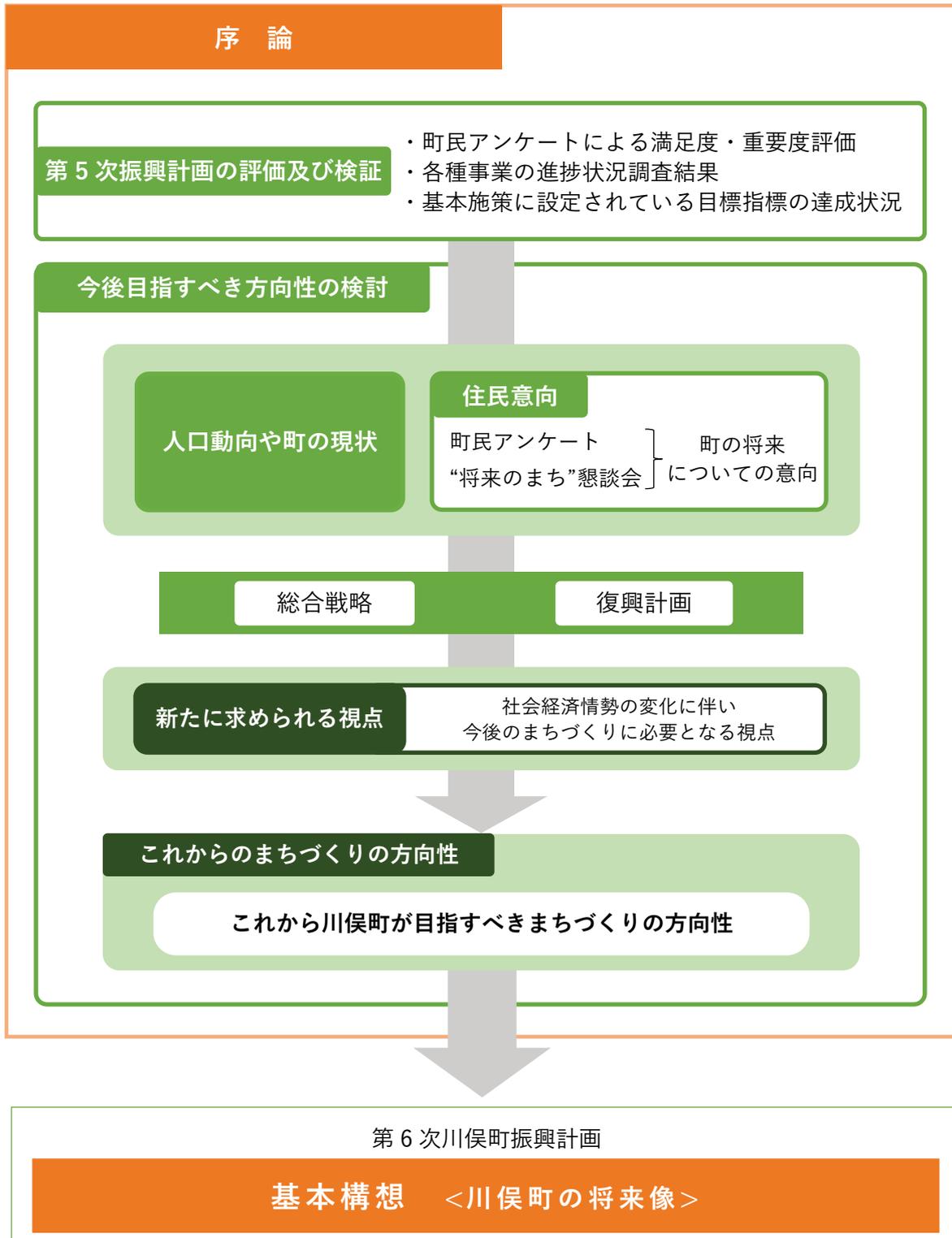
3 実施計画

実施計画は、基本計画に基づき実施する施策・事業を定めるもので、毎年度の予算編成の基本とするとともに、社会情勢や経済動向に留意して3年ごとにローリング方式により見直しを行います。



●本計画書の読み方

本計画書では、序論にて、第5次振興計画の進捗や成果を検証したうえで住民意向や本町を取り巻く社会情勢の変化、時代の潮流から新たに求められる視点を整理します。これらを踏まえ、第6次振興計画にて、本町の目指す姿を将来像として掲げます。



第2章 第5次振興計画の評価・検証

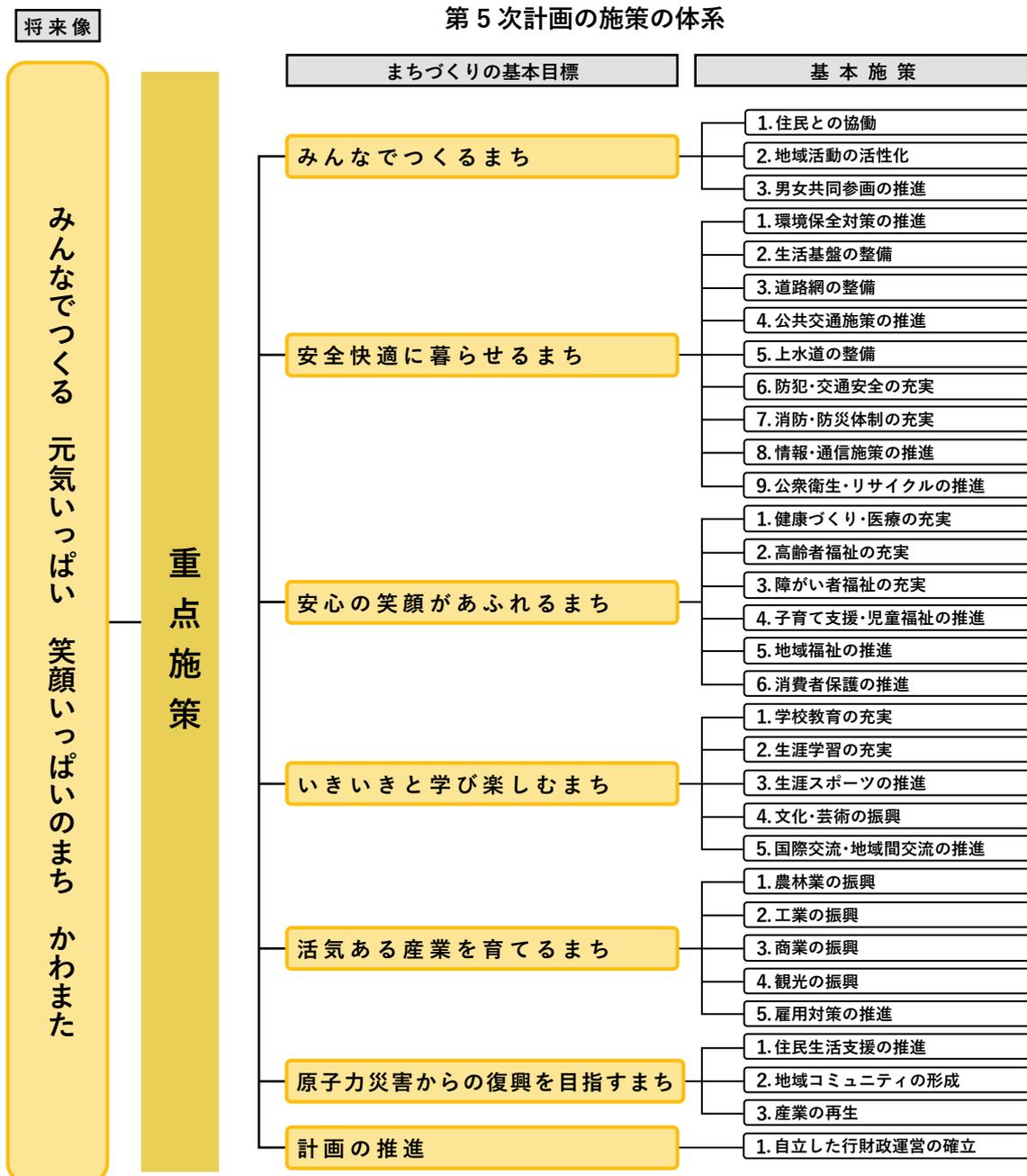
第1節 評価・検証の目的と方法

1 評価・検証の目的

第5次振興計画では、その将来像「みんなでつくる 元気いっぱい 笑顔いっぱいのまち かわまた」の実現に向けて、7つの基本目標と32の基本施策を設定し、各種事業を推進してきました。

第6次振興計画の策定に先立ち、第5次振興計画の成果を評価するため、取組の実施状況や基本施策に設定されている目標指標の達成状況を検証しました。

この評価・検証は、各分野の課題や改善点を明確化し、第6次振興計画の方針に盛り込むとともに各施策の事業・取組の見直しや重点化に反映することを目的に実施しました。



2 評価・検証の方法

第5次振興計画の評価・検証は、アンケート調査による評価と各種事業の進捗度及び達成度により行いました。

(1) アンケート調査による評価

「川俣町まちづくりアンケート」(以下、「町民アンケート」)調査は、住民の皆様に第5次振興計画における各施策の満足度や重要度をお聞きし、これまでの成果を評価するとともに、今後のまちが目指すべき姿など第6次振興計画における基礎資料とするために実施しました。調査対象は、一般及び若者とし、それぞれに調査項目を設定しました。

調査対象：①川俣町内にお住まいの18歳～75歳の方(一般)の中から3,090人を無作為抽出

②川俣町内にお住まいの15歳～17歳の方(若者)の中から300人を無作為抽出

調査方法：郵送配布回収方式(②のみインターネット回答も併用)

調査時期：令和3年7月～8月

調査内容：①居留意向、各取組の満足度と重要度、人口の維持・増加による町の活性化について、など

②住みたいまちの希望、進学や働き方の希望、結婚観・子どもについての希望、など

回答者数：①794票(有効回収率25.7%)

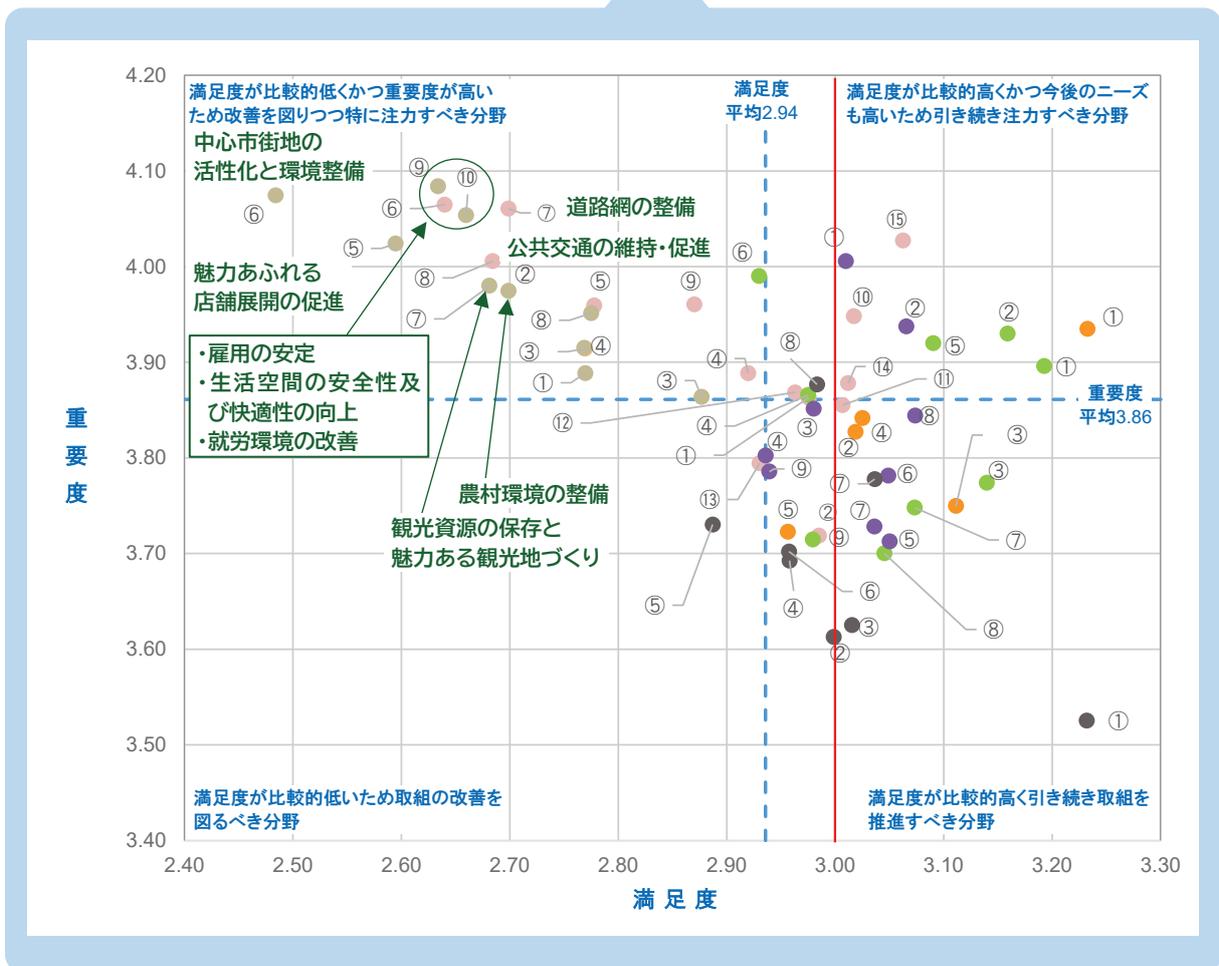
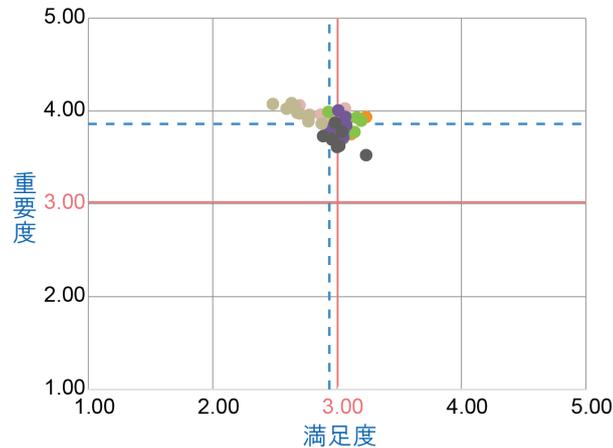
②55票[郵送45票、WEB10票](有効回収率18.3%)

(2) 各種事業の進捗管理と目標指標の達成度

第5次振興計画では、「第5次振興計画進行管理表」により毎年度ごとに進捗状況を管理しており、計画期間を通じた評価として、計画に掲げている全ての事業について今後の課題、重点取組事項を整理しました。

第2節 町民アンケート結果による施策別の満足度と評価

第5次振興計画で進めてきた各施策について、町民アンケートで「現在の満足度」と「今後の重要度」をそれぞれ5段階で評価した結果、「満足度」の平均値は2.94でした。また、「重要度」との組合せで見ると、特に注力すべき施策として「中心市街地活性化、店舗の充実」「雇用と就労環境の改善」「生活空間の安全性・快適性の向上」「道路・公共交通網の整備と改善」「観光の活性化」「農村環境の整備」などがあげられます。



各施策に対する「満足度」と「重要度」を5段階で回答いただいた結果について、点数化し、評価しました。現在の満足度は「満足している」を5点、「満足していない」を1点、今後の重要度は「重要である」を5点、「重要ではない」を1点とした時の平均点を算出しています。

第5次振興計画 基本目標と基本施策

みんなでつくるまち	
①まちづくり情報の共有化	④地域活動拠点の整備
②住民参画・協働まちづくりの促進	⑤男女共同参画の推進
③地域活動の促進	
安全快適に暮らせるまち	
①自然環境の保全や活用の機会の拡充	⑨上水道の計画的な整備
②良好な住環境の確保と定住対策	⑩防犯対策の強化
③良好な住環境の確保と移住対策	⑪地域防災体制の強化
④公共施設の維持管理	⑫地域情報化の推進
⑤河川・用排水路の整備	⑬行政情報化の推進
⑥生活空間の安全性及び快適性の向上	⑭廃棄物処理対策の推進
⑦道路網の整備	⑮新型コロナウイルス感染症予防の取組
⑧公共交通の維持・確保	
安心の笑顔があふれるまち	
①健康づくり・地域医療体制の充実	⑤子育て支援の充実
②高齢者福祉の充実	⑥地域福祉の推進体制づくり
③高齢者の生きがいづくりと社会参加支援	⑦福祉意識の形成と活動の促進
④障がい者福祉サービスの充実	⑧消費者意識の啓発
いきいきと学び楽しむまち	
①学校教育の充実	⑥歴史、伝統、文化の復興と継承
②教育環境の充実	⑦文化・芸術活動の促進
③生涯学習推進体制の強化	⑧国際交流の推進
④家庭や地域の教育力の向上	⑨地域間交流の推進
⑤スポーツの振興	
活気ある産業を育てるまち	
①農林業生産体制の整備	⑥中心商店街の活性化と環境整備
②農村環境の整備	⑦観光資源の保存と魅力ある観光地づくり
③既存企業への支援	⑧観光PR活動の推進
④起業家への支援及び企業誘致の促進	⑨雇用の安定
⑤魅力あふれる店舗展開の促進	⑩就労環境の改善
原子力災害からの復興を目指すまち	
①健康管理対策の充実	⑤地域を支える仕組みづくり
②被災住民の支援	⑥被災企業・事業者の支援
③地域住民の連携推進	⑦農産物などの安全性の確保
④コミュニティの形成	⑧情報発信の強化による風評の払拭

上記の表で緑色に着色している基本施策は、左記のマトリックス図のうち「改善を図りつつ特に注力すべき分野」です。

第3節 基本目標毎の評価・検証

町民アンケートによる評価と第5次振興計画進行管理表を用いた評価をもとに、第5次振興計画の7つの基本目標の成果を検証しました。各目標の成果の見方は以下のとおりです。

■ 「主な取組」について

基本目標の達成に向け、第5次振興計画期間内に実施した主な取組の実施状況について整理しました。

■ 「指標と達成度」について

基本目標に設定された「成果指標 (KPI)」について、実績値を用いて評価しました。なお実績値は原則として令和2年度の値を用いていますが、新型コロナウイルス感染症による影響を考慮し、一部指標については令和元年度実績値を採用しました。

■ 「町民アンケートによる評価」について

各施策に対する「満足度」と「重要度」を点数化し、評価しました。

町民アンケート
「満足度」「重要度」
点数の算出方法

現在の満足度

満足である：5点
どちらかといえば満足である：4点
どちらともいえない：3点
どちらかといえば不満である：2点
不満である：1点

とした際の平均点を算出。

今後の重要度

力を入れて欲しい：5点
できれば力を入れて欲しい：4点
今のままでよい：3点
あまり力を入れる必要はない：2点
力を入れる必要はない：1点

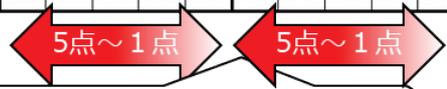
とした際の平均点を算出。

「みんなでつくるまち」に対する取組への評価について

「みんなでつくるまち」では、住民一人ひとりが分野にとらわれずあらゆる機会をとおして町政の運営に関わり、住民と行政がお互いに協力し合う住民参画によるまちづくりや、性別・年齢にとらわれず、男女が能力と個性を十分に発揮できるまちづくりを推進しています。

問 18. 川俣町が目指す「みんなでつくるまち」の各施策に対して、「現在の満足度」、「今後の重要度」について、1～5のうち最も近い「考え」にそれぞれ1つ○をつけてください。

施策名・主な取組 ↓	現在の満足度					今後の重要度				
	満足である	どちらかといえば満足である	どちらともいえない	どちらかといえば不満である	不満である	力を入れて欲しい	できれば力を入れて欲しい	今のままでよい	あまり力を入れる必要はない	力を入れない
記入例 (1)まちづくり情報の共有化	①	2	3	4	5	1	②	3	4	5
(1)まちづくり情報の共有化 広報誌やホームページ・SNS※での情報公開・発信、アンケート調査で町民意向が反映されているか	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
(2)住民参画・協働まちづくりの促進 まちづくり団体等の発足、自治会組織への助成などの支援ができていますか	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
(3)地域活動の促進 からりフェスタ、絹市、地域おこし協力隊による活動などが促進されているか	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
(4)地域活動拠点の整備 地区の公民館の修繕・改築・増築などの整備ができていますか	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
(5)男女共同参画の推進 ワークライフバランスの推進、女性セミナー、女性の社会活動の推進などができていますか	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5



評価に対し5点～1点で重み付けを行い、点数化

1 みんなでつくるまち

■これまでの主な取組

- 「自助・共助・公助」による住民一人ひとりが主体となるまちづくりに向け、全職員を対象にした自治会担当職員制度を活用し、自治会と行政の協働に努めました。
- 地域おこし協力隊の設置により、農業、伝統工芸など地域で展開されている住民活動の更なる活性化を図りました。
- 男女の能力・個性を尊重し、発揮することができるまちづくりを進めるため、講演会、研修会を開催し、住民意識の向上を図りました。

■主な取組

基本施策	事業名	取組内容
1 住民との協働	広報活動事業	広報誌の発行、HP の更新、フリーペーパー及び多媒体の利用
	広聴活動事業	町政懇談会の実施
	川俣町みんなでつくるまちづくり事業	まちづくり協議会への補助金交付、まちづくり委員会の開催
	自治会担当職員制度事業	まちづくり座談会の開催等
2 地域活動の活性化	自治会活性化事業	自治会連絡協議会、懇談会、研修会等
	地域おこし協力隊設置事業	地域おこし協力隊の設置
3 男女共同参画の推進	男女共同参画推進事業	講演会・研修会の開催、計画の改定

■指標と達成度、町民アンケートによる評価

基本施策	指標名	現状 (H28)	目標 (R4)	実績 (R2)	町民アンケート	
					満足度	重要度
1 住民との協働	川俣町自治会担当職員制度活用回数 (年間)	27 回	56 回	1 回 R1:15 回	3.13	3.88
	川俣町みんなでつくるまちづくり条例を活用したまちづくり計画の提案件数 (年間)	1 件	1 件	0 件		
2 地域活動の活性化	NPO 団体数	7 団体	12 団体	8 団体	3.07	3.80
	中央公民館を除く公民館利用者数 (年間)	75,235 人	90,000 人	21,776 人		
3 男女共同参画の推進	男女共同参画推進講座の実施回数 (年間)	0 回	2 回	1 回	2.96	3.72
	各種審議会などへの女性の登用率	20.6%	50.0%	25.3%		
	男性の子育て支援講座の実施回数 (年間)	10 回	10 回	9 回		

■評価のまとめ

自治会担当職員制度や地域おこし協力隊の導入等により、住民主体のまちづくりを推進しました。地域活動の活性化や男女共同参画の推進は、目標指標について概ね現状より向上・改善しているものの目標値には達していません。今後も住民との協働によるまちづくりを進めるため、誰もが社会のあらゆる分野において性別等にとらわれることなく活動していけるよう、各種取組、支援を充実していく必要があります。

2 安全快適に暮らせるまち

■これまでの主な取組

- 定住促進に向けた若者やUIIターン希望者への支援となるニューライフステージ登録制度事業や定住体験、二地域居住の推進に取り組みました。また居住環境の整備として、町営住宅整備、住宅取得費の補助や空き家対策を実施しました。
- 町道の維持管理や道路改良等の道路整備、デマンド型乗合タクシーの運行により生活交通の利便性の向上を図りました。さらにカーブミラーの設置により交通安全対策等を行いました。
- 地域を火災や災害から守るため、緊急時や災害時の迅速な情報発信に向けた防災行政無線の設置運用を行いました。

■主な取組

基本施策	事業名	取組内容
1 環境保全対策の推進	森林環境交付金事業（基本）	小学校森林環境学習
	松くい虫防除事業	松林の伐倒駆除
	ふくしま森林再生事業	全体・年度別計画作成及び路網の整備、下刈り、除・間伐、皆伐等
	美しい町づくり事業	クリーン作戦、花いっぱい運動
2 生活基盤の整備	民間小規模宅地造成事業助成事業	奨励金の交付
	町営住宅整備事業	老朽住宅の整備、駐車場の整備等
	新婚世帯定住奨励金交付事業	奨励金の交付
	定住二地域居住推進事業	定住体験を通じた定住と二地域居住の促進
	UIターンの定住奨励金交付事業	奨励金の交付
	ニューライフステージ登録制度事業	UIIターン希望者の支援、登録制度の見直し
	住宅取得支援事業	住宅取得費の補助
	結婚祝金交付事業	祝金の交付
	川俣町空家等対策事業	計画の策定、維持管理、計画の変更、データベースの構築
	住宅耐震化推進事業	策定業務委託（30箇所）
	中央公園整備事業	公園内清掃、花卉・樹木の植栽管理
	公園施設長寿命化対策事業	公園内に設置されている施設等の保全補修及び更新
	河川等草刈事業	河川等草刈報償金の交付
	河川・排水路整備事業	河川・排水路の整備
3 道路網の整備	町道台帳整備（補正）事業	道路台帳整備
	町道整備事業（川原田支線2号）	道路改良舗装、L=200m、W=4m
	町道整備事業（壁屋線）	道路改良舗装、L=450m、W=5m
	町道整備事業（芦沼田線）	道路改良舗装、L=1,000m W=5m
	町道整備事業（川原田支線1号）	道路改良舗装、L=612m、W=4m
	町道整備事業（八木西線）	道路改良舗装、L=317m、W=4m
	町道整備事業（西町線）	道路改良舗装、L=845m、W=5m
	町道整備事業（前平・小山道線）	道路改良舗装、L=560m、W=5m
	町道整備事業（新中町・中道線）	道路改良舗装、L=1,200m
	林業専用道路整備事業	森林施業のための林業専用道路の整備
	町道整備事業（桜ヶ作・七曲線）	道路改良舗装、L=115m W=4m
	町道整備事業（平場線）	道路改良舗装、L=373m W=5m
	町道整備事業（廣町・宮ノ後線）	道路改良舗装、L=467m W=7.5m
	橋梁定期点検事業	橋梁定期点検
	橋梁修繕事業	橋梁修繕調査設計、橋梁修繕工事

基本施策		事業名	取組内容
3	道路網の整備	町道維持修繕事業	町道等の維持修繕
		町道整備事業（西方・飯野線）	道路改良舗装、L=1,100m W=8.75m
		街路灯整備事業	街路灯の整備、LED化
		公共サイン整備事業	公共サインの整備
4	公共交通施策の推進	地方バス路線維持対策事業	対象路線への補助
		市町村バス運行事業	川俣松川線、川俣飯野線の運行
		デマンド型乗合タクシー運行事業	対象地区のデマンド型タクシーの運行
		生活交通体系構築事業	生活交通の確立
5	上水道の整備	浄水場施設（着水池・沈殿池・ろ過池・水源等）整備事業	取水・導水・浄水施設・設備の更新工事
6	防犯・交通安全の充実	防犯対策事業	関係機関との合同研修実施
		交通安全教育事業	交通安全教室実施
		交通安全対策事業	交通安全街頭指導、カーブミラー・ガードレールの設置
7	消防・防災体制の充実	消防力強化事業	消防屯所の新築及び改修
		防火水槽設置事業	防火水槽設置補助
		防災力強化事業	広報等による周知、防災訓練等の実施
		防災体制確立事業	防災無線の運用、維持管理、デジタル化改修
		要配慮者対策事業	避難行動要支援者の個別計画の策定
		木造住宅耐震診断者派遣事業	木造住宅耐震診断者の派遣
		急傾斜地崩壊対策事業	事業負担金
8	情報・通信施策の推進	インターネット活用セミナー事業	インターネット活用セミナーの開催
		町ホームページの高度化事業	コンテンツ更新に向けた体制整備等
9	公衆衛生・リサイクルの推進	地球温暖化対策事業（公共施設）	二酸化炭素削減のための取組
		太陽光発電システム設置整備事業	住宅用太陽光発電システム設置補助金交付
		地球温暖化対策実行計画策定事業	地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定
		一般廃棄物収集運搬・資源物回収事業	一般廃棄物収集運搬業務委託、資源物回収業務委託、啓発用パンフレットの作成
		廃棄物処理指導事業	不法投棄監視パトロール、不法投棄物の収集
		浄化槽設置整備事業	合併浄化槽設置補助金の交付
		保健衛生事業	補助金の交付
		環境衛生事業	側溝清掃の実施
		生活排水対策推進事業	河川清掃の実施、河川の水質調査等
		火葬場整備事業	川俣町火葬場の整備
		公衆浴場経営安定事業	公衆浴場水道料金補助金等の交付
火葬場施設運営事業	川俣町火葬場の運営及び維持管理		

■ 指標と達成度、町民アンケートによる評価

基本施策	指標名	現状 (H28)	目標 (R4)	実績 (R2)	町民 アンケート	
					満足度	重要度
1 環境保全対策の推進	水源かん養機能等維持増進森林面積	6,479ha	6,500ha	6,479ha	2.98	3.86
	森林整備面積（年間）	36.22ha	45.00ha	18.78ha		
2 生活基盤の整備	町営住宅の戸数	289戸	289戸	314戸	2.82	3.91
	新耐震基準に適合した町営住宅の比率	78.2%	78.2%	86.30%		
3 道路網の整備	町道改良率	56.3%	62.4%	57.8%	2.70	4.06
	町道舗装率	77.3%	86.8%	85.0%		
4 公共交通施策の推進	生活交通町民満足度	12.0%	36.0%	15.8%	2.68	4.01
	生活交通カバー率	98.8%	100%	100%		
5 上水道の整備	水道普及率	78.7%	80.0%	80.8%	2.87	3.96
	老朽水道管（石綿管）残存率	7.0%	0.0%	1.91%		
	水道の耐震補強率	6.5%	50.0%	45.24%		
	町民1人当たりの給水量（年間）	90 m ³	100 m ³	81.63 m ³		
6 防犯・交通安全の充実	犯罪発生件数（年間）	22件	12件	15件	3.02	3.95
	交通事故（人身事故）発生件数（年間）	37件	9件	25件		
	交通事故による死亡者数（年間）	2件	0件	1件		
7 消防・防災対策の充実	デジタル同報系防災行政無線の屋外拡声子局設備数	0台	70台	70台	3.01	3.86
	防災訓練実施箇所数（年間）	1箇所	1箇所	1箇所		
	地域自主防災組織数	1団体	3団体	2団体		
	防火水槽の設置状況	145基	150基	145基		
8 情報・通信施策の推進	光ファイバーを利用したブロードバンド世帯普及率	35.1%	40.0%	15.1% <small>※町整備のみ</small>	2.95	3.83
	町ホームページのアクセス数（1日当たり）	523件	600件	1,192件		
9 公衆衛生・リサイクルの推進	太陽光発電システム設置費補助制度の実施件数（年間）	21件	40件	6件	3.04	3.95
	ゴミ排出量（1日1人当たり）	1.19kg	1.14kg	1.32kg		
	資源化率	7.0%	5.8%	7.5%		
	合併処理浄化槽の人口普及率	39.1%	50.0%	58.2%		

■ 評価のまとめ

アンケート調査結果では、防犯・交通安全の充実、消防・防災対策の充実、公衆衛生・リサイクルの推進は満足度が比較的高くなっており、取組も充実し、かつ指標においても目標を達成しています。一方で、重要度が高いとされた道路網の整備、公共交通施策の推進は、満足度も低い結果となっており、取組状況においても道路整備については財源不足による未実施事業が多く残っています。生活基盤の整備とあわせて、交通基盤の充実と交通手段の確保は今後特に注力すべき課題といえます。また環境保全対策についてもさらに取組を進めていく必要があります。

3 安心の笑顔があふれるまち

■これまでの主な取組

- 住民が安心して医療サービスが受けられるように、適切な医師の人員確保に向けた支援を行いました。また、特定健診未受診者に対し、AIを活用した個別受診勧奨通知を送付するなど、住民の健康づくりに向けた取組を推進しました。
- 高齢や障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるように、介護サービスの充実や、生きがいつくりと社会参加に向けた支援、バリアフリー化の推進などに取り組みました。
- 安心して子どもを産み育てることができるように、子育て世代包括支援センターの運営や育児相談・子育て支援に関する講習等を行いました。

■主な取組

基本施策	事業名	取組内容
1 健康づくり・医療の充実	予防接種事業	各種予防接種の実施
	保健対策事業	各種検診、保健指導、健康教育、健康体操、食育等国保被保険者への人間ドック事業（国保特別会計）、後期高齢者医療保険被保険者への人間ドック事業（後期高齢者医療特別会計）
	母子保健事業	各種母子保健事業の実施
	公的医療機関対策事業	利子補給
	公的病院等に対する特別交付税に関する支援事業	公的病院等に対する特別交付税に係る支援事業の創出
	伊達地方病院群輪番制病院運営事業	伊達地方病院輪番制協議会への補助金
2 高齢者福祉の充実	高齢者保健福祉計画等策定事業	高齢者保健福祉計画第7期介護保険事業計画事業の実施 高齢者保健福祉計画第8期介護保険事業計画の策定
	高齢者介護・生活支援・生きがいつくり事業	各種介護保険事業の実施
	緊急通報システム事業	希望する対象者に緊急通報システムを設置
3 障がい者福祉の充実	自立支援給付事業	介護給付、訓練等給付、相談支援、自立支援医療、補装具費の支給
	地域活動支援センター運営事業	地域活動支援センター運営費補助金交付事業
	障がい者基本計画等策定事業	障がい者基本計画及び障がい福祉計画の策定
	バリアフリー化推進事業	住民の意識啓発、情報バリアフリーの検討
4 子育て支援・児童福祉の推進	保育園運営事業	保育園の運営
	巡回支援専門員整備事業	支援が必要な児童の保育及び教育の相談・指導
	放課後児童クラブ事業	放課後児童クラブの実施
	放課後子ども教室推進事業	放課後子ども教室の実施
	放課後子ども総合プランの策定	一体型の放課後児童保育と放課後子ども教室の実施
	子育て支援事業	ブックスタート
	子育てほっとステーション事業	子育て中の親子同士の交流
	子ども家庭支援ネットワーク事業	関係機関連携による子育ての支援
	子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援
	養育支援事業	妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援
	ファミリーサポートセンター支援事業	ファミリーサポートセンターの運営
	親子防災教室	放課後子ども教室等で防災に関する学習を実施
	児童遊園施設整備事業	児童遊園の整備
	花塚の里管理事業	児童の遊び場の管理整備
ひとり親医療費助成事業	ひとり親世帯の親と子どもの医療費助成	

基本施策		事業名	取組内容
4	子育て支援・児童福祉の推進	保育奨励金給付事業	保育園等に2人以上の児童を通園させている保育料完納者に対する奨励金
		子ども医療費助成事業	子ども医療費の助成
		出産祝金給付事業	出産児第1子より支給する
5	地域福祉の推進	地域福祉推進事業	地域福祉計画に基づく地域の助け合いによる福祉の推進
6	消費者保護の推進	消費生活啓発事業	広報誌、HPへの啓発記事の掲載、チラシ配布
		消費生活対策事業	補助金の交付

■指標と達成度、町民アンケートによる評価

基本施策	指標名	現状(H28)	目標(R4)	実績(R2)	町民アンケート		
					満足度	重要度	
1	健康づくり・医療の充実	生活習慣病による死亡者の割合	48.7%	45.0%	45.2%	3.19	3.90
		特定健康診査受診率	39.4%	43.5%	40.9%		
2	高齢者福祉の充実	介護保険の在宅サービスを利用する高齢者の人数(年間)	621人	700人	576人	3.15	3.85
		地域支援事業へ参加し改善された人数(年間)	72人	100人	227人		
		いきいきサロンの設置数	28箇所	100箇所	166箇所		
		シルバー人材センター会員数(年間)	134人	200人	136人		
		認知症キャラバンメイト、サポーターの人数	1,104人	1,200人	1,681人		
3	障がい者福祉の充実	一般就労移行者数	0人	5人	1人	2.98	3.87
		地域活動支援センター利用者数(年間)	104人	80人	113人		
4	子育て支援・児童福祉の推進	出生数(年間)	62人	54人	40人	3.01	3.95
		ひとり親家庭等相談件数(年間)	98件	120件	89件		
		放課後児童クラブの利用者数	52人	60人	56人		
5	地域福祉の推進	社会福祉協議会登録ボランティア人数	3,500人	4,000人	18団体 個人14人 (人数不明)	3.05	3.70
		福祉関連団体数	38団体	40団体	37団体		
6	消費者保護の推進	消費者相談の件数(年間)	0件	5件	0件	2.98	3.71
		消費者講座開催数(年間)	0回	3回	0回		

■評価のまとめ

医療、福祉、子育て支援などの各施策については、概ね住民の満足度が得られる結果となっており、成果指標の多くは基準値と比べ向上しています。子育て支援は、町民アンケートの満足度において平均以上の評価を得ていますが、重要度が特に高いことから、引き続き子育て世代の若年層を引き込むための魅力ある子育て環境整備などを推進していくことが必要です。

4 いきいきと学び楽しむまち

■これまでの主な取組

- 特色ある教育の推進として、新学習指導要領と GIGA スクール構想による ICT の活用やかわまた教育推進プランの一層の充実を図り、スクールカウンセラーの配置、小中学校再配置事業等を実施しました。また、次世代を担う人材育成のため、川俣高校との連携を強化しています。
- 現代に残されている貴重な文化・芸術を保護、継承するため、指定文化財の修復を行うとともに、羽山の森美術館の運営、芸術文化の鑑賞の場を提供しています。また、日本最大級のフォルクローレフェスティバル「コスキン・エン・ハポン」を開催しました。
- 国際交流を促す日本語教室やおじまふるさと交流館の運営、地域間交流の促進に向けた川俣シャモまつりなどを開催しました。

■主な取組

基本施策	事業名	取組内容
1 学校教育の充実	特色ある教育の推進事業	読み聞かせ・読書学習プラン等
	小・中学校タブレット端末整備事業	全児童・生徒にタブレット端末を貸与する
	特別支援教育推進事業	特別支援教育における備品等の整備、介助員の配置
	スクールカウンセラー配置事業	スクールカウンセラーの配置
	教職員研修事業	各種研修の開催
	小中学校再配置事業	学識経験者及び各部門からの多角的意見を踏まえた計画を作成する
	小・中学校施設維持改修事業	施設及び設備の改修・改築を行い、長寿命化を目指す
	食育教育の推進事業	食に関する指導、講演会の開催等
	給食センターの運営	給食の提供と施設の維持管理
	安全・安心な教育環境事業	防犯ブザーの無償給付等
学校・地域連携事業	小学4年生を対象としたケーナ教室開催等	
2 生涯学習の充実	生涯学習環境整備事業	各種講座の開催、スポーツ・レクリエーション活動事業
	芸術文化観賞事業	町民に対し、芸術文化の鑑賞の場を提供（音楽、古典、演劇等）
	地区公民館修繕事業	各地区公民館の修繕
	中央公民館修繕事業	外壁塗装、エコキュートの設置
	中央公民館機械設備管理員の確保事業	機械設備保安業務
	家庭教育力・地域教育力の充実	親子活動講座等の実施
3 生涯スポーツの推進	総合型地域スポーツクラブ事業	スポーツ教室委託料
	各種町民大会開催事業	各種町民大会の委託料
	県民スポーツ大会地区大会開催事業	スポーツ大会委託料
	伊達地方スポーツ大会開催事業	スポーツ大会委託料
	町健康づくり大運動会事業	スポーツ大会補助金
	県縦断駅伝競走大会事業	駅伝大会事業の委託料
	プール施設管理事業	プールの管理委託、監視業務の委託
	スポーツ大会育成事業	奨励金交付ほか
	スポーツ推進委員育成事業	スポーツ推進委員の活動経費
	学校開放事業	学校施設開放に要する諸費用
大綱木グランド整備事業	敷地面積 A ≒ 6,250 m ² 、有効面積 ≒ 4,250 m ²	
4 文化・芸術の振興	町史編さん準備事業	編さん資料の収集
	指定文化財保全管理事業	文化財審議会における協議、文化財の保全管理
	指定文化財説明板設置事業	指定文化財説明板の設置
	織物展示館・からりこ館運営業務委託事業	契約締結、委託料支払い
	羽山の森美術館運営事業	施設の運営委託
ケーナの響くまちづくり事業	コスキン・エン・ハポンの開催等	

基本施策		事業名	取組内容
5	国際交流・地域間交流の推進	国際理解教育推進事業	ALTの活用による外国語の習得
		国際交流推進事業	多種国際交流事業の実施
		地域間交流促進事業	補助金の交付
		おじまふるさと交流館運営事業	施設の運営委託
		地域づくりインターン事業	インターン生の受け入れ等
		川俣ふるさと大使事業	懇談会開催

■指標と達成度、町民アンケートによる評価

基本施策	指標名	現状 (H28)	目標 (R4)	実績 (R2)	町民 アンケート		
					満足度	重要度	
1	学校教育の充実	少人数指導授業を受けている児童・生徒の割合	17.4%	20.4%	16.3%	3.04	3.97
		ALT授業の時間数の割合(中学校1校当たり)	9.7%	19.7%	22.2%		
		児童・生徒の平均読書冊数(1か月当たり)	小:14.6冊 中:2.9冊	小:15.3冊 中:3.0冊	小:11.7冊 中:2.8冊		
		不登校児童・生徒出現率	1.2%	0.2%	0.18%		
2	生涯学習の充実	生涯学習参加者数	21,573人	22,700人	1,321人 R1:548	2.96	3.83
		生涯学習ボランティア登録者	224人	250人	376人		
		公民館、小・中学校の図書貸出冊数(住民1人当たり)	2.5冊	3.5冊	1.5冊		
3	生涯スポーツの推進	スポーツ施設利用者数	49,715人	57,000人	24,065人	3.05	3.71
		スポーツイベント参加者数	5,149人	5,400人	2,541人		
		スポーツ団体数	58団体	60団体	54団体		
4	文化・芸術の振興	文化財の指定・登録件数	28件	30件	29件	3.04	3.75
		伝統文化を学習する機会の回数(年間)	3回	3回	2回		
		文化芸術活動の団体数	44団体	45団体	49団体		
5	国際交流・地域間交流の推進	コスキン・エン・ハポンの参加者数(開催期間中)	11,900人	12,500人	0人	3.01	3.81
		おじまふるさと交流館の利用者数(年間)	7,798人	9,400人	3,125人 R1:8,772		
		川俣シャモまつり(川俣会場)の来場者数	13,100人	14,400人	0人 R1:14,000		

■評価のまとめ

学校教育や生涯スポーツ、文化・芸術については、一定の満足度が得られているものの、施策の目標指標は未達成です。学校教育における環境整備は、国の動向に合わせて迅速な対応を進めており、学校教育のICT・国際化への取組が充実しつつあります。さらにより高い水準での満足度を得られるよう、質の高い教育に向けた各種取組を推進する必要があります。

5 活気ある産業を育てるまち

■これまでの主な取組

- 商店街の活性化に向け、空き店舗活用事業者や商工会活動への支援を行いました。
- 産業活性化や雇用対策として、企業への支援や道の駅の改修整備、雇用助成金の交付等を行いました。
- 西部工業団地や羽田産業団地を造成し、企業誘致により、震災で就業機会を失った山木屋地区をはじめとした住民の雇用の場を確保しました。
- 生産性や品質の向上による地域農業の確立を目指して、遊休荒廃農地の抑制・解消に向けた人・農地プランの推進や、担い手の確保や活動の活性化を図るとともに、農業基盤の整備等を行いました。
- 観光分野では、かわたままるごと体験ツアーの実施や古閑裕而ゆかりの地としてのPR、峠の森自然公園の再整備を行いました。

■主な取組

基本施策	事業名	取組内容
1 農林業の振興	酪農ヘルパー推進事業	酪農ヘルパー利用助成
	農業経営基盤強化資金利子助成事業	利子助成
	経営改善支援事業	認定農業者会への運営補助
	営農再開支援事業	除染後農地等の地力回復、保全管理、管理耕作、放射性物質吸収抑制対策等
	黒毛和種繁殖基礎牛導入対策事業	優良基礎雌牛の導入
	園芸作物推進事業(福田・富田・山木屋)	薬剤等の購入補助
	中山間地域等直接支払事業	交付金の交付及び事業の推進
	多面的機能支払交付金事業	活動支援金交付
	一般農道整備事業	農道改良(川俣町分 L=962.2m)
	農業用施設維持管理事業	用排水路の整備、維持管理、資材支給
	山木屋地区農地区画整理事業	暗渠排水や湧水処理、用排水路の整備
	遊休農地解消対策事業	人・農地プランに基づく遊休荒廃農地の発生抑制・解消
	鳥獣害防止対策事業	有害鳥獣捕獲及び被害防止柵の設置の推進
	水稻生産流通拠点整備事業	ライスセンターの建設及び水稻生産収穫調整機械の導入
2 工業の振興	中小企業経営合理化資金預託事業	町内金融機関への資金の預託
	中小企業経営合理化資金融資制度信用保証料補助事業	信用保証料の補助
	日本政策金融公庫小規模事業者経営改善資金利子補給事業	利子補給
	中小企業経営合理化融資制度利子補給事業	利子補給
	工場設置奨励金交付事業	工場設置補助
	織物産地需要開拓事業	「ふくしまのおりもの展」運営補助
	織物業振興事業	福島県織物同業会に対する補助
	モノづくり活性化事業	モノづくり企業の情報発信、交流・連携の促進
	企業誘致推進事業	工業団地の情報発信、企業立地動向の情報収集
	商工業振興事業	運営補助
3 商業の振興	絹市事業	運営補助
	川俣シャモ料理研究会運営補助事業	運営補助
	町商工会青年部・女性部活動支援事業	運営補助
	街なか駐車場管理運用事業	賃貸借契約、賃借料支払い
	商店街街路照明事業	運営補助
	空き店舗活用事業	運営補助

基本施策		事業名	取組内容
4	観光の振興	道の駅事業	施設の整備、維持管理、イベント開催等
		峠の森自然公園再整備事業	施設の維持管理及び改修
		かわまた夏祭りからりこフェスタ事業	申請受理、交付決定
		観光振興補助事業	観光協会に対する補助
		かわまたまるごと体験ツアー事業	かわまたまるごと体験ツアーの実施
		古閑裕而ゆかりの地かわまたPR事業	古閑裕而ゆかりの地をPR
5	雇用対策の推進	新規雇用助成金事業	新規雇用した事業者に対する助成金
		新規学卒者奨励金交付事業	奨励金の交付
		勤労者福利厚生事業	川俣町労働福祉協議会に対する運営補助

■ 指標と達成度、町民アンケートによる評価

基本施策	指標名	現状 (H28)	目標 (R4)	実績 (R2)	町民 アンケート		
					満足度	重要度	
1	農林業の振興	遊休農地面積	311.0ha	310.0ha	315.0ha	2.73	3.93
		農産物等販売額（年間）	220,000 千円	300,000 千円	262,650 千円		
2	工業の振興	製造品出荷額等（年間）	349 億円	349 億円	317 億円	2.82	3.89
		誘致企業数	1 企業	3 企業	0 企業		
3	商業の振興	商工会会員数	405 会員	405 会員	370 会員	2.54	4.05
		空き店舗活用事業件数	2 件	6 件	5 件		
4	観光の振興	観光入り込み客数（年間）	315,663 人	320,000 人	253,000 人	2.73	3.97
5	雇用対策の推進	製造業従業者数（年間）	2,135	2,135 人	R1:1,784 人	2.65	4.07

■ 評価のまとめ

商業の活性化支援、工業団地の造成と企業誘致、農業における担い手確保対策等を実施したものの、成果目標は未達成であり、担い手不足による町内産業の活力低下が顕著となっており、十分な成果が得られていない状況です。町民アンケートにおける産業の活性化と雇用対策については、いずれの施策も重要度が高いにもかかわらず満足度が低いことから、全分野の中でも特に対応が求められる分野といえます。

今後は、各産業の活力向上に向けた戦略的な取組とともに、各種制度の活用に向けた情報発信の強化なども必要です。

6 原子力災害からの復興を目指すまち

■これまでの主な取組

- 住民の健康に対する不安解消のため除染対策及び情報発信を行うとともに、山木屋地区の生活環境の整備として道路維持修繕や帰還者向けの相談窓口を設置しました。
- 被災による様々な立場や条件の違いを発端とした住民同士のつながりの希薄化の解消に向け、各種イベント開催によるコミュニティの形成や山木屋地区復興拠点商業施設「とんやの郷」の運営を行いました。
- 原子力災害による風評被害からの脱却を目指し、包括連携協定を締結した近畿大学との連携のもと、ICTを取り入れたアンスリウム栽培を開始しました。
- 山木屋地区では、トルコギキョウの営農再開をはじめとして、担い手となる農家が主体となって農地の遊休化防止や集約化を図り、水稻直播栽培、牧草や飼料用トウモロコシ等を生産しています。

■主な取組

基本施策	事業名	取組内容
1 住民生活支援の推進	内部被ばく検査事業	ホールボディカウンターによる内部被ばく検査の実施
	放射線健康対策事業	ガラスバッジによる外部被ばく検査の実施
	山木屋地区安全パトロール事業	巡回パトロール活動委託
	道路維持修繕事業	山木屋地区町道・林道の舗装復旧(福島避難解除等区域等生活環境整備事業)
	災害公営住宅家賃低廉化事業	避難区域に居住していた住民の居住の確保
	東日本大震災特別家賃低減事業	避難区域に居住していた住民の居住の確保
	山木屋地区井戸掘削事業	井戸掘削工事及びポンプ設置工事
	山木屋地区町道除草事業	山木屋地区の町道・林道の路肩 2m の除草
	モニタリング事業(仮置場モニタリングポスト保守管理)	仮置場及び町内集会施設等の放射線量を測定し安全・安心な環境を維持する
	モニタリングリスクコミュニケーション事業	空間線量計貸出と機器維持管理、モニタリング情報提供
	賠償(ADR等)に関する相談窓口の設置	ADR手続き方法等の案内
	除染対策事業	生活圏の除染
	継続モニタリング事業	年1回継続モニタリングを実施し、定点空間線量を把握
	仮置場管理事業(監視等業務)	仮置場の空間線量等の監視業務委託と維持管理
	仮置場管理事業(借地返還)	除染土壌保管物等搬出完了後の仮置場借地の返地
	除染等状況管理事業	除染作業、モニタリング、仮置場等データ管理システムの保守等
	仮置場管理事業(敷地賃貸借契約更新)	不動産(土地)賃貸借契約の更新、相続人(代表者)の変更手続き等
	農業水利施設保全再生事業(農業用ため池に対する底質除去等の放射性物質対策事業)	農業用ため池の放射性物質濃度等調査及び底質除去等の放射性物質対策
	住まいに関する相談窓口の設置	避難者から寄せられた住まいに関する相談について回答
	避難に関する相談窓口の設置	避難者から寄せられた避難に関する相談について回答
	山木屋地区帰還者向け各種相談窓口事業	帰還者からの相談に対する対応
	戸別訪問調査事業	避難者、帰還者、転居者を戸別訪問
	情報発信事業(「機関紙はやぶさ」編集発行)	コミュニティ維持及び情報共有を目的とした機関紙を月刊で発行
復興庁住民意向調査事業	年1回を目途に国・県・町で意向調査票を各戸に発送し、回収	

基本施策		事業名	取組内容
2	地域コミュニティの形成	山木屋地区復興拠点（商業施設）管理事業	山木屋地区復興拠点商業施設「とんやの郷」の維持管理・運営
		山木屋地区帰還者地域コミュニティ活性化事業	各種イベント開催及び会場の提供
3	産業の再生	モニタリング事業（食品放射能検査）	自家用消費農産物等の食品・飲用水の放射性物質検査（測定）

■ 指標と達成度、町民アンケートによる評価

基本施策	指標名	現状 (H28)	目標 (R4)	実績 (R2)	町民 アンケート		
					満足度	重要度	
1	住民生活支援の推進	帰還人数	－	500人	341人	3.12	3.57
2	地域コミュニティの形成	復興拠点利用者数（食堂等利用者数） （年間）	－	1,000人	68,238人	2.95	3.69
		山木屋地区でのイベント開催数（年間）	－	10回	0回		
3	産業の再生	特産品販売額（川俣シャモの売り上げ） （年間）	318,703 千円	406,360 千円	307,259 千円	3.01	3.83

■ 評価のまとめ

復興に向け住民生活支援、地域コミュニティ形成、産業再生の各種取組を進めています。目標指標の山木屋地区復興拠点商業施設「とんやの郷」利用者数の大幅な増加は達成されたものの、他の目標指標は達成まで至っていません。

引き続き、帰還者の安全安心な生活基盤の形成や地域コミュニティの形成について、より充実した取組が必要です。さらに風評被害防止など情報発信の強化も進める必要があります。

7 計画の推進

■これまでの主な取組

- 限られた財政状況に対し自立した行財政運営を図るための取組として、ふるさと納税の推進や町体育館における民間委託等を行いました。
- 住民ニーズの多様化に対応できるよう職員の能力開発に向けた研修を実施しました。
- 消防やごみ処理、観光振興や移住・定住に係る取組については、相乗効果や住民サービスの向上を図るため、広域連携を推進しています。

■主な取組

基本施策	事業名	取組内容
1 自立した行財政運営の確立	能力開発の促進	自治研修センター、市町村アカデミーの研修受講
	川俣町職員等の安全衛生管理	職員の心身における健康保持
	川俣町保健センター施設管理事業	川俣町保健センター施設の維持管理
	情報管理及び事務処理の集約化、効率化及び正確化	統合地理情報システムによる人を対象とした台帳管理業務の運用
	民間活力の活用	民間委託・指定管理者制度の導入の検討
	滞納整理・収納管理体制強化事業	財産調査の徹底と強制執行の強化及び滞納整理手順の明確化。現行収納体制の有効活用
	ふるさと納税推進事業	ふるさと納税の推進
	福島圏域における広域連携の推進	福島市を中心とした福島圏域構成市町村間の広域連携の促進に向けた連絡調整

■指標と達成度、町民アンケートによる評価

基本施策	指標名	現状(H28)	目標(R4)	実績(R2)
1 自立した行財政運営の確立	経常収支比率	85.5%	84.0%	87.2%
	実質公債費比率	3.7%	8.0%	4.5%
	町税の徴収率	94.4%	96.0%	95.7%

■評価のまとめ

財政状況を表す目標指標は、現状から改善傾向にあるものの目標値には到達していません。

町政運営においては、これまでの施策をPDCAサイクルにより改善するとともに、目標達成に向けた全庁的な取組が必要です。

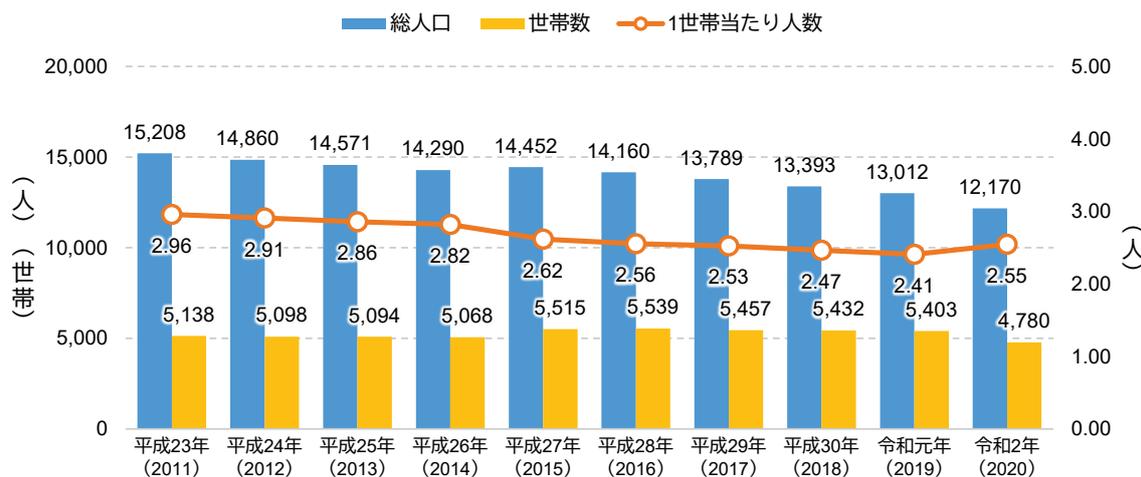
また、行政のデジタル化など、時代のニーズに合わせた多様な視点からの対応が求められることから、職員の意識改革や資質の向上が必要です。

第3章 社会情勢の変化と今後のまちづくりの課題

第1節 人口と世帯の動向

令和2年10月1日現在の川俣町の人口は12,170人、世帯数は4,780世帯、1世帯当たりの人数は2.55人となっています。最近10年間では、人口も1世帯当たりの世帯人員も減少傾向です。

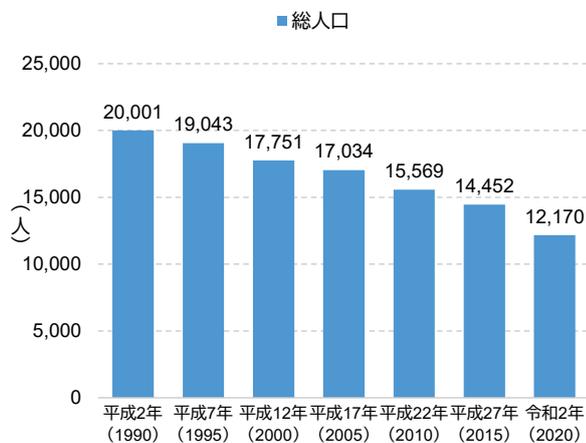
■総人口及び世帯数、世帯人員数の推移（平成23年～令和2年）



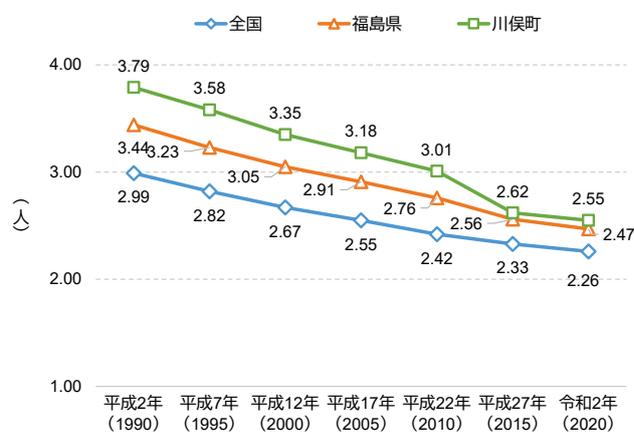
出典：国勢調査（平成27年）、川俣町現住人口調査（平成23～26年、平成28～令和2年）

平成2年から令和2年の人口推移を国勢調査で見ると、人口は30年間で7,831人の減少となっています。1世帯当たりの人数については、平成22年以前は本町の世帯人数が国や県を上回る人数で推移していましたが、東日本大震災後の平成27年には、本町が2.62人、県が2.56人と県の水準に近づきつつあり、東日本大震災及び原子力災害に伴う避難などの影響が出ています。

■総人口の推移（平成2年～令和2年）



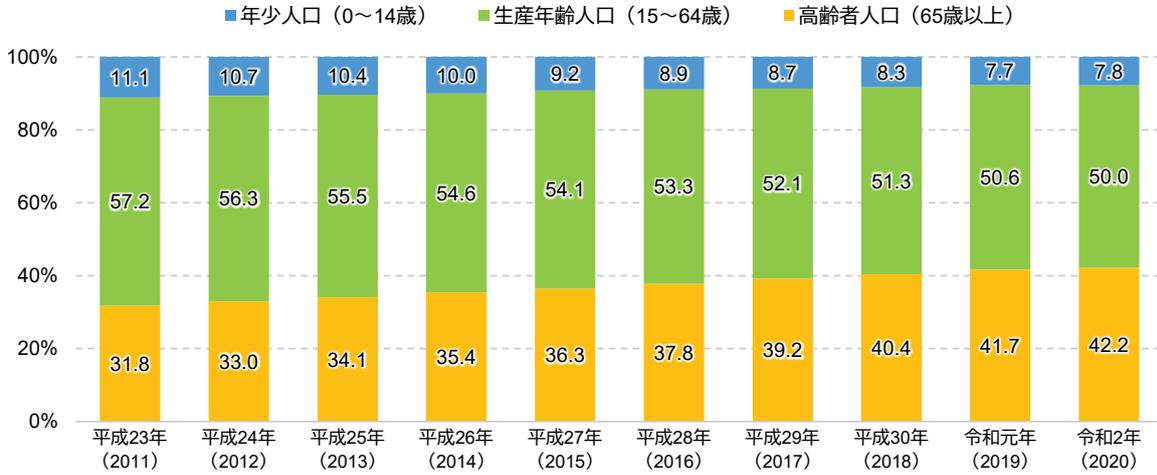
■世帯人員数の推移（平成2年～令和2年）



出典：国勢調査

年齢別人口構成比率は、令和2年10月1日現在、年少人口が7.8%、生産年齢人口が50.0%といずれも低下が続いていますが、高齢者人口は42.2%に達しており、少子高齢化が加速しています。

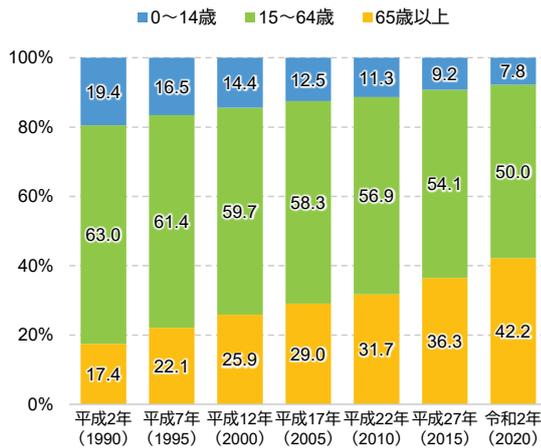
■ 年齢別人口構成比の推移（平成23年～令和2年）



出典：国勢調査（平成27年）、川俣町現住人口調査（平成23～26年、平成28～令和2年）

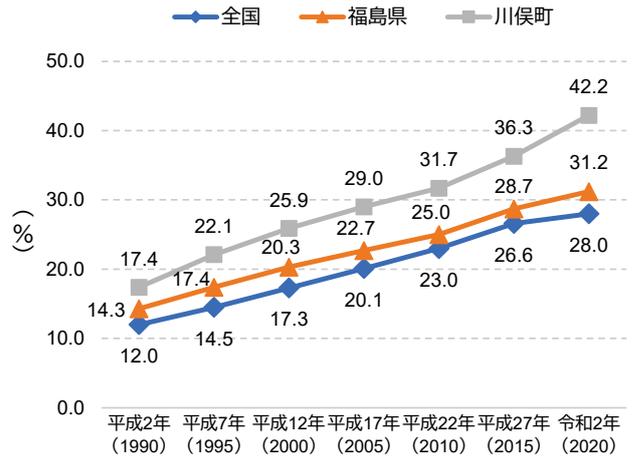
平成2年から令和2年までの推移を国勢調査でみると、30年間で年少人口は11.6%減、生産年齢人口は13.0%減となる一方、高齢者人口は24.8%増となっており、国や県と比較しても本町の高齢化が顕著に進んでいる状況がうかがえます。

■ 年齢別人口構成比の推移（平成2年～令和2年）



出典：国勢調査

■ 高齢化率の推移（平成2年～令和2年）



出典：国勢調査

第2節 町民アンケートにおける定住意向と目指すべき姿

町民アンケート調査では、第5次振興計画の評価に加え、第6次振興計画における住民の皆様の意向を把握しました。今後の本町での居住意向や、目指すべきまちづくりのイメージ等について結果の概要を整理しました。

1 アンケート調査結果の概要

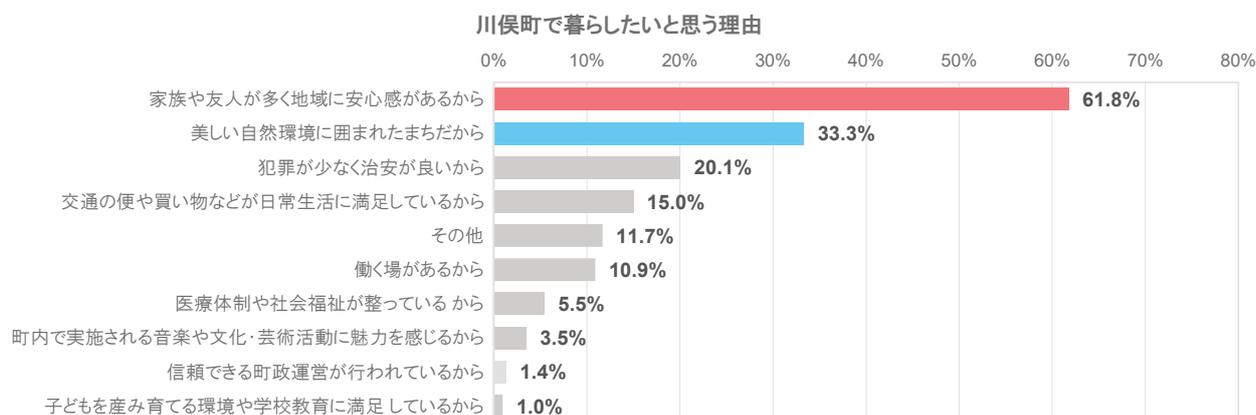
(1) 定住意向

町の居住意向では、66.5%が「これからも川俣町で暮らしたい」と回答しています。本町で暮らしたいと思う理由は、最も多いのは「家族や友人が多く地域に安心感があるから」、次いで「美しい自然環境に囲まれたまちだから」となっています。

■ これからも川俣町で暮らしたいか



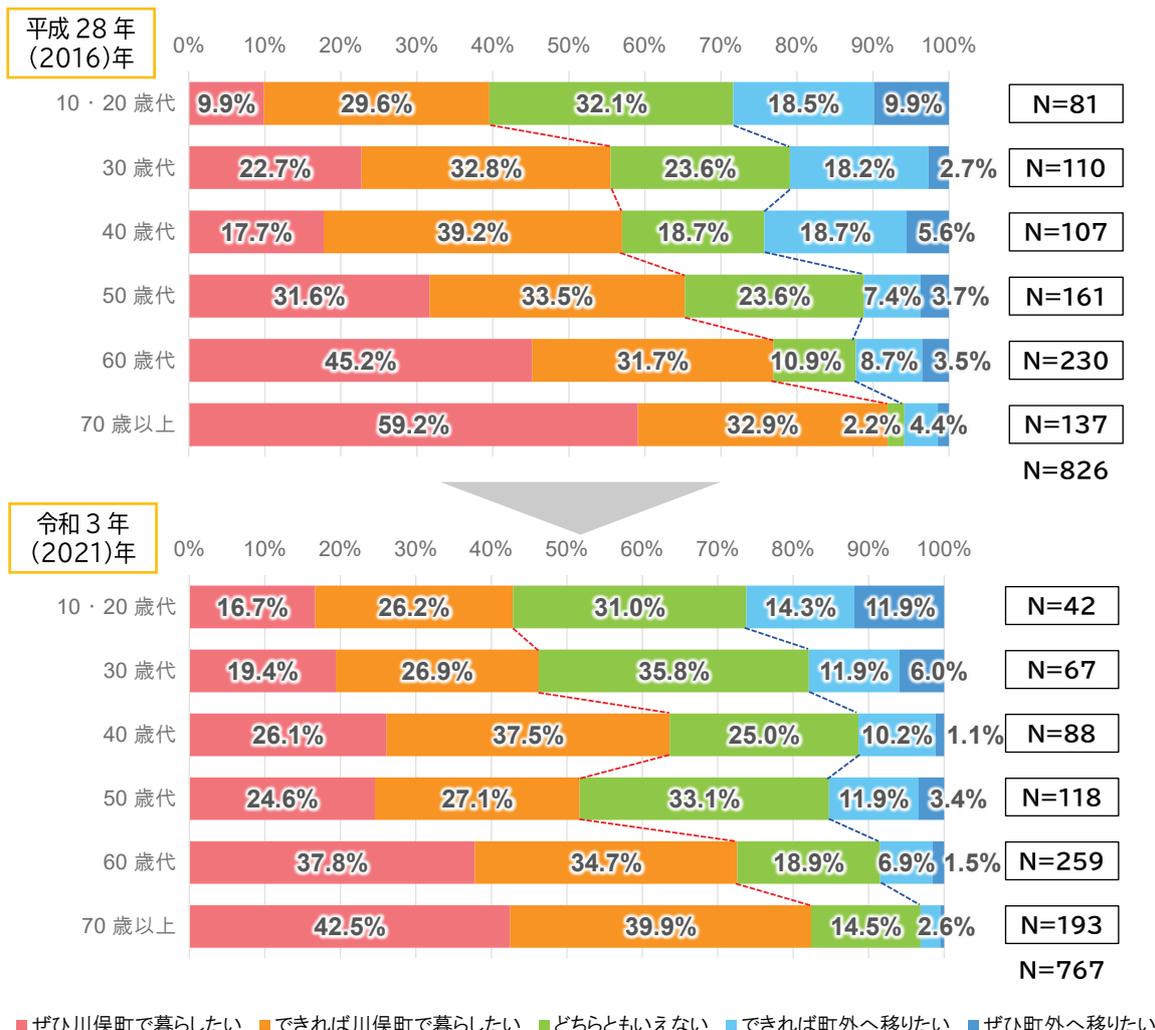
■ 川俣町で暮らしたいと思う理由



令和3年の結果では、年代別で見ると、全ての年代で肯定的な意見が否定的な意見を上回っていますが、10～30歳代は肯定的意見が50%に満たない結果となっています。

平成28年(5年前)との比較では、10・20歳代及び40歳代では肯定的な意見が増加している一方で、30歳代及び50歳代以上の年代においては「どちらともいえない」が増加し肯定的な意見が減少しています。

■ これからも川俣町で暮らしたいか（年代別での前回調査との比較）

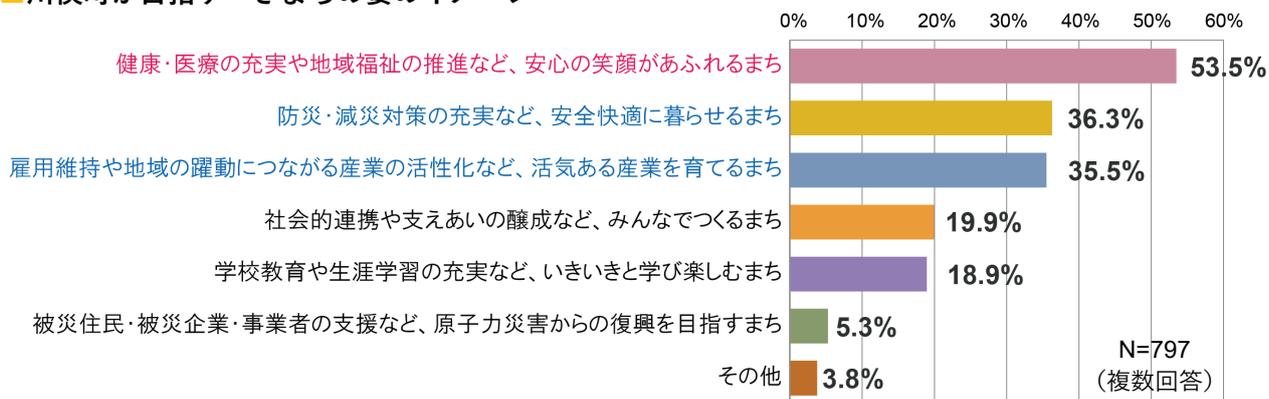


調査名	調査時期	調査対象	回収率
川俣町まちづくりアンケート	令和3年(2021年) 6月～7月	住民基本台帳登録の18～75歳までの町民3,090人	有効回収：794 有効回収率：25.7%
川俣町まちづくりに関するアンケート	平成28年(2016年) 8月～9月	住民基本台帳登録の18～75歳までの町民2,000人	有効回収：897 有効回収率：44.9%

(2) 目指すべきまちの姿のイメージ

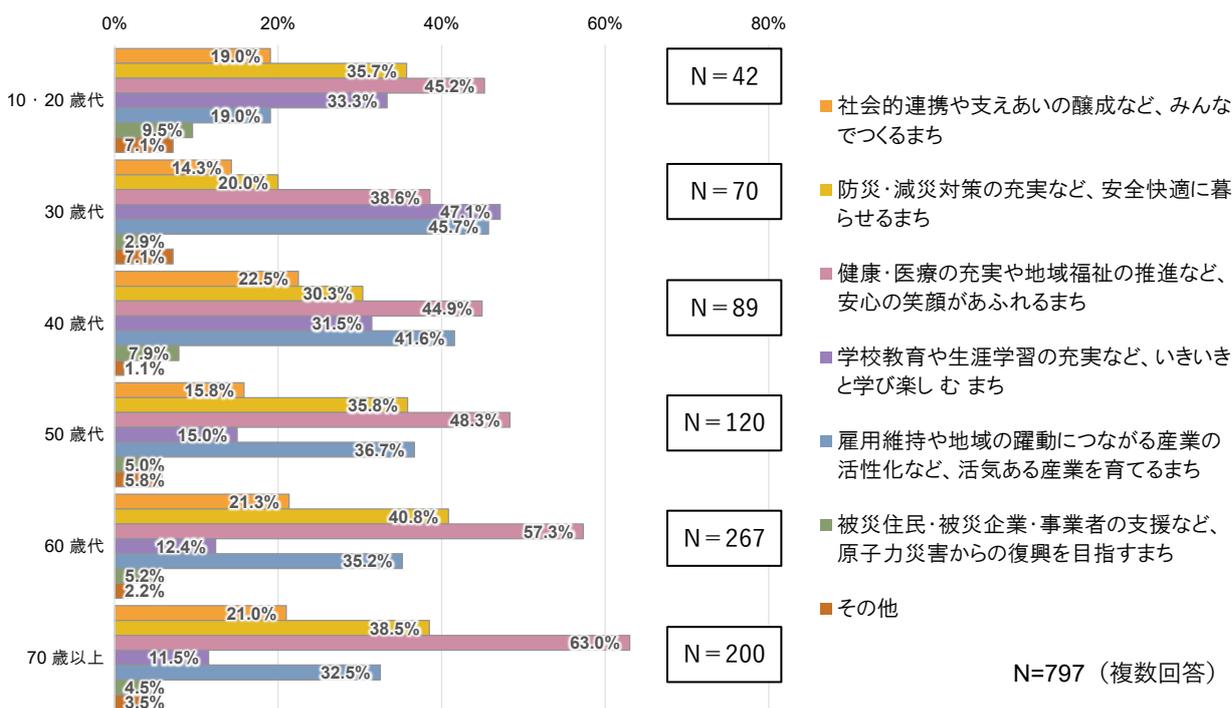
本町が目指すべきまちの姿のイメージは、「健康・医療の充実や地域福祉の推進など、安心の笑顔があふれるまち」が53.5%、「防災・減災対策の充実など、安全快適に暮らせるまち」「雇用維持や地域の躍動につながる産業の活性化など、活気ある産業を育てるまち」がそれぞれ30%以上となっています。「被災住民・被災企業・事業者の支援など、原子力災害からの復興を目指すまち」は5.3%と選択肢の中では低い結果となっています。

■川俣町が目指すべきまちの姿のイメージ



年代別では、「健康・医療の充実や地域福祉の推進など、安心の笑顔があふれるまち」の割合は年齢が上がるとともに上昇する傾向が見られます。また30歳代で特に高い「学校教育や生涯学習の充実など、いきいきと学び楽しむまち」の割合は、子育て世代を含む10～40歳代を通して高い結果です。さらに「雇用維持や地域の躍動につながる産業の活性化など、活気ある産業を育てるまち」が全年代を通して高いのが特徴的です。なお「被災住民・被災企業・事業者の支援など、原子力災害からの復興を目指すまち」の割合は、比較的に10・20歳代が高くなっています。

■川俣町が目指すべきまちの姿のイメージ×年代

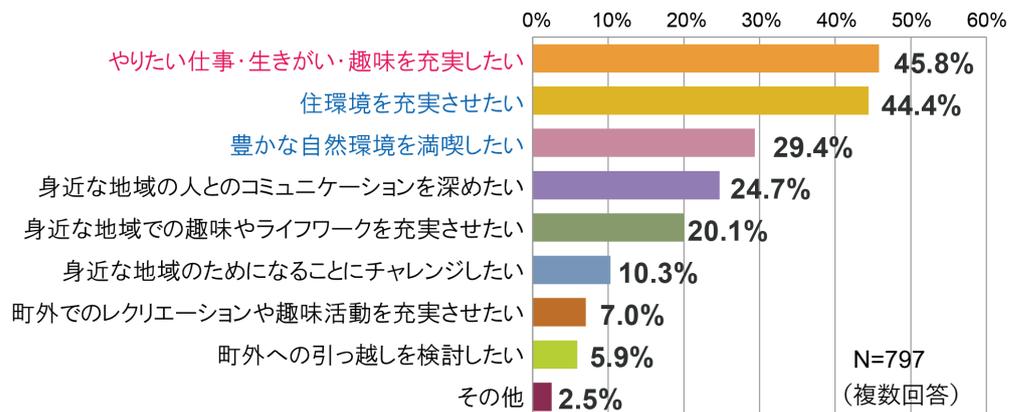


(3) 川俣町で暮らしていくために重視したい点

「やりたい仕事・生きがい・趣味を充実したい」、「住環境を充実させたい」が40%を超えており、次いで「豊かな自然環境を満喫したい」が29.4%となっています。

「身近な地域のためになることにチャレンジしたい」が10.3%、「町外でのレクリエーションや趣味活動を充実させたい」が7.0%と少なく、地域活動への関心が低くなっています。「町外への引越しを検討したい」は選択肢の中で最も低くなっています。

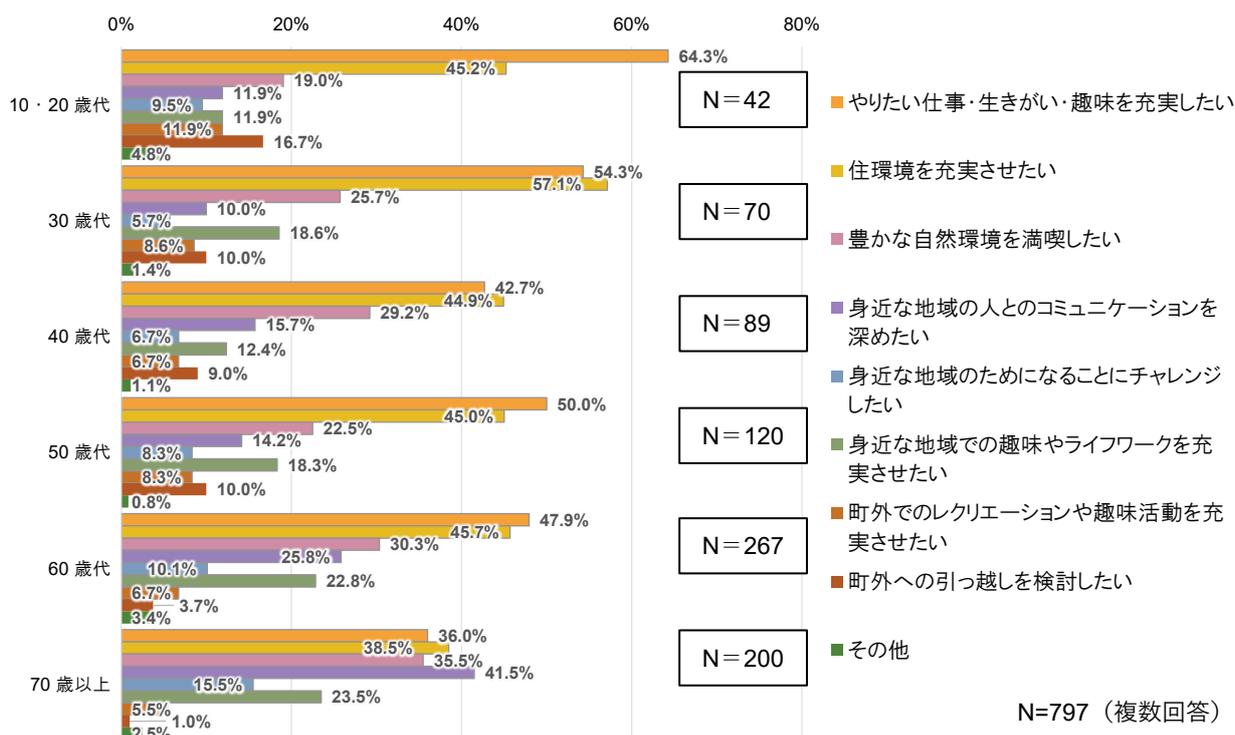
■川俣町で暮らしていくために重視したい点



年代別では10・20歳代で「やりたい仕事・生きがい・趣味を充実したい」「町外への引越しを検討したい」の割合が高く、30・40歳代で「住環境を充実させたい」が高くなっています。

60歳代以降で「身近な地域の人とのコミュニケーションを深めたい」や「身近な地域のためになることにチャレンジしたい」の割合が高くなっています。

■川俣町で暮らしていくために重視したい点×年代



2 町民アンケート結果から見た課題

町民アンケート結果を年代別で整理すると、人口維持に向けた若者の定住対策が重要な課題として挙げられます。さらに住民のニーズや意向からの分析結果として、地域活動の活性化をはじめ、生活環境・自然環境の保全・活用、健康・医療・福祉、教育の充実、産業振興、原子力災害からの復興について、今後の計画で取り組むべき課題が整理されました。これらの課題解決とともに、住民の生活満足度が向上するよう、各種施策に取り組んでいくことが必要です。

■若者の定住に向けた対策

- ・定住意向の肯定的意見は10～30歳代で5割未満
 - ・10・20歳代の「町外への引越しを検討」の割合が高い
 - ・10・20歳代はやりたい仕事・生きがい・趣味を重視
- ▶ 若年層に対し、川俣町に住み続けることができるよう、総合的な定住対策が必要

■地域活動の活性化

- ・暮らしで重視する点として「身近な地域のためになることへのチャレンジ」「身近な地域での趣味やライフワーク」の割合が低く、地域活動への関心が低い
- ▶ 地域コミュニティの活性化や活動の場の整備、交流促進が必要

■生活環境の充実や自然環境の保全・活用

- ・生活空間の安全性及び快適性の向上、道路網の整備、公共交通の維持・促進、農村環境の整備が必要
 - ・「住環境を充実させたい」「豊かな自然を満喫したい」の割合が高い
- ▶ 生活の希望をかなえ定住を促進するため、身近な生活環境について、ニーズに合った整備が必要

■高齢者をはじめとする健康・医療・福祉の充実

- ・「健康・医療・福祉の充実」を将来のまちのイメージとする割合が第1位でかつ年齢とともに割合上昇
 - ・60歳代以降「地域の人とのコミュニケーション」や「地域のためになることへのチャレンジ」が増加
- ▶ 健康で安心して暮らすことができるまち、高齢者福祉の充実、高齢者の活躍の場の創出が必要

■教育の充実

- ・「教育・生涯学習」を重視する割合が10～40歳代を通して高い
- ▶ 子どもの教育環境の充実が必要

■産業振興

- ・魅力あふれる店舗展開の促進、中心市街地の活性化と環境整備が必要
 - ・観光資源の保存と魅力ある観光地づくりが必要
 - ・雇用の安定、就労環境の改善が必要
 - ・「やりたい仕事・生きがい・趣味を充実したい」の割合が高い
- ▶ 日常の買い物環境の利便性の向上とともに商店街の活性化が必要
仕事の充実への希望をかなえる働く場の確保が必要

■原子力災害からの復興

- ・目指すべきまちのイメージで「復興」の割合は低いが、比較的に10・20歳代の割合が高い。
- ▶ 住民相互に助け合う意識の醸成とともに引き続き復興を目指していく意識の醸成が必要

第3節 “将来のまち”懇談会

1 実施概要

本町の将来について住民の皆様とともに考える“将来のまち”懇談会を2回にわたり開催しました。

第1回懇談会では、第6次振興計画の基本構想及びまちの将来像や方向性について、第2回懇談会では基本計画及び重点施策について意見交換を行いました。

町全体の将来について、各会場では日常生活から人口維持に関することまで、まちづくりの様々な分野に対しご意見を頂きました。

■ 懇談会の実施概要

テーマ	地区（自治会等）	開催日
第1回 基本構想、これからの まちの方向性について	小綱木・川俣南・福沢・仁井町	令和3年11月22日（月）
	鶴沢・中丁・すみよし・飯坂	令和3年11月24日（水）
	福田・本町・小神・小島	令和3年11月25日（木）
	山木屋・宮赤・中央・大綱木	令和3年11月26日（金）
第2回 将来像、基本計画及び 重点施策について	鶴沢・中丁・すみよし・福沢	令和4年7月26日（火）
	小綱木・川俣南・飯坂・仁井町	令和4年7月27日（水）
	福田・本町・小神・小島	令和4年7月28日（木）
	山木屋・宮赤・中央・大綱木	令和4年7月29日（金）

■ 各会場の様子



2 将来のまちについての意見整理

懇談会では、協働による地域活動のあり方、身近な生活環境や自然環境、子ども達の教育環境、働く場の確保等、主に住民生活を取り巻く身近な場面について、今後のまちづくりに向けた具体的な意見が出されました。特に、将来のまちの活力を維持するために町の人口を増やすことが重要視されています。

カテゴリ	まちの将来像や方向性についての具体的な意見	
	第1回懇談会での意見	第2回懇談会での意見
<u>町の人口を増やす</u>	<ul style="list-style-type: none"> ●空き家リノベーションや住宅の整備 ●結婚や子どもを持つことへの支援 ●移住したいと思う魅力の掘り起こし、創出 	<ul style="list-style-type: none"> ○出身地をはじめ多様性を受け入れる ○海外研修生の受け入れ体制強化 ○ニーズに応える多面的な移住者支援 ○交流拠点としての道の駅の活用
<u>協働・地域活動</u>	<ul style="list-style-type: none"> ●自治会担当職員制度の活用 ●集まる場所、集まる機会の確保 ●若者のまちづくりへの参画 ●世代間交流の活性化 ●いまある地域の良いつながり、コミュニケーションの継続 	<ul style="list-style-type: none"> ○住民への情報発信の充実 ○住民が主体的に情報を取得できるしくみ ○目的ごとにあらゆる年代の主な意見を聞く
<u>生活基盤・自然環境</u>	<ul style="list-style-type: none"> ●空き地や跡地、既存造成地の活用 ●中心市街地での商店の集約による賑わい再生 ●子どもにとって楽しい公園の整備 ●通勤・通学や生活手段としての公共交通の利便性向上 ●買い物便利なまち ●里山や森林、遊歩道など自然環境の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○デジタル化を明記した取組の展開 ○景観の向上 ○安価で質の高い住宅の供給 ○公共施設の老朽化対策 ○利用者にとって快適な道路空間整備 ○自治体バスやデマンドタクシーの利便性向上 ○再エネ利活用の促進や脱炭素への取組
<u>医療・福祉</u>	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者の生きがいづくり、自立支援 ●川俣での子育てのメリットを打ち出す ●医療機関へのアクセスや施設の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○学童の充実 ○参加しやすい老人クラブの運営
<u>教育・文化</u>	<ul style="list-style-type: none"> ●高校の存続 ●教育環境と教育内容の充実 ●歴史文化を大切にしたまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○中学生・高校生の通学支援 ○食育の充実 ○地域と学校の連携強化 ○独自の文化の情報発信
<u>産業</u>	<ul style="list-style-type: none"> ●町にある資源を観光に生かす ●企業誘致による雇用の創出 ●人口を増やすための働く場の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○農林業の担い手確保 ○農業を軸とした地域振興 ○集落の生活基盤の確保 ○耕作放棄地対策 ○広域的な観光振興 ○宿泊施設の充実 ○観光PRの強化
<u>復興・防災</u>	<ul style="list-style-type: none"> ●震災によるまちづくりへの影響の整理や総括の必要性 	<ul style="list-style-type: none"> ○復興の道のり・成果の情報発信 ○国や県との連携強化 ○帰還者が安心して暮らせる環境づくり ○帰還者を中心としたコミュニティの再生

第4節 総合戦略

1 まち・ひと・しごと創生総合戦略

第2期川俣町まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「第2期総合戦略」）においては、第5次振興計画にある「みんなでつくる 元気いっぱい 笑顔いっぱいのまち かわまた」を基本理念とし、「楽しい」・「笑顔」をキーワードとして、4つの基本目標とその目標ごとに基本的方向を定めています。第2期総合戦略では、子育ての基盤となる環境の整備、ホームページやSNSを活用した町の魅力発信、川俣町移住・定住相談支援センター設置による移住・定住の取組等を進めてきました。また、地域人材の確保や雇用の創出に向けた高校生向けの就職説明会の実施や学生インターンシップの受け入れ、新規就農支援や起業支援等に取り組みました。さらに、空き家・空き地の利用促進、介護予防のための健康づくり等も推進しています。加えて第2期総合戦略では、横断的な取組として多様な人材の活躍の場やSociety5.0の実現に向けた未来技術の活用、持続可能な開発目標（SDGs）を原動力とした地方創生を推進してきました。

今後は、これらの取組を引き続き進めていくとともに、出会い・結婚・子育ての支援事業の強化や、テレワークの浸透を契機とした移住者を増やすための取組、日常の移動の確保や健康寿命を延ばす取組等に注力していくことが必要です。

■「第2期川俣町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の体系

基本目標	基本的方向
1 結婚・出産・子育て 結婚・出産・子育ての希望がかない、 楽しく子育てできるまち	(1) 出会い・交流の場の創出・結婚支援 (2) 妊娠・出産・子育てへの不安を無くす切れ目ない支援 (3) 出産・子育てを見守り支える社会環境づくり (4) 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備
2 交流・関係人口の創出 地域の宝を活かし、 誰もが笑顔で交流できるまち	(1) まちの魅力発信 (2) 交流・関係人口の創出とさらなる拡大 (3) きめ細やかな移住・定住対策の促進 (4) 観光・交流拠点のさらなる魅力化
3 安定した雇用と活力の創出 誰もが元気に仕事ができ、 笑顔あふれるまち	(1) 地域産業を支える人材の確保・育成の推進 (2) 産業成長の支援 (3) 企業誘致、起業支援による雇用の創出 (4) 時代に適応した柔軟な働き方への対応
4 誰もが住みたいと思うまちづくり 安心で、住みやすく、 生きがいをもって楽しく暮らせるまち	(1) 魅力的なまちづくり (2) 誰もが安心して暮らせるまち (3) 健康で生きがいを持って楽しく暮らせるまち

<横断的目標>

多様な人材の活躍を推進する	・多様な人々の活躍による地方創生の推進 ・みんなが参加し、活躍できる地域社会の推進
新しい時代の流れを力にする	・Society5.0の推進 ・地方創生SDGsの実現

2 デジタル田園都市国家構想総合戦略

テレワークの普及や地方移住への関心の高まりなど、社会情勢がこれまでとは大きく変化する中で、国では令和5年度を初年度とし、5か年を計画期間としたデジタル田園都市国家構想総合戦略が令和4年12月23日に閣議決定されました。

デジタル田園都市国家構想総合戦略では、デジタル技術の活用により、地域の個性を生かしながら、地方の社会課題の解決、魅力向上のブレイクスルーを実現し、地方活性化を加速させ、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指すため、4つの取組方針（①地方に仕事をつくる、②人の流れをつくる、③結婚・出産・子育ての希望をかなえる、④魅力的な地域をつくる）と3つのデジタル実装方針（①デジタルの基盤整備、②デジタル人材の育成・確保、③誰一人取り残されないための取組）を定め、デジタル田園都市国家構想の実現に向けた取組を推進していくこととしています。

本町においても、第2期総合戦略の4つの基本目標と2つの横断的目標と基本的方向を定め、人口減少社会の克服と地方創生に取り組んできましたが、下記の表でデジタル田園都市国家構想総合戦略の取組方針・実装方針との対応を整理し、これまでの取組を踏まえながら、時代の変化に柔軟に対応し取組を進めていきます。

第6次振興計画においても、第2期総合戦略での取組を一体的に統合・継承し、深化させていくとともに、デジタルの力を活用し、社会課題解決や魅力向上を図ることとします。

■ デジタル田園都市国家構想総合戦略と第2期川俣町まち・ひと・しごと創生総合戦略との対応

デジタル田園都市国家構想総合戦略		第2期川俣町まち・ひと・しごと創生総合戦略との対応
4つの取組方針		4つの基本目標
①地方に仕事をつくる	→	1-3. 安定した雇用と活力の創出
②人の流れをつくる	→	1-2. 交流・関係人口の創出
③結婚・出産・子育ての希望をかなえる	→	1-1. 結婚・出産・子育て
④魅力的な地域を作る	→	1-4. 誰もが住みたいと思うまちづくり
3つのデジタル実装方針		横断的目標と基本的方向
①デジタルの基盤整備	→	2-2. 新しい時代の流れを力にする
②デジタル人材の育成・確保	→	2-1. 多様な人材の活用を推進する
③誰一人取り残されないための取組	→	2-2. 新しい時代の流れを力にする

第5節 復興計画

川俣町復興計画は、東日本大震災を乗り越えるため、特に原子力災害の克服により、元気と笑顔に満ち、安心して暮らせる地域を取り戻し、さらに、次世代に引き継ぐべき豊かな自然を回復すべく、住民相互の絆を一層深め、文化的・経済的に発展した新たな地域社会を構築するための具体的な取組や事業を示したものです。

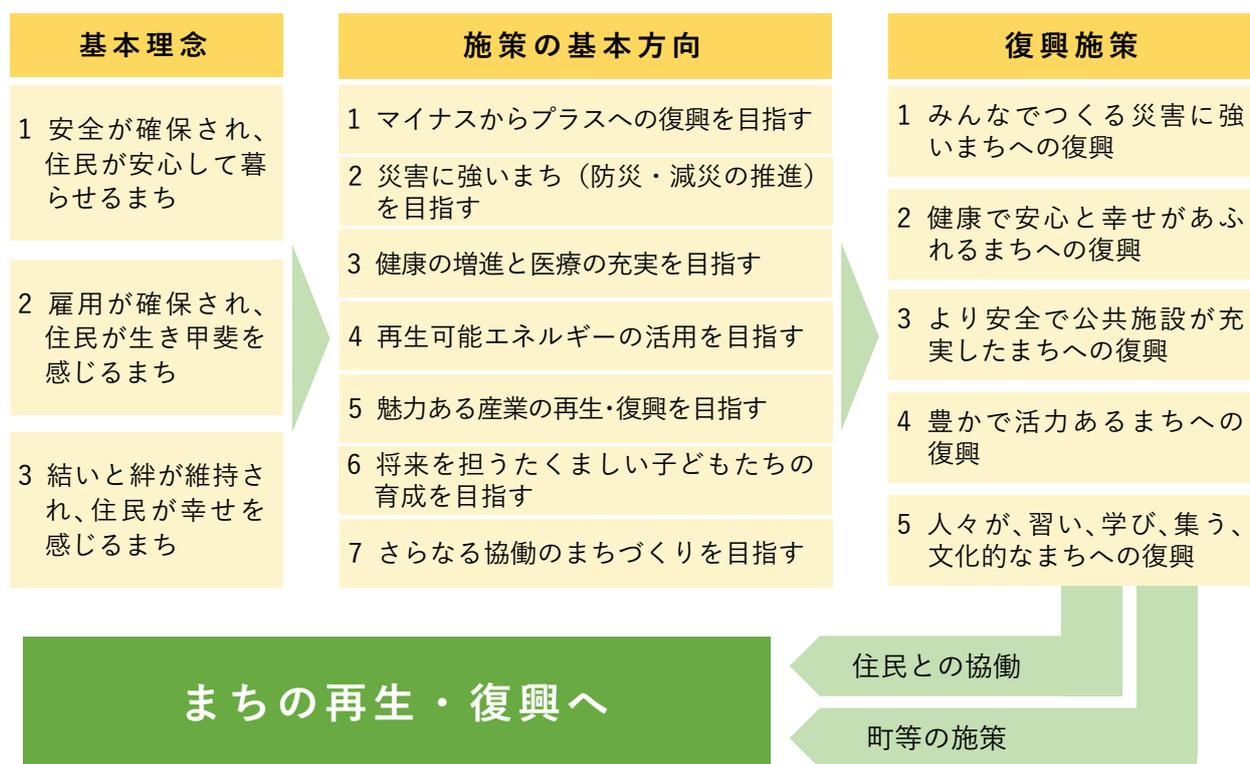
復興計画では、135事業のうち68事業が完了し、67事業は継続して実施中となっています。震災から12年が経過し、ハード事業は概ね順調に進んだものの、少子高齢化の加速や人口減少による影響が産業、医療、福祉、教育など様々な面に及び、確かな復興を実感できない現状です。

除染廃棄物の町外搬出は完了しましたが、仮置場の原状回復、放射線被害から住民の安全・安心を守る事業、産業の活性化を図る事業に継続して取り組む必要があります。

また、山木屋地区では、営農再開が着実に進む一方で、地域コミュニティの再生が進まず、今後の重要課題となっています。住民帰還が進まない山木屋地区を将来も持続可能な地域とするための取組が必要です。

原子力災害によって失われた日常を取り戻すため、今なお残る課題に対して、継続的な支援や対策を進め、確かな復興を成し遂げる必要があります。

■復興計画の体系



第6節 時代の変化による新たな視点

1 持続可能な開発目標（SDGs）の実現

平成27年に国連サミットにおいて採択されたSDGsは、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済、社会及び環境をめぐる広範な課題に対して統合的に取り組むこととしています。

我が国においては、「あらゆる人々の活躍の推進」や「健康長寿の達成」、「成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション」など8つの優先課題を掲げ、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」こととしています。

本町においても、豊かな自然と共生したまちの魅力向上や産業振興により、持続可能な住みよいまちの実現を目指すことが求められます。これらの取組の推進にあたり、SDGsの理念を取り込むことで、政策の全体最適化、地域課題解決の加速化という相乗効果が期待できるため、SDGsを原動力とした積極的な取組が必要といえます。

2 デジタルの力を活用した社会課題解決や地域の魅力向上

かつての平成の30年間で、インターネットや携帯電話を中心とする情報通信技術（ICT）が進化しデジタル経済の進展、さらには新型コロナウイルス感染症の拡大により、世の中の仕組みや人々の価値観、行動様式は大きく変化しました。そのような中、令和4年12月23日に閣議決定されたデジタル田園都市国家構想総合戦略により、地方の経済・社会に密接に関係する様々な分野において、デジタルの力の活用による地域活性化が一層推進されることとなりました。

こうした背景を踏まえ、本町では、積極的にデジタル技術を活用し、住民の誰もが快適にサービスや情報を利用できるよう、行政手続きのオンライン化を中心とした行政におけるDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進をはじめ、社会と行政が一体となった、誰もがデジタルの利便性を享受できる町を実現していくため、「川俣町デジタル化推進計画」に基づき計画的にデジタル化を推進することとしました。

本町では、すでに福島イノベーション・コースト構想に関連した先端技術の活用による製品開発等も進んでおり、テレワークの浸透による働き方の変化や学校教育におけるICT化など、身近な生活においても変革が起こりつつあります。

今後はまちづくりの課題を先進的なデジタル技術の活用で効率的に解決していく体制づくりが求められます。

3 脱炭素社会に向けた取組の必要性

近年、生産活動や消費活動に伴う二酸化炭素排出の抑制については、少なくとも先進国では政策の重要課題として位置づけられるようになりました。わが国でも、令和32（2050）年のカーボンニュートラル化が目標として打ち出され政策等に大きく踏み出すこととなりました。

そのような中で、風力発電、メガソーラーシステム等の太陽光発電、小水力発電などの再生可能エネルギーによる発電電力量を引き上げる努力がなされています。日本が排出する温室効果ガスのうち約9割が二酸化炭素であり、二酸化炭素の排出量の約4割が電力部門、残りの約6割が産業や運輸、家庭などの非電力部門からの排出となっています。令和32（2050）年カーボンニュートラルの実現は、並大抵の努力では実現できず、エネルギー・産業部門の構造転換、大胆な投資によるイノベーションの創出といった取組を大きく加速することが必要とされています。

本町においても、住民生活や生産活動のあらゆる場面における二酸化炭素排出抑制につながる取組を推進し、意識啓発を図っていくことが重要です。さらに、環境問題と経済成長の両立を目指し、町内企業等が脱炭素の領域に挑戦できるよう、各種支援体制を構築する必要があります。

4 防災・減災や安全・安心なまちづくりの必要性

地球温暖化に伴う異常気象は世界各地で問題となっており、我が国においても平成 30 年西日本豪雨災害や令和元年台風 19 号災害など激甚化する自然災害へのリスクが高まっています。

自然災害リスクに対しては国土強靱化などの対策が進められていますが、河川洪水に対する流域治水など、水害をはじめ地震、土砂災害、雪害等の災害分野についてもさらなる改善に向けた取組の必要性は依然として極めて高い状況にあります。

そのような中で、特に、防災行政における分野を超えた各種対策の統合化や、国、都道府県そして市区町村の役割分担及び連携体制の確立、さらに消防団をはじめとする地域の防災コミュニティの機能充実、住民の防災意識の向上が急務となっています。とりわけ地方分権の進展に伴って、住民に最も近い基礎自治体である市区町村における質と量の技術的能力の向上が不可欠となっています。

一方、自然災害以外についても、国民の安全・安心の懸念材料となる諸要素があり、新型コロナウイルス感染症の拡大において多くの問題が発生した非常時医療体制についても、将来に向けた課題が明らかとなりました。

これらの課題解決にあたって、制度面やインフラ面の改善はもとより、現状では他の先進国と比較して遅れをとっているわが国の行政のデジタル化に対応するとともに、個々の住民の意識改革及び地域コミュニティにおける防災面の活動の充実が非常に重要となっています。

5 コロナ禍の経験を通じた新たな暮らし方・働き方

新型コロナウイルス感染症拡大の経験から、世界各国は様々なことを学ぶと同時に、潜在的課題が顕在化し、政策的変革が模索されるようになりました。大都市への人口集中は、感染症まん延防止の観点からも課題が多く、人口と機能分散を図ることの重要性が再認識されたこともその一つです。

わが国も大都市への集中、特に東京一極集中がかねてより国土政策の最重要課題の一つでした。これまでも地方のインフラ整備をはじめ多くの施策が講じられてきていますが、その顕著な解決までは至っていません。

そのような中、充実した情報基盤を前提として、企業においてはテレワークが急速に進展し、教育機関においてもオンライン授業や講義が積極的に実施された結果、大都市の機能集中の象徴でもあった通勤混雑が著しく緩和するなど、今後の集中問題解決の糸口が見い出されました。

そしてコロナ禍を契機としてリモートワークや二地域居住を前提とした郊外居住や地方居住が再評価されており、これまで他の先進国に比べて大幅に遅れをとっていた新たなライフスタイル、新たなワークスタイルへの変革が顕著に進むことが期待されています。また、SNS を通じ地縁や血縁コミュニティに依らない新たな人と人とのネットワーク化の進展も暮らしの多様化を進めています。

これを契機に、自然豊かな環境の中での充実した居住環境や、本町の伝統的な地域文化を楽しむ活動に、住民のみならず来訪者が参画することが期待され、例えばふるさと納税などを通じた様々な関係人口の取り込みや地域活動の充実が求められます。さらには、これを好機と捉え、受け入れ側としての移住施策の推進も重要となっています。

第7節 これからのまちづくりの方向性

第5次振興計画の検証結果、町の現状、住民意向、社会の動向等を踏まえ、将来に向けたまちづくりの方向性を分野別に整理しました。

1 川俣町が向かうべき方向性

人口減少等の社会の変化に対応し将来にわたり住み続けることのできる町をつくる

人口減少が進む中でも本町が将来にわたって存続していくためには、多様な人々がまちづくりの様々な場面で担い手となって暮らしを支えていくことが必要です。その中で、お互いに社会を形成する一人として個性を尊重し、多種多様な価値観を認め合い、支え合う意識が大変重要です。

また、本町に住み続けてもらうためには、住まいや働く場、暮らしの利便性の確保はもちろん、魅力ある子育て環境や経済的な安定が必要です。人口減少を抑制し、維持していくために、これまで以上に移住・定住対策に力を入れ、様々な観点から本町の総力を挙げて引き続き取り組んでいく必要があります。

そのような中、社会は大きな転換点を迎えています。新型コロナウイルス感染症の拡大を経たアフターコロナ時代に向け、フリーランス、兼業・副業、ワーケーションの推進等、多様な働き方が模索されており、人々が望む働き方や暮らし方をかなえる場としての本町のあり方を探っていくことが有効といえます。さらに、地方に対する関心も高まっていることから、町外から地域の課題解決に関わっていく関係人口の拡大等、新たなつながりにより地域の活力の維持を図っていく取組が強く求められます。

加えて、デジタル技術の導入による効率化や住民サービスの向上、空き家や空き地の既存の遊休資源の活用など、新たな技術やシステムを有効かつ持続可能なコストで活用していくことで地域の持続的発展を目指していくことが不可欠です。

さらに、本町の誇るべき自然的資源を守り、育て、活用していくとともに、生活の様々な場面や企業活動における二酸化炭素排出抑制を進めるなど、次世代に持続可能な地球環境を引き継いでいく役割に、住民と行政が一丸となり取り組んでいくことが必要です。

2 分野別まちづくりの方向性

(1) 協働のまちづくりによる地域課題解決の推進

行政運営においては、人口減少による財政収入の減少等、時代の変化に対応しつつ新たな仕組みを取り入れ課題解決を図っていくための行政職員の資質の向上が重要課題といえます。

また災害対策を例に挙げると、自分自身や家族で備える「自助」、地域で助け合う「共助」、行政が行う「公助」の3つがあり、相互の役割分担と連携が大変重要です。これは地域における様々なまちづくり活動においても同様であり、行政が住民サービスの提供に責任を持つ役割を担うことを基本としつつ、住民と行政がお互いの責任と役割を認め合いながら、支え合い連携し、地域課題の解決や地域活性化を目指していく必要があります。

しかしながら町民アンケート結果によると、地域活動に対する関心が低いのが現状です。住民が主役となって暮らしの中の問題を解決できるよう、引き続き自治会の活動をはじめ、各種まちづくり団体等の活動への支援が求められます。そして、住民一人ひとりが自ら住む地域を良くしようと考え、参加し、支え合う地域づくりの実践が重要です。

(2) 質の高い生活基盤の整備と利便性の向上

暮らしの安全と利便性について、防犯や交通安全、消防・防災対策において住民の満足度が高く、身近な安全が確保されているといえます。一方で、生活道路及び幹線道路など道路網の充実や公共交通の利便性の確保、公園の整備などによる利便性と快適性の高い都市整備が求められています。また、地域社会におけるデジタル技術の導入と普及の促進により、生活に必要な情報の取得やサービスの利用において、利便性と満足度を高めていくことが求められます。

また、人口減少・少子高齢化社会に対応する都市整備として、町の中心部に医療・福祉・交流などの都市機能を集約するとともに居住環境を整備し、賑わいの再生を図る必要があります。あわせて各地域と中心部を結ぶ交通手段の確保により、日々の生活に必要な機能を維持することが重要です。

加えて、これまで私たちの暮らしを支え、豊かな恵みをもたらしてきた農地や山林、河川などの自然環境については、保全はもちろんのこと、改めて地域資源として積極的に活用し、自然と共生しながら、安全・安心に暮らすことのできるまちづくりに取り組んでいくことが求められています。

(3) すべての人の生活の安心を支える医療・福祉の充実

若者の定住対策が求められる中、本町が子育て世代に選ばれるためには、魅力ある子育て環境の整備など、ニーズを的確に捉えた満足度を高める施策展開が必要といえます。

さらに、高齢化率が上昇を続ける中で、高齢者が健康でかつ安心して暮らすための健康づくりや介護サービスをはじめとする高齢者福祉の充実が求められています。町民アンケートにおいて、年齢が高くなるほど地域活動への参加意欲が増していることから、高齢者が活躍できる環境づくりも重要です。

また、障がい者や生活困窮者など、行政の支援が必要な方々に対しては、引き続き必要な支援や自立に向けた効果的な取組を進めていく必要があります。

加えて、健康・医療の充実や地域福祉の推進は、住民の関心が非常に高い施策です。誰もが安心して暮らすことのできるまちとなるためには、医療機関や福祉関連団体及び各地域の協力体制のもと、引き続きニーズに合った各種施策を進めていく必要があります。今後は、人手不足を補いつつ住民が安心できる医療や福祉を提供するため、デジタル技術や AI 等の先端技術を積極的に活用していくことが求められます。

(4) 新たな時代に対応する学校教育と文化・芸術活動の推進

本町では、少子化が進行する中、子どもたちの望ましい教育環境を整備するため、小学校の統廃合を行いました。一方で1人1台の端末環境整備等、ICT教育への対応及び英語教育や情報活用能力の充実を図っており、今後ますます教育分野のDX推進による質の向上が求められています。町民アンケートでは特に子育て世代の教育への関心が高いことから、子育て世代に選ばれる教育環境の充実が人口減少対策としても重要な課題といえます。

また、本町では音楽の祭典「コスキン・エン・ハボン」を通じて町内外との交流活動が活発に行われるなど、住民は文化・芸術分野の取組について高く評価しています。今後もこうした異文化交流や特色ある文化・芸術活動の機会や場の充実を図りつつ、広く情報発信することで、特色ある観光コンテンツとして町外との交流の拡大に寄与することも期待されます。一方で、国や地域を越えた多様性への理解や、国際的な広い視野で考え行動できる人材育成に努める必要があります。

さらに、各種講座や講演会、スポーツ活動の支援など、今後も住民が生涯を通じて文化やスポーツを楽しむ生きがいを感じることができるよう、支援の継続が求められます。

(5) 企業誘致や地場産業の活性化による働く場の確保

本町のモノづくり産業は、東日本大震災によって大きな影響を受けて以降、震災前の取引関係の維持・回復に取り組むとともに、新たな需要の開拓、供給ネットワークの構築、工業団地造成と企業誘致を実現しました。しかしながら住民意向を踏まえると、引き続き活力ある産業の創出と、特に若者が魅力を感じる働く場の確保が優先課題となっています。そのため、IT 関連産業や環境・エネルギー産業等の成長分野の企業誘致や、イノベーション創出に向けた企業間連携の支援、若者の創業・起業の支援、デジタル人材の育成等を積極的に進めていく必要があります。また、ポストコロナ時代のワークスタイルの変容を好機と捉え、企業等のテレワーク導入の普及やサテライトオフィス誘致への取組が求められます。

農林業においては、山木屋地区などでは、アンズリウムの生産や担い手農家による飼料作物の生産に着手し、農地の除染と経営規模及び生産品目の拡大、花き等の施設園芸の拡大による収益の確保などにより農業再生を図っています。しかしながら、全町的な課題として農林業従事者の高齢化、遊休農地の増加、担い手不足等が深刻化していることから、農業経営の安定化を図るために、引き続き6次産業化や高付加価値化を進めるとともに、スマート農業の技術導入の支援などに取り組んでいく必要があります。

商業については、町民アンケートによると食料品などの日常の買い物は町内で、衣料品や家具家電などは町外へ購買範囲が広がっています。町内では郊外型大型店が立地し、それに伴い中心商店街の衰退が進んでいます。そのため、店舗の充実や中心市街地の活性化が強く求められており、中心部の賑わいの再生が重要課題となっています。

(6) 東日本大震災及び東京電力福島第一原発事故からの復興

平成23年3月11日午後2時46分に起こった東日本大震災の後に発生した東京電力福島第一原子力発電所における事故によって、本県沿岸・内陸部に高濃度の放射性物質が飛散し、地域住民の財産や雇用など生活基盤が奪われました。さらには放射性物質による風評被害等により農・商・工業は深刻な被害を被りました。

特に山木屋地区においては、原発事故による計画的避難区域に指定され、地区住民1,252名が区域外への避難を余儀なくされました。6年後の平成29年3月31日に避難指示は解除されましたが、町外への避難者は若い世代が多く、帰還が進まない状況にあります。そして避難の影響による山木屋地区のコミュニティの衰退は深刻であり、震災前まで培ってきた住民の絆の再生は最重要課題といえます。

震災後、復興計画に基づき「マイナスからゼロ」、「ゼロからプラス」を目指して、各種事業を展開してきました。しかしながら、ハード事業は概ね順調に進んだものの、少子高齢化の加速や人口減少の影響もあり、復興は道半ばの状況です。

引き続き東日本大震災を風化させることなく、放射線被害の防止や産業の活性化に取り組んでいく必要があります。また、山木屋地区については、将来に向けた持続可能な地域づくりが大きな課題です。産業振興と支援、住民が健康で安全・安心に暮らせるための環境整備など、住民に寄り添った復興事業が求められます。

3 まちづくりの方向性のまとめ

第5次振興計画の検証、住民意向、社会情勢の変化等からこれからの川俣町におけるまちづくりの方向性を整理しました。

第5次振興計画 の評価・検証 からみた課題	施策展開の見直しと重点取組が必要な分野 <ul style="list-style-type: none"> ● 産業振興と雇用の確保 ● 交通網をはじめとする生活基盤整備 ● 店舗の充実等、中心市街地活性化 	継続的かつ分野横断的に取り組む分野 <ul style="list-style-type: none"> ● 原発事故からの復興のための各種施策の継続 ● 子育て支援、質の高い教育の継続 																
町民アンケート 結果からみた 課題	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 若年層に対し、川俣町に住み続けることができるよう、総合的な定住対策が必要 ◆ 地域コミュニティの活性化や活動の場の整備、交流促進が必要 ◆ 生活の希望をかなえ定住を促進するため、身近な生活環境について、ニーズに合った整備が必要 ◆ 健康で安心して暮らすことができるまち、高齢者福祉の充実、高齢者の活躍の場の創出が必要 ◆ 子どもの教育環境の充実が必要 ◆ 日常の買い物環境の利便性の向上とともに商店街の活性化が必要 ◆ 仕事の充実への希望をかなえる働く場の確保が必要 ◆ 住民相互に助け合う意識の醸成とともに引き続き復興を目指していく意識の醸成が必要 																	
“将来のまち” 懇談会における 意見（一部抜粋）	<table border="1"> <tr> <td>町の人口を増やす</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 定住対策の充実 ● 移住対策の充実 </td> </tr> <tr> <td>生活基盤・自然環境</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 生活基盤の整備 ● 道路交通網の整備 ● 中心市街地の賑わい再生 ● 里山・森林の活用・脱炭素 </td> </tr> <tr> <td>教育・文化</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 教育の充実 ● 歴史・文化を大切にしたまちづくり </td> </tr> <tr> <td>復興・防災</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 復興の道のり・成果の情報発信 </td> </tr> </table>	町の人口を増やす	<ul style="list-style-type: none"> ● 定住対策の充実 ● 移住対策の充実 	生活基盤・自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活基盤の整備 ● 道路交通網の整備 ● 中心市街地の賑わい再生 ● 里山・森林の活用・脱炭素 	教育・文化	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育の充実 ● 歴史・文化を大切にしたまちづくり 	復興・防災	<ul style="list-style-type: none"> ● 復興の道のり・成果の情報発信 	<table border="1"> <tr> <td>協働・地域活動</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域のつながりの維持 ● 住民意見の反映 </td> </tr> <tr> <td>医療・福祉</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者福祉 ● 子育て支援 ● 医療機関へのアクセスや施設の充実 </td> </tr> <tr> <td>産業</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 働く場・雇用の確保 ● 農村環境の維持 ● 観光振興 </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ● 帰還者を中心としたコミュニティの再生 </td> </tr> </table>	協働・地域活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域のつながりの維持 ● 住民意見の反映 	医療・福祉	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者福祉 ● 子育て支援 ● 医療機関へのアクセスや施設の充実 	産業	<ul style="list-style-type: none"> ● 働く場・雇用の確保 ● 農村環境の維持 ● 観光振興 	<ul style="list-style-type: none"> ● 帰還者を中心としたコミュニティの再生 	
町の人口を増やす	<ul style="list-style-type: none"> ● 定住対策の充実 ● 移住対策の充実 																	
生活基盤・自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活基盤の整備 ● 道路交通網の整備 ● 中心市街地の賑わい再生 ● 里山・森林の活用・脱炭素 																	
教育・文化	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育の充実 ● 歴史・文化を大切にしたまちづくり 																	
復興・防災	<ul style="list-style-type: none"> ● 復興の道のり・成果の情報発信 																	
協働・地域活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域のつながりの維持 ● 住民意見の反映 																	
医療・福祉	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者福祉 ● 子育て支援 ● 医療機関へのアクセスや施設の充実 																	
産業	<ul style="list-style-type: none"> ● 働く場・雇用の確保 ● 農村環境の維持 ● 観光振興 																	
<ul style="list-style-type: none"> ● 帰還者を中心としたコミュニティの再生 																		

第2期川俣町まち・ひと・しごと創生総合戦略 (デジタル田園都市国家構想総合戦略)	川俣町復興計画
<ul style="list-style-type: none"> ● 結婚・出産・子育て、交流・関係人口の創出、安定した雇用と活力の創出、誰もが住みたいと思うまちづくり ● 多様な人材の活用を推進する、新しい時代の流れを力にする。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 放射線被害から住民の安全を守る ● 産業の活性化

新たに求められる対応	持続可能な開発目標(SDGs)の実現 環境負荷を認識して行動するとともに町が有する自然と共生した持続可能な住みよいまちを実現	脱炭素社会に向けた取組の必要性 住民生活や生産活動のあらゆる場面における二酸化炭素排出抑制につながる取組の推進と意識啓発	防災・減災や安全・安心なまちづくりの必要性 防災・減災に関する制度やインフラの改善、住民の意識改革及び地域における防災活動の充実	コロナ禍の経験を通じた新たな暮らし方・働き方 コロナ禍を契機として関係人口の受け入れ、さらに移住へとつながる施策の推進
デジタルの力を活用した社会課題解決や地域の魅力向上 まちづくりの課題を先進的なデジタル技術の活用で効率的に解決していくための体制づくり				

これからのまちづくりの方向性

人口減少等の社会の変化に対応し将来にわたり住み続けることのできる町をつくる		
協働のまちづくりによる地域課題解決の推進	質の高い生活基盤の整備と利便性の向上	すべての人の生活の安心を支える医療・福祉の充実
新たな時代に対応する学校教育と文化・芸術活動の推進	企業誘致や地場産業の活性化による働く場の確保	東日本大震災及び東京電力福島第一原発事故からの復興

II 基本構想



第 1 章 川俣町の将来像

第 1 節 町の特性

本町は、県都福島市の東南約 20km の位置にあり、四方を里山に囲まれ、町の中心部には広瀬川が流れる自然豊かなまちです。川俣盆地を中心に、絹織物の町として発展してきました。

個性ある芸術文化を有しており、日本最大級のフォルクローレ・フェスティバル「コスキン・エン・ハポン」の開催や山木屋太鼓など、若者を中心に文化をつないでいます。また田んぼスケートリンクやフェンシングなどのスポーツにも親しむことができる環境です。

町の特産品はシルク製品や川俣シャモが有名ですが、さらに伝統の強みを生かした新しい産業の創出としてウェアラブル端末の開発、近畿大学との復興プロジェクトによるアンズリウムの栽培などにも取り組んでいます。

東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故によって避難指示区域に指定されていた山木屋地区は、平成 29 年 3 月に避難指示が解除されました。復興メガソーラー発電所の整備や営農再開に向けた先進的な農業モデルの導入など、住民が安心して暮らすことができるよう環境整備を進めています。また買い物や飲食、交流などのハブ機能を担う復興拠点商業施設「とんやの郷」は、地域コミュニティの再生や情報発信、交流の場となっています。

しかしながら、山木屋地区の住民帰還が停滞するなど復興は道半ばであり、地域コミュニティの維持など新たな課題への取組が必要となっています。



第2節 目指すべき将来像

1 まちづくりの理念

人口減少や少子高齢化が進展する中であっても、多様化する住民ニーズや急速な社会変容に柔軟に対応する必要があります。住民や地域、地元企業など様々な主体が行政と一体となり、それぞれの役割を担い、支え合うことで地域課題の解決や地域の活力を維持し、持続可能な社会を創出していくことが求められています。また、今までに築き上げてきたものだけでなく、新たな活力や人の流れをつくり、次世代を担う人材の確保にも取り組んでいく必要があります。

本町のまちづくりを進めていくにあたり、まちづくりの基本理念を「人口減少社会においても持続可能な活力ある地域社会の創出」と定め、以下の3つの柱を掲げます。

今後は、このまちづくりの理念を基本として、施策や事業の展開を図っていきます。

●まちづくりの理念●

人口減少社会においても持続可能な活力ある地域社会の創出

(1) 活力を次世代につなげる

古くから絹のまちとして栄えてきた歴史や伝統、独自の芸術・文化を継承しつつ、豊かな自然環境を守り育てながら本町の魅力を次世代に伝えます。加えて、本町の地元企業の活性化や農林業の振興などを図り、今ある活力を最大限に活かしつつ発展させて次世代に引き継いでいき、これからも住民が豊かに暮らせるまちづくりを進めます。また、より良い暮らしを実現するため生活基盤や医療・福祉が充実した安全・安心なまちを形成します。

(2) 活力を育てる

少子高齢化や一人暮らしの高齢者が増加するなど社会環境の変化が進む中、地域の相互扶助機能や教育力の低下が懸念されています。地域コミュニティを生かし、まちを支えている様々な主体との連携を図りながら、支え合い、まちづくりの担い手を確保・育成し、全ての人が健康でいきいきと活躍できるまちづくりを推進していきます。また、次世代を担う子どもたちの教育環境を充実させ、時代の変化に対応した学びを得ることができる環境整備に取り組みます。

(3) 活力を生み出す

本町が有する地域資源や魅力を十分に生かし、観光情報やイベントなどを積極的に情報発信することで新たな交流人口の拡大によるにぎわいを創出します。また、デジタル技術の活用により、テレワークなど多様な働き方を創出し、関係人口の拡大や移住・定住の促進につなげていくとともに、企業誘致や起業支援、町外の人材と多様なつながりを形成することで新たな力を生み出し、地域の活力創出を進めます。

2 将来像

まちづくりの理念と3つの柱を踏まえて、本町が目指す将来像を「みんなの笑顔と若い活力にあふれ自然豊かな 歴史と文化が薫るまち」と定めます。

本町は豊かな自然を生業に生かし、独自の芸術・文化を育てながら歴史を紡いできました。先人たちから受け継いできた、これらの地域資源を大切に守り育て、次世代へ引き継いでいくとともに、住民だけでなく町に関わる様々な人の活力をまちづくりに生かし、住民一人ひとりが幸せに暮らせるまちを目指します。

●将来像●

みんなの笑顔と若い活力にあふれ 自然豊かな 歴史と文化が薫るまち

キャッチフレーズ **グッとスマイルかわまた**

この将来像の「みんなの笑顔」は、子どもから高齢者まで、性別や年齢、障がいの有無などに関わらず個性が尊重され笑顔で暮らしているまちを表しています。

「若い活力にあふれ」は、次世代を担う子どもたちが笑顔で学び、まちに誇りと愛着を持ってたくましく成長し、子育て環境や働く場が充実し、若者が笑顔でいきいきと活躍しているまちを表しています。

「自然豊かな」は、本町の豊かな自然を大切に守りながら、教育や産業など様々な分野に生かして魅力あるまちを表しています。

「歴史と文化が薫る」は、先人たちが残した独自の芸術・文化などが継承され、町の歩みがこれからも「川俣町」という歴史を刻み続けることを表しています。

また、次世代を担う子どもたちをはじめ様々な住民と将来像を共有し、実現に向けた取組を一体となって推進していくため、キャッチフレーズとして「グッとスマイルかわまた」と定めます。

「グッと」は英語の Good であり、なおかつ「心にグッとくる」感動を与えるという意味を込め、町の魅力を自信と誇りをもって伝える喜びと相手に伝わる喜びを笑顔の「スマイル」で表し、町に長く住み続ける、町外からの移住定住が増える「“住まい”る」を連想させるフレーズとしています。

3 重点施策と基本目標

将来像を実現するため、前期基本計画期間中（令和5年度～令和10年度）において、特に重点的かつスピード感を持って分野横断的に推進していく重点施策と、まちづくりを総合的に推進していくうえで目指すまちづくりの基本目標を定めます。

(1) 重点施策



① 子育て支援

少子高齢化と人口減少による活力低下をくい止め、持続可能な社会を実現するため、子どもを育てるための様々な支援や環境を充実させ、次世代の人材を確保していきます。若い世代をはじめとして、出会い、結婚から出産、子育てのあらゆる段階における支援の充実を図ります。さらに、次世代を担う子どもたちが心も身体も健全にすくすくと成長し、豊かな学びを得ることができるよう取組を総合的に推進します。

② 移住・定住

本町に住まう人々が住み慣れた地域で暮らし続けたいと思うまちづくりを進め、生活の様々な場面において快適な環境を確保し、定住を促進します。また、本町の個性や魅力を広く効果的に発信し、町外からの移住を促進するとともに、町外に住みながら本町へ定期的に通うサテライトオフィスやワーケーションなど多様な町外人材との新たな関わりを創出する取組を推進します。

③ 活力ある産業

本町に魅力を感じて暮らし続けられるよう、地場産業の活力を高め雇用機会の創出を図ります。中心市街地の活性化や既存産業の経営基盤の強化に加え、福島イノベーション・コースト構想との連携や企業誘致、起業支援による新たな産業の創出に向けた取組を推進します。また、充実した就労環境を確保するための取組を推進します。

④ みんなの生きがいづくり

誰もがまちづくりを支える担い手として、いきいきと活躍し続けることができる環境づくりを進めます。年代や性別に関係なく、住民一人ひとりが社会の一員として生きがいをもって、暮らしていくことができるよう、多角的な取組を推進します。様々な交流や地域活動への参画、生涯学習による学び続けることができる環境づくり、スポーツへの参加促進など、活躍の場や機会の拡大を推進します。

(2) 基本目標

1 みんなで助け合いながら自分らしく生きるまち

地域づくりの主役は住民であるという基本認識のもと、互いに支え合う地域活動を活性化するための支援を行います。一人ひとりが地域活動への関心を高め、自治会等の地域の活動を基盤としてお互いに助け合いながら地域課題の解決やより良い地域社会の実現に取り組んでいきます。

また、性別や年齢、出身地や障がいの有無などを超え、多様な背景を認め合い誰もが自分らしく生きることができる社会を構築します。

2 安全で便利な生活と豊かな自然が共生するまち

日常生活の利便性を高めるための道路網や公共交通の充実、中心市街地の賑わい再生、ゆとりある暮らしのための住環境整備や公園、レクリエーションの場の確保など、特に若い世代にとって魅力を感じることでできるまちづくりを進めます。

また、自然環境を貴重な資源として捉え、ふるさとの風土や里山などを守りつつ観光や交流促進において有効に活用していきます。さらに、世界的な取組である脱炭素化への取組として、住民生活や生産活動の様々な場面において二酸化炭素排出抑制を推進します。

3 子どもから高齢者まで元気で安心して暮らせるまち

子どもから高齢者までそれぞれのニーズに的確に応える福祉の充実を図り、各種取組をさらに推進します。加えて、医療や介護の専門職の人材を育成・確保し、質の高いサービスが提供できるように医療・介護の体制整備の充実を図ります。

特に少子高齢化が急速に進展する中で、出産や子育ての希望をかなえることができる環境を総合的に整えていきます。これらの取組の展開にあたっては、行政サービスに加え地域全体での見守りや子育てなど、様々な場面で多様な人々との協力体制を構築していきます。

4 充実した学びと独自の文化を創造するまち

教育の場における ICT 化とグローバル社会に対応する多様な教育システムの導入を引き続き進めていきます。一方で、本町が紡いできた歴史や文化、芸術に触れる機会の充実を図るとともに、心豊かにたくましく生きていくための力を育むことができるよう、家庭、地域社会との連携強化による教育力の向上に努めます。

さらに、生涯学習や生涯スポーツ活動を積極的に推進するとともに、地域に根ざした文化、伝統などの保存、伝承に努め、地域の素晴らしさを後世に伝えます。また、歴史・伝統文化を情報発信し、町外人材との交流を進め関係人口を増加させます。さらに国際交流を活性化し、国際的な広い視野で考え、行動できる人材育成に努めます。

5 産業と働く人がいきいきと輝くまち

農林業については、農林業従事者の高齢化と担い手不足が深刻化していることから、引き続き農業生産物の高付加価値化、新たな販路の開拓に努め、遊休・荒廃農地については農地の集約、有効活用により未利用地の解消を図ります。

工業については、近年主力となっている輸送用機械、金属機械加工、電子・機械部品製造などについて、技術力の向上や人材育成の支援を図るとともに、雇用の場を創出するための企業誘致を展開します。

商業については、中心商店街のにぎわいの再生、空き店舗や空き家の活用による新たな交流の場の創出を図ります。さらに観光については、地域の自然資源や歴史・文化資源を生かした活性化に取り組みます。

また昨今、働き方の選択肢が広がっていることを踏まえ、本町の特性を生かした起業支援やテレワークの場の整備など、就業者が自分らしい働き方を実現できる環境を提供します。

6 原子力災害からの復興を目指すまち

放射線に対する不安がなく、安全・安心に暮らすことができるよう、仮置場の原状回復に努めるとともに、必要な除染や放射線モニタリングを継続します。また、産業復興として、農林業や観光に今なお残る風評の払拭、ALPS 処理水などにより懸念される新たな風評への防止対策に取り組みます。さらに、被害を受けた事業者が事業を再開・継続できるよう支援を行います。

山木屋地区においては、地域の活力とコミュニティの再生に向けて、引き続き各方面からの復興を進めます。また、復興拠点商業施設「とんやの郷」を拠点として、避難者をはじめ町内外との多様な交流機会を創出し、地域の絆とにぎわいの再生を図ります。

将来像

みんなの笑顔と若い活力にあふれ 自然豊かな 歴史と文化が薫るまち

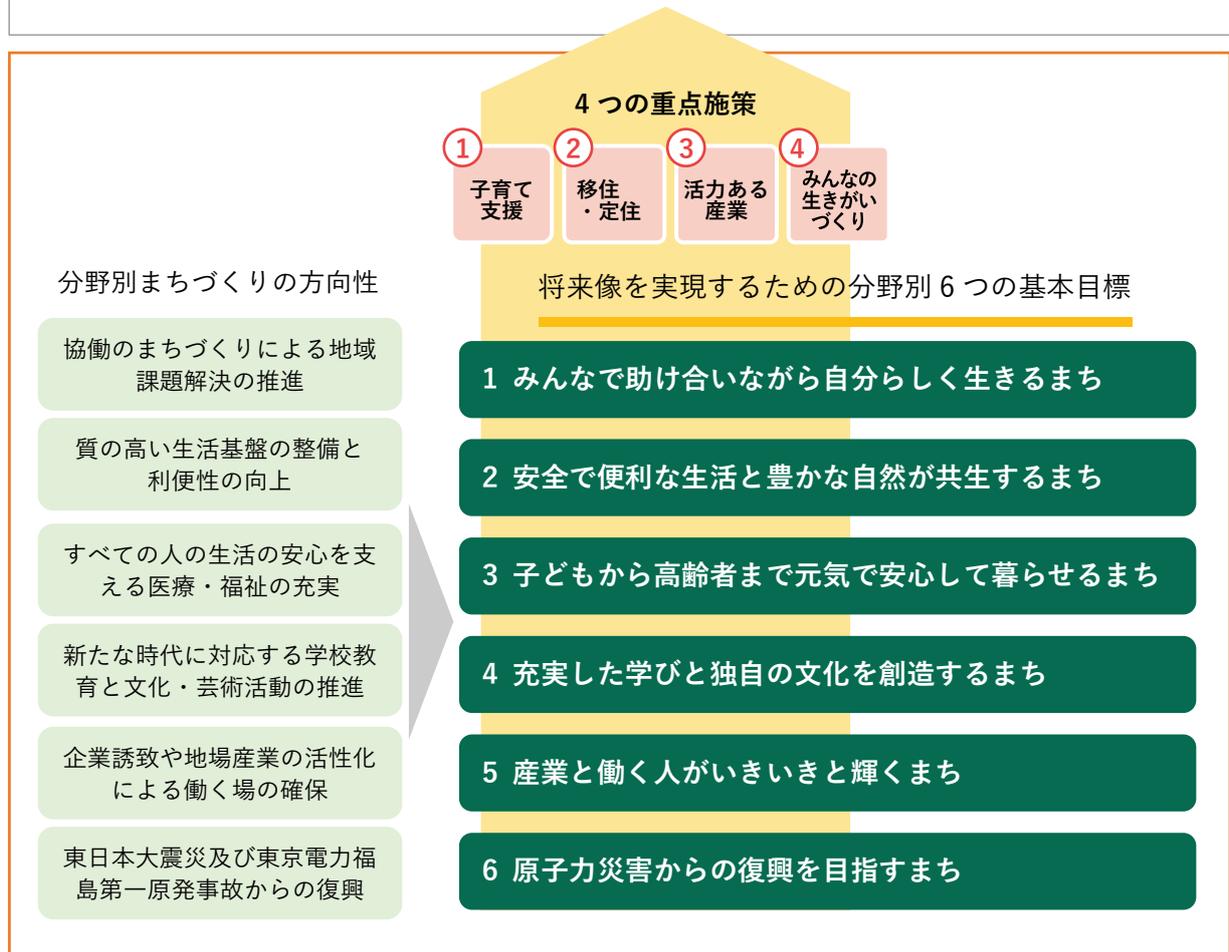
キャッチフレーズ

グッとスマイルかわまた

基本理念

人口減少社会においても持続可能な活力ある地域社会の創出

- (1) 活力を次世代につなげる
- (2) 活力を育てる
- (3) 活力を生み出す



4 デジタルの活用による地方創生

本町では、デジタル田園都市国家構想総合戦略に掲げる「4つの取組方針」と「3つのデジタル実装方針」を踏まえ、デジタル活用による地方創生を推進してつため、第6次振興計画と第2期総合戦略の対応を整理し、一体的に取組を進めます。

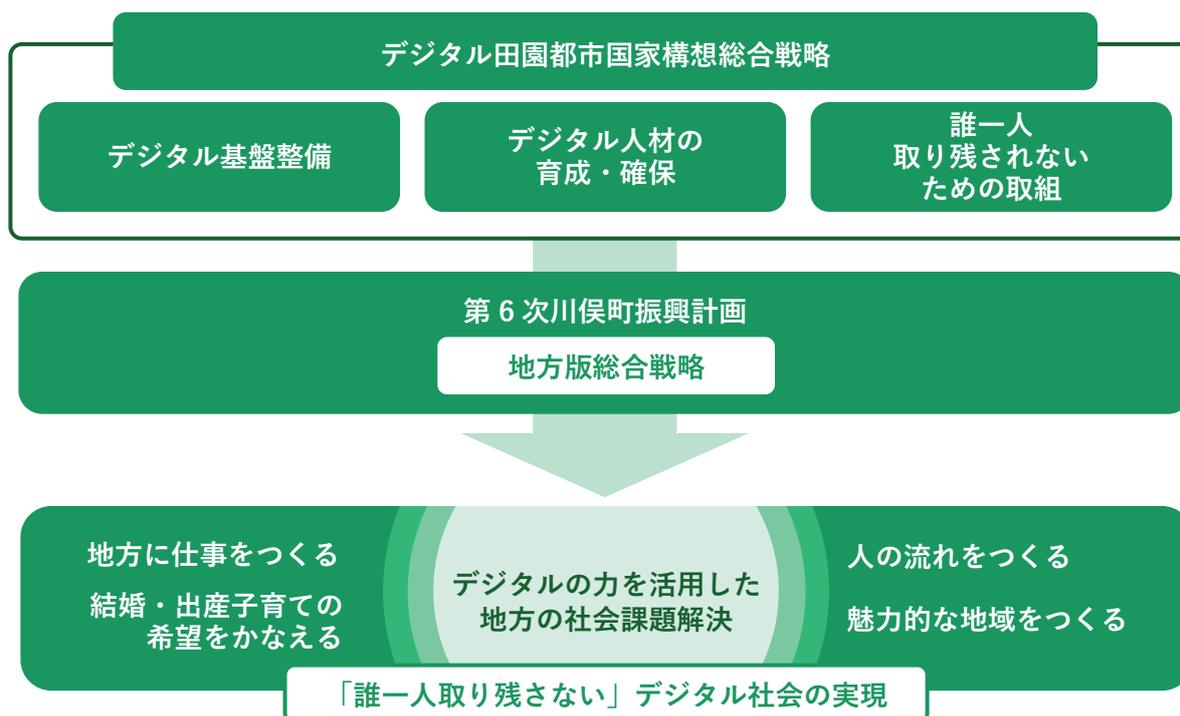
個人情報保護に万全を期したうえで、電子申請やスマート窓口の整備等の行政基盤のDXと、住民の利便性の向上に資するデジタルインフラやデータ連携基盤、オープンデータの整備等の両輪を、産学金官の緊密な連携やデジタル人材の育成・確保を通じて推進します。

また、デジタル技術を活用し、住民ニーズを把握するとともに、本町が有する人や地域資源のポテンシャルに最新のデジタル技術とデータ活用を掛け合わせることで、複雑化、多様化する地域課題を解決し、住民の暮らしやすさを大きく高めます。

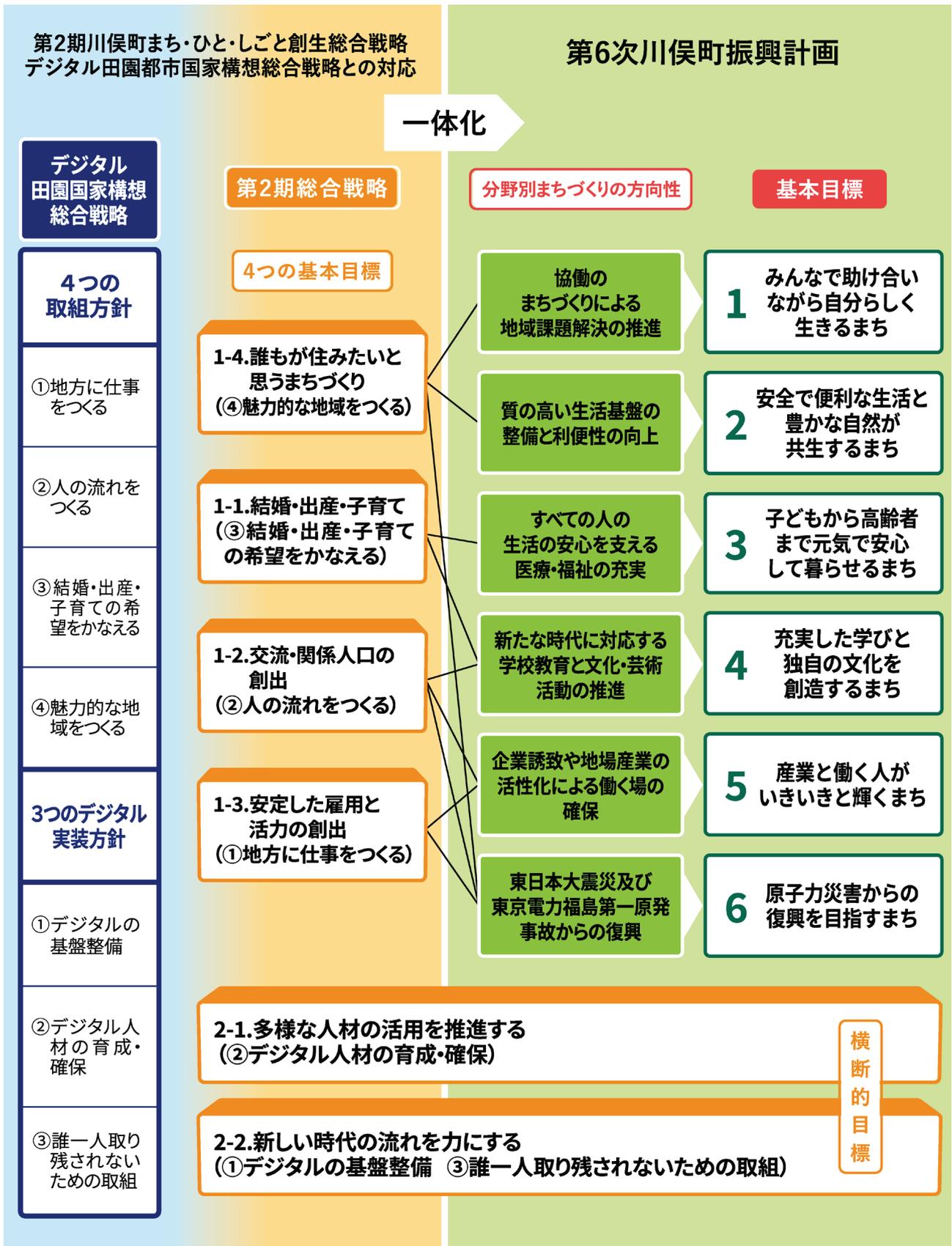
さらに行政運営はもとより、地域社会におけるデジタルの実装や産業分野におけるイノベーションの推進等により、地域の活力を生み出していきます。

加えて、全ての住民がデジタル化の恩恵を受けることができる「誰一人取り残さない」デジタル社会の実現を目指します。

■ デジタルの力を活用した地方の社会課題解決



■ 国の総合戦略と第2期総合戦略・第6次振興計画における基本目標との対応



5 持続可能な開発目標（SDGs）の実現に向けて

平成 27（2015）年に国連サミットにおいて採択された SDGs は 17 の目標を掲げ、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済、社会及び環境をめぐる広範な課題に対して統合的に取り組むこととしています。

我が国では「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」こととしており、こうした理念は本町のまちづくりの理念である「人口減少社会においても持続可能な地域社会の創出」に共通する大変重要な視点です。

新型コロナウイルス感染症拡大により社会的弱者への影響が生じ、ジェンダー間の格差や子どもの貧困率など、日本国内でも様々な既存の課題が一層浮き彫りになった一方で、これまで進んでこなかったデジタル化の急速な進展など、社会の変化が見られます。また世界的にも、カーボンニュートラルの実現に向けた動き、データ活用の急速な進展、国際秩序の新たな動きなど、変化がダイナミックに生じています。そのため、本町においても住民の生活と経済を支え、さらには新たな技術を活用し、全ての人が生きがいを感じられる、新しい社会を創り上げていく必要があります。特に、気候変動は人類共通の待ったなしの課題であり、地域社会全体で総力を挙げて二酸化炭素排出抑制をはじめとした環境対策に取り組む必要があります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

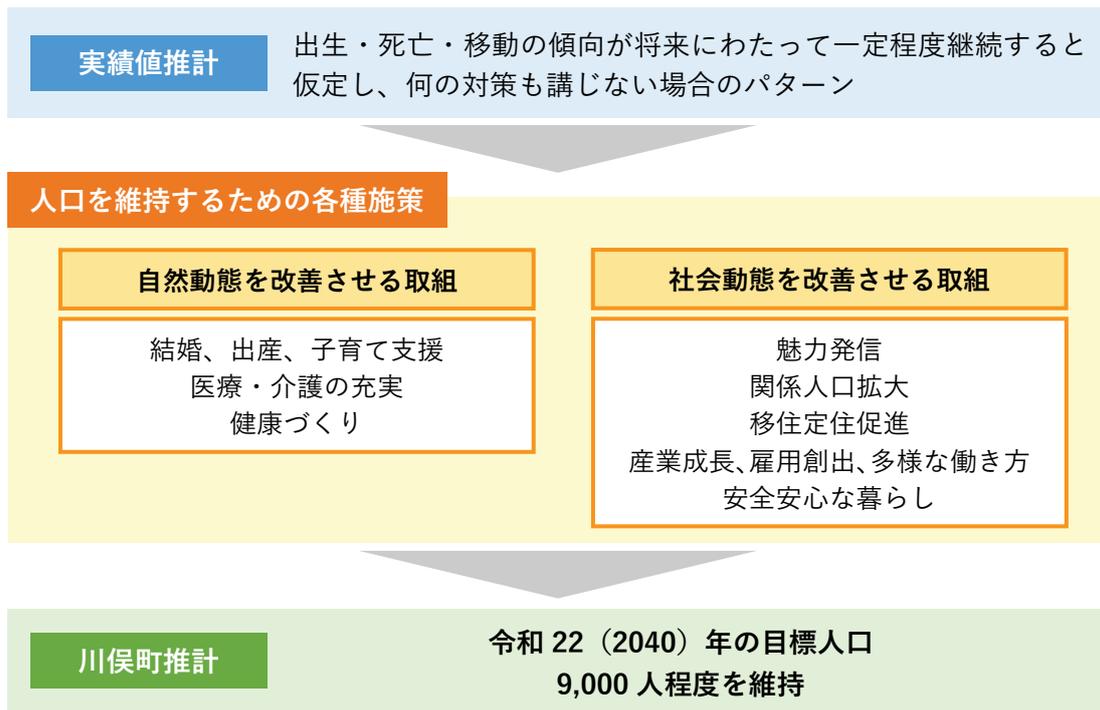


第3節 将来人口の見通し（人口ビジョン）

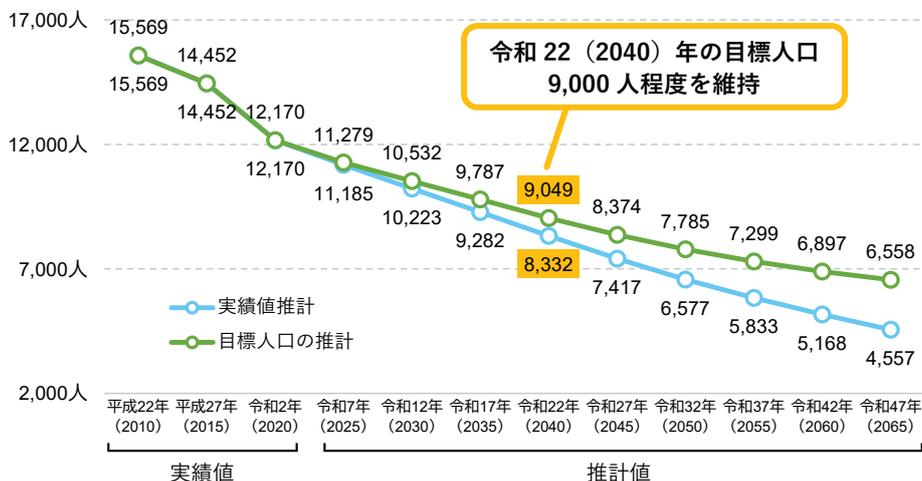
1 目標人口

国・県の人口ビジョンの趣旨を踏まえ、将来人口を展望しました。

何の対策も講じない場合の推計結果（実績値推計）では、令和22（2040）年の人口が8,332人と推計されますが、国が示した令和42（2060）年に人口1億人を維持するという考え方や、人口を維持するための各種施策を推進することにより、長期的な目標として令和22（2040）年における人口を9,000人程度で維持することを目指します。



■ 目標人口設定のシミュレーション



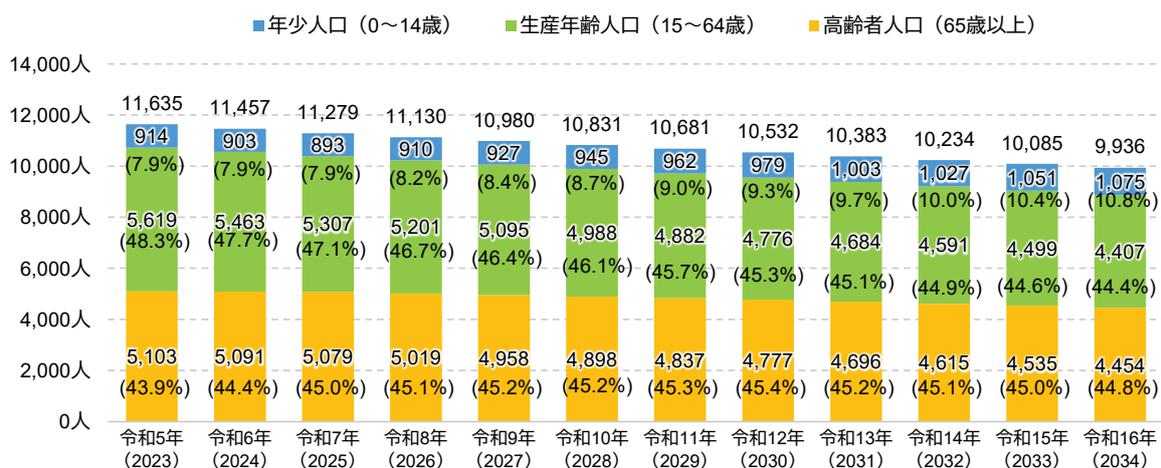
2 目標人口における年齢構成・世帯数

わが国は、急速な少子高齢化が進み、人口減少社会に突入しています。本町においても東日本大震災における原子力災害を契機にその傾向が加速しました。

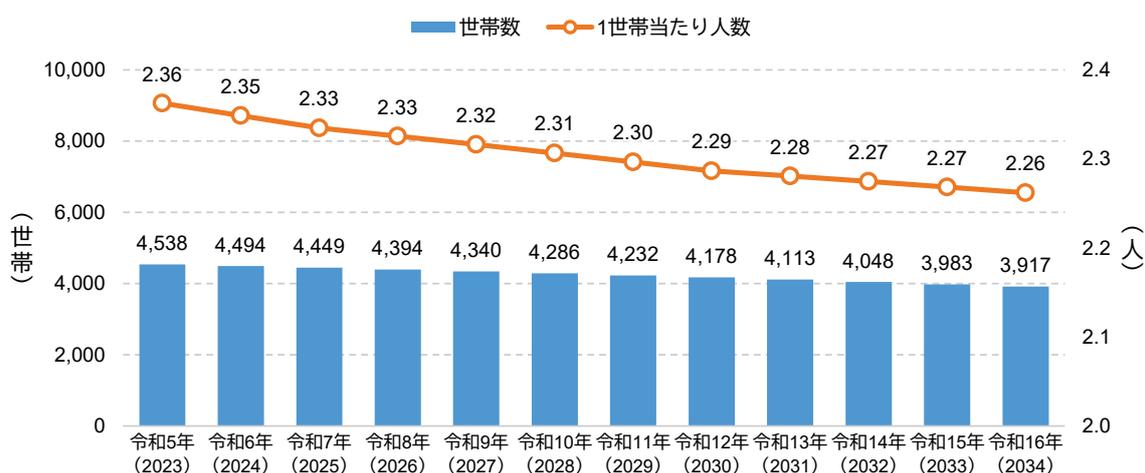
このような現状を踏まえ、人口ビジョンで示された将来展望（令和22年に人口9,000人程度を維持）の実現に向けて、基本構想の目標年次である令和16年の町の総人口を9,936人とすることを目指します。

目標年次（令和16年）で目指す年齢別人口は、年少人口が1,075人、生産年齢人口が4,407人、高齢者人口が4,454人となり、総世帯数は約3,917世帯で、1世帯当たり人員は2.26人です。

■総人口と年齢区分別人口の見通し



■世帯数及び1世帯当たりの人数の見通し



注：世帯数は、世帯主率法により求めた。1世帯当たりの人数は世帯数で総人口を除いて求めた。

第 2 章 土地利用の基本方針

1 区分別の土地利用の方向性

(1) 生活機能集中整備ゾーン

行政機能、保健・福祉・医療機能、商業機能、文化教育機能などが集積する中心市街地を、「生活機能集中整備ゾーン」と位置づけ、コンパクトに町の機能を集中させ、商業と地域経済の活性化を強化する魅力ある土地利用を進めます。また、都市基盤を支える機能の充実・強化を図ります。

(2) 居住ゾーン

中心市街地及びその周辺部を「居住ゾーン」と位置づけ、宅地の無秩序な開発を避け良好な居住環境を創出・保全し、戸建住宅の誘導を図ります。

(3) 田園居住ゾーン

中心市街地以外の国道沿いを「田園居住ゾーン」と位置づけ、自然環境の保全や防災性の向上を図りながら、交通の利便性を生かした良好な居住環境の創出・保全を図ります。

(4) 商業ゾーン

鶴沢地区の国道 114 号沿いの道の駅川俣や郊外型大型商業施設が立地する地域を「商業ゾーン」と位置づけ、中心商店街との共存を図るとともに、国道通過客の吸引により町の商業の活性化を促進します。

(5) 工業集積ゾーン

西部工業団地などの既存工業団地や必要に応じ新たに造成する工業団地を「工業集積ゾーン」と位置づけ、新たな企業誘致や産業の集積、町内の既存の工場などの移設を促進します。

(6) 里山環境保全ゾーン

里山や農地などは、「里山環境保全ゾーン」と位置づけ、環境保全を図るとともに、集落ごとの個性を生かした生活環境、歴史文化環境の整備に努めます。

なお、農業については、農地の集約化や荒廃農地の有効活用などを図ります。

山林については、山林の持つ多面的、公益機能を強化するために、荒廃林地の増加を抑制するとともに、住民の憩いの場や豊かな自然を求めて来訪する都市住民との交流の場として、自然保護及び都市部との交流を進める土地利用を図ります。

川俣町土地利用基本構想図



III 基本計画



前期基本計画

令和 5 年度～令和 10 年度

施策の体系

将来像

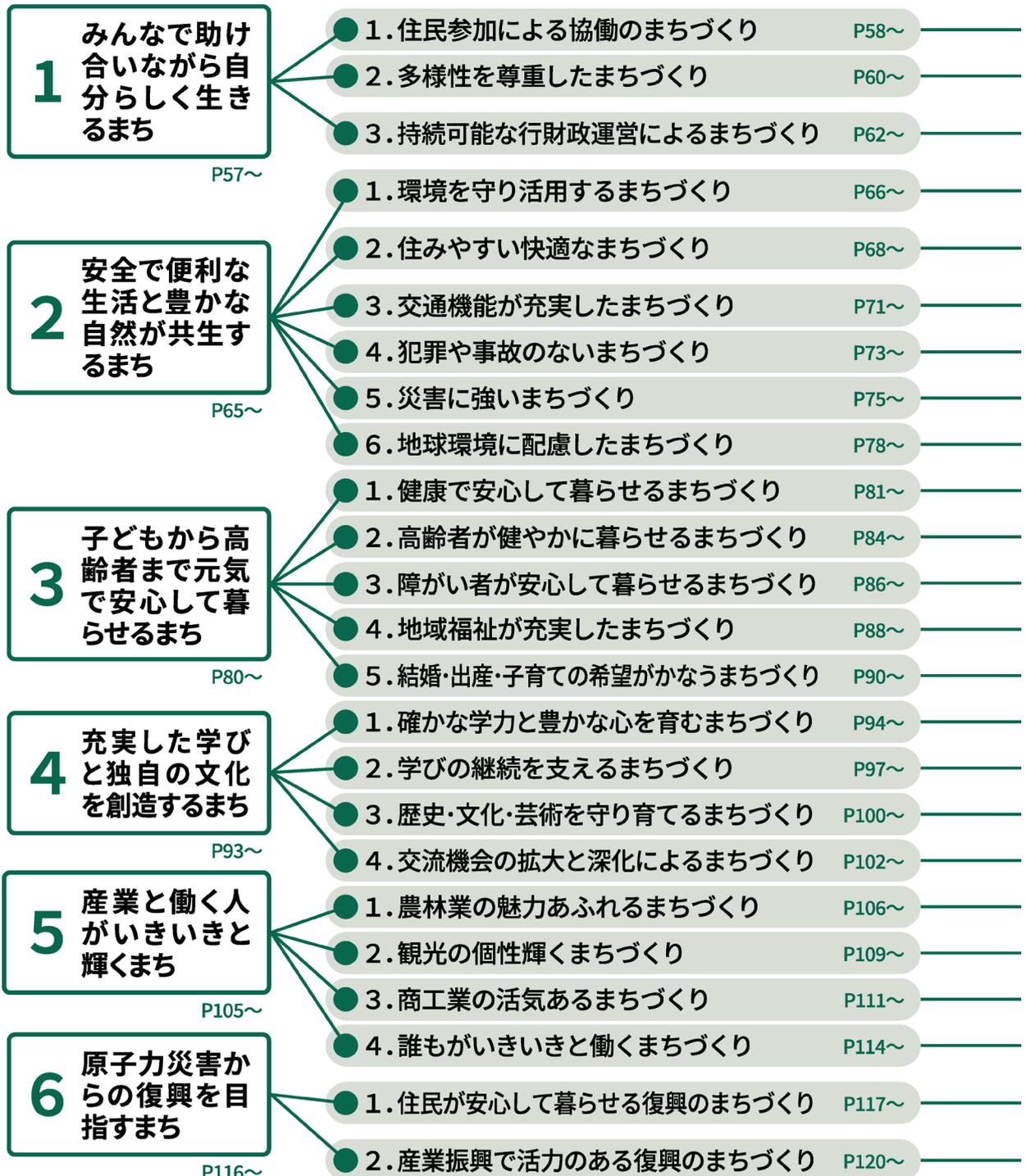
みんなの笑顔と若い活力にあふれ
自然豊かな 歴史と文化が薫るまち

キャッチフレーズ

グッとスマイルかわまた

基本目標

まちづくりの基本方針



基本
理念

人口減少社会においても
持続可能な活力ある
地域社会の創出

(1) 活力を次世代につなげる
(2) 活力を育てる
(3) 活力を生み出す

重点
施策

施 策

① 子育て支援

- | | |
|--|--------------------------------|
| 1. 住民参画の推進 | 2. 地域活動の支援と強化 |
| 1. 男女共同参画社会の推進 | 2. 多様性を認め合う共生社会の推進 |
| 1. 変化に対応した行財政運営の推進
3. 行政のデジタル化の推進 | 2. 広域連携の推進 |
| 1. 自然環境の保全 | 2. 資源の有効活用 |
| 1. 計画的な土地利用と施設の維持管理
3. 水道の安定供給と排水処理の適正化 | 2. 良好な住宅環境の整備
4. 地域デジタル化の推進 |

② 移住・定住

- | | |
|------------------|---------------------|
| 1. 道路の安全性と快適性の向上 | 2. 地域公共交通の維持と利便性の向上 |
| 1. 防犯対策・交通安全の強化 | 2. 消費者保護体制の充実 |
| 1. 危機管理及び防災体制の強化 | 2. 消防体制の充実強化 |
| 1. 地球温暖化対策の推進 | 2. 循環型社会の形成 |

③ 活力ある産業

- | | | |
|--------------------|-----------------------|------------|
| 1. 健康づくりの推進 | 2. 医療体制の充実 | 3. 社会保障の安定 |
| 1. 高齢者福祉及び支援の充実 | 2. 介護予防と生きがいづくりの促進 | |
| 1. 障がい者の社会参加と自立の促進 | 2. 障がい者が暮らしやすい社会の確立 | |
| 1. 地域福祉の推進 | | |
| 1. 結婚にいたるための支援の推進 | 2. 総合的な子育て支援の推進 | |
| 1. 質の高い教育の推進 | 2. 地域との連携強化と特色ある教育の推進 | |

④ みんなの生きがいづくり

- | | | |
|---------------------------------------|---------------------|-----------------|
| 1. 生涯学習の充実 | 2. スポーツの振興 | 3. 家庭における教育力の向上 |
| 1. 歴史・伝統文化の保護と継承 | 2. 文化・芸術活動の活性化 | |
| 1. 関係人口の拡大 | 2. 移住・定住施策の充実強化 | 3. 国際交流の推進 |
| 1. 農業の振興 | 2. 農村環境の整備 | 3. 林業の振興 |
| 1. 地域の個性と魅力を生かした観光振興 | | |
| 1. 地元企業への支援 | 2. 起業・創業の支援と企業誘致の促進 | 3. 商店街の活性化 |
| 1. 雇用の創出と安定 | 2. 働き方改革の推進 | |
| 1. 安全・安心な生活環境の確保
3. 山木屋地区のコミュニティ再生 | 2. 山木屋地区の生活支援 | |
| 1. 産業の再生 | 2. 山木屋地区の産業再生 | |

基本目標 1 みんなで助け合いながら自分らしく生きるまち

- **基本方針1. 住民参加による協働のまちづくり** P58~
 1. 住民参画の推進
 2. 地域活動の支援と強化
- **基本方針2. 多様性を尊重したまちづくり** P60~
 1. 男女共同参画社会の推進
 2. 多様性を認め合う共生社会の推進
- **基本方針3. 持続可能な行財政運営によるまちづくり** P62~
 1. 変化に対応した行財政運営の推進
 2. 広域連携の推進
 3. 行政のデジタル化の推進

基本目標 1 の指標

項目	現状	目標 (R10)
まちづくり情報の共有化に関する 5 段階評価満足度の平均値 (アンケート)	3.23 (R3)	3.93
住民参画・協働のまちづくりの促進に関する 5 段階評価満足度の平均値 (アンケート)	3.02 (R3)	3.83
家庭や職場で男女の地位が平等になっていると回答した人の割合 (アンケート)	家庭 43.3% (R3) 職場 31.2% (R3)	家庭 50% 職場 50%

まちづくりの基本方針 1 住民参加による協働のまちづくり

目指す まちの姿

住民一人ひとりをはじめ様々な主体がまちづくりに参画し、共に考え、それぞれが役割を担うことで、より住みやすい協働のまちを目指します。



●現状と課題

本町では、自治会を通じて地域住民が様々なまちづくり活動へ参画しており、地域活動において自治会は重要な役割を担っています。町は、各自治会に町職員を配置する「川俣町自治会担当職員制度」を活用し、協働のまちづくり活動に取り組んでいます。このほか、ボランティアや NPO 法人などの各種団体においても高齢者の見守り支援など積極的な助け合い活動等が行われており、かわまた夏祭り「からりこフェスタ」など実行委員会形式によるイベント開催なども活発に行われ、地域の活性化に大きく貢献しています。

また、各種計画の策定にあたっては住民懇談会や審議会等の開催、パブリックコメントなどを通じて、住民意見をまちづくりの施策に反映しています。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い新しい生活様式が求められる近年では、暮らし方や働き方の変化に伴い、日常生活の利便性だけではなく、自然環境の豊かさやゆとりある暮らしやすさも重視されています。このような価値観の多様化は、行政ニーズの複雑化・多様化につながっており、社会の変化に対応した、誰もが暮らしやすいまちをつくるためには、行政のみならず、住民一人ひとり、組織・団体、企業などがまちづくりに積極的に参加できる仕組みを構築し、様々な声をまちづくりに反映することが必要です。

そして、若者の町外への流出が進み、若い世代の地域活動への参加の少なさなど、少子高齢化による地域運営への課題が表面化している中、地域の担い手の育成・確保とともに住民が主体となる地域活動への支援・強化が求められています。

●まちづくりの施策と取組内容

施策 1：住民参画の推進

施策の方向性

行政情報や地域活動に必要な情報について、行政と住民との共有化を図るとともに、年代や性別を問わず多くの住民の声が反映されるまちづくりを推進します。

主な取組

(1) 広報の充実

- 広報誌やホームページに加えて、SNS・動画などの多様なデジタル媒体を活用して、住民の興味・関心を喚起するとともに、情報発信と情報公開の充実を図ります。
- 住民など情報を必要としている人がより使いやすいホームページへ見直しを検討します。
- 必要な情報を、必要な時に、必要な人が取得できるように、適切でわかりやすい情報発信と情報公開に努めます。

(2) 広聴の充実

- 住民の声が行政に的確に反映されるよう、町政懇談会や相談業務、自治会担当職員制度の活用、アンケート調査、パブリックコメントなど、多様な手段を用いて住民意見の把握を図ります。

- 住民の意見や要望について、行政組織内での情報共有を図り、迅速かつ的確に反映されるよう横断的な対応に努めます。

(3) 自治意識の高揚

- 住民の自治意識の高揚やまちづくりへの関心を高めるため、各種講座・セミナーなどの開催や情報の提供に努めます。
- 様々な機会を通じて、町に対する誇りや愛着の醸成を図り、シビックプライドを大切にしたまちづくりを進めます。

(4) 住民参加の機会拡大

- まちづくりに関する学習機会などの充実を図り、住民意識の向上と地域のまちづくりを担う人材の育成に努めます。
- 各種審議会や委員会等における委員の一般公募など、政策の企画段階から実行、進捗管理や効果検証・評価に至るまで、幅広く住民が参加できる機会の充実を図ります。
- 町政への関心とまちづくりへの参画意識を高めるため、特に若年層の投票率向上を意識した意識啓発と公民教育に努めます。

主な指標

項目	現状	目標 (R10)
SNS (Twitter・Instagram・Facebook) フォロワー数	1,037 人 (R4)	5,000 人
町公式ホームページアクセス数	522,157 件 (R4)	780,000 件
町の施策に住民意向が反映されているとの 5 段階評価満足度の平均値 (アンケート)	3.23 (R3)	3.5

施策 2：地域活動の支援と強化

施策の方向性

住民が主体となるまちづくり活動や地域コミュニティの活性化を図り、行政のみならず多様な主体が相互に連携した持続可能な地域活動を支援します。

主な取組

(1) 住民自治活動の支援

- コミュニケーションツールの導入等をはじめとする自治会との連携強化により、自治会活動の円滑な推進を図ります。
- 自治会担当職員制度を効果的に活用し、自治会や地域活動の支援を図ります。

(2) 多様な担い手の育成・確保

- 地域団体、民間事業者、地域おこし協力隊、ボランティア、NPO など、多様な主体と協働してまちづくりを推進する体制をつくります。
- 若者が参加しやすい交流の場やイベントを充実させ、地域の担い手の確保と育成を図ります。

(3) 多様な地域活動の支援・充実

- 地域づくり活動に対する各種支援策等を活用し、地域コミュニティ活動の充実・強化を図ります。
- 地域コミュニティ活動の場である地区公民館等の環境を整備し、地域活動の活性化を図ります。
- 大学等の高等教育機関が有する学術的・専門的な知見や研究ノウハウをまちづくりに活用するため、幅広い分野での連携・協力を図ります。

主な指標

項目	現状	目標 (R10)
自治会担当職員の活動回数 (年間)	21 回 (R3)	30 回
NPO/ボランティア等との協働事業の実施数 (年間)	9 事業 (R3)	9 事業
地域活動の促進に関する 5 段階評価満足度の平均値 (アンケート)	3.11 (R3)	3.75

まちづくりの基本方針 2 多様性を尊重したまちづくり

目指す まちの姿

住民一人ひとりの多様性が尊重され、差別や偏見のない、誰もが幸せに暮らすことができるまちを目指します。



●現状と課題

本町では、川俣町男女共同参画推進条例を制定するとともに、条例の基本理念を達成するため、第3次川俣町男女共同参画推進計画（令和4年5月策定）を定め、住民一人ひとりが性別にとらわれることなく、個人として社会の様々な分野に参画し、責任を分かち合う男女共同参画社会の実現に向けて各種施策を推進してきました。

近年、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識や、子ども、高齢者、障がい者、外国人などの人権に関する様々な問題、マイノリティへの不当な扱いや差別など、コロナ禍による生活様式や働き方が変化してくる中で、多様性及び人権保護に関する重要性が改めて認識されてきています。

地域社会においても人と人とのつながりや助け合いの希薄化が危惧される中、様々な立場の人々がともに支え合う意識の醸成が重要となっており、人々の価値観やライフスタイルの多様性を受け入れ、様々な立場にある人々を支え包摂するとともに、それぞれの個性を尊重し、認め合い、良いところを生かす「ダイバーシティ&インクルージョン」へ向けた社会的な取組が必要となっています。

性別や年齢・国籍等を問わず、社会を形成する一人ひとりの個性を尊重していくために、事業所や学校などと連携した人権教育及び意識啓発の充実を図るなど、多様性を尊重したまちづくりが求められています。

●まちづくりの施策と取組内容

施策 1：男女共同参画社会の推進

施策の方向性

性別にとらわれることなく、それぞれが持つ能力を平等に発揮できる、男女共同参画社会づくりに取り組みます。

主な取組

(1) 男女共同参画の意識づくり

- 男女平等意識の浸透を図るため、学校教育や生涯学習、家庭や地域活動において、講座やセミナー、情報提供などによる意識啓発など、様々な広報・啓発活動の充実をめめます。
- 女性の社会的な活動機会の拡充のため、リーダーとなる人材の育成や女性団体活動の支援を推進します。
- 家庭・職場・地域など様々な場面での「ジェンダーバイアス」や「アンコンシャスバイアス」を解消する啓発活動に努めます。

(2) 男女共同参画の環境づくり

- 希望するすべての女性が様々な場面で活躍できるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進や多様な働き方への支援、男性の育児休暇等の取得促進に向けた企業や事業主への意識啓発などを進め、誰もが活躍できる環境づくりを推進します。

- 性別にかかわらず、あらゆる分野で活躍できる男女共同参画社会の環境整備のため、様々な意思決定の過程に男女がバランスよく参画できるよう努め、多様な意見を取り入れるとともに、地域活動や防災等における男女共同参画を進めます。

主な指標

項目	現状	目標 (R10)
男女共同参画推進事業を実施した回数 (年間)	0回 (R3)	3回

施策 2：多様性を認め合う共生社会の推進

施策の方向性

人権尊重の理念について正しい理解を深めるとともに、様々な背景を持つ個人や価値観を認め合うことで、一人ひとりの多様な個性を尊重する社会づくりに取り組みます。

主な取組

(1)人権の尊重と支援の充実

- 人権教育・啓発を推進する指導者の育成や団体・グループの支援を推進します。
- 分かりやすい人権教育、人権啓発活動の充実を図ります。
- 男女間における DV (ドメスティックバイオレンス) などの精神的・身体的暴力やセクシャル・ハラスメントの発生防止と根絶に向けて、人権擁護と被害にあった人の保護を強化します。
- 啓発リーフレットや講座等を活用して、性の多様性や性的マイノリティについての理解促進を図ります。
- 人権尊重のための様々な分野における相談・支援機能の充実と、相談機関や公的支援制度との連携・協力関係の強化を図ります。
- 広報誌やホームページ、SNS など多様な媒体を活用し、総合的かつ効果的な人権啓発を推進します。
- 人権に関する職員研修の充実を図り、人権擁護に努めます。
- 児童・高齢者等の虐待を防ぐため早期発見・対応、保護、自立支援に至る取組を支援します。

主な指標

項目	現状	目標 (R10)
人権擁護推進活動数 (年間)	7回 (R3)	7回



まちづくりの基本方針 3 持続可能な行財政運営によるまちづくり

目指す まちの姿

時代の変化に対応した行財政運営に取り組み、持続可能なまちを目指します。

SDGs
実現目標



●現状と課題

本町では、令和2年3月に川俣町行財政改革大綱2020を策定し、少子化と超高齢社会、人口の急激な減少、頻発する自然災害等への対応及び住民サービスの維持・向上を図るため、限りある資源である人材、資産、資金等を効率的・効果的に活用し、持続可能な行財政運営の確立に努めてきました。

また、ふるさと納税による新たな財源の確保や施設運営の民間委託による省コスト化を図るとともに、多様な住民ニーズに対応するために研修などによる職員の資質向上、広域連携など、より良い行政サービスの提供に取り組んでいます。

そのような中、人口減少・少子高齢化のさらなる進行やライフスタイルの多様化、地方分権の進展等により、基礎自治体の役割が高まり、職員の役割・責任が増大しています。経済情勢の低迷が続いている中、財政運営においても厳しい局面が続いており、地域社会の持続可能性は、地方創生を推進するための基盤ともなるものであり、その確保に向けた取組を着実に進めていく必要があります。

今後も、将来にわたる安定した行政サービスの提供及び持続可能な財政基盤の強化を図るため、中長期的な視野に立った財政ビジョンの確立に努め、財源の適正配分、新たな財源確保、デジタル技術などの新たな手法も取り入れながら、健全な行財政運営に努めていく必要があります。

●まちづくりの施策と取組内容

施策1：変化に対応した行財政運営の推進

施策の方向性

多様化する住民ニーズに的確かつ柔軟に対応するとともに、限られた行財政資源の有効活用を図りながら、財政収支バランスのとれた健全で持続可能な行財政運営に努めます。

主な取組

(1) 健全な行財政運営

- 各部門間を越えた技術的・専門的な職務間の連携強化により、緊急時においても強靱な組織体制の構築を図ります。
- 事務事業のスクラップアンドビルドを徹底し、経費の節減・合理化を推進します。
- ふるさと納税の魅力ある仕組みづくりに努めるなど、新たな財源確保の取組を推進します。
- 公共施設のランニングコストの抑制や、コスト意識に基づいた事業の実施や投資効果・費用対効果に配慮した事業の導入・運営に努めます。
- 全額地方交付税措置のある臨時財政対策債などを除く実質的な起債残高の抑制を図ります。

(2) 持続性を高める行財政運営

- 公共施設の維持保全の財源確保に向けて、町が保有する土地・施設などの利活用を検討します。
- 企業の誘致、起業の促進など新たな課税客体の拡充に努めます。
- 納税方法の利便性の向上や収納対策の充実により、自主財源の安定的な確保を図ります。
- 課税客体を適正に把握するため、県や国の関係機関との情報連携を強化し、適正な賦課を推進します。

(3) 民間活力の導入の推進

- 民間活力を活用した住民サービスの向上に努めます。
- PPP/PFI の導入や民間委託により経費の削減を図るとともに、民間のノウハウを生かした公共施設の効率的な運営管理を推進します。

(4) 職員の適切な配置と資質向上

- 組織の目的や価値観の共有を促進し、仕事に対するモチベーションを高めていくよう、職員間のコミュニケーションの活性化を促進します。
- 職員一人ひとりが仕事と生活の調和を図りながら能力を最大限発揮できる環境を整備します。
- 職員個々の能力・適性や事務事業の性格に応じた職員の適正配置を図ります。
- 適正な職員数により人件費の抑制に努めます。
- 継続的な職員研修を実施し、職員の政策形成能力、調整能力、専門性などの向上に努めます。

主な指標

項目	現状	目標 (R10)
実質公債費比率	4.4 (R3)	6.9
ふるさと納税額 (年間)	39,767 千円 (R3)	80,000 千円
指定管理、施設等の運営委託、PPP/PFI 等の民間活力を導入している件数 (年間)	2 件 (R3)	10 件
職員の定数 (年間)	131 人 (R3)	132 人
職員の研修を実施した回数 (年間)	6 回 (R3)	8 回

施策 2：広域連携の推進

施策の方向性

持続可能な形で住民生活を支えていくために、自治体間の連携により、それぞれの強みを生かし、資源を融通し合うなど、自治体の枠を越えた広域的な連携に努めます。

主な取組

(1) 広域行政の推進

- 一部事務組合等による業務の共同処理などの実施により、住民の利便性向上、事業の効率化など行政運営の効率化と活性化を図ります。

(2) 自治体連携の推進

- ふくしま田園中枢都市圏の一員として構成市町村との連携を強化し、広域連携による一体的な発展を推進します。
- 住民の利便性向上を図るとともに、事業の効率化を進めていくため、多様な分野における広域連携を推進します。
- 友好交流都市協定や災害時の相互応援協定などの各協定に基づき、自治体間の連携を深め、地域活性化や地域課題の解消、住民間の相互交流、災害時の連携等を促進します。
- 広域的な備蓄品の共有化や避難体制等の構築による防災連携の強化を図ります。
- 県との相互人事交流等を通じ、連携強化を推進します。

主な指標

項目	現状	目標 (R10)
ふくしま田園中枢都市圏ワーキンググループ参加数	31 グループ (R4)	31 グループ

施策 3：行政のデジタル化の推進

施策の方向性

デジタル技術の活用により、モノ・サービス・場所などを共有し、コスト削減と業務効率化を図ることにより、住民サービスの向上を図ります。

主な取組

(1) 自治体 DX 推進による利便性向上と効率化

- 押印の必要性の検討、行政手続きのオンライン化や申請届出・納付手続・案内業務等の電子化、ワンストップサービスの推進等により、住民が行う行政手続きの利便性向上を図ります。
- 町内の Wi-Fi 環境の整備を促進し、ICT が浸透した生活スタイルに対応した情報環境の実現を目指します。
- オープンデータやデジタル技術の積極的な活用により、医療や福祉、商業、公共交通、防災・減災など、本町が抱える諸課題の解決を図ります。
- 様々なツールを用いて受け手のニーズを意識した情報発信を強化し、障がい者や高齢者等の社会的弱者はもちろん、誰にでもわかりやすく受け取りやすい情報の提供に努めます。
- マイナンバーカードの普及及び利活用を促進します。
- 業務の標準化や共通化など業務プロセスの改革を継続的に進めると同時に、AI・RPA 等の先端技術の活用も視野に業務の自動化・省力化を推進します。
- リモートワークの導入や電子決済の推進、行政文書や会議資料のペーパーレス化及び電子化等により、働き方の流動性・可動性を高め、働き方改革やオフィス改革につなげます。
- 各種情報システムやネットワーク利用においてクラウドサービスを積極的に活用し、行政事務の安定化及び効率化を図ります。
- 意見・提案やパブリックコメントの募集、住民意識調査の実施、住民懇談会など様々な場面において、デジタル技術の活用をはじめとする多様な手段を用いた住民意識の把握に努めます。

(2) デジタル人材の育成と情報セキュリティの強化

- 外部人材の活用やデジタル人材の育成等により、専門的知識を有する職員の確保を図ります。
- 川俣町個人情報保護条例の規定に基づいて、個人情報の適切な管理に努めるとともに、職員の研修等による意識向上や、適切な技術の導入などによる情報セキュリティ対策を強化し、個人情報の漏洩防止に万全を期します。

主な指標

項目	現状	目標 (R10)
全庁の紙の使用枚数・ペーパーレス化 (年間)	10.22t (R3)	6.54t
本庁舎の使用電力量の削減率	402,087kwh (R4)	△10%
行政情報化に関する 5 段階評価満足度の平均値 (アンケート)	2.93 (R3)	3.79
マイナンバーカードの交付率	57% (R4)	100%
電子申請システムを利用した件数 (年間)	0 件 (R4)	128 件

基本目標 2 安全で便利な生活と豊かな自然が共生するまち

- **基本方針1. 環境を守り活用するまちづくり** P66～
 - 1. 自然環境の保全 2. 資源の有効活用
- **基本方針2. 住みやすい快適なまちづくり** P68～
 - 1. 計画的な土地利用と施設の維持管理 2. 良好な住宅環境の整備
 - 3. 水道の安定供給と排水処理の適正化 4. 地域デジタル化の推進
- **基本方針3. 交通機能が充実したまちづくり** P71～
 - 1. 道路の安全性と快適性の向上 2. 地域公共交通の維持と利便性の向上
- **基本方針4. 犯罪や事故のないまちづくり** P73～
 - 1. 防犯対策・交通安全の強化 2. 消費者保護体制の充実
- **基本方針5. 災害に強いまちづくり** P75～
 - 1. 危機管理及び防災体制の強化 2. 消防体制の充実強化
- **基本方針6. 地球環境に配慮したまちづくり** P78～
 - 1. 地球温暖化対策の推進 2. 循環型社会の形成

基本目標 2 の指標

項目	現状	目標 (R10)
これからも川俣町で暮らしたいと思っている住民の割合 (アンケート)	66.2% (R3)	80%
森林整備面積	4,000 m ² (R3)	32,000 m ²

まちづくりの基本方針 1 環境を守り活用するまちづくり

目指す まちの姿

豊かな自然環境の保全を行うとともに地域資源としての有効活用を図り、自然と共生できるまちを目指します。



●現状と課題

町は、豊かな自然環境の保全を図るため、森林保護、水源涵養に努めるとともに、森林環境譲与税の活用による間伐等の森林整備や人材育成、担い手の確保、木材の利用促進や普及啓発活動に取り組んでいます。また、農地、農業用水等の保安全管理、合併処理浄化槽の設置促進のほか、地域活動による環境保全、美化活動を通じて良好な景観の形成等を図ってきました。

ここ数十年の間に、世界的な自然災害の頻発化・激甚化の要因と言われる地球温暖化、生物多様性の損失など、複雑かつ広域的な環境の問題が顕在化してきており、平成 27 年(2015 年)に国連持続可能な開発サミットが採択した「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられている SDGs（持続可能な開発目標）と、同年に採択されたパリ協定が時代の転換点となり、世界中で考え方を大きく転換していくことが必要不可欠となっています。

本町においても、貴重な自然環境を持続可能な形で次世代へ継承していくために、住民と行政が一体となって自然環境を持続的に保全していくことが引き続き求められており、自然環境が有する機能を地域における様々な課題解決に活用する GI（グリーンインフラ）の考えのもと、自然が持つ防災機能の発現やふれあいや学びの場としての活用を図っていく必要があります。

●まちづくりの施策と取組内容

施策 1：自然環境の保全

施策の方向性

自然環境保全に対する意識の高揚を図るとともに、環境に配慮した取組を実践する場・機会の提供を図ります。

主な取組

(1) 自然環境保全への意識啓発

- 関係団体による里山の保安全管理や清掃活動の継続的な実施を支援するとともに、各種イベント等と連携して、自然環境保全に関する啓発活動に努めます。
- 自然環境保全の意識を高めるために、学校教育や生涯学習を通じて、自然に親しむ機会の提供に努めます。

(2) 自然環境保全の推進

- 森林環境譲与税の活用による森林環境整備や、多面的機能支払交付金事業による農村・農業の多面的機能の維持・発揮など、自然環境の適切な維持管理に努めます。
- 各種事業を実施する際に環境保全への適正な配慮や、動植物の生息地などの保全に努めます。
- 森林間伐や枝打ちの実施、遊休荒廃農地の有効活用等、自然環境保全への施策を推進します。

(3) 環境美化活動の推進

- クリーン作戦による町内一斉清掃活動や花いっぱい運動による地域植栽活動、河川清掃による河川の草刈りなど、住民との協働による環境美化活動の推進に努めます。また、参加者の高齢化を踏まえ、各自治会と運営のあり方や実施方法などについて検討を進めます。

主な指標

項目	現状	目標 (R10)
環境保全の意識啓発事業を実施した回数 (年間)	1回 (R3)	5回

施策 2：資源の有効活用

施策の方向性

住民・企業・行政などそれぞれの役割に応じて、環境負荷の低減に取り組むとともに、自然環境が有する多様な機能の有効活用を図ります。

主な取組

(1) GI(グリーンインフラ)の推進

- 防災機能やレクリエーション機能等、自然環境が有する多様な機能の有効的な活用に努めます。
- 自然観察や自然保護をテーマとした講座やイベントの実施、情報発信等による活動の活性化を図ります。
- 里山や森林、農村環境など豊かな自然を地域資源として生かし、地場産業（農林業・観光等）や教育分野への活用などに取り組みます。
- 間伐材、伐採木などの利活用による6次産業化を推進します。
- 環境に高い関心を有する民間資金（ESG投資）を呼び込み、環境と共生したインフラ整備や土地利用を推進します。

(2) 自然を生かした環境整備

- 地域の協力による散策路や遊歩道の整備等、身近な自然にアクセスしやすい環境づくりに努めます。
- 自然とふれあうことができる公園・緑地を整備するなど、地域の自然環境の活用を推進します。

主な指標

項目	現状	目標 (R10)
里山や河川など自然環境を活用したイベント・啓発活動等の実施回数 (年間)	1回 (R3)	2回



まちづくりの基本方針 2 住みやすい快適なまちづくり

目指す まちの姿

社会動向や住民ニーズに応え、快適で魅力ある居住環境を創出し、これからも住み続けたいと思えるまちを目指します。

SDGs
実現目標



●現状と課題

本町では、川俣町都市マスタープラン改訂版（平成 29 年 3 月策定）に定める土地利用や都市計画に基づき、道路や公園、火葬場など都市環境整備に取り組んできました。

また、安全・安心な住環境の確保に向けて、安定した水道水の確保をはじめ排水の適正処理などの生活基盤の整備や町営住宅の長寿命化、住宅耐震化への支援などに取り組んでいます。

一方で、少子高齢化による社会構造の変化や人々の生活様式・意識の変化などに加え、新型コロナウイルス感染症拡大によるライフスタイルの見直し、デジタル技術の進展など社会情勢は急速に変化してきています。

また、急速なデジタル技術の進展に伴い、快適で暮らしやすい生活を確保するための条件として、地域のデジタル化は重要性を増してきました。

快適で安全・安心な住環境の確保は、住民の暮らしを支え定住を促進する重要な条件であり、まちづくりの基本となるものです。

人口減少による過疎化が進展している中、地域の活力を維持するためには、快適な都市基盤の整備に引き続き取り組み、住民ニーズを的確に捉えた快適な生活環境を構築するとともに、本町に安心して住み続けることができる魅力的なまちづくりに努めていく必要があります。

また、デジタル技術を地域づくりの手法に取り入れ、利便性の向上と地域のデジタル化を促進するとともに、高齢者などへのデジタルデバインド対策など住民の誰もがデジタル技術の恩恵を受けることができる環境整備が求められています。

●まちづくりの施策と取組内容

施策 1：計画的な土地利用と施設の維持管理

施策の方向性

都市計画に基づく適正な土地利用を推進するとともに、都市施設などの維持管理や景観の保全・向上を図るなど、快適なまちづくりに努めます。

主な取組

(1) 計画的な土地利用の推進

- 川俣町都市マスタープランに基づき、保全と開発の調和の取れた規制・誘導を行い、地域特性を生かした適切な土地利用に努めます。
- 空き地の利活用について検討し、有効活用を促進します。

(2) 施設の維持管理

- 都市公園の園内清掃、花き・樹木の植栽管理による快適性の向上に努めます。
- 都市公園の機能向上と公園利用者の安全確保に努めます。
- 火葬場などの生活に必要な都市施設の整備と適切な維持管理を実施します。

(3) 街並み景観の保全と向上

- 景観保全のための清掃など、地域住民活動への支援を行います。
- 樹木の剪定や古い看板の建替え等による景観向上を促進します。
- わかりやすいデザインを用いた公共サインを効果的に配置します。

主な指標

項目	現状	目標 (R10)
空き家等バンクの登録件数	51 件 (R3)	190 件
公共施設の維持管理費 (年間)	799,092 千円 (R3)	660,000 千円

施策 2：良好な住宅環境の整備

施策の方向性

ニーズに合った住宅・宅地の供給、住居などの安全性向上や質的向上を促進し、良好な住宅環境の整備に取り組みます。

主な取組

(1) 良好な住宅・宅地の確保

- 民間事業者による小規模宅地の造成に対する支援を図ります。
- 子育て世帯、若年層を対象とした住宅政策を検討します。
- ポケットパークや子育て世帯向け住宅など空き地や空き家の活用を検討します。
- 町営住宅については、長寿命化計画に基づき、適切な維持管理や耐震性が無い木造住宅の廃止に努めるとともに、安定した供給、良好な住宅環境の整備を図ります。
- 民間木造住宅の耐震性の改善など、安全な住宅づくりについて意識啓発に努めるとともに、補助制度を活用した耐震改修を促進します。
- 危険なコンクリートブロック塀の撤去・修繕や、空き家等の除却に関する補助制度の活用を促進し、安全・安心な住宅環境の確保を進めます。
- 川俣町空家等対策計画に基づき、空き家等に対する適正な措置を実施します。
- 太陽光発電及び蓄電設備の導入に対する補助制度等により環境にやさしい住宅づくりを支援します。

主な指標

項目	現状	目標 (R10)
町内の空き家率	17.2% (R3)	10%

施策 3：水道の安定供給と排水処理の適正化

施策の方向性

安全で安定した水道供給に取り組むとともに、排水処理を適正に実施し水環境の保全と衛生環境の向上を図ります。

主な取組

(1) 水道の安定供給

- 取水・浄水施設等の整備による安全・安心な水道水の安定供給を確保します。
- 石綿セメント管及び老朽管路の計画的な更新を行い、災害リスク軽減のための耐震化に取り組みます。
- 水道未普及区域の水道管敷設を検討し、上水道の普及に努めます。
- 水道未普及区域の飲用水の安定的な確保を図るため家庭における井戸掘削を支援します。

- 災害時における断水等に備え、給水車や応急給水器具等を計画的に整備します。
 - 持続可能な事業運営を行うため、業務の効率化や省力化、広域的な連携により基盤強化を図り、健全運営の維持に取り組みます。
- (2) 排水処理の適正化
- 生活排水による河川等の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の普及・啓発を推進するとともに、補助事業などの活用により一般住宅への設置を促進します。
 - 水環境副読本の配布、学習会の開催など、河川及び用排水路の水環境に関する理解に取り組みます。

主な指標

項目	現状	目標 (R10)
水道の普及率	85.9% (R3)	89%
老朽水道管 (石綿管) 残存率	1.75% (R3)	0%
合併処理浄化槽の普及率	28.5% (R3)	40%

施策 4：地域デジタル化の推進

施策の方向性

デジタル技術を活用し、地域づくりや生活の利便性の向上、防災・行政情報などを誰もが手に入れることができる環境整備に取り組み、安全・安心で快適な地域デジタル化を推進します。

主な取組

(1) 地域コミュニティにおけるデジタル活用の推進

- デジタル技術を活用し、地域課題の解決や地域コミュニティの維持を促進します。
- スマートフォンの活用講座やインターネット上の各種サービスの紹介など、高齢者や情報弱者へのデジタルデバインド対策に努めます。

(2) 地域におけるデジタル化の拡大

- 行政データを含むビッグデータや AI 等の先端技術の活用を地域や企業等においても促進し、地域の生産性向上を図るとともに、交通・福祉など住民生活に密接に関わる地域課題の自発的解消を目指します。
- 地域経済の活性化を図るため、決済事業者と連携した地域における決済情報等の利活用への取組を検討します。
- 飲食事業者などの小売店舗におけるキャッシュレス決済の導入や、高齢者への宅配サービスへの対応を見据えたデリバリー・テイクアウトサービスの導入など、商業環境の変化に対応した新たな取組について支援します。
- デジタル社会の恩恵を高齢者など多くの住民が実感できるようデジタル活用支援に取り組みます。
- 地域におけるデジタル化を進めるため、デジタル人材の育成・確保に努めます。
- デジタル技術を活用したサービスの高度化を図り、生活の利便性の向上と効率化を図ります。
- 企業等におけるデジタル化を促進するための支援策を検討し、地域デジタル化の推進と企業等の DX の推進に努めます。
- 光通信サービスが利用できる環境を整備するための光ファイバー網整備等の情報通信基盤整備を推進します。

主な指標

項目	現状	目標 (R10)
スマートフォンやインターネット等に関する講座を開催した回数 (年間)	2 回 (R3)	18 回
キャッシュレス決済を導入している事業者の割合	37% (R4)	60%

まちづくりの基本方針 3 交通機能が充実したまちづくり

目指す まちの姿

安全で利便性の高い交通網が形成され、日常で誰もが利用しやすい交通手段が確保された、快適で利便性の高いまちを目指します。

SDGs
実現目標



●現状と課題

本町ではふくしま復興再生道路として、国道 114 号と国道 349 号は令和 5 年 3 月に拡幅・バイパス化による道路整備が完了しました。また、町道については、住民生活の利便性向上のため、町道整備事業などを推進するとともに、道路ストックの長寿命化を図り、緊急時の避難経路確保、交通の円滑化と安全性の確保、地区間の連絡強化などにも取り組んでいます。

また、本町の少子化・過疎化が進展する中、路線バスの運行支援や自治体バスの運行、デマンド型乗合タクシー導入による公共交通空白地域の解消などの取組により、地域公共交通の維持・確保に努めてきましたが、主な利用者である中高生がさらに減少することや、自動車依存の高さなどを要因として、地域公共交通の中心を担っている路線バスの利用者は年々減少することが予想されています。

このように地域公共交通の利用者が減少しつつある中、運転手不足や交通事業者の経営悪化などにより、地域公共交通の維持が困難になるなどの状況が表面化してきている一方で、高齢化の進展に伴ない高齢者にとって利便性の高い生活交通に対するニーズも高まっています。

幹線道路や生活道路で構成される道路網は、住民の快適な生活を支える道路であるとともに、災害時における物資の輸送等、広域的なネットワークを形成しており、その役割はますます重要度が増してきています。今後も交通の円滑化や安全性の確保を図るため、道路整備を進めていくとともに、若年層や高齢者を中心に地域の実情に応じた利便性の高い地域公共交通の確保が求められています。

●まちづくりの施策と取組内容

施策 1：道路の安全性と快適性の向上

施策の方向性

誰もが安全かつ快適に利用することができ、住民ニーズに応える道路整備に取り組むとともに、周辺環境や景観に配慮した道路環境の形成に努めます。

主な取組

(1) 道路網の整備

- 住民生活の利便性の向上に資する町道整備事業を、住民ニーズや周辺環境、地域振興等を勘案しながら、順次計画し事業化を進めます。
- 国・県道の修繕や整備について関係機関に要望します。
- 周辺環境に配慮した良好な道路景観の形成を推進します。
- 避難行動に支障をきたす生活道路等について、複数の経路を確保するなど避難路の整備に努めます。

(2) 道路環境の安全性向上

- 町道や国・県道に点在する危険箇所を把握し、対策を講じることで安全性の向上に努めます。
- 道路インフラ（橋梁・舗装等）は定期的な点検を実施し、個別施設計画（修繕計画）を随時更新しながら、施設の安全性の向上と長寿命化を図ります。

- 街路灯（LED 灯具）の整備による夜間通行の安全性の確保及び消費電力の省力化を図ります。
- 道路パトロールや住民からの通報に基づき損傷箇所を順次補修するなど、町道等における維持管理を適切に実施し、安全で快適な道路環境を確保します。
- 歩道の新設・拡幅、段差の解消などの危険箇所の改良、防護柵の設置等、安全で人にやさしい道路環境の整備を推進します。
- 児童生徒の安全な通学を確保するため、通学路の安全対策を充実します。
- 道路台帳の整備による適正な道路管理を行います。

主な指標

項目	現状	目標 (R10)
町道改良率	57.8% (R3)	58.5%
町道舗装率	85.0% (R3)	100%

施策 2：地域公共交通の維持と利便性の向上

施策の方向性

利用状況の的確な把握による効率的・効果的な地域公共交通の確保とともに、住民の利便性が高い地域公共交通の形成に努めます。

主な取組

(1) 地域公共交通の維持・確保

- 住民生活における公共交通を確保するため、運行補助金の交付などにより、路線の維持に努めるとともに、他路線等への接続などの利便性の向上についてバス事業者に働きかけます。
- 通勤・通学、通院、買い物など日常生活における住民の積極的なバス利用を促進します。
- 地域の移動利便性を確保するため、自治体バス（川俣松川線・川俣飯野線）を他市町村との共同により運行します。
- 公共交通空白地帯を解消するため、全町を対象としたデマンド型乗合タクシーを運行します。
- 事業者と連携して、デジタル技術の活用による地域公共交通の利便性の向上を検討します。
- 地域のバス・タクシー事業者、各種関係団体や自治会などの様々な組織との連携を図り、利便性の向上や経費の削減など、地域公共交通を持続可能な形で維持していく方法について検討します。

主な指標

項目	現状	目標 (R10)
デマンド型乗合タクシーを利用した件数（年間）	6,230 件 (R3)	8,000 件
公共交通の維持・確保に関する 5 段階評価満足度の平均値（アンケート）	2.68 (R3)	3

まちづくりの基本方針 4 犯罪や事故のないまちづくり

目指す まちの姿

防犯・交通安全対策、消費者保護対策の充実により、住民が安全で安心して生活することができるまちを目指します。

SDGs
実現目標



●現状と課題

本町では、安全で安心に暮らしていくため、住民の安全を脅かす犯罪について、警察や地域と連携しながら撲滅に向けて取り組んでおり、見守り活動などを実施してきました。しかし、近年では、核家族化や都市化などの社会構造の変化により、地域における人間関係の希薄化が地域社会の犯罪抑止力の低下にもつながっており、子どもや女性、高齢者が被害者となる犯罪が増加するなど、犯罪の手口が巧妙化、複雑化、ハイテク化しています。

交通安全については、カーブミラーの設置や交通危険箇所の解消に努めてきましたが、幹線道路など道路整備の進展やそれに伴う交通量の増加などにより、危険箇所が変化してきています。さらに、高齢化社会を迎えた今日では、高齢者が被害者になるあるいは加害者になるという交通事故も増加しています。

消費者トラブルについては全国的に増加傾向にあり、町でも広報誌などによる啓発活動や相談体制の充実に取り組んできましたが、振り込め詐欺などの特殊詐欺やインターネットによる消費者被害などが後を絶たず、成年年齢の引下げにより若年層がトラブルに巻き込まれることなども新たに想定されています。

防犯対策については、町と関係機関、地域が一体となった自主防犯組織の育成に努めるとともに、住民の防犯意識の向上や警察との連携強化など、学校、家庭、地域、警察などとの緊密な連絡体制を築き、地域ぐるみの防犯体制の強化が求められています。

交通安全対策については、危険箇所の把握と解消に取り組むだけでなく、交通安全や交通マナーの周知・啓発など、引き続き交通安全対策の強化に努めていく必要があります。

また、消費者トラブルを未然に防ぐためには、消費生活に関する知識の普及や意識啓発を図るとともに、消費生活の質的向上に向けた消費者教育・啓発や情報提供、相談体制を充実させる取組が必要です。

●まちづくりの施策と取組内容

施策 1：防犯対策・交通安全の強化

施策の方向性

交通ルールの遵守やマナーの向上、防犯意識の向上を図り、住民一人ひとりが「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を持った、犯罪や交通事故に強いまちづくりに取り組みます。

主な取組

(1) 防犯・交通安全活動の推進

- 町と協定を結んだ協力機関、企業、団体等で組織する「川俣町地域見守りネットワーク事業」を活用し、地域社会全体での見守りを推進します。
- 地域や小・中学校等における防犯教室等を実施し、防犯意識の高揚を図ります。
- 小学校の新入学児童へ防犯ブザーの無償配付を行います。
- 行動動線における経路拠点の通過情報提供サービス等により、児童の通学の安全性を高めます。
- 夜間の犯罪や事故の発生を未然に防止するため、道路、公園、駐車場の構造や施設の改善、防犯灯の設置や修繕に努めます。

- 警察や交通安全関連団体との連携により、交通危険箇所の解消及び除去に努めます。
- 学校や職場、地域などでの講習会の実施による交通安全教育及び広報の推進を図ります。
- 歩行者や自転車には反射材やヘルメットなどの着用を啓発し、義務化された自転車損害賠償責任保険等への加入等を推進します。
- 歩行者の安全確保や交差点における安全対策のため、歩道の整備・改良や、交通安全施設の効果的な設置を促進します。
- 高齢者が運転免許証を自主返納しやすい環境の整備に努めます。

主な指標

項目	現状	目標 (R10)
犯罪発生件数 (年間)	32 件 (R3)	10 件
交通事故 (人身事故) 発生件数 (年間)	14 件 (R3)	7 件

施策 2：消費者保護体制の充実

施策の方向性

適切な消費行動をとれるよう必要な知識や情報の普及啓発に努めるとともに、消費生活の相談体制の充実や、消費者被害の救済のため関係機関との連携体制の充実を図ります。

主な取組

(1) 消費者意識の啓発

- チラシやパンフレット、学校教育や生涯学習、イベントなどを通じて、消費者問題に対する意識啓発を図ります。
- 関係機関・団体と連携し、特殊詐欺や悪質商法などによる被害の未然防止に努めます。

(2) 消費者保護体制の充実

- 国や県消費生活センターと連携し、面接や電話、オンラインによる相談や無料法律相談の充実など、多様な相談体制の整備に努めます。
- 消費生活の安全を確保し、被害を未然に防止するよう、必要な情報の迅速な提供に努めます。
- 関係団体が実施する研修会などへの参加により、職員の対応力向上を図ります。
- 消費生活に関する研究・学習及び啓発活動に取り組む消費者団体の育成及び活動の支援を行います。
- 成年年齢の引き下げに伴い、若者の消費者問題に対する支援の充実を図ります。

主な指標

項目	現状	目標 (R10)
消費者保護意識啓発事業の実施回数 (年間)	1 回 (R3)	2 回

まちづくりの基本方針 5 災害に強いまちづくり

目指す まちの姿

様々な災害や事故に備えたまちづくりを進めるとともに、住民が安全で安心して生活することができるまちを目指します。

SDGs
実現目標



●現状と課題

本町の地域防災については、川俣町地域防災計画（令和2年2月策定）に基づき、自然災害や原子力災害などへの備えを進め、県及び近隣市町村、関係機関などと防災訓練を実施するなど、事前防災・減災に努め、令和2年度からはデジタル行政防災無線の運用を開始しました。

また、本町の消防組織は、常備消防機関である伊達地方消防組合の南分署と非常備消防である川俣町消防団により構成されており、相互に連携を取りながら地域消防や救急活動にあたっています。

しかし、消防団員の多くは仕事を有しており、平日昼間の災害時に対応可能な団員が限られているほか、高齢化に伴う団員の減少など組織体制の課題が見えてきました。

近年、全国的に地震や豪雨災害などの自然災害が頻発し、令和元年10月台風19号における豪雨災害では、本町においても土砂災害や河川氾濫など多くの甚大な被害が発生しました。今後も発生するであろう大災害に備え、安全・安心への意識が高まってきている今日では、住民の身体や生命、財産を守るため、地域の防災・減災及び消防体制への強化は重要性を増してきています。

そのような中で、自分や家族で身を守る「自助」、地域での助け合い「共助」、行政や消防等による支援「公助」の連携を強化するとともに、有事の際でも住民の身体や生命、財産を守ることができるよう、地域ぐるみで防災意識の高揚や自主防災体制の育成を図るとともに、様々な災害を想定した体制強化と日頃の備えを強化していくことが求められています。

●まちづくりの施策と取組内容

施策1：危機管理及び防災体制の強化

施策の方向性

災害発生時における対応がスムーズに行われるよう備えるとともに、関係機関や地域との協力体制を確立し、迅速な避難や被害の最小化など事前防災に努めます。

主な取組

(1) 事前防災の充実

- 県と連携を図り、山林の適切な管理や急傾斜地崩壊対策事業や砂防事業、治山事業の実施を推進し、土砂災害対策に取り組みます。
- 県が作成した浸水想定区域に基づき、ため池ハザードマップを作成し、対策工事等に取り組みます。
- 県と連携し、河川の浚渫や改修を推進するなど、計画的な治水機能の維持及び向上に努めます。
- 避難所等における感染症への拡大防止を図るため、衛生資材の備蓄や環境の整備を図ります。
- 国土強靱化地域計画の柔軟な見直しを行います。
- 川俣町地域防災計画に基づき、食料品、飲料水、毛布等の備蓄、緊急時における車両や通信の確保に努めます。
- 避難行動要支援者の個別計画を整備するとともに、定期的な更新を行い、要支援者の把握及び支援体制の強化を図ります。

(2) 災害時における支援体制の強化

- 町内全域に整備した防災行政無線を活用し、災害情報を速やかに伝達するとともに、難聴世帯には戸別受信機を配付し難聴の解消を図ります。
- 新たな情報提供チャンネルなど、災害等の緊急時に複数の情報を提供できる体制の構築を図ります。
- 国の避難情報に関するガイドラインの改定（令和3年5月）に伴い、「高齢者等避難」、「避難指示」「緊急安全確保」の避難情報についての周知を図ります。
- 自然災害や感染症の感染拡大等に備えるため、国や県との連携強化を図ります。
- 避難所となる公共施設やライフライン、通信設備等の耐震性の確保を図るとともに、防災拠点整備による避難所の確保を推進します。
- 自治体間の災害時の相互応援協定締結などによる広域的な支援や、民間や関係団体との協力協定等に基づき、災害時の支援体制の構築を図ります。
- 地域住民が迅速かつ安全に避難するための避難路の計画的な整備を推進し、住民への周知徹底を図ります。

(3) 地域防災力の向上

- 防災ハザードマップを活用し、家庭や個人での防災意識の高揚と防災体制の強化を図ります。
- 各地区の意向を反映した自主防災組織の設立を促進し、地区における初動体制の強化を図ります。
- 防災計画などに関する説明会や疑似体験防災訓練などの実施により、自助・共助の視点に立った防災意識の向上を図ります。
- 地域の防災力向上のため、防災士の設置を図ります。
- 総合防災訓練をはじめ、地区ごとの防災訓練など、各種防災訓練を積極的に開催します。
- 川俣町社会福祉協議会と連携し、災害発生時の迅速な被災者支援体制を構築します。
- 各地区の避難所等において、災害時の電力供給がされるよう、太陽光発電設備や蓄電池、非常用発電機の整備を検討します。
- 講演会や広報・講座など様々な機会を通じて、災害に対する意識啓発に努めます。

主な指標

項目	現状	目標 (R10)
災害連携協定の締結数	19件 (R3)	25件
自主防災組織の設置数	2組織 (R3)	15組織
地区ごとの防災訓練を実施した回数 (年間)	0回 (R3)	1回



施策 2：消防体制の充実強化

施策の方向性

住民・地域や企業、各種団体との連携により地域における消防防災力の強化を図り、火災発生の予防と緊急時の迅速な対応に努めます。

主な取組

(1) 消防・救急体制の充実・強化

- 防火意識の高揚を図るため、広報や訓練等を通じて火災についての正しい知識の普及など、啓発活動の充実を図ります。
- 常備消防と消防団の連携を深めるとともに、消防団員の教育・訓練の充実に努めます。
- 消防団員の定数など、現状に合わせた消防団体制への見直しを図ります。

(2) 消防力の維持・充実

- 計画的に消防車両・消防屯所等の更新を進めていくとともに、消防団員の安全を守るための安全装備を整備します。
- 防火水槽、消火栓などの消防水利施設や資機材の維持管理に努めます。

主な指標

項目	現状	目標 (R10)
消防団の団員充足率	86.48% (R3)	100%
火災発生件数 (年間)	4 件 (R3)	0 件



まちづくりの基本方針 6 地球環境に配慮したまちづくり

目指す まちの姿

カーボンニュートラルなどの取組を進め、グリーン社会の実現に向けた地球環境へ配慮したまちを目指します。

SDGs
実現目標



●現状と課題

本町では、自然環境や生活環境と調和した再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、川俣町地域まるごと省エネ計画（令和3年7月策定）を定め、住民や企業、町、関係団体などすべての主体が地球温暖化に対する危機意識を持ち、各主体の役割に応じて、温室効果ガスの排出抑制に向けた対策に取り組んできました。

また、脱炭素化を推進するだけでなく、循環型社会の形成を目指し、循環型社会形成推進基本法に基づく分別収集を行い、適切な処理に努めています。不法投棄対策については、郵便局との不法投棄監視協定に基づく活動やシルバー人材センターへの委託による不法投棄監視パトロールを推進するとともに、ポイ捨て防止啓発及び回収に取り組んでいます。

世界人口の増加や経済活動の拡大によるエネルギー需要の拡大は、地球温暖化など地球的規模の環境問題を生じさせ、わが国においても、平均気温の上昇、大雨、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が顕在化しています。これらを背景として、平成27（2015）年に採択されたパリ協定により、温室効果ガス排出量が実質ゼロである脱炭素社会の実現に向けた取組が世界的に進められており、わが国でも、令和32（2050）年のカーボンニュートラル化を目標として、様々な分野において政策が推し進められています。

その取組の一環として、温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーなどのグリーンエネルギーに転換することで、経済社会システムを変革させるというGX（グリーン・トランスフォーメーション）の考えのもと、太陽光発電に限らず、風力やバイオマスなどの再生可能エネルギーの積極的な導入や水素など新エネルギーも含めた、新たなエネルギー社会の構築及び循環型社会の形成に向けた取組が求められています。

このような社会を実現するため、住民や企業、町、関係団体などが互いに連携を図り、脱炭素化を進めるとともに、経済社会システムや産業構造を変革し成長につなげる取組が必要となっています。

●まちづくりの施策と取組内容

施策1：地球温暖化対策の推進

施策の方向性

地球温暖化の防止に向け、住民や企業との連携のもと、安心して住むことができる環境づくりに取り組み、環境に配慮しながら成長していくことができるまちづくりに努めます。

主な取組

(1) 地球温暖化防止の意識向上

- 子どもから大人まで幅広い世代へ向けた環境教育や、地球温暖化対策に関するセミナーや講座、イベント等による意識向上を図ります。
- SDGsの推進を通じて、地球温暖化防止に対する住民理解の促進を図ります。
- 再生可能エネルギーの導入促進に対する住民理解の醸成を図ります。

(2) ゼロカーボンシティの推進

- 川俣町地域まるごと省エネ計画に基づき、環境と調和した再生可能エネルギーの導入検討、省エネルギーの推進、ライフスタイル等の変革など温室効果ガス排出削減及び森林等の吸収源対策など地球温暖化対策に取り組みます。
- 再生可能エネルギーの普及促進のため、住宅用の太陽光発電設備及び蓄電池の導入等を支援します。

(3) 企業の脱炭素化支援

- 脱炭素対策や省エネルギー化、グリーン化などの環境に配慮した取組を支援します。
- 企業等における再生可能エネルギーの利用促進につながる情報の発信に努めます。

主な指標

項目	現状	目標 (R10)
地球環境や SDGs の意識啓発に関するイベントの実施回数 (年間)	1 回 (R3)	4 回
住宅用太陽光発電システム設置件数 (累計)	247 件 (R3)	400 件
二酸化炭素の排出量 (年間/単位: 千 t-CO ₂)	95 千 t-CO ₂ (R3)	67 千 t-CO ₂

施策 2：循環型社会の形成

施策の方向性

環境に配慮した持続可能な循環型社会の形成を目指し、適切なおみ処理を推進するとともに、ごみの適正排出と適正収集に努めます。

主な取組

(1) ごみの減容化・資源化の推進

- 住民の理解と参加による循環型社会を形成していくため、ごみ問題やリサイクルについての情報提供や広報等による意識啓発に努めます。
- ごみの 3R (リユース・リデュース・リサイクル) を推進するため、マイバック運動や正しい分別の推進に努めます。
- 収集体制やゴミステーションの適正な設置などの随時見直しを行います。
- 家庭ごみの有効利用と減量化を促進するため、生ごみたい肥化などへの取組を支援します。

(2) ごみ処理体制の整備

- ごみ分別への住民の理解を得るとともに、分別収集の徹底に努めます。
- ごみの効率的な収集運搬を行うとともに、適正処理・処分に努めます。
- 産業廃棄物についての事業主責任を徹底するとともに、不法投棄監視パトロール員の設置等による不法投棄の監視・未然防止啓発活動を推進します。

主な指標

項目	現状	目標 (R10)
ごみ (一般廃棄物) 排出量 (1 人 1 日当たり)	1,256g (R3)	1,000g

基本目標 3 子どもから高齢者まで元気で安心して暮らせるまち

- **基本方針1.健康で安心して暮らせるまちづくり** P81～
1. 健康づくりの推進 2. 医療体制の充実 3. 社会保障の安定
- **基本方針2.高齢者が健やかに暮らせるまちづくり** P84～
1. 高齢者福祉及び支援の充実 2. 介護予防と生きがいづくりの促進
- **基本方針3.障がい者が安心して暮らせるまちづくり** P86～
1. 障がい者の社会参加と自立の促進 2. 障がい者が暮らしやすい社会の確立
- **基本方針4.地域福祉が充実したまちづくり** P88～
1. 地域福祉の推進
- **基本方針5.結婚・出産・子育ての希望がかなうまちづくり** P90～
1. 結婚にいたるための支援の推進 2. 総合的な子育て支援の推進

基本目標 3 の指標

項目	現状	目標 (R10)
生活習慣病患者の割合	44.4% (R3)	40%
自分が健康であると感じている人の割合 (アンケート)	76.7% (R1)	80%
合計特殊出生率	1.38 (平成 25～29 年)	1.5
出生数 (年間)	41 人 (R3)	45 人
子育て支援の充実に関する 5 段階評価満足度の平均値 (アンケート)	2.93 (R3)	3.99

まちづくりの基本方針 1 健康で安心して暮らせるまちづくり

目指す まちの姿

全ての世代の人々が心身ともに健康であるよう、健康づくりの場や機会が確保され、疾病予防と医療体制が充実するとともに、安定した社会保障のもとで安心して暮らすことができるまちを目指します。

SDGs
実現目標



●現状と課題

医学の進歩や生活水準の向上によりわが国の平均寿命は世界一の水準にあり、「人生 100 年時代」が本格的に射程に入ってきました。一方で、生活習慣の変化、ストレスの増大により疾病構造は変化し、生活習慣病の低年齢化なども進んできています。

本町では、第二次健康かわまた 21 計画（平成 27 年 3 月策定）に基づき、平成 31 年度に中間評価を実施した結果、脳血管疾患や心疾患による死亡割合が依然として高いこと、年代が高いほど肥満の割合が高いこと、さらに特定健診受診率が低い傾向が見られました。

そのため、健康づくりにおいては、運動推進員を養成し、各地区の小さな集まりでも気軽に体操教室が展開できるような体制づくりに努めてきました。

引き続き、受診しやすい健診の体制づくりや、健診結果に基づいた生活習慣等に関するアドバイスの実施、健康的な生活習慣のための知識の普及や啓発等の取組が必要となっています。

さらに子どもの肥満対策や生活習慣病をはじめとする疾病予防対策等に取り組み、子どもから高齢者まで、全ての世代の住民が継続的な健康づくりを習慣化することができるよう、積極的な支援を推進していく必要があります。

医療体制については、町内に病院が 1 箇所あるほか一般診療所や歯科診療所があります。また、福島市内へのアクセス性が高いことから福島県立医科大学附属病院及び救急指定病院への迅速な搬送が可能となっています。

その一方で医師及び看護師、病院職員の不足、高齢化による問題を抱えており、担い手となる専門職などの人材の育成・確保に加え、保健・医療・介護の各分野の連携強化による医療体制の充実が求められています。

国においては、持続可能な社会保障制度となるよう、医療保険制度や後期高齢者医療制度について、各種改革が進められています。本町においても、住民の安心や生活の安定を支えるセーフティネットとなる社会保障制度の適切な運営に取り組んでいく必要があります。

●まちづくりの施策と取組内容

施策 1：健康づくりの推進

施策の方向性

住民の健康意識を高めるとともに、各種健康づくり事業や食育、健康管理に関する相談体制の整備等を進め、健康推進体制の拡充に努めます。

主な取組

(1) 疾病予防と健康的な生活習慣の推進

- 住民を対象とした栄養・運動教室を開催し、健康の保持・増進を図ります。
- 生活習慣病の予防や重症化予防に向けて、ライフステージに合わせた各種健康づくり事業や各種保健指導事業を推進し、疾病予防対策の充実を図ります。

- 国が進めるデータヘルス改革と足並みを合わせながら、町独自の計画である保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づき、健康で長寿のまちづくりに向けた取組を推進します。
- 検診予約オンラインシステムにより、健康診査、がん検診等の受診しやすい体制を整備し、受診率の向上を図ります。
- 妊産婦、乳幼児から高齢者に至るまで世代に対応した歯科保健についての意識啓発や歯科検診の充実を図ります。
- 学校と家庭の連携と医療機関の指導による子どもへの健康づくりの意識啓発やわかりやすい情報発信を推進します。
- 生涯学習・生涯スポーツ分野との連携による幅広い年代の健康づくりの普及・啓発を推進します。
- 未成年者の喫煙防止や喫煙者の禁煙の促進、分煙対策について意識啓発に努めます。

(2) 食育による健康づくりの推進

- 認定こども園や小・中学校との連携により、幼少期からの食育を推進します。
- 食生活の自己管理に向けた食育を推進するとともに、地域が一体となった食育を推進します。

(3) 心身の健康相談の充実

- 特定健診未受診者に対する AI を活用した受診勧奨を図ります。
- 保健師や管理栄養士など専門職を確保し、適切な配置による相談体制の充実を図ります。
- 生活習慣病の予防、早期発見・早期治療に向けた相談体制の充実を図ります。
- 精神科医療との連携により、心の健康づくりについての正しい知識と理解の啓発に努めます。
- 自殺予防に向けた相談体制の充実や相談窓口の周知をはじめ、生きることの包括的な支援関連施策の取組を推進します。

(4) 感染症予防対策の充実

- 結核やインフルエンザ、新たな感染症などについて、症状や感染予防などの正しい知識の普及に努めます。
- 新たな感染症などに対応するため、国や県等の関係機関や医療機関と連携しながら、検査体制の充実や感染症への対応、必要な調査を行える体制づくりに努めます。
- 予防接種の必要性に関する啓発を推進するとともに、新たな予防接種への対応等、感染症予防対策の充実を図ります。

主な指標

項目	現状	目標 (R10)
食育に関する事業の実施回数 (年間)	50回 (R3)	50回
特定健康診査の受診率	43% (R3)	55%

施策 2：医療体制の充実

施策の方向性

病気やけがの程度に応じた初期医療をはじめ、適切で切れ目のない医療・看護を受けることができるよう、医療体制の充実に努めます。

主な取組

(1) 地域の医療体制と連携の強化

- 身近に相談できるかかりつけ医の機能強化や普及を促進します。
- 地域の核となる病院をはじめ、関係医療機関相互の連携体制の強化を図ります。
- 川俣町医師会による在宅当番医による休日診療体制の充実を図ります。
- 福祉や介護と連携した在宅医療の充実等、保健及び医療・介護の提供体制の連携強化を図ります。
- 献血や臓器移植についての知識の普及と理解促進のための広報・啓発活動を推進します。
- オンライン診療実施体制の整備を支援します。

(2) 救急医療体制の充実

- 伊達地方病院群輪番制協議会による休日・夜間救急医療体制の充実を図ります。

(3) 人材の確保と就業環境の整備

- 県や関係機関との連携による医師・看護師の人材育成と人員確保を支援します。
- 医療従事者が働きやすい環境整備を支援します。
- 既存医療機関の健全経営を支援します。

主な指標

項目	現状	目標 (R10)
町内の医療機関数	9 箇所 (R3)	9 箇所
オンライン診療を実施している医療機関数	2 箇所 (R4)	5 箇所
医療スタッフの充足率 (病院アンケート・聞き取り)	93.3% (R3)	100%

施策 3：社会保障の安定

施策の方向性

住民の誰もが心身の健康や経済的な安心を得て暮らし続けることができるよう、社会保障制度の安定的な運用に努めます。

主な取組

(1) 医療保険制度の安定的運用

- 国民健康保険制度県単位化に伴う保険税率の見直し等に的確に対応するとともに、住民に対する周知、説明等を十分に行います。
- 適正な医療受診を促進するとともに、主体的な健康づくりへの支援や疾病予防策の充実など、各種保健事業の強化を図ります。
- 国民健康保険制度の住民に対する周知及び説明の充実を図ります。
- 後期高齢者医療制度について、福島県後期高齢者医療広域連合と連携し、住民の安心のために、健全かつ安定的な制度運営に努めます。
- 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及を促進し、患者負担の軽減や医療保険財政の改善を図ります。

(2) 国民年金制度の普及

- 無年金による高齢者の生活困窮を防止するため、国民年金制度についての周知と対象者の加入を奨励するとともに、保険料納付率の向上を図ります。

(3) 生活の安定確保と自立支援

- 生活保護法に基づき、生活困窮者に対する適切な相談・指導に努めるとともに、包括的な自立支援策を強化します。
- ひとり親家庭等に対して、手当の支給や就労支援により自立に向けた支援を行います。

主な指標

項目	現状	目標 (R10)
ジェネリック医薬品の使用率	87% (R3)	91%
一人あたりの医療費 (療養諸費)	400,605 円 (R3)	380,000 円
生活の支援に関する相談件数	50 件 (R3)	目標値は設定せず、現状を把握し分析する

まちづくりの基本方針 2 高齢者が健やかに暮らせるまちづくり

目指す まちの姿

高齢者の一人ひとりが、充実した福祉により安心して暮らすとともに、地域や人との関わりあいの中で、生活の楽しみや生きがいを見つけることができるまちを目指します。

SDGs
実現目標



●現状と課題

本町では、川俣町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（令和3年3月策定）に基づき、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防や地域密着型サービスなど医療・介護・予防・住まいなどを包括的に支援する地域包括ケアシステムを推進してきました。

わが国では、高齢化が諸外国に例をみないスピードで進んでおり、加えて一人暮らし高齢者世帯や高齢者のみ世帯の増加、認知症高齢者の増加により、地域での助け合い・支え合いが一層求められています。また、急激な高齢化の進展に伴い「加齢により心身が老い衰えた状態」にならないよう適切な治療や予防を行うことで要介護状態を回避する「フレイル予防」が重要視されています。

今後は団塊の世代が75歳を迎える2025年以降の介護ニーズの増大を見据え、中長期的な視点での地域包括ケアシステムの深化・推進が求められています。

さらに、人々が考える「高齢者像」の変化に伴い、今後は「高齢者」や「現役世代」についての画一的な捉え方を見直し、生涯現役（エイジフリー）で活躍できる社会の実現が期待されています。町民アンケートにおいても60歳代以上の回答者で「身近な地域の人とのコミュニケーション」や「地域のためになることへのチャレンジ」の割合が増加していることも踏まえ、地域での活躍の場や機会の確保、支援が必要と考えられます。

●まちづくりの施策と取組内容

施策1：高齢者福祉及び支援の充実

施策の方向性

介護が必要な高齢者も、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進に努めるとともに、生活への支援や住まい等の安全の確保を図ります。

主な取組

(1) 地域包括ケアシステムの推進

- 地域ケア会議の開催による個々の課題の解決に向けた支援を検討します。
- 包括支援事業の実施により高齢者の心身の健康の保持や自立支援を推進します。
- 地域医療体制と地域包括ケアシステムの一体的な推進のため、連携体制の強化と情報の共有を推進します。

(2) 介護制度の充実

- 介護保険事業計画に基づく要介護認定やケアマネジメントを推進します。
- 関係団体・事業者と協力した在宅医療・介護連携や認知症施策を推進します。
- 介護人材の育成及び確保への支援と介護保険の円滑な運営を図ります。
- 高齢者の健康づくりを推進するための人材育成に努めます。

(3) 生活支援の充実

- 見守り・安否確認、外出支援や家事などの生活支援サービス提供の充実を図ります。
- 一人暮らし高齢者等の要介護者に対する緊急通報装置の貸与及び設置を推進します。

(4) 居住環境の安心の確保

- 住宅改修など介護保険サービスの活用による住宅のバリアフリー化を推進します。
- 高齢者に配慮した公営住宅の整備を推進します。

主な指標

項目	現状	目標 (R10)
介護保険の在宅サービスを利用する高齢者の人数	589人 (R3)	580人
65歳以上に占める要介護認定者の割合	20.8% (R3)	20%
介護サービスの事業者数	42事業者 (R3)	44事業者
介護保険居宅介護 (支援) 住宅改修費の支給件数	59件 (R3)	60件

施策2：介護予防と生きがいつくりの促進

施策の方向性

フレイル対策により要介護状態になることを防ぎ、高齢者が生きがいを持ち生涯現役で社会参加できる場や機会の充実に努めます。

主な取組

(1) フレイル対策による介護予防

- 高齢者保健福祉計画に基づく各種健康診査、健康教育・相談、家庭訪問などを実施し、フレイル状態に早く気づき、対応できるよう努めます。
- 介護予防体操等の普及による自立した生活機能の維持促進を図ります。
- 広報・啓発活動による介護予防教室などへの参加促進と高齢者の心身機能の維持や改善、自立支援（重度化予防）を図ります。
- 町内の介護や福祉に携わる方や就職希望のある方の資格取得等によるスキルアップを支援します。

(2) 社会参加の促進

- 老人クラブ連合会やシルバー人材センターなどへの支援の充実を図ります。
- 気軽に交流活動を行うことができる場やサークル活動、サロン等を支援するとともに各種講座等の開催により外出機会の創出を図ります。
- 高齢者が活躍できる地域活動やボランティア活動、世代間交流の場づくりに努めます。
- 就労意欲のある高齢者の雇用を促進します。

主な指標

項目	現状	目標 (R10)
介護予防型給付サービスを受けている人数	137人 (R3)	150人
シルバー人材センターで活動した人数 (年間)	94人 (R3)	130人

まちづくりの基本方針 3 障がい者が安心して暮らせるまちづくり

目指す まちの姿

障がいのある人も無い人も、地域でいきいき明るく暮らしていけるまちを目指します。

SDGs
実現目標



●現状と課題

障がい者福祉においては、完全参加と平等を掲げた国際障害者年（昭和 56（1981）年）を契機としてノーマライゼーションの理念が広がる中で、契約方式化により利用者のサービス選択が可能になり、その後、障がい種別を超えたサービスの提供枠組みが構築されたことなどにより、障がい福祉サービスの充実が図られています。また、平成 28（2016）年の「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行を受け、発達障がい児に対する支援も一層の充実が図られています。

本町においても、川俣町障がい者福祉計画・第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画（令和 3 年 3 月策定）を策定し、「障がいのある人もない人も、安心して暮らせるまち・かわまた」を基本理念として障がい者施策の一層の充実に努めています。障がいのある人にとっての「社会的障壁」の問題をはじめ、医療や心身のケアの必要性、希望や状況に応じた就労先の確保など、きめ細やかな支援が求められています。

そのため、障がいを抱える一人ひとりの能力や適性に応じて自立した生活を営むことができるように、生活支援や自立支援、就労支援など、障がい者や障がい児の生活を支援する社会的支援体制の充実に努める必要があります。また、ユニバーサルデザインやバリアフリーの推進により誰もが安心して暮らせる環境づくりが必要です。このように、障がいの有無等に関わらず誰もが尊重され、地域の一員として家庭や住み慣れた地域社会で暮らしていくことができる、ノーマライゼーション社会の実現を目指していくことが求められています。

●まちづくりの施策と取組内容

施策 1：障がい者の社会参加と自立の促進

施策の方向性

障がい者及び障がい児が安心して地域生活を続けることができるよう、相談体制の充実や在宅生活の支援とともに、地域との交流機会を創出し、様々な地域活動への参加を促進します。

主な取組

(1) 障がい者及び障がい児の生活支援の充実

- サービス提供事業者との連携強化により障がい福祉サービスを適切に実施し、生活支援の充実を図ります。
- 県や関係市町村との連携によるサービス基盤の充実等、障がい者が地域で安心して生活するための基盤整備に努めます。
- 障がい者の多様な活動と充実した生活のための相談支援事業や地域活動支援センターの充実を図ります。
- 地域ボランティアによる障がい者の活動支援体制を構築します。
- 障がい児の希望や障がいの実態に応じた保育及び教育体制の整備と特別支援教育の充実を図ります。
- 生活保障のための各種支給制度の円滑な運用に努めます。

(2) 障がい者及び障がい児の保健医療の充実

- 障がいの早期発見・早期治療につなげるため、適切な保健・医療サービスを提供できる仕組みづくりを促進します。
- 保健・医療・福祉をはじめ様々なライフステージに対応する分野横断的で総合的な支援に努めます。
- 発達障がいを含む、障がいのある児童の療育を支える体制の充実を図ります。

(3) 相談体制の強化

- 障がい者や障がい児とその家族のための相談体制の充実を図ります。
- 細やかな情報提供により多様なニーズへの対応を図ります。
- 障がい者虐待の防止とその早期発見、早期対応を図るため、関係機関との連携を強化します。

(4) 社会参加への支援

- 関係機関と連携した職業能力の向上や雇用に向けた各種支援により障がい者の就労を促進します。
- 障がい者のコミュニケーション手段の選択肢の充実を図ります。
- 障がい者が参加しやすいスポーツや文化活動等の活性化を支援し、多様な交流を促進します。
- 障がいのある児童や生徒への配慮について理解を深めるための意識啓発等の取組を推進します。

主な指標

項目	現状	目標 (R10)
一般就労移行者数	2人 (R3)	4人
障がい福祉サービスの利用者数	66人 (R3)	70人
相談支援事業者数	0事業者 (R3)	2事業者

施策2：障がい者が暮らしやすい社会の確立

施策の方向性

ノーマライゼーションの理念に基づいた地域社会を形成するとともに、バリアフリーの推進やユニバーサルデザインの導入により、様々な立場の人にとってやさしいまちづくりに努めます。

主な取組

(1) ノーマライゼーションの理念の普及

- 障がい者基本計画及び障がい者福祉計画に基づき、障がい者福祉の推進を図り、国の指針や地域の特性を踏まえ、随時計画の見直しを行います。
- 障がいへの理解を深め、障がいのある人を取りまく問題に住民一人ひとりが取り組む意識を啓発します。
- 障害者差別解消法に基づき、障がいを理由とする差別の解消を促進します。

(2) 障がい者にやさしいまちづくりの推進

- 安全な外出を支えるため、公共施設や道路、町営住宅など、障がい者に配慮した、バリアフリー化及びユニバーサルデザインの導入を推進します。
- 既存住宅の改修や新たに整備される住宅へのバリアフリー化及びユニバーサルデザインの普及を促進します。
- 障がい者が福祉サービスや行政情報を入手しやすくなるように、大文字化、音声化、点字化などによる情報バリアフリーの推進に努めます。

まちづくりの基本方針 4 地域福祉が充実したまちづくり

目指す まちの姿

地域の人と人のつながりを大切にしながら、地域全体で連携して、誰もが安心して暮らせるまちを目指します。

SDGs
実現目標



●現状と課題

我が国では、令和 22 年には人口 5 千人未満の自治体が全体の約 4 分の 1 を占めることが見込まれることから、医療・福祉をはじめとする公共サービス等へのアクセスが重要となっています。

また、平成の 30 年間を通じて進んできた世帯規模の縮小、特に単独世帯の増加、65 歳以上世帯主の増加等の傾向が今後も続く予想されており、従来の家族や地縁を中心としたつながりや支え合いが希薄化し、日常生活における人とのつながりや支えの乏しい高齢者世帯の増加が続くと見られる中で、それぞれの地域の状況に応じて人と人との支え合う地域づくりの必要性が増してきています。

本町では、民生児童委員が地域住民の相談役や福祉行政とのパイプ役となり、地域の人と人のつながりを大切にしながら、地域福祉活動に取り組んでいます。また、住民の自主的な保健福祉活動により、地域での見守りネットワークの構築や高齢者の集うサロン運営なども活発に行われています。

今後も、地域福祉推進の担い手であるボランティア団体などの育成を図るとともに、こうした住民同士の助け合い活動を促進し、住民や福祉目的事業者、各種団体、行政等が協働して地域の支え合い体制を整備していくとともに、情報発信により参加を促していくことが求められています。

●まちづくりの施策と取組内容

施策 1：地域福祉の推進

施策の方向性

住民、福祉目的事業者、各種団体、行政など地域全体で連携して支援体制を構築し、子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らせるまちづくりに努めます。

主な取組

(1) 地域福祉体制の構築

- 地域住民の支え合いと公的支援が連携する地域包括ケアシステムの活動を推進します。
- 地域における保健、医療、福祉の関係機関との連携強化を図ります。
- 孤独や孤立を防ぐための相談窓口などの充実を図ります。
- 子育て家庭や一人暮らしの高齢者などあらゆる人々が地域で安心して暮らすことができるよう地域での見守り体制の構築を図ります。
- 民生児童委員の活動を支援し、地域福祉活動を推進します。
- 子ども、障がい者、高齢者、生活困窮者といった対象者ごとの支援の枠を越えた重層的支援を進めます。

(2) 地域福祉活動の推進

- 川俣町地域見守りネットワーク事業を活用し、地域社会全体での見守り活動を推進します。
- 川俣町地域包括支援センターと連携し、在宅での生活支援や認知症サポーター養成講座の開催など、支援が必要な人が適切な支援を受けることができる体制の推進を図ります。
- 学校教育や生涯学習、広報活動、イベントなど様々な機会を通じて、福祉意識の啓発を図ります。

(3) 地域福祉の担い手の育成

- 地域におけるボランティアグループの交流の場の充実を図ります。
- 体験教室や各種養成講座、研修会などの開催に取り組み、地域における介護予防活動の担い手など地域の福祉人材の育成に努めます。

主な指標

項目	現状	目標 (R10)
福祉サービスの事業者数	6 事業者 (R3)	7 事業者
認知症キャラバンメイト・サポーターの人数	137 人 (R3)	200 人
地域ボランティア登録団体数	18 団体 (R3)	増加を目指す



まちづくりの基本方針 5 結婚・出産・子育ての希望がかなうまちづくり

目指す まちの姿

子どもを産み育てる様々な場面において、一貫して充実した支援を展開し、安心して子育てができるまちを目指します。

SDGs
実現目標



●現状と課題

本町では、住民・地域・企業・行政が協働し、町全体で子育てを支え、「子どもの視点に立った、子どもが健やかに成長することができる社会の実現」を目指すことを基本に、第2期川俣町子ども・子育て支援事業計画（令和2年3月策定）に基づき、預かり保育や延長保育、0歳児保育など保育サービスの充実に努めています。

また、放課後児童対策として、民間や地域の協力を得ながら「わいわいクラブ」や「たのしい教室」を開催するなど、学校、家庭、地域が連携した子育て支援体制づくりを推進しています。さらに、令和5年4月には幼稚園・保育園の再編による認定こども園が開園します。

平成の時代に出生率低下と子ども数の減少が社会的な問題として認識されたことで、妊娠・出産・子育ての支援が少子化対策として強化されつつあります。子育て支援については、待機児童対策等とともに保育制度等の見直しが行われ、子ども・子育て支援新制度の創設、幼児教育・保育の無償化につながっています。また、育児休業法の制定や育児休業給付制度の創設など仕事と子育ての両立支援に関する施策も進められています。少子化対策は、こうした施策のほか、結婚、教育、まちづくりまで広範な領域での取組が必要であり、政府を挙げて推進されています。

本町においても少子化問題は深刻であり、近年は年間の出生数が減少傾向にあります。核家族化や共働き世帯の増加、就労形態の多様化に対応していくとともに、ひとり親世帯の支援など、支援メニューを一層充実させることが求められています。

町の持続的な発展を図るうえでも、結婚の希望をかなえ、子どもを安心して産み育てることができ、子どもが健やかに育っていくまちとなるように、認定こども園、学校と家庭、地域及び行政が一体となって、町全体で子育て支援を推進していくことが重要です。

●まちづくりの施策と取組内容

施策1：結婚にいたるための支援の推進

施策の方向性

若い世代が理想のライフデザインを実現させるための支援として、結婚を希望する人が、出会いから結婚にいたるまでの支援を行います。

主な取組

(1) 結婚の希望をかなえる支援

- 結婚を希望している人が、気軽に相談ができる体制を整備します。
- ライフデザインセミナーの開催など、理想とするライフデザインを描くための支援を行います。
- 出会いの機会を提供するための各種事業について、町内外への広報活動に努めます。
- 県や近隣市町村、企業等との連携により、個人のニーズに沿った出会いの場の提供に努めます。
- 町内外・県外等に在住する若者との出会い・交流の場を創出します。

- ICT やデジタル技術を活用した遠隔会議システムなどを活用した、新たな形での出会いの場を創出します。
- 結婚を希望する人の登録制度によるマッチングや仲人制度など、結婚の希望を叶えるための支援をします。
- 川俣町結婚新生活支援事業などの結婚する人への支援の充実を図ります。

主な指標

項目	現状	目標 (R10)
出会いの場の事業の実施数 (年間)	0回 (R3)	3回

施策 2：総合的な子育て支援の推進

施策の方向性

働き方や家族形態の多様化によるニーズの変化に対応し、妊娠から子育てまで切れ目のない支援を図るとともに、子どもが健やかに成長できる環境づくりに取り組めます。

主な取組

(1) 妊娠・出産の支援

- 特定不妊治療に対する助成や出産祝い金等をはじめとした、経済的支援の充実を図ります。
- 産前、産後の母親の心身のケアや家事・育児の相談及び支援体制の充実を図ります。

(2) 保健・医療体制の充実

- 乳児及び母親に対する健康診査や歯科保健事業を推進するとともに、医療費補助等の支援の充実を図ります。
- 母子の健康状態の的確な把握を目的とした母子保健情報及び医療情報の一元管理を推進します。
- 乳幼児や子どもが医療機関を受診できる体制を確保し、救急時における医療情報等の的確な情報提供を図ります。

(3) 子育て支援体制の充実

- 母子健康手帳アプリ「かわまた元気っ子アプリ」や SNS 等の多様な情報提供ツールを活用し、子育て支援情報を適切なタイミングで提供できるよう体制の強化を図ります。
- 子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠、出産、育児に関する様々な相談に対応し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供します。
- 地域における子育て支援ネットワーク構築を推進し、地域ぐるみの子育て支援体制の充実に努めます。
- 認定こども園を含む町内の学校等において、完全給食無償化を図ります。

(4) 子育ての不安の解消と交流の場の提供

- 子育てに関する知識及び情報の提供と悩み解消に向けた相談体制についてオンライン相談の導入等により充実を図ります。
- 子育てサークルの活発化や関係機関及び団体との連携による交流、情報交換の機会の充実を図ります。

(5) 多様な保育サービスの提供

- 教育と保育を一体的に行う幼保連携型認定こども園において、多様化する保育ニーズへの対応や、教育・保育への総合的な取組の推進を図ります。
- 一時預かり保育や3歳未満児の保育枠の増加、病児保育など多様な保育サービスの提供に努めます。

(6) 子どもを育む環境の充実

- 地域で遊び交流できる場所の確保を図り、定期的な点検等による安全確保に努めます。
- 屋内の子どもの遊び場「おてひめわくわくランド」の整備と運営を行い、より良い子育て環境の充実に努めます。
- 保護者ニーズの多様化に対応した、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の運営を推進します。

主な指標

項目	現状	目標 (R10)
育児・子育てに関する相談件数 (オンライン含む) (年間)	0 件 (R3)	目標値は設定せず、現状を把握し分析する
ファミリーサポート事業の利用者の延べ人数 (年間)	336 人 (R3)	500 人
おてひめわくわくランドの利用者数 (年間)	7,009 人 (R3)	10,000 人



基本目標 4 充実した学びと独自の文化を創造するまち

- **基本方針 1. 確かな学力と豊かな心を育むまちづくり** P94～
1. 質の高い教育の推進 2. 地域との連携強化と特色ある教育の推進
- **基本方針 2. 学びの継続を支えるまちづくり** P97～
1. 生涯学習の充実 2. スポーツの振興 3. 家庭における教育力の向上
- **基本方針 3. 歴史・文化・芸術を守り育てるまちづくり** P100～
1. 歴史・伝統文化の保護と継承 2. 文化・芸術活動の活性化
- **基本方針 4. 交流機会の拡大と深化によるまちづくり** P102～
1. 関係人口の拡大 2. 移住・定住施策の充実強化 3. 国際交流の推進

基本目標 4 の指標

項目	現状	目標 (R10)
学校教育の充実に関する 5 段階評価満足度の平均値 (アンケート)	3.01 (R3)	4.01
スポーツの振興に関する 5 段階評価満足度の平均値 (アンケート)	3.05 (R3)	3.71
生涯学習講座に参加した人数 (年間)	960 人 (R3)	1,100 人
人口の社会増減数 (年間)	△66 人 (R3)	±0 人

まちづくりの基本方針 1 確かな学力と豊かな心を育むまちづくり

目指す まちの姿

確かな学力と豊かな心、健やかな身体を育み、たくましく生きる力を見に付けることのできる教育の充実したまちを目指します。

SDGs
実現目標



●現状と課題

近年、グローバル化や知識基盤社会の到来、少子高齢化の進展など、社会が急速な変化を遂げており、教育の重要性はますます高まっています。わが国では令和元年に「GIGA スクール構想」や「教育の ICT 化に向けた環境整備 5 年計画（平成 30 年度～令和 4 年度）」を策定して多様な教育システムの導入を進めています。また、令和元年度からの新学習指導要領では、外国語教育や情報活用能力の充実が示されており、新しい時代の学校教育への対応が掲げられています。

本町では、第二次川俣町教育振興基本計画（平成 28 年 4 月策定）を定め、21 世紀の社会に生きる「未来をひらく創造性豊かなたくましい人間の育成」を教育の基本方針として教育行政を展開してきました。令和 2 年には児童、生徒に 1 人 1 台のタブレット端末を導入し、さらに、国際理解を深め豊かな国際感覚を身に付けた人材を育成するための事業として、町内の中学生を対象とした海外派遣事業にも取り組んできました。

一方で、本町の子どもの数は減少の一途をたどっており、東日本大震災前の児童数は、平成 21 年度は 803 人でしたが、令和 4 年度は 351 人と半数以下に減少しています。

こうした子ども数の減少に伴う学校の小規模化が進んでいますが、メリットもある一方、デメリットも指摘されており、急速に変化する社会の中で、子どもたちに求められる資質・能力が多様化してきています。

本町では、このような状況に対応するため、幼保小中の学びの連続性の観点から一貫した教育を推進することとし、令和 4 年度には小学校の再編及び令和 5 年度からは幼保連携型認定こども園を開設します。さらに、国際化に対応した小中学校での英語教育の充実、情報化社会に対応した学習機会の創出など、質の高い教育の推進とそのための環境整備を強化する必要があり、教員の資質・指導力の向上とともに、ふるさとに誇りを持ち心豊かでたくましい子どもを育む「ふるさと教育」について地域と一体的に取り組む必要があります。

●まちづくりの施策と取組内容

施策 1：質の高い教育の推進

施策の方向性

教育活動の質を向上させ、知識及び技能、思考力・判断力・表現力、学びに向かう力など新しい時代を生きる子どもたちの「生きる力」を育みます。

主な取組

(1) ICT の学びへの活用

- 児童生徒 1 人 1 台端末環境を生かして学びを深める GIGA スクール構想の推進により、一人ひとりのニーズや理解度に応じた教育を推進します。
- GIGA スクール構想の実現により、基礎学力の向上を図るとともに、高度情報化社会に対応する知識や技能を身に付けるなど、新たな時代に対応した柔軟な発想のできる子どもの育成につなげます。

- ICT・デジタル機器の活用による個別最適化学習への取組を進め、「誰一人取り残すことない学び」を目指した教育の充実を図ります。
- オンライン授業を活用した多様な学習機会の確保に努めます。

(2) 確かな学力の向上

- 幼保連携型認定こども園から小学校、中学校にいたるまで一貫性のある教育を推進するとともに、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた教育に取り組みます。
- 各種学力調査を計画的かつ継続的に実施し、児童生徒の学力実態を的確に把握することで、より実効的な授業改善を行います。
- 土曜学習・長期休業学習プランの実践により、子どもたちの基礎学力の向上を図ります。
- 問題解決型学習や課題探究型学習の充実、キャリア教育の推進など、子どもたちの主体的な学びの創造につながる取組を推進します。
- 学校図書館に学校司書を配置し快適な読書環境を整えるとともに、読み聞かせ・読書学習プランによる読書活動を推進します。

(3) 外国語教育の充実

- 外国語指導助手（ALT）の活用による児童生徒の外国語指導の充実、英語補助教材の活用を図り、グローバル化に対応した教育を推進します。
- 児童生徒の英語への関心を高め、学習意欲と英語力向上を図るため、町内の中学校1年生、小学校5・6年生を対象に英検・英検 Jr 受験料の支援を行います。
- 中学生においては海外修学旅行の実施を検討し、国際理解を深め、グローバルな視点を育むとともに英語等の外国語を通じたコミュニケーション能力の育成を行います。

(4) 豊かな心の育成

- 多様な教育課題や学校課題に対応するため、教育推進プランの見直しを随時行います。
- 集団体験学習プランによる校外活動などの体験活動により、より良い人間関係の形成や主体的かつ深い学びに取り組みます。
- 命や性のあり方を理解し、社会のルールを守る心豊かな児童生徒を育成するため、発達段階に応じた人権教育や道徳教育の充実に努めます。
- 放射線への正しい理解と健康不安の軽減を図るため、児童生徒の放射線教育に取り組みます。

(5) 学びを支える環境づくり

- 児童生徒数の動向に対応し、適正な教育環境を確保していくため、柔軟かつ効果的な学校組織運営体制の確立を図ります。
- 多様化する教育課題や学校課題に対し、子どもたちを第一に考えた適切な指導や行動をとれるよう、デジタル人材の育成を含む、研修等を通じた教職員の資質向上を図ります。
- 高度情報化や国際化など急激に変化する時代へ対応するため、教職員の資質及び指導力の向上を図ります。
- 特別な支援を必要とする児童生徒が適切な教育を受けられるよう、専門指導員や介助員の配置、教材・備品等による支援に取り組みます。
- 不登校等に対応するため、スクールカウンセラーによるカウンセリングの実施やスクールソーシャルワーカーによる教育と福祉の連携など、教育相談体制の充実を図ります。
- 安全面や衛生面などに配慮しながら、学校施設及び設備の計画的な改修・改築に努めます。
- 遠距離通学となる児童生徒の通学手段と安全確保のため、スクールバスの運行を行います。

主な指標

項目	現状	目標 (R10)
中学2年の授業におけるPC・タブレットなどのICT機器を活用する学習活動を週3回以上行う割合	21.4% (R3)	50%
中学1年における、英検（実用英語技能検定）5級以上の合格率	86% (R3)	95%

施策 2：地域との連携強化と特色ある教育の推進

施策の方向性

地域の良さを取り入れた特色ある教育活動を展開し、保護者や地域と一体となった開かれた学校づくりに努めます。

主な取組

(1) ふるさと教育の推進

- 本町の豊かな自然や文化・スポーツ等の地域資源を生かした教育を推進します。
- 地域の歴史・文化の継承、農業、ボランティア体験など、ふるさとの魅力に触れる地域学習を推進します。
- 小学4年生へのケーナ配布やケーナ教室、コスキン・エン・ハポンへの積極的な参加、地域の伝統行事や芸能・文化活動の伝承に向けた取組を促進します。
- 部活動の地域移行に伴い、総合型地域スポーツクラブや地域の団体等との連携を強化し、合理的で効率的な部活動の推進と、学校と地域が協働・融合した環境の整備を推進します。
- 川俣高校における地域と協働した学校づくりを支援し、地域の課題解決に向けた教育活動を通じた人材育成、生徒数の確保などその発展に取り組みます。
- 若者の学びの機会を保障し、本町の将来を担う人材の育成や確保を図るため、返還免除型奨学資金制度の検討などに取り組みます。
- 栄養バランスのとれたおいしい給食の提供に努めるとともに、地域の食材及び郷土料理等の導入などにより、学校における食育を推進します。

主な指標

項目	現状	目標 (R10)
小学校において本町の豊かな自然、歴史や文化などの地域資源や人材を活用した教育の回数	各学年 年1回 (R3)	各学年 年3回以上



まちづくりの基本方針 2 学びの継続を支えるまちづくり

目指す まちの姿

誰もが豊かな人生を送ることができるよう、様々な学びや成長の機会が充実したまちを目指します。



●現状と課題

本町では、性別や年齢を問わず学び・活躍できる場の創出のため、様々な生涯学習を充実させてきました。公民館や体育館を中心とした、各種講座や教室、講演会、コスキン・エン・ハボンや川俣町文化祭など、生涯学習活動への参加のきっかけづくりとなるようなイベントが開催されています。また、川俣町ロードレース大会やフェンシング大会など、町内外から多くの選手が訪れる大会、住民の健康づくりとスポーツ振興を図る健康づくり大運動会、スポーツイベントも開催されています。

今後も、人生 100 年時代を見据え、住民一人ひとりが生きがいを持って学ぶことのできるよう、多様な学習機会の提供とその活用場の確保など、学びと活躍ができるまちづくりが求められます。

また、様々な学びの機会やスポーツライフに対する住民の関心も高くなっており、これらの活動は豊かな人間関係を築き、地域づくりを進めるうえで大きな役割を果たすことから、スポーツ・レクリエーション活動への支援や健康づくりに向けた生涯スポーツの活性化が求められます。

一方、世帯構成の変化や共働き世帯の増加などにより、子どもたちが家族や地域との触れ合いを通じて基本的な生活習慣や生活能力、人に対する信頼感、他人に対する思いやり、基本的な倫理観や社会的なマナーなどを身に付ける家庭教育の機会が少なくなっていることから、地域で家庭教育を支え合う重要性が増しています。

このように、住民の誰もが学びを継続できる多様な活動の実践の場として、ニーズに応じた施設の維持・整備を図っていくとともに、子どもから高齢者まで年代を問わず学び続けることができる環境づくりと家庭や地域などにおける教育の推進が必要となっています。

●まちづくりの施策と取組内容

施策 1：生涯学習の充実

施策の方向性

地域特性を生かした学びのきっかけづくりを進め、持続的な学びと活動の循環につながるよう、情報提供や体制づくりに努めます。

主な取組

(1) 生涯学習活動の推進

- 生涯学習を積極的に推進していくため、公民館等に関わる職員の資質向上につながる有識者による指導者の確保など、専門性を高める取組を推進します。
- 時代の変化や住民ニーズに対応した学習活動となるよう、推進体制を整え、適宜イベントや講座等の内容見直しを図るなど、より充実した多様で専門性の高い生涯学習活動を推進します。
- 川俣町文化祭などの学習成果の発表機会を設け、意欲向上に向けた活動の促進を行います。
- 住民の自主的な活動グループ・団体の育成や活動支援、相互連携を図るとともに、指導者やボランティアの発掘・養成に努め、これらの有効な活用を図ります。
- 生涯学習の講座及びイベントを通じた住民のまちづくりへの関心を醸成します。
- 広報誌、町ホームページや SNS 等の活用により、生涯学習に係る情報をきめ細かく提供します。

(2) 生涯学習環境の充実

- 地域住民の利用しやすい公民館とするため中央公民館や地区公民館の改修・修繕を計画的に進め、機能の維持に努めます。
- 生涯学習環境の充実に向けて、住民が利用しやすい施設の運営方法について検討し、既存施設の有効利用を図ります。
- 新刊図書の充実やホームページ等を活用した住民への周知など、図書館機能の充実を図り、読書活動を推進します。
- デジタル技術を活用した学習内容の充実を図るため、電子書籍等の導入検討やリモートによる学習機会の確保などに努めます。
- 「おじまふるさと交流館」や「羽山の森美術館」について、いつでも誰でも利用できるような施設の充実と地域連携による運営の支援を行い、生涯学習の推進と交流人口の拡大に努めます。

主な指標

項目	現状	目標 (R10)
図書館の貸し出し冊数 (年間)	14,225 冊 (R3)	24,000 冊

施策 2：スポーツの振興

施策の方向性

子どもから高齢者の誰もがスポーツを楽しむことができる環境づくりに努めます。

主な取組

(1) スポーツ活動の促進

- スポーツ協会、スポーツ少年団などの各種団体の活動を支援し、競技力の向上を図るとともに、スポーツボランティア及び指導者の確保や資質の向上に努めます。
- 総合型地域スポーツクラブへの加入促進によるスポーツ活動の活性化を図り、子どもから高齢者まで誰もが親しむことができる各種スポーツ教室や講座、イベントの開催を支援します。
- 各種スポーツ団体・サークル活動、職場や地域での自主的なスポーツ活動の充実を図るとともに、団体・サークル間の交流を促進します。
- フェンシング競技をはじめとする本町を代表するスポーツ活動の支援、選手育成を図ります。
- 川俣町ロードレース大会や川俣町駅伝競走大会、川俣町総合スポーツ大会などを開催し、スポーツに親しむ機会の創出、魅力あるスポーツ大会の開催、交流人口の拡大を図ります。
- 全地区が参加する健康づくり大運動会については、少子高齢化による参加者の減少が課題となっており、あり方や開催方法等を検討し、地域でのスポーツに親しむ機会の創出に取り組みます。

(2) 生涯スポーツの普及・啓発

- 生涯スポーツの振興を図り、体力づくりや健康づくりを推進するとともに、軽スポーツ、ウォーキングなどのスポーツ教室、イベントの開催、ニュースポーツの開発及び普及に努めます。
- 子どもから高齢者まで幅広く、参加促進を図るため、ホームページや SNS などを通じてスポーツ・レクリエーションに関するきめ細かい情報提供に努めます。
- 地域のスポーツ活動の場の維持管理に努めます。

(3) スポーツ活動環境の充実

- 町スポーツ少年団への加入促進による児童期からスポーツに親しむ環境づくりに努めます。
- スポーツ推進委員をはじめ各競技・団体の指導者等へスポーツ指導者資格の取得を奨励し、指導者としての資質の向上を図ります。
- スポーツ・インテグリティの保護・強化に向けた意識の啓発を図り、事故の防止や暴力・パワーハラスメントの根絶、ドーピングの防止に努めます。
- 川俣町体育館や町営プールなど、施設の適切な管理運営、施設の計画的な改修・設備の更新により良好な利用環境の維持に努めます。
- 公園や歩道・散策道の整備、案内板の設置など健康レクリエーションを楽しむ環境づくりを推進します。

主な指標

項目	現状	目標 (R10)
地域総合型スポーツクラブの事業へ参加した延べ人数 (年間)	1,284 人 (R3)	1,500 人
スポーツ少年団の登録者数	151 人 (R3)	150 人

施策 3：家庭における教育力の向上

施策の方向性

家庭教育に関する悩みや不安を解消するための支援と、地域ぐるみで子どもたちを育てることができる環境の構築に努めます。

主な取組

(1) 家庭教育の支援

- 情報発信や啓発活動を充実し、家庭や地域における教育力の向上を促進します。
- 家庭における悩みなどを相談できる体制を整備するとともに、家庭教育について学べる機会や情報の提供を行います。

(2) 地域と共にある教育の推進

- 家庭・地域・学校が連携した子どもの居場所づくりなど子どもの健全育成活動を実施します。
- スポーツ・文化活動など、青少年活動の場の充実に努めるとともに、発表の場を確保し、それら関連情報の提供の充実に図ります。
- 青少年の豊かな心を養い、地域社会への愛着を高めていけるよう、コミュニティ活動、ボランティア活動、地域のお祭りなどへの積極的な参加を促進します。

主な指標

項目	現状	目標 (R10)
家庭教育充実のための教育講演会等の研修を実施した回数	各校の実態に応じ実施	各校 2 回



まちづくりの基本方針 3 歴史・文化・芸術を守り育てるまちづくり

目指す まちの姿

郷土愛を育み、町の歴史や文化に触れる機会の充実や芸術文化活動に親しむことができるまちを目指します。

SDGs
実現目標



●現状と課題

本町には、豊かな自然環境のもと、先人たちが育んできた歴史と文化の結晶である史跡、文化財及び伝統文化が数多く残っています。こうした貴重な財産を後世に残すため、史跡・文化財などの調査研究を進めるとともに保存・継承に努め、住民への周知や外部への情報発信に努めています。特に前田遺跡では縄文時代の木胎漆器をはじめ数多くの貴重な有機質遺物が出土しており、国指定史跡に向けた取組を進めています。

文化・芸術活動については、住民が主体となり活発に活動しており、その中でもコスキン・エン・ハポンは、日本最大級のフォルクローレ音楽祭として、町外からも毎年多くの演奏者が訪れる大きなイベントとなっています。また、旧福沢小学校を改修した「羽山の森美術館」は、住民の文化・芸術の活動拠点として活用されています。

人口減少社会において地域コミュニティの衰退と文化芸術の担い手不足が指摘される中、東日本大震災を契機に、文化芸術の果たす役割の重要性が改めて認識されました。また、近年では、社会経済情勢の変革に伴い、人々の価値観はモノから心へ、量から質へと変化し、地方の自然や文化を見直す動きが顕著になっています。地元の歴史や文化を大切にし、文化遺産を継承することで、地域のアイデンティティを保持し、郷土愛を育む機会の充実が求められています。

しかしながら、歴史・伝統文化の継承については、担い手の高齢化、後継者不足、必要な施設・用具の老朽化などの課題にも直面しており、今後も貴重な文化財を守り伝えるためには、適切な保護を図るとともに、住民の協力のもと、郷土資料を保存・継承し、住民が文化財や郷土資料に親しむことのできるような環境づくりと、それらを外部との交流を活性化するための観光資源として活用するなど活用方法についても検討していくことが求められます。

また、芸術文化の創造・発展、次世代への継承が行われ、住民に充実した芸術文化活動の参加機会が提供されるように住民主体の活動への支援が重要です。

●まちづくりの施策と取組内容

施策 1：歴史・伝統文化の保護と継承

施策の方向性

貴重な文化財を守り伝えるため、適切に保護するとともに、住民の協力のもと郷土資料を保存・継承し、住民が文化財や郷土資料に親しむことのできるような環境づくりに努めます。

主な取組

(1) 史跡・文化財の保護と継承

- 住民の財産として所蔵されている資料を修復・展示をしていく体制づくりに取り組みます。
- 縄文時代の貴重な遺物が発掘されている前田遺跡の国指定史跡に向けた調査を実施し、遺跡の保存を図ります。
- 町の歴史・文化・産業等について記録した川俣町史の編さん及び刊行へ向けた準備を進めます。

- 史跡や文化財の調査や維持管理などを行うため、専門知識を有する人材の発掘・育成を図ります。
 - 町指定文化財の適正な保全管理、修復等への支援を図ります。
 - 学校教育や生涯学習、講演会、イベントなどを通じた町の歴史、伝統、文化の普及・啓発を図ります。
 - 町内の伝統文化や遺跡等について AR（拡張現実）や VR（仮想現実）など最新のデジタル技術を活用した保存・継承活動を推進します。
 - 地域の歴史と文化を保護・継承するため、資料館や体験館などの整備や既存施設の有効活用を検討します。
 - 町指定文化財の説明板を計画的に更新し、文化財の継承を図ります。
 - 文化財をまちの貴重な魅力の一つとして位置づけ、観光資源としての活用を図ります。
- (2) 伝統文化継承の支援
- 芸能や食文化等を通じた世代間交流によって、地域が守り伝えてきた伝統文化の継承に取り組みます。

主な指標

項目	現状	目標 (R10)
町指定文化財の指定件数	15 件 (R3)	目標値は設定せず、現状を把握し分析する

施策 2：文化・芸術活動の活性化

施策の方向性

文化芸術の創造・発展、次世代への継承が行われ、充実した文化芸術活動の参加機会が提供されるよう支援に努めます。

主な取組

(1) 文化・芸術活動への参加促進

- 文化祭や芸能祭等の開催を支援し、広報誌やホームページでの周知に加え、地区公民館や道の駅、スーパーなどへのポスター掲示やチラシの配置、SNS の活用等、多面的な PR により住民への周知に努めます。
- 各種文化団体の活性化を図るため、チラシやパンフレット等を活用した活動への参加促進を支援します。

(2) 文化・芸術活動への支援

- 時代に合った社会教育関係団体の育成に努めるとともに、公民館や羽山の森美術館などを活用し、文化団体の活動を積極的に支援します。
- コンサート、文化講演会など、住民の希望に沿った魅力ある文化イベントを開催します。
- 本町にゆかりのある作家の作品展など、各種企画展を開催します。

(3) ケーナの響くまちづくり事業の推進

- コスキン・エン・ハポンの開催を通じ、音楽による国内外の交流の活性化と町独自の文化の醸成を図ります。
- ケーナ教室の開催などを支援し、コスキン・エン・ハポンの継続と発展を図ります。
- ケーナ演奏の指導を行っている団体との連携強化により、後継者の計画的な育成に努めます。

主な指標

項目	現状	目標 (R10)
文化・芸術活動の団体数	47 団体 (R3)	51 団体
コスキン・エン・ハポンの参加者数 (年間)	4,000 人 (R4)	8,500 人 オンライン視聴数 1,500 人

まちづくりの基本方針 4 交流機会の拡大と深化によるまちづくり

目指す まちの姿

新たな人の流れや関係を創出し、地域課題の解決や国際理解の深化などにより、様々な人が集い、安心して暮らすことができる魅力的なまちを目指します。



●現状と課題

本町では、若者世代の流出と少子高齢化の急激な進展により、地域経済の縮小や産業、医療・福祉などの幅広い分野における労働力不足、担い手不足に直面しており、人材不足による活力低下が顕在化しています。そのため、令和3年9月に「川俣町移住・定住相談支援センター」を設置し、既存の支援策の見直しや充実に加え、移住・定住に係る情報の発信や提供、相談受付を一括して担うことができる体制（ワンストップ窓口）を整えました。センターでは、移住・定住に係る新規就農者や起業・就業をする方などへ本町で暮らすための多方面からの支援の充実や情報発信に努めています。

近年、東京圏への人口一極集中が進む一方で、地域によっては若者を中心に変化を生み出す人材が地域に入り始めています。このような動きは「関係人口」と呼ばれ、地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待されています。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大を経て広まったリモートワークや二地域居住を前提とした地方居住など多様な暮らし方や働き方がこの動きを後押ししています。

一方、本町への交流人口を創出するため、広域圏による特産品祭などへの参加や川俣シャモまつりの町内外での開催、自治体間での協定締結やふるさと大使などを活用した首都圏との交流の拡大に努めてきました。さらに、川俣町国際交流協会を中心として国際交流事業の実施や、中学生の海外派遣事業にも取り組み、国際交流による多文化理解を推進してきたところです。

また、グローバル化が進む現代では、地域社会においても国際交流が多様化しており、労働や観光、文化やまちづくりに至る様々な分野での交流に加え、ICTを活用した交流も展開されています。

今後も本町の魅力を多くの人に知ってもらい、交流を促進することで新たな人の流れを創出し、交流人口及び関係人口の拡大により新しく生まれた交流の力をまちづくりに取り入れ、まちの活性化を図っていくとともに、安心して移住・定住ができる施策の充実が必要です。

また、グローバル化する社会に対応するため、地域での国際理解を深め、幅広い視野と豊かな人間性を育める環境づくりに取り組んでいく必要があります。

●まちづくりの施策と取組内容

施策 1：関係人口の拡大

施策の方向性

町外から様々な形で応援してくれる人とのつながりを大切に、地域の課題をともに解決して活力を創出する取組に努めます。

主な取組

(1) 新しい関係をつくる

- 町独自の文化や特産品などを活用した交流活動の推進や、地域資源を活用した自然体験や農業体験、スポーツ活動などを通じた交流人口の拡大を図ります。
- 地域資源・魅力の発掘から磨き上げを図り、本町を訪れるたびに新しい発見や体験ができるような体制を整備します。

- 町外のターゲットに合わせた多角的な情報発信に努めます。
 - 住民と町、企業などが連携してシティプロモーションに取り組み、町の認知度の向上と町外に対し町の魅力を発信します。
- (2) できた関係をまちづくりに生かす
- 地域づくりインターン事業の充実を図り、インターン終了後も地域と交流できる機会の創出に努めます。
 - 大学等との連携による地域の課題解決や地域活性化等に取り組み、外部からの新しい意見等を取り入れたまちづくりに努めます。
 - 中心市街地における町内外の多様な人材が集う新たな交流拠点を整備します。
 - 新たな交流拠点における機能集約化と効果的な運営方法について検討するとともに、交流の場に関する情報発信を図ります。
- (3) 交流活動の充実
- 東京都江東区などをはじめとする都市部との交流活動を継続し、さらなる交流活動の拡大を図ります。
 - ふるさと大使との交流を促進し、効果的な活用方法や情報発信について検討します。
 - 農業体験など、受け入れをする地域の方々との交流を図る体験事業を実施します。
 - 交流活動を充実させ、より多様な人材が地域づくりに参画できる環境整備を図り、交流人口から関係人口へ、そして定住人口へつながっていくような取組を推進します。

主な指標

項目	現状	目標 (R10)
地域づくりインターン事業の受け入れ人数 (年間)	3人 (R4)	6人
交流イベントの実施回数 (年間)	8回 (R4)	15回

施策 2：移住・定住施策の充実強化

施策の方向性

様々な関係機関と連携し、都市部からの UII ターンを促進するための各種施策を展開し、移住・定住の促進に努めます。

主な取組

- (1) 移住・定住に関する情報提供・相談の充実
- ホームページや SNS を活用した移住・定住に関する情報発信や、様々な関連団体等と連携した情報提供や支援体制の構築を図り、UII ターンを促進します。
 - 川俣町移住・定住相談支援センターを通じた、移住支援策や就業情報の提供など本町に住みたい人に対する相談・支援体制の充実を図ります。
 - 空き家情報を手軽に入手できるよう空き家等バンクを運営し、移住希望者の利便性向上を図ります。
- (2) 移住・定住施策の実施
- 移住者を呼び込み、住み続けてもらうために、子育て・住宅・就業・生活環境などの各場面において、移住・定住を支援する制度を検討します。
 - かわまた暮らし体験住宅を活用した移住体験や移住体験ツアーなど、本町への移住を検討している方に対して体験の場を提供します。
 - 移住・定住の促進に向けて、各イベントにおいて賑わいを創出するとともに、各種地域資源を有効に活用しながら本町へ興味を持っていただけるよう取り組みます。
 - 子育て世帯や若年層を呼び込むために、ニーズにマッチした町営住宅の整備や効果的な支援策等を検討します。
 - 住民、企業、関係団体等と連携・協力して、移住・定住促進に係る諸課題や各種施策等について検討します。

- 町内に移住し介護・福祉サービスなど町の課題解決につながる職種に従事しようとする方に対し、町内での暮らしの体験や事業所の見学ツアーの実施、介護サービス事業所における研修費用の助成などを検討します。

主な指標

項目	現状	目標 (R10)
移住・定住相談支援センターの相談件数 (累計)	91 件 (R3)	260 件
移住者数 (自分の意思で概ね 5 年以上定住する意向のある人) (年間)	33 人 (R3)	52 人

施策 3：国際交流の推進

施策の方向性

国際交流を通じて住民の国際理解を促し、グローバルな視野を持った人材の育成を図るとともに、様々な人が安心して暮らせる多文化共生社会の形成に努めます。

主な取組

(1) 国際理解の推進

- 日本語教室・交流会等を通じて外国出身の方と地域住民との交流を促進し、国際理解をテーマとした講演会の開催など、異文化理解・多文化共生の意識向上を図ります。
- 生涯学習における国際理解に関する講座の充実を図り、住民の国際理解の促進に努めます。
- 外国人を支援するキーパーソンや外国人自助組織の育成を支援します。
- 外国人に本町の文化を伝える機会を設けることで、地域文化に対する外国人の理解を促します。

(2) 多文化共生社会の形成

- 行政情報の多言語化を推進するとともに、通訳ボランティアの育成、情報提供ルートの確保に努めます。
- 外国人など異なる文化・価値観を持つ人々が町でともに生活していることを正しく理解し、共生する社会の形成を推進します。
- 外国にルーツを持つ児童生徒が、学校生活に柔軟に適應できる指導体制の充実を図ります。
- 外国人の医療・保健・福祉等の生活支援体制の充実を図ります。

主な指標

項目	現状	目標 (R10)
国際理解・交流に関する事業の参加者数 (年間)	50 人 (R3)	80 人
日本語教室の参加者数 (年間)	55 人 (R3)	100 人

基本目標 5 産業と働く人がいきいきと輝くまち

- **基本方針 1. 農林業の魅力あふれるまちづくり** P106~
1. 農業の振興 2. 農村環境の整備 3. 林業の振興
- **基本方針 2. 観光の個性輝くまちづくり** P109~
1. 地域の個性と魅力を生かした観光振興
- **基本方針 3. 商工業の活気あるまちづくり** P111~
1. 地元企業への支援 2. 起業・創業の支援と企業誘致の促進 3. 商店街の活性化
- **基本方針 4. 誰もがいきいきと働くまちづくり** P114~
1. 雇用の創出と安定 2. 働き方改革の推進

基本目標 5 の指標

項目	現状 (R3)	目標 (R10)
新規就農者数 (年間)	2 人 (R3)	5 人
観光客の入込数	199,021 人 (R3)	344,000 人
町内事業所従業者数	5,430 人 (R3)	5,500 人
一人あたり市町村民所得	2,359 千円 (R1)	2,954 千円

まちづくりの基本方針 1 農林業の魅力あふれるまちづくり

目指す まちの姿

緑豊かな自然環境などの地域資源を最大限に活用し、魅力あふれる農林業を次の世代へつなげるまちを目指します。



●現状と課題

本町においては、農業は米作が中心ですが、中山間地の特性を生かした畜産、野菜や花きなどの園芸作物の栽培も盛んに行われています。特産品の一つである川俣シャモは、地域ブランドとして全国的に認知されており、GI（地理的表示）登録や JGAP（日本版農業生産工程管理）認証などにより、高い品質と安全性が認められています。

一方、農産物需給の不均衡や農産物輸入の自由化などによる経営環境の悪化に加えて、原子力災害の影響などもあり、農業経営改善を計画的に進めようとする認定農業者や農家が減少しています。そのため、認定農業者の育成・支援として、認定後の農業経営改善計画の実現に向けたフォローアップ、さらには農業経営の規模拡大や流通・販売への進出、農業法人への誘導など農業経営の基盤強化を図ってきました。近年は、新規就農者への支援の充実や、特産品開発の担い手として地域おこし協力隊の採用も行っており、若者の新規就農が増えつつあります。

林業については、山林所有者の高齢化や担い手不足に加え、原発事故により放射性物質が飛散し、森林荒廃が大きく拡大しました。その対応として、ふくしま森林再生事業により間伐等の森林整備と放射性物質の動態に応じた表土流出防止などの一体的な対策が実施されています。

農村を取り巻く近年の全国的な傾向として、高品質な農産物や食品、農村固有の美しい景観・豊かな伝統文化などが我が国の魅力の一つとして国内外で高く評価され、加えて「田園回帰」による都市部からの人の流れが全国的な広がりを持ちながら継続しており、こうした都市部の人材が地域活性化に貢献する動きも出始めています。しかしながら、全国各地の農村では人口の著しい高齢化・減少、これに伴う農地面積の減少という事態に直面しています。

今後も本町の農林業活性化に向けて、担い手の育成や営農体制の強化、6次産業化や ICT 化、農産物の新しい生産方法・生産体制・流通体系の確立、観光業との連携など、多面的な支援を図っていくことが重要になっています。

また、大規模農業者が今後も地域の担い手として経営を継続していけるよう、農地の流動化を促進し、集積を図っていくことが求められています。

●まちづくりの施策と取組内容

施策 1：農業の振興

施策の方向性

より安定した農業経営への取組を支援するとともに、農産物・特産品の品質や魅力の向上及び情報発信に努め、農業の持続的な発展に努めます。

主な取組

(1) 農業経営の強化

- 認定農業者制度を町内に広く周知するとともに、認定農業者や農業法人の育成に努めます。

- 新たな地域ブランドの形成と農産物の付加価値向上を図り農業収入増加を目指すため、6次産業化への取組を支援します。
 - 農業の省力化、高品質生産等を目指し、ロボット技術やICT等の先端技術を活用したスマート農業への取組を推進します。
 - 生産性や品質の向上などにより収益性の高い地域農業の確立を目指して、研修会の開催や資金融資の利子補給、収入保険等への加入促進、農業に関する補助事業など各種施策の充実を図ります。
 - 農業指導の実施や新たな作目の導入促進等による生産体制の強化を図ります。
 - 担い手不足が深刻化する中で、地域における農業の在り方などを明確化する地域計画（人・農地プラン）の策定を進め、農用地の集積化及び農業生産体制の強化を推進します。
 - 地域の農村資源を生かした農業の活性化を図るため、農業体験や環境保全型農業、ケアファーム、農家民泊などの多様な農業展開への取組を支援します。
 - 遊休農地・耕作放棄地を利用した農業体験や週末農家、オーナー制農園を行う農業体験交流施設の設立・運営などを支援します。
 - 農産物の安全、環境の保全、持続的な農業経営の確立を目指し、適切な生産工程管理によるJGAP認証取得等を促進します。
- (2) 農業担い手の育成と多様な人材の確保
- 地域ブランドの形成や後継者の確保につなげるため、農業関係団体との連携強化を図るとともに、地域おこし協力隊や新規就農者、農業ボランティアなど町内外からの多様な担い手の確保に努めます。
- (3) 農業の魅力発信と消費拡大
- 川俣シャモやアンスリウム、トルコギキョウなど特産品の販路・消費拡大のため、首都圏などでのイベントへの参加や開催、ターゲットに応じたSNS等を活用した効果的な情報発信に努めます。
 - 学校給食協力会や町内飲食店など関係団体と連携し、地域で生産された農産物の地産地消を推進するとともに、生産者とのマッチングや農業体験会等による食育の意識向上に取り組みます。

主な指標

項目	現状	目標（R10）
認定農業者数	43人（R3）	45人
農業産出額（年間）	20億3千万円（R2）	21億3千万円

施策2：農村環境の整備

施策の方向性

農業経営基盤を強化するため、農地の集約化を進めるとともに、農地の適正管理や有害鳥獣対策を進め、農業経営の安定に努めます。

主な取組

(1) 農業基盤の整備

- 農地の保全管理や農地中間管理事業による担い手への農地集積を促進します。
- 農地の荒廃を防止し、持続可能な農業生産体制を維持していくため、水田や用排水路等の整備と適正な維持管理に取り組みます。
- 優良農地については意欲的に農業に取り組む生産の場として、保全と効率的な活用を推進します。
- 地域住民による農道整備等の活動に対し、必要な資材の支給支援を実施します。
- 農作業の効率化を図るため、分散農用地の集積・集約化及び遊休農地の発生防止に取り組みます。

(2) 遊休荒廃農地対策の推進

- 関係機関と連携し、解消方法の検討及び実施を図るとともに、遊休荒廃農地対策関連事業の周知・普及に努めます。
- 荒廃農地を再生し耕作する農業者に対し、再生事業に係る支援を実施します。

(3) 有害鳥獣対策の推進

- 鳥獣による農作物被害を軽減させるため、鳥獣被害防止計画に基づき、侵入防止柵設置や調査等の取組を支援し、川俣町鳥獣被害対策実施隊と連携した取組を推進します。

主な指標

項目	現状	目標 (R10)
担い手の農地利用集積率（耕地面積に占める担い手の農地利用集積面積の割合）（年間）	14.5% (R3)	40%
遊休農地面積	177ha (R3)	175ha
有害鳥獣による農作物の被害額（年間）	675千円 (R3)	472千円

施策3：林業の振興

施策の方向性

林業生産活動の各種支援を充実するとともに、林業の担い手を確保・育成し、安定的な林業生産体制の確立に努めます。

主な取組

(1) 林業生産活動の支援

- 木材資源の活用事例について情報提供を行うとともに、間伐材を利用した6次産業化や起業化の支援を図ります。
- ICTを活用した生産管理手法の導入など経営基盤の強化を支援します。
- 林道等の林業施設の整備と適正な維持管理や、治山による防災機能の保全に取り組みます。

(2) 林業の担い手確保・育成支援

- 新規就業希望者を対象とした多様な技能、技術取得のための長期研修講座を実施します。
- 林業後継者の育成促進と地域林業の担い手との連携の強化を図ります。
- 森林学習や林業体験などを通じて自然環境への理解や関心を促し、森林保全の重要性の啓発に努めます。
- 都市部などからの体験交流事業を活用し、関係人口による里山・森林保護の支援者を確保するとともに、活動への支援を行います。

(3) 労働安全衛生対策の推進

- 林業従事者の労働安全を確保するため、安全衛生教育や放射線障害防止対策などの取組を推進します。

主な指標

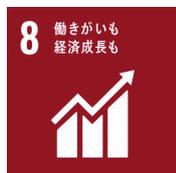
項目	現状	目標 (R10)
林道整備延長	3,068m (R3)	4,678m

まちづくりの基本方針 2 観光の個性輝くまちづくり

目指す まちの姿

豊かな自然環境、多彩な観光資源などの地域資源を最大限に活用した、多様な交流が活発に行われ、観光の振興により地域の個性と魅力あふれるまちを目指します。

SDGs
実現目標



●現状と課題

本町は、美しい里山や秋山の駒ザクラ、春日神社の大フジといった自然環境が育んだ観光スポットや、コスキン・エン・ハポン、川俣シャモまつり、かわまた夏祭りからりこフェスタ、川俣ロードレース大会などの町内外から多くの人々が訪れるイベントなど、魅力ある観光資源を有しています。

近年は、新型コロナウイルス感染症に伴う外出自粛の影響や、海外からの訪日観光客の大幅な減少により、観光関連産業は甚大な影響を受けています。

さらには、少子高齢化による人口減少や地域間競争の激化、ライフスタイルの変化と余暇活動の多様化など観光を取り巻く環境は大きく変化しています。しかしながら、地域経済における観光が果たす役割は依然として大きく、落ち込んだ観光関連産業の再活性化が求められています。

本町における近年の観光振興の取組については、道の駅事業、川俣シャモまつり、古閑裕而ゆかりの地かわまた PR 事業、里山ツーリズム事業などを推進しており、今後も豊かな自然や景観が残る里山、史跡や伝統文化等の歴史的資源、川俣シャモ、アンスリウム、トルコギキョウ、山木屋在来そばなどの特産品を活用し、町の個性あふれる魅力を効果的に発信して多様な形態での交流を促進しつつ、おもてなしの心をもって観光の振興を進めていく必要があります。

●まちづくりの施策と取組内容

施策 1：地域の個性と魅力を生かした観光振興

施策の方向性

地域の誇るべき財産である豊かな自然、史跡や伝統文化等の歴史的資源などを活用し、観光客のニーズに対応した観光の振興に努めます。

主な取組

(1) 地域資源の活用

- 里山など本町の豊かな自然環境を生かした観光振興を図るとともに、登山道や施設等の維持管理・修繕に努めます。
- 羽山の森美術館や織物展示館などを活用し、本町にゆかりのある芸術作品及び絹や織物に関する定期的な企画展など、本町の歴史・文化を生かした観光振興に取り組みます。
- 貴重な遺物が多数発掘されている前田遺跡の国指定史跡に向けた取組を推進し、新たな観光資源として多様な活用を検討するなど、遺跡による観光振興を図ります。
- からりこ館やおじまふるさと交流館、体験農園施設などの活用を図り、歴史・文化や豊かな自然など本町の魅力を十分に感じることができると観光振興を推進します。
- 新たな観光素材の掘り起こしと磨き上げにより、町内の多様な地域資源を生かした観光資源づくりを推進します。
- 川俣シャモまつりやコスキン・エン・ハポンなどのイベント間連携や、観光拠点間の連携、イベントと観光拠点の連携など観光資源間を関連付ける仕組みを検討します。
- 通年型・反復型・周遊型の観光・交流を検討します。

(2) 観光関連施設の充実

- 道の駅川俣の施設整備と適正な維持・管理を推進するとともに、定期的なイベントの開催等による観光拠点としての機能強化を図ります。
- 公園や駐車場等の適正な維持・管理と老朽化施設の修繕・改修により、魅力ある施設づくりを推進します。
- 滞在型観光を促進するため、おじまふるさと交流館の活用や宿泊施設の誘致、民泊事業の実施に向けた取組を検討します。
- インバウンドへの対応に向けて、公共サインや展示等の多言語化を図るとともに、観光コンテンツの開発や、まちなかでのフリーWi-Fiなどインターネット通信環境の整備を推進します。

(3) おもてなしの体制の構築

- 地域の一体的なおもてなしを展開していくため、地域住民や企業、関係団体等と連携を強化するとともに、関連する活動の支援を図ります。
- 町内観光のモデルコースの設定や自然をめぐるツアーなど、魅力ある観光メニューづくりを推進します。
- 観光客に対するおもてなしの心の醸成を図るとともに、観光振興の取組を担う人材の育成に取り組めます。

(4) 観光資源のプロモーション

- 観光客の年齢やライフスタイルを想定したマーケティングによる観光PR活動を推進します。
- 観光パンフレットやポスターなどの既存の紙媒体での広報のほか、デジタル技術を活用したSNSや動画配信など、様々なツールにより興味・関心を喚起し、実際の来町観光を促進します。
- 観光地における利便性が確保されるよう、情報提供や案内機能の充実を図ります。

主な指標

項目	現状	目標 (R10)
おじまふるさと交流館の利用者数 (年間)	3,924 人 (R3)	8,000 人
SNS (Twitter・Instagram・Facebook) フォロワー数 (再掲)	1,037 人 (R4)	5,000 人

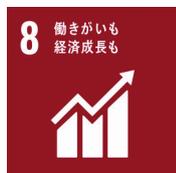


まちづくりの基本方針 3 商工業の活気あるまちづくり

目指す まちの姿

事業者が抱える多様な課題やニーズの把握とそれに基づく的確な支援等を推進し、商工業が活性化し、町内外の経済交流が活発なまちを目指します。

SDGs
実現目標



●現状と課題

本町は、古くは絹織物の産地として栄え、近年は自動車用部品製造、金属機械加工、電子・機械部品製造など、モノづくり産業が主力となっています。地元企業は、東日本大震災によって大きな影響を受けてからは、震災前の取引関係の維持・回復に取り組むとともに、新たな需要の開拓、供給ネットワークの構築を図ってきました。さらに、平成 27 年度には羽田産業団地と西部工業団地が完成し、誘致企業によってウェア型 IoT の開発や人工光育苗施設を用いた野菜苗の育苗が行われています。

福島県内では、震災から地域産業を回復し地域経済を再生するために平成 29 年に法定化された新たな産業基盤の構築を目指す国家プロジェクト「福島イノベーション・コースト構想」により、各分野の研究拠点を活用した先端産業の集積が推進されています。

今後の工業振興にあたっては、競争力のある地場産業の育成を図るため、担い手の育成・確保、地元企業の体質強化に対する支援、起業・創業に対する支援の充実等を図るとともに、新たな企業の誘致等により、企業活動及び経済活動の活性化が求められています。また、地元企業による省エネルギー化やグリーン化に資する環境に配慮した製品や技術開発等に向けた取組への積極的な支援も重要といえます。

本町の商業については、郊外型大型店の進出や消費者ニーズの多様化などにより、中心商店街において買い物客の減少や、後継者不在等による空き店舗が増加しています。

そのため、本町では、かわまた夏祭りからりこフェスタ等のイベント開催の支援、空き店舗利活用支援など中心商店街の活性化に努めてきました。今後も、店舗の充実や魅力ある買い物環境など、商店街の再生と新たな賑わいの創出が重要課題となっています。

●まちづくりの施策と取組内容

施策 1：地元企業への支援

施策の方向性

地元企業の経営基盤強化、技術の高度化、商品開発力向上などを促進するとともに、企業間における交流・連携の機会拡充や後継者の育成に努めます。

主な取組

(1) 事業者間の交流活動の支援

- 異業種交流の促進や商工会との連携、産学官金連携により、地元企業の技術の高度化と経営基盤の強化を図ります。
- 絹織物など地域ブランドの維持に向けた事業者間の連携による取組を促進します。
- 町内外の企業と連携し、福島イノベーション・コースト構想を推進します。
- 交流の場の創出やモノづくり体験等、各種イベントの実施により地元企業の振興を図ります。

(2) 企業活動の支援

- 技術開発や設備投資などの支援を目的とした情報提供の充実を図ります。
- 新規需要開拓による地元企業の活性化を推進し、新商品の開発・販売などに対する支援体制を構築します。

- 地元企業の脱炭素対策や省エネルギー化、グリーン化などの環境に配慮した設備投資への支援を検討します。

(3) 後継者・担い手の確保と育成支援

- 商工会との連携により後継者の確保やデジタル人材等の育成に努めます。
- 国や県、関連団体等と連携し、担い手の育成・確保に努め、地場産業の維持と活性化を図ります。
- モノづくり職人と調理人が提携したイベントの定期的な開催など、女性や若者もターゲットとなる取組を支援します。
- 安定した雇用の確保に向け、効果的かつ戦略的な求人活動の展開を支援します。
- 地元高校生の町内企業への企業見学や職場体験、就職相談などへの取組を支援します。
- インターンシップ先企業の開拓や受け入れなどを行い、町内企業が新規学卒者の就職先になるような機会を創出します。

主な指標

項目	現状	目標 (R10)
製造品出荷額 (工業統計調査)	312 億 7,701 万円 (R2)	360 億円
地元企業への職場体験・就職相談会の実施回数 (年間)	12 回 (R3)	12 回

施策 2：起業・創業の支援と企業誘致の促進

施策の方向性

関係機関と連携し、起業・創業できる人材の育成から起業・創業後の事業成長まで、一貫した支援施策の展開に努めます。

主な取組

(1) 起業・創業支援

- 産業競争力強化法に基づく創業支援や空き店舗活用の事業支援など、起業や新分野進出を目指す事業者への支援や、デジタル技術や先端技術の導入等の支援を実施します。
- 県や町による移住者へ向けた起業・創業に係る各種支援制度などの周知に努め、移住・定住の促進と起業・創業しやすい環境整備を図ります。
- 商工会、研究機関、各種関係団体などと連携し、多様な起業家への支援を充実させます。

(2) 企業誘致活動の推進

- 工業団地の優遇制度などの情報発信に努め、企業立地動向調査などを効果的に実施しながら、地域住民の雇用の受け皿となる企業誘致に努めます。
- 企業誘致を促進するため、工業団地の拡充や整備を検討します。
- 空き店舗・空き工場等の利活用を促進し、進出企業のニーズに合った支援を行います。

主な指標

項目	現状	目標 (R10)
起業・創業した件数 (累計)	2 件 (R3)	16 件
工業団地の空き区画	5 区画 (R3)	0 区画

施策3：商店街の活性化

施策の方向性

多様な住民ニーズに応える魅力ある商店街づくりのため、活力の創出に向けた取組への支援や、必要な施設・設備の充実と整備に努めます。

主な取組

(1) 商業環境の充実

- 街路灯や歩道などの街路整備を図り、商店街の街並み環境の整備に取り組みます。
- 商工会と連携して、経営に関する研修会や講習会等の開催、融資制度等の周知、相談体制の充実など総合的な支援を実施します。
- 大型店舗の進出に際しては、大規模小売店舗立地法に基づき、周辺地域との調和を図り、適正な社会規制の誘導を図ります。

(2) 商店街活性化への支援

- 商店街の活性化に向けた各種取組を支援します。
- 道の駅川俣から商店街への回遊性を高めるような取組を検討し、町内の経済循環を活性化させます。
- 若手経営者によるグループ活動の支援等により、商店後継者の確保と育成を図ります。
- 農商工連携による賑わい創出と活性化を促進させるため、絹&産業フェアなどイベントの開催を支援します。
- 川俣シャモ料理研究会をはじめ商品開発を行う団体に対して支援を行います。
- 小売店舗におけるキャッシュレス決済の導入やデリバリー・テイクアウトサービスの導入、ECサイトの開設支援など、新たなニーズに対応した取組について積極的に支援します。
- 地域ポイント制度の先進事例を参考にしつつ、導入に向けた取組を推進します。
- 空き店舗を活用したサロンやチャレンジショップの設置など、商店街の店舗の個性化や魅力向上の取組を支援します。

主な指標

項目	現状	目標 (R10)
空き店舗活用事業件数 (年間)	3件 (R3)	5件
商店街活性化イベントを実施した回数 (年間)	1回 (R3)	3回

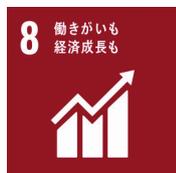


まちづくりの基本方針 4 誰もがいきいきと働くまちづくり

目指す まちの姿

若者が魅力を感じる働く場を創出するとともに、労働環境向上に向けた啓発活動を推進し、多様な働き方に順応したまちを目指します。

SDGs
実現目標



●現状と課題

これまで本町では、町内企業の雇用を確保するため、町内企業との連携の下、学生向けに事業紹介や職場体験などを行ってきました。また、住民が安心して働き続けることができる雇用環境を整えるため、地域社会における男女共同参画の推進をはじめ、講演会やセミナーによる研修機会を確保し、事業主及び労働者双方の理解醸成に努めてきました。

国内の雇用をめぐる状況については、就業形態の多様化による賃金格差の拡大や、共働き世帯の増加、女性の正規雇用の増加など、大きく変化しています。国では、働く方々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現するため、長時間労働の是正、非正規雇用労働者の処遇改善など働き方改革を総合的に推進しています。

本町を含む県北地域においては、近年は有効求人倍率が約 1.3～1.4 倍程度で推移しており、求職者に有利な状況が続いています。しかしながら若い世代の人口流出が著しく、その要因の一つとして求める雇用機会が不足し、魅力ある職場を町外に求める動きがあげられます。そのため、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境をつくることが重要な課題となっています。

今後も、関係機関との連携の下、雇用の確保と安定に向けて、魅力ある働く場の創出、拡充とともに、就職へつながる情報の収集・提供等を進め、若者が町外に出なくとも町内で働くことを選択できるような対策が必要です。

また、働き方改革を引き続き推進するため、事業所や学校などとの連携を強化し、積極的に働きかけ、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現など、個人が持つ能力を平等に発揮できる環境づくりを進めていくことが求められます。

●まちづくりの施策と取組内容

施策 1：雇用の創出と安定

施策の方向性

住民が町内で働くことができるよう、町内企業の雇用機会の確保を支援するとともに、就職情報の収集・提供等を進め、働く場の安定的な確保に向けた取組を推進します。

主な取組

(1) 雇用機会の拡大

- ハローワークとの連携により、年齢や適性、能力に応じた就業機会の確保や就職相談の充実を図り、雇用を促進します。
- 地元高校生などの町内企業への就職促進や新規学卒者の UIJ ターンによる就職機会の創出を推進します。
- 産学官が連携した町内企業合同就職面接会の開催や就職希望者と企業との交流を支援します。
- IT 技術や介護などの専門技術を学ぶことができる多様な職業訓練機会の提供を支援します。
- 就職相談やセミナー等の情報提供により、働く意欲がある人の就職を支援します。

施策 2：働き方改革の推進

施策の方向性

個人のライフスタイルやニーズに合った働き方の選択を実現できるよう、企業等への働きかけや理解の促進を図り、誰もが働きやすい職場環境づくりの推進に努めます。

主な取組

(1) 労働環境の改善

- 長時間労働の削減や休暇取得の促進など、労働者のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた、理解の促進と啓発に努めます。
- 男性の育児休業の取得や女性の労働待遇の改善など、男女が共に働きやすい環境づくりに向けた取組の支援に努めます。

(2) 多様な働き方の推進

- 働く場所・働く時間を問わない多様な働き方が一般化してきている中、人材の確保・定着、従業員のモチベーションや労働生産性の向上を図る取組の支援に努めます。
- 企業の人材やスキル不足に対応するため、複業、副業・兼業などの働き方、人材を確保する手段の普及促進を図ります。
- サテライトオフィスやコワーキングスペースを整備し、ワーケーションなどの誘致活動を推進します。

主な指標

項目	現状	目標 (R10)
雇用の安定に関する 5 段階評価満足度の平均値 (アンケート)	2.63 (R3)	4.08
就労環境の改善に関する 5 段階評価満足度の平均値 (アンケート)	2.66 (R3)	4.05



基本目標 6 原子力災害からの復興を目指すまち

● 基本方針1. 住民が安心して暮らせる復興のまちづくり

P117～

1. 安全・安心な生活環境の確保
2. 山木屋地区の生活支援
3. 山木屋地区のコミュニティ再生

● 基本方針2. 産業振興で活力のある復興のまちづくり

P120～

1. 産業の再生
2. 山木屋地区の産業再生

基本目標 6 の指標

項目	現状	目標 (R10)
町全体の避難終了率	59% (R3)	63%

まちづくりの基本方針 1 住民が安心して暮らせる復興のまちづくり

目指す まちの姿

原子力災害からの避難により失われたつながりや絆を取り戻し、放射線に対する不安がなく、誰もが安全・安心して暮らすことができるまちを目指します。

SDGs
実現目標



●現状と課題

本町では、川俣町復興計画に基づき、生活圏の除染による放射線の低減、環境モニタリング、ホールボディカウンターによる内部被ばく健康管理、復興公営住宅の建設による避難住民の生活環境の確保など住民の生活再建に取り組んできました。加えて、山木屋地区においては、地区内の生活基盤の整備や山木屋診療所の再開をはじめ各種復興事業により安全・安心な生活環境の確保に取り組み、平成 29 年 7 月にオープンした復興拠点商業施設「とんやの郷」は、地域コミュニティの再生に貢献する拠点施設として、当初目標を大きく上回って利用されています。また、ふくしま復興再生道路として、令和 5 年 3 月に国道 114 号、国道 349 号の整備が完了しました。

令和 2 年 6 月に復興庁設置法等の一部を改正する法律が成立し、政府は、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間で新たな復興期間として「第 2 期復興・創生期間」と位置付けました。第 2 期復興・創生期間以降における復興の基本方針の一つとして、廃炉・汚染水対策の実施による事故収束が掲げられており、その過程で懸念される ALPS 処理水の処分に伴う風評影響を最大限に抑制するよう取り組むこととされています。そのほか、環境再生に向けた取組としての仮置場の適正管理、速やかな返地等、帰還の促進と生活再建の支援として魅力あるまちづくりやコミュニティ形成等の環境整備が掲げられています。

今後も、これまでに行ってきた復興への取組を継続しながら、健康被害の不安払拭や震災の記憶を風化させないための取組を進めていく必要があります。

加えて、平成 29 年 3 月 31 日に避難指示解除となった山木屋地区は、住民帰還が進まず十分な復興・再生を実感できる段階に至っていないため、日常生活や医療・福祉分野における生活支援や絆づくりなどのコミュニティ再生など、新たな課題に対応するための継続的な取組が求められています。

●まちづくりの施策と取組内容

施策 1：安全・安心な生活環境の確保

施策の方向性

放射線に対する不安がなく、安全・安心な暮らしを続けられる環境づくりを推進します。

主な取組

(1) 健康不安への対応

- 今なお残る放射線への不安の軽減・払拭を図るため、住民との対話によるリスクコミュニケーションに継続して取り組み、丁寧に対応することで、住民一人ひとりの疑問や不安の解消へつなげます。
- 県が行う県民健康管理調査の基本調査及び詳細調査、こころの健康度調査・生活習慣に関する調査、妊産婦に関する調査と連携し、継続的な住民の健康状態の把握と健康の維持・増進を図ります。
- ホールボディカウンターによる内部被ばく検査やガラスバッジによる外部被ばく検査などを継続的に実施し、放射線に対する不安の軽減と健康管理に取り組みます。

(2) 放射線への対応

- 放射性物質汚染対処特別措置法や里山再生事業に基づき、フォローアップ除染や生活圏内の森林の放射線低減への取組など、必要な除染等の措置を着実に実施するよう国に求めます。
- 自家消費用農産物等の食品検査や空間放射線量のモニタリングなどを継続して実施し、その結果を住民等へ周知・公表を図り、安全の確保と不安の払拭に取り組みます。
- 除染仮置場の原状回復・返還工事を実施し、地権者等への返地を速やかに進めます。
- 当面の間、これまでに実施してきた除染記録のデータや除染実施状況等の適正な管理・保存を図ります。

主な指標

項目	現状	目標 (R10)
内部被ばく検査の件数 (年間)	639 件 (R3)	目標値は設定せず、現状を把握し分析する
食品中の放射性物質検査の件数 (年間)	3,259 件 (R3)	目標値は設定せず、現状を把握し分析する

施策 2：山木屋地区の生活支援

施策の方向性

山木屋地区において、生活の安全・安心を確保するための支援に取り組みます。

主な取組

(1) 生活環境の整備

- 山木屋地区の荒廃抑制・住環境の維持管理を図るため、町道等の草刈り作業を定期的に行うとともに、道路や公共施設の適切な維持・修繕に努めます。
- 山木屋診療所の運営により、山木屋地区の医療面における不安解消に努めます。また、オンライン診療等の導入を進め、医療体制の強化を図ります。
- 復興の進捗に合わせ、山木屋地区の除染特別地域指定や町の汚染状況重点調査地域指定の解除に向けて必要な協議・検討を進めるとともに、解除に必要な取組を推進します。
- 井戸掘削事業等による安全な水の確保に取り組みます。

(2) 生活支援の充実

- 帰還した住民、特に独居高齢者を対象とした医療や福祉、見守り体制の充実・強化を図ります。
- 復興公営住宅入居者への家賃の低廉化・低減化を図り、被災者の負担軽減に取り組みます。
- とんやの郷を中心とした買い物や飲食、行政情報の提供に取り組み、帰還者の生活支援と相談業務の充実を図ります。
- 地域懇談会やアンケートなどにより住民意向を把握し、地域の実情を踏まえた適切な生活支援の在り方を検討します。

主な指標

項目	現状	目標 (R10)
山木屋地区居住人数 (うち、帰還者以外の居住者数、複数拠点居住者数)	341 人(28 人) (R3)	目標値は設定せず、現状を把握し分析する

施策 3：山木屋地区のコミュニティ再生

施策の方向性

山木屋地区において、失われたコミュニティを再生するとともに地域外との交流を促進し、持続可能な地域づくりに取り組みます。

主な取組

(1) 地域活動の活性化

- 地域コミュニティの活性化を図るため、山木屋地区自治会と町との協力関係の維持・強化に努め、地域の声や要望に適切に対応します。
- 住民や地域が主体となって行う各種イベント・催しなどの活動を支援します。
- 山木屋公民館やとんやの郷など高齢者が集い、活動できる場を整備し、サロンや健康体操などの事業開催を推進して、高齢者の心身の健康増進と地域の活性化を図ります。

(2) 交流・連携によるコミュニティ再生の促進

- とんやの郷を中心としてイベントや行事などを開催し、地域の賑わい再生と創出に取り組みます。
- 自治会や NPO、地元事業者、関係団体、行政など多様な主体が連携して、山木屋地区の地域活性化・コミュニティ再生に向けた取組を推進します。
- 帰還した住民だけでなく、地域から離れて暮らしている人やその家族などが、多様な形で交流し、共に地域づくりへ参加することができるような仕組みを検討します。

(3) 復興への歩みと歴史・文化の保全

- 原子力災害による避難で失われた地域の文化活動の再生と保全を支援し、ふるさと山木屋の歴史・伝統を後世につなぐ活動を支援します。
- 原子力災害からの復興への歩みを多くの人に知ってもらい、町内外との交流に生かすための取組を推進します。

主な指標

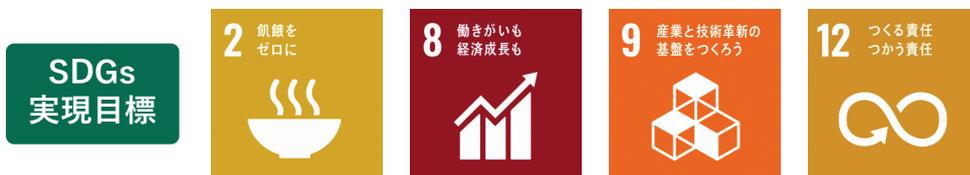
項目	現状	目標 (R10)
山木屋地区でのイベント・催しを実施した回数 (とんやの郷・NPO・自治会・公民館等) (年間)	30回 (R3)	50回
山木屋地区で開催するコミュニティイベントの運営主体の数 (地区外含む)	4団体 (R3)	15団体



まちづくりの基本方針 2 産業振興で活力のある復興のまちづくり

目指す まちの姿

原子力災害により被害を受けた事業者や農村環境、産業の再生を図り、確かな復興を遂げた持続的な発展ができるまちを目指します。



●現状と課題

東京電力福島第一原子力発電所事故は、町全域に放射性物質による実被害と風評被害をもたらし、町の産業に大きな打撃を与えました。その影響については徐々に回復しているものの、今もなお完全には払拭されておらず、経年とともに風化の問題も顕在化しています。第2期復興・創生期間以降における国の復興の基本方針では、産業再生について、福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積、事業者・農林漁業者の再建、風評払拭・リスクコミュニケーションの推進が掲げられています。

本町では、震災により被害を受けた農林業従事者や町内事業者、企業等に対し、事業再開のために各種補助制度の周知と活用の支援に努めてきました。町内企業では、震災前の取引関係の維持・回復に取り組むとともに、新たな需要の開拓、供給ネットワークの構築を図っています。また、避難指示によって農地や山林が荒廃したためイノシシやサルなどによる有害鳥獣被害も増加しており、捕獲・電気柵・防護柵の設置など被害防止対策に努めています。加えて、山木屋地区については、平成25年度までに水稻、花き、野菜の実証栽培を行い、農地の除染と経営規模の拡大、花き等の施設園芸の拡大による収益の確保、生産品目の拡大などにより農業再生を図ってきました。近畿大学の協力のもと栽培が開始されたアンズリウムは町の新たな特産品となっています。

しかし、本町の農家数や産業別事業所数、産業別従業者は、震災前後で比較すると減少傾向にあり、労働者や後継者の不足が深刻化しています。今後も正確な情報発信等による風評被害対策や地元企業への支援、有害鳥獣対策などの農業支援を進めるとともに、農・商・工の事業者が震災を乗り越え、さらに発展を目指すための環境整備や雇用の創出・確保に向けた支援が必要です。

国・県と連携しながら事業者への支援を継続し、引き続き営農や事業の再開を促進するとともに、被災直後の「マイナスからゼロ」への取組から、復興を遂げる「ゼロからプラス」に向けた取組を推進していきます。

●まちづくりの施策と取組内容

施策1：産業の再生

施策の方向性

農林業の生産におけるや安全性確保の充実を図るとともに、被災事業者や被災企業の事業継続や再開支援を図ります。また、今もなお残る風評を払拭させるため、正しい情報の発信と町の魅力向上に努めます。

主な取組

(1) 農林業再生への支援

- 食品や水、土壌などの放射性物質の検査体制を維持し、継続的な放射線量測定を実施します。
- 原子力災害以降、森林整備や林業生産活動が停滞した影響で水源涵養や山地災害防止などの森林の公益的機能が低下しているため、森林の再生を図る取組を推進するとともに林業の再生を図ります。

- 広葉樹林において放射性物質の影響を継続的に調査するなど、きのこ原木の安定供給や原材料となる広葉樹林の再生を図る取組を推進します。
 - 森林再生関連事業の円滑な実施と林業の再生を図るため、林道など林業施設の整備に努めます。
- (2) 商工業再生への支援
- 事業再開等支援補助金を活用し、商工業事業者の生業再建等を支援し、事業者の帰還、生業の再建を通じたまち機能の回復を図ります。
- (3) 多様な連携による支援
- 福島イノベーション・コースト構想の推進に取り組み、新たな産業基盤の構築を進め、町内外の企業や関係団体との連携による地域経済の活性化を目指します。
 - 最先端の知見や技術を活用することにより、風評を受けない、または、風評に左右されない新たな産業への転換や創出を推進します。
 - 福島国際研究教育機構への本町参画を要請し、研究・実証・社会実装の場としての社会貢献と地域の発展を目指した取組を検討します。
- (4) 風評払拭と安全性の発信
- 食品・農産物、空間線量等の放射能測定結果について、正確かつ迅速な情報発信に努めます。
 - 全国各地で開催されるイベントなどへ積極的に参加し、トップセールスやメディアを活用した広報活動などを行い、本町の農産物の安全性と品質をPRします。
 - ALPS 処理水の放出に関する風評被害を防止するため、安全性の継続的な情報発信と本町の魅力・地域資源を発信する取組を推進します。

主な指標

項目	現状	目標 (R10)
農業産出額 (年間) (再掲)	20 億 3 千万円 (R2)	21 億 3 千万円
製造品出荷額 (工業統計調査) (再掲)	312 億 7,701 万円 (R2)	360 億円
福島イノベーション・コースト構想との連携企業数	1 件 (R3)	13 件



施策 2：山木屋地区の産業再生

施策の方向性

山木屋地区において、生業の再生と継続的支援を実施するとともに、新規就農や起業などによる担い手の育成・確保に取り組みます。

主な取組

(1) 生業の再生と支援

- 山木屋地区における農地保全、管理耕作、地力回復、鳥獣被害防止対策及び放射性物質の吸収抑制対策等を実施します。
- 除染後や仮置場の返地が完了した農地での営農再開に向けた取組を支援します。
- 化学肥料や農薬を適切に施用しながら、廃棄物などを有機資源として活用し、環境への負荷軽減を目指す地域内循環型農業による農業の再生に取り組みます。
- 原子力災害による避難で、良好な管理ができずに荒廃した水田、用排水路等の整備を県と連携して取り組みます。
- 山木屋地区の農産物等を生かした新商品の開発、加工による高付加価値化を図り、観光商品化も視野に入れた取組を推進します。
- アンスリウムや山木屋在来そば「高原の宇宙」などの地域特性を生かした魅力ある特産品の創生・開発に努めます。
- とんやの郷や体験農園、スケートリンクなど、地域の観光資源を生かし、町内外を問わず人を呼び込む仕掛けづくりを支援します。
- 事業の継続を支援し、山木屋地区で働くことのできる場・機会の確保に努めます。

(2) 担い手の育成・確保

- 就農に係る情報を積極的に発信し、地域おこし協力隊を含む新規就農者を確保するとともに、新規就農者への技術サポートなど、担い手の育成を推進します。
- 大学等と連携した山木屋地区での学生インターン生の受け入れなど多様な担い手の確保に取り組みます。

主な指標

項目	現状	目標 (R10)
営農再開した面積	212.8ha (R3)	260ha

IV 地区別計画



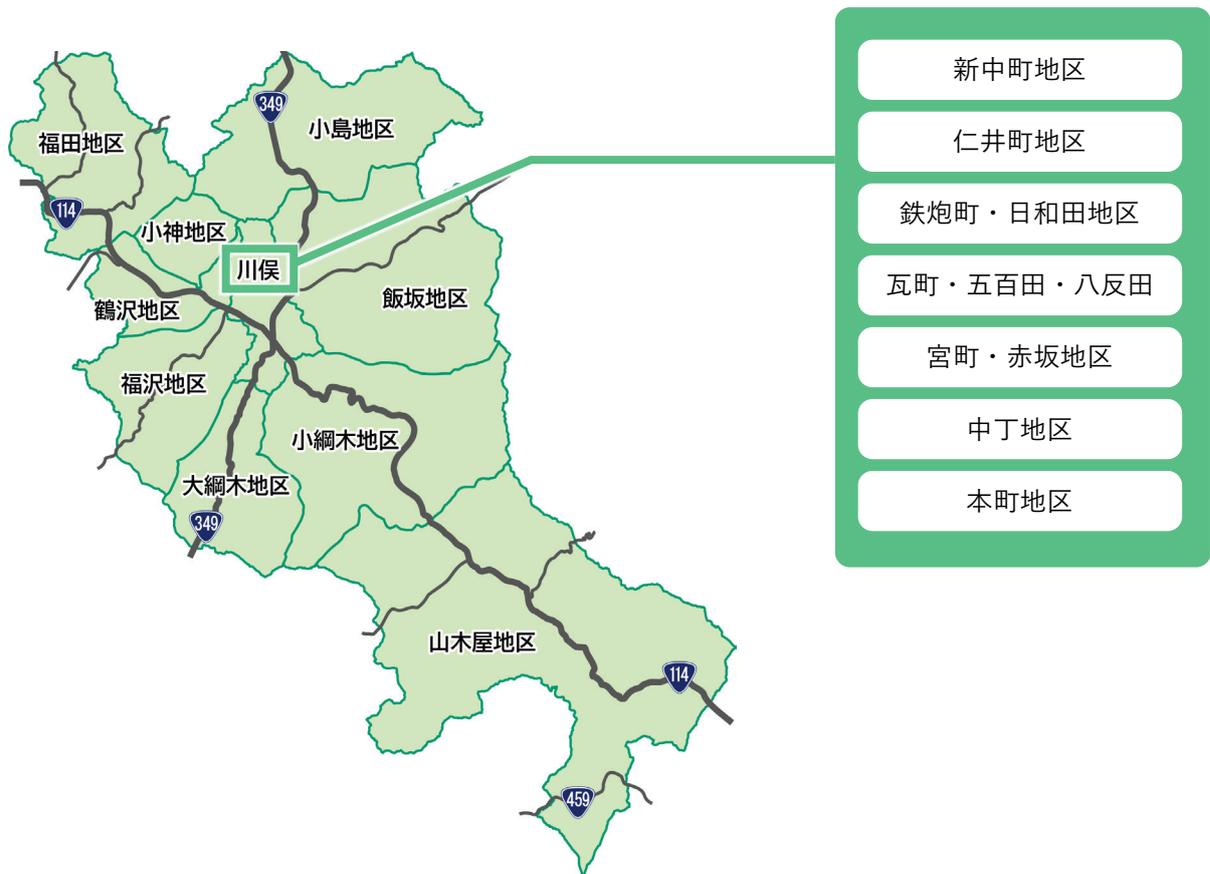
第 1 章 地区別計画の策定

地区別計画は、住民と行政との協働のもと、具体的に地域づくりを進めていくための指針となるものです。その策定にあたっては、下図に示す 16 地区（15 自治会+1 行政区）において「住民懇談会」を開催し、地域の実状を良く知る地区住民が中心となり、これまでの地域づくりを振り返りながら、課題解決のためのアイデアを出し合い、概ね 10 年後の地区の将来像とその実現に向けた取組について検討しました。

地区別計画については、地区の目標と方針に基づき、住民と行政の役割分担をもとに、地域づくりを推進するものとします。

なお、全地区に関わることについては、基本計画に掲げた内容により全町的に取り組みます。

●川俣町 16 地区の区域図



●住民懇談会の実施概要

テーマ	地区（自治会等）	開催日
第 1 回 地区別計画の 振り返り	鶴沢・福沢・すみよし	令和 4 年 6 月 28 日（火）
	小綱木・川俣南・仁井町・飯坂	令和 4 年 6 月 29 日（水）
	福田・小神・本町・小島	令和 4 年 6 月 30 日（木）
	山木屋・中央・宮赤・大綱木	令和 4 年 7 月 1 日（金）
	中丁	令和 4 年 10 月 20 日（木）
第 2 回 地区別計画の まとめ	鶴沢・福沢・すみよし	令和 4 年 7 月 12 日（火）
	小綱木・川俣南・仁井町・飯坂	令和 4 年 7 月 13 日（水）
	福田・小神・本町・小島	令和 4 年 7 月 14 日（木）
	山木屋・中央・宮赤・大綱木	令和 4 年 7 月 15 日（金）

第2章 地区別計画

新中町地区

■地区の将来像

誰もが住みよく みんながつながる いつまでも元気な地区

多様性を受け入れて誰もが住みやすく、コミュニティが継続していつまでも元気で健康でいられる地区を目指す。

■地区の目標と取組

目標1：誰でも定住できる環境をつくる

取組方針	取組	行政の役割	住民の役割
①誰もが住みやすい環境づくり	住環境の維持・向上と若者のニーズの把握	<ul style="list-style-type: none"> ● 移住・定住を希望する人への支援制度の整備 ● 子育て支援、健康支援の充実化 ● 旧南小学校跡地の利活用 ● 広瀬川の河川活用（遊歩道やサイクリングロードの整備） ● 子どもたちが楽しめる場所の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ● 花いっぱい運動の継続 ● 認定こども園との交流イベントの開催 ● 広瀬川の有効活用による健康増進
②世代間交流の推進	世代間交流できるコミュニティの場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 交流イベント開催場所の確保 ● 地域住民と子どもたちが交流できる場所の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自治会、子ども会活動の再開と継続 ● 若者への積極的な参加と呼びかけ ● 大人も子どもも参加できるお祭りの実施

目標2：広報により自治会活動を密にする

取組方針	取組	行政の役割	住民の役割
①地域づくりの意識の向上	地域活動の充実を図るため、末端までの広報活動の継続		<ul style="list-style-type: none"> ● 自治会役員、回覧板活用による広報・周知

目標 3：道路や河川の改善箇所を点検する

取組方針	取組	行政の役割	住民の役割
①安全対策・危険箇所の改善	子どもたちや高齢者の安全を考えた道路・河川環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● ガードレールなどの設置による交通安全施設の整備 ● 道路の維持・修繕の実施 ● 河川改修（県） ● クリーン作戦の実施 ● 河川清掃の実施 ● スクールバス送迎の対象範囲・運用方法の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ● 河川清掃、クリーン作戦の継続 ● 活動に参加できる仕組みづくり
	冬期間道路状況が悪くなる箇所の安全対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 除雪の実施 ● 必要に応じて融雪剤を散布 ● 降雪時の通学路の安全確保 	<ul style="list-style-type: none"> ● 除雪、融雪剤の散布支援

目標 4：自然環境の維持を図り改善に努める

取組方針	取組	行政の役割	住民の役割
①自然環境保全の推進	生活排水対策の継続	<ul style="list-style-type: none"> ● 合併処理浄化槽設置補助の交付 ● 水質調査の実施 ● クリーン作戦の実施 ● 河川清掃の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 河川清掃、クリーン作戦の継続
②自然災害対策の推進	防災無線の活用や避難場所の周知など地域で防災に取り組む	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災行政無線の弾力的な活用の検討 ● 住民の役割、災害時の自助・共助を広報周知 ● 避難所情報などの周知 ● 砂防ダム整備の要望 	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災訓練の実施・継続 ● 自助・共助の役割の確立

仁井町地区

■地区の将来像

子どもから大人までみんなが集い交流し活気をうむ地区

認定こども園を中心に教育や子育てにかかわる施設、公園や遊び場などが集まり、世代間の交流が活発な地区を目指す。

■地区の目標と取組

目標 1：若者の定住化を図る

取組方針	取組	行政の役割	住民の役割
①地域で子どもを守り育てる活動の推進	通学路の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 通学路の点検及び危険箇所の把握 ● 見守り隊による見守りの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 見守り隊による見守りの実施
	こども園を中心とした交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 一時保育など更なる保育の充実に向けた体制づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の文化や伝統を伝える活動の実施 ● 学校や園の行事などに地域が関わり協力する
②世代間交流の推進	地域の人々や学校との情報共有によるイベントの活性化	<ul style="list-style-type: none"> ● お祭りやイベントの情報共有の強化 ● お祭りやイベントへの自治会担当職員制度の積極的な活用 	<ul style="list-style-type: none"> ● お祭りやイベントの情報共有の強化 ● お祭りやイベントへの参加者の拡大 ● 地区の活動を通じた世代間交流の促進
	若連活動の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ● 若連活動への支援 ● 活動資金となる各種補助金等の情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ● 若連への積極的な参加と呼びかけ

目標 2：道路の改善箇所を点検する

取組方針	取組	行政の役割	住民の役割
①安全対策・危険箇所の改善	国道 114 号・349 号・町道の危険箇所の把握と対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路パトロールと簡易修繕の実施 ● 道路、側溝などの修繕 	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路や側溝などの不具合発見時の町への連絡 ● 改善すべき箇所等について地区で意見をとりまとめ町へ連絡し改善を図る
	安全性向上のための街灯の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 街灯の設置及び更新、維持管理 	

目標 3：広報により自治会活動を密にする

取組方針	取組	行政の役割	住民の役割
①地域づくりの意識の向上	神社の夏まつりなどイベントの継続		<ul style="list-style-type: none"> ● 回覧板の活用による広報・周知 ● イベント等の再開及び継続
	仁井町集会所の維持	<ul style="list-style-type: none"> ● 集会所を維持するための支援の検討 	

目標 4：自然環境の維持を図り改善に努める

取組方針	取組	行政の役割	住民の役割
①自然環境保全の推進	水路の水量確保と生活排水対策の継続	<ul style="list-style-type: none"> ● 合併処理浄化槽設置補助の交付 ● 水質調査の実施 ● 清掃の実施や清掃活動の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ● 河川清掃の実施
	鳥獣被害対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 罟や柵等の設置及び設置支援 ● 見回り及び駆除の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 見回りの実施
	避難情報の理解と地域で防災の取組を実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害危険箇所における各種対策の推進 ● 防災無線の弾力的活用を検討 ● 住民の役割、災害時の自助の広報周知 ● 避難所情報などの SNS による周知 	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時における自助意識の向上

鉄炮町・日和田地区

■地区の将来像

健康で安心安全に町民みんなで楽しむことができる地区

自治会と行政が連携を保ち、中央公園、広瀬川といった地区の資源を最大限に有効活用し、誰もが健康で豊かな暮らしを送ることができる地域を目指す。

■地区の目標と取組

目標 1：行政との連携を密にして自治会活動を推進する

取組方針	取組	行政の役割	住民の役割
①自治会体制の充実	地域住民全員が参加できるイベントの開催	<ul style="list-style-type: none"> ● 全国山城サミットへの参加検討 	<ul style="list-style-type: none"> ● 桜祭り、夏祭りの実行委員会の再結成
	自由に使える集会所の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 集会所を常時使用できるよう周知 ● 集会所の看板設置（集会所の機能を周知） 	

目標 2：地域の自然や伝統行事を大切に継承する

取組方針	取組	行政の役割	住民の役割
①地域資源の保全と継承	地域の自然や財産の継承と整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 草刈りや河川清掃の実施 ● クリーン作戦の実施 ● 中央公園の樹木管理と整備 	<ul style="list-style-type: none"> ● 草刈りや河川清掃の参加 ● 若い世代への参加拡大
	水を流し仲ノ内水路の利活用を図る	<ul style="list-style-type: none"> ● 仲ノ内水路の調査と整備(通水) 	
②伝統行事の継承	マニュアルなどを作成し、若い踊り手の育成と盆踊りの継承を図る		<ul style="list-style-type: none"> ● スポーツクラブでの伝統継承を継続実施

目標3：いきいきと暮らせる地域

取組方針	取組	行政の役割	住民の役割
①災害や犯罪の防止	ひとり暮らしの見回りの継続	<ul style="list-style-type: none"> ● 民生委員にひとり暮らし老人の福祉票の作成と定期的な見守りを依頼 ● 問題を抱える高齢者を包括支援センターへ案内 ● 高齢者の状況について町に情報を集約 	● 見守り活動の継続
	避難場所及び災害時の対応の周知	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域防災計画概要版の周知 ● 住民の役割、災害時の自助を広報周知 ● 避難所情報などの SNS による周知 ● 防災マップの見直しと周知 ● 地区での避難訓練実施に向けた支援（防災のエキスパート派遣） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民で災害避難時の声かけを実施 ● 地区での避難訓練の実施
②健康寿命の延伸	健康寿命を延ばすための対策を実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康施設の設置の計画 ● スポーツ教室を実施 	● 健康づくりのためのイベント企画（健康教室等）を実施
③生活道路の安全確保	地区内の危険箇所の把握と対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 危険箇所を把握し、必要に応じて道路などを改修 ● 危険看板の設置 ● 広瀬川沿いの街灯整備 ● 河川管理者へ街灯設置の要望 	● 危険箇所の把握
	交通ルール順守の徹底	● 交通ルールの周知	● 交通ルールの周知

目標4：きれいで住みやすい地域づくり

取組方針	取組	行政の役割	住民の役割
①きれいな地区づくり	地域内の美化活動の継続	<ul style="list-style-type: none"> ● 花いっぱい運動への活動費用の支援 ● クリーン作戦の実施 ● 河川清掃の実施 ● 側溝清掃の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 側溝清掃の実施 ● 若い世代への参加拡大
	野良猫の増加を防ぐ対策の実施	● ペットの飼育方法の周知	
	空き家対策	● 空き家対策	● 空き家にしない

目標5：次世代のリーダー育成と地域の活性化を図る

取組方針	取組	行政の役割	住民の役割
①まちづくりリーダーの育成	次世代リーダーへの継承	● 若連活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 若連への積極的参加を呼びかけ ● 地域おこし協力隊の活用
②地域の活性化	若い世代への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 働く場所の創出 ● 子育て支援の拡充 	

瓦町・五百田・八反田地区

■地区の将来像

にぎわいにあふれ安全安心で便利に暮らせる地区

移住・定住の支援により若い世代を呼び込み、子どもの声が賑やかに聞こえる地区を目指す。

住民が声を掛け合い助け合い、地域をより良くするために話し合う体制ができる地区を目指す。

■地区の目標と取組

目標1：若い世代の移住を目指し魅力を発信

取組方針	取組	行政の役割	住民の役割
①地域のにぎわい創出	子どもからお年寄りまで参加できる魅力あるイベントの開催		● 自治会まつりや運動会の継続と活性化
	若者が魅力を感じるイベントの開催と積極的参加に取り組む		● まちなかでのイベントの企画や実施
	移住・定住の支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 空き家の改修補助 ● 移住者への支援 ● 地区の利便さ、暮らしやすさの情報発信 	● 地域で移住者を受け入れる意識を高める
	空き家、空き地、空き店舗の利活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 空き家等バンクの運営 ● 空き店舗の改修補助 ● 町の中心部の活性化方策について検討 ● 地区の意見を取り入れた空き地の有効活用 	<ul style="list-style-type: none"> ● 昔ながらのにぎわいづくりへの参加や協力 ● 空き地等のよりよい使い方について話し合い意見を提出する

目標 2：みんなが安心して暮らせる環境づくり

取組方針	取組	行政の役割	住民の役割
①安全安心の確保	ひとり暮らし高齢者の把握と声かけ運動の継続		<ul style="list-style-type: none"> ●ひとり暮らし老人への声掛けの実施 ●災害時に取り残さないための事前の話し合いの実施
	若者を含めた連絡体制の整備と高齢者への円滑な情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ●民生委員活動の支援及び指導 ●問題を抱える高齢者を包括支援センターへ案内 ●高齢者の支援に必要な情報の把握及び共有 	<ul style="list-style-type: none"> ●助けが必要な住民について町へ報告 ●近所での助け合いの継続
	女性団員募集による消防団員の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●各消防団への情報提供及び啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ●地区の女性への消防団参加の呼びかけの実施 ●消防団と地区をつないでいく

目標 3：憩いの場をみんなの手で

取組方針	取組	行政の役割	住民の役割
①使いやすく人が集まる憩いの場の確保	地域資源の継承と活用	<ul style="list-style-type: none"> ●峠の森や中央公園など人が集まるスポットの情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ●峠の森や中央公園などの魅力向上についての提案
	使いやすく集まりやすい場の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●閉校した学校等の利活用の検討 ●高齢者から子どもまで集まりやすい場所の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ●交流やコミュニティ活動参加への声掛けの実施
	公衆トイレの維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ●公衆トイレの維持管理 ●女性や来街者が使いやすい公衆トイレの整備 	

目標 4：地区民全員で自治会を活性化

取組方針	取組	行政の役割	住民の役割
①自治会体制の充実	自治会活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●自治会担当職員の参画 ●若い人を集める手段の検討(アプリ・HPなど) ●まちづくりについて話し合う機会の提供 ●協働のまちづくり検討のための情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ●若者や子育て世帯への活動参加の呼びかけ実施 ●若者や子育て世帯への自治体活動の周知 ●まちづくりについてそれぞれが考え、参加する

宮町・赤坂地区

■地区の将来像

子どもから大人までみんなが集い活躍する地区

自治会活動を支える集いの場を拠点として住民が主体となる活動を継続し、子どもや若い人が増え活躍する地区を目指す。

■地区の目標と取組

目標 1：支え合う地域活動の活性化

取組方針	取組	行政の役割	住民の役割
①コミュニティ施設の確保	集会所の活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 集会施設の維持管理 ● 誰もが使いやすい集会所の運営支援 	<ul style="list-style-type: none"> ● 集会所の花植え活動など利用環境の維持 ● サロンの活性化と参加呼びかけの実施
	絹の里友♡ゆう♡プールの有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 快適に利用できる施設整備 	
②高齢者の安心な生活の支援	ひとり暮らし高齢者の見守り体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 見守り活動に必要な情報の共有 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地区での見守りの継続 ● 見守り活動に必要な情報の提供 ● 見守り体制の強化

目標 2：景観・環境の良い暮らしやすい地区の実現

取組方針	取組	行政の役割	住民の役割
①暮らしやすく美しい環境の整備	スポーツやおしゃべりができる場の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 空き家等バンクの運営 ● 空き家や空き地を活用した交流の場の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ● ラジオ体操やお祭りなど地区主体の活動の継続
	美化活動の継続	<ul style="list-style-type: none"> ● 花いっぱい運動への活動費用の支援 ● クリーン作戦の実施 ● 河川清掃の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 花いっぱい運動の継続 ● 河川のごみ拾いや草刈りへの参加

目標3：暮らしの安全と防災の強化

取組方針	取組	行政の役割	住民の役割
①安全な地域づくり	街路灯、アスファルトの補修など高齢者に優しい歩道の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 街灯の更新と維持管理 ● 歩道、側溝の改良工事の実施 ● 利用者が安全に使いやすい歩道の整備 	
	通学路の安全の確保（大けやきや川小、川中まわりの桜など）	<ul style="list-style-type: none"> ● 通学路の点検及び危険箇所の把握と必要な改修 ● 見守り隊による見守りの実施・河川清掃の実施 	
②防災体制の整備	防災情報の周知体制の整備（避難施設の周知徹底）	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災行政無線の弾力的活用 ● 住民の役割、災害時の自助についての広報周知 ● 避難所情報などの伝達方法の再検討 ● 情報伝達手段の充実、検討 ● 避難経路の検証による安全性向上 	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時に備えて自助の意識を高める

中丁地区

■地区の将来像

新たな交流を受け入れ変化と融合から文化を創る地区

新しい文化や交流を積極的に取り入れ、変化と融合を繰り返す。自ら実行し、みんな協働しながらいつまでも人が集う地区を目指す。

■地区の目標と取組

目標 1：賑わいを取り戻すコミュニティ施設の整備

取組方針	取組	行政の役割	住民の役割
①複合コミュニティ施設の整備	周辺地区と連携して、交流人口を増やすコミュニティ施設の検討、「まちなか」に賑わいを取り戻す魅力あるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 中心市街地の魅力向上に資する各種取組に対する支援 	<ul style="list-style-type: none"> ● 中丁地区に限らず瓦町など周辺地区との共同コミュニティ施設の設置検討や空地活用によるイベント開催

目標 2：景観・環境の良い暮らしやすい地区の実現

取組方針	取組	行政の役割	住民の役割
①暮らしやすい環境の整備	河川公園の整備と維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 河川公園の維持管理の継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 河川改修に対する住民要望の提出
	空き地、事業所跡地など景観の配慮と利活用 協働の具体的検討	<ul style="list-style-type: none"> ● 河川改修（県）に対する町としての住民要望とりまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 空き家バンクの登録・活用 ● 空き家、空き店舗の監視

目標 3：安全・防災の確保

取組方針	取組	行政の役割	住民の役割
①防災体制の整備	防災意識の向上（特に火事対策）と防災マップの作成	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災行政無線の弾力的な活用の検討 ● 地域防災計画概要版の作成と周知 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自助・共助の役割の確立
②コミュニティ施設の防災拠点化	防災対策と周辺整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民の役割、災害時の自助を広報周知 ● 避難所の適宜見直しや避難所情報などの SNS による周知 	

目標 4：よりよい環境の整備

取組方針	取組	行政の役割	住民の役割
①自治会の活性化	自治会組織のスムーズな運営	<ul style="list-style-type: none"> ● 自治会活動の支援のため補助金の交付と弾力的な運用 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自治会組織の後継者の育成
②美化活動の充実	広瀬川などの美化活動の継続と岩松山公園の検討	<ul style="list-style-type: none"> ● 花いっぱい運動への活動費用の支援 ● クリーン作戦の実施 ● 河川清掃の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 花いっぱい運動やクリーン作戦等の活動継続
③子どもの見守り強化	子どもの見守り活動の強化		<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもたちへのあいさつ運動の実施

本町地区

■地区の将来像

歴史ある資源を活かし、さまざまな人々が集い交流の生まれる地区

歴史ある文化資源を守り、観光客など外からの人を呼び込む。

外から来た観光客や新しく地区内に住まう人々と地区の住民が交流し地区に住まう人々が一つになることを目指す。

目標1：楽しみのある地域にしていく

取組方針	取組	行政の役割	住民の役割
①イベントの充実	各イベントの継続に向けた検討	<ul style="list-style-type: none"> ● 町職員のイベント等への参加の推進 ● イベントの新たな開催形式検討などの補助 	<ul style="list-style-type: none"> ● 実行委員会活動の継続 ● 継続に向けた新たな形式等の検討 ● 伝統の継承（まつりなど）

目標2：みんなで楽しく暮らせる地域にしていく

取組方針	取組	行政の役割	住民の役割
①自治会の活動再開	人材育成と人材の発掘	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政区内の人口増減による班構成の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ● 人材育成 ● 人材の発掘 ● 自治会の役員の役割の明確化 ● 自治会の組織のスリム化 ● 地区のリーダーの育成
②地区に新しく住まわれた方々との交流	地区に新しく住まわれた方々との交流の場の創出	<ul style="list-style-type: none"> ● 地区に新しく住まわれた方々と地区住民との交流可能性の確認 ● 地区に新しく住まわれた方々と地区住民の交流場の検討 ● 行政との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地区に新しく住まわれた方々と地区住民の交流場の検討・参加（グランドゴルフの共同実施など）
③交流の場の創出検討	廃園・廃校、空地などの有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 廃園・廃校、空地などの利活用の検討・提案 	<ul style="list-style-type: none"> ● 利活用方針の検討及び話し合いの場の醸成

目標 3：安全・安心な地域にしてい

取組方針	取組	行政の役割	住民の役割
①高齢者の生きがいづくり	ふれあいいきいきサロンの設置	<ul style="list-style-type: none"> ● サロンの設置をサポート（社協がメインで活動支援。町内各地にサロン設置） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康体操、大正琴の会の継続
②安全・安心な環境整備	声かけ運動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 川俣町地域見守りネットワークの管理・運営 	<ul style="list-style-type: none"> ● 川俣町地域見守りネットワークへの積極的な参加
	街灯の設置	<ul style="list-style-type: none"> ● 街灯の維持管理 ● LED 照明機器への変更 ● 要望に応じて現地確認の上、計画的に街灯設置 	

目標 4：土、水、花がきれいな地域にしてい

取組方針	取組	行政の役割	住民の役割
①きれいな地域づくり	花いっぱい地域活動、河川清掃などへの積極的参加	<ul style="list-style-type: none"> ● 花いっぱい運動への活動費用の支援 ● クリーン作戦の実施 ● 河川清掃の実施 ※護岸工事实施も検討して欲しい 	<ul style="list-style-type: none"> ● 花を植える活動の実施 ● 広瀬川の草刈り、河川清掃の実施 ※花いっぱい運動実施のためには、自治会組織の設置が必要

目標 5：伝統ある地域を守る

取組方針	取組	行政の役割	住民の役割
①文化資源の有効活用	地区内の文化資源の手入れや継承など、文化資源を守り・観光資源等として活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 文化資源の管理 ● 文化資源を継承するための取組 	<ul style="list-style-type: none"> ● 文化資源の草刈り等手入れの実施 ● 文化資源を継承するための取組

鶴沢地区

■地区の将来像

子ども・若者から高齢者まで全世代がいきいき楽しく過ごせる地区

豊かな自然や地域の利便性を活かし、地区の魅力を高めるために若者から高齢者、新たに地区に加わった住民など多様な人々がアイデアを出し合いいきいき楽しく過ごせる地区を目指す。

目標 1：住民みんなが快適で楽しく生活できる環境づくり

取組方針	取組	行政の役割	住民の役割
①自治会を中心とした生活環境づくり	クリーン作戦、植え込みの清掃などの美化活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 花いっぱい運動への活動費用の支援 ● クリーン作戦の実施 ● 河川清掃の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● クリーン作戦の実施 ● 月 1 回の住民による町道草刈りの実施 ● 自治会による花いっぱい運動の実施 ● 胡麻作、駅前付近の河川清掃 ● 花いっぱい運動への小中学生の参加の促進
	新規住民間、世代間、東西地区間などの交流会を誘い合い開催	<ul style="list-style-type: none"> ● 旧富田小学校跡地の利活用検討 	<ul style="list-style-type: none"> ● 町民運動会への参加 ● 自治会のバスツアーへの参加 ● 芸能祭、新年会、文化祭への参加 ● ウォーキングへの参加 ● アパート等賃貸居住者の行政区加入促進
	みんなの声かけ運動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 川俣町地域見守りネットワークの管理・運営 	<ul style="list-style-type: none"> ● 川俣町地域見守りネットワークへの積極的な参加

目標 2：安心して暮らせる環境づくり

取組方針	取組	行政の役割	住民の役割
①道路環境の整備	西町集会所前の町道の拡幅	<ul style="list-style-type: none"> ● 町道拡幅実施中（H25～） 	
	道路の危険箇所の解消	<ul style="list-style-type: none"> ● 危険箇所を把握し、必要に応じて道路などを修繕 ● 沿道の草刈りの実施及び住民実施時の補助 	<ul style="list-style-type: none"> ● 草刈りの実施
	西ノ内、上溜地内などの街灯の設置	<ul style="list-style-type: none"> ● 街灯の維持管理 ● LED 照明機器への変更 ● 要望に応じて現地確認の上、計画的に街灯設置 	

目標 3：伝統行事の継承による地域の活性化

取組方針	取組	行政の役割	住民の役割
①文化の継承	小さい子どもも参加できるお祭り、盆踊りなどの継承と参加者拡大	<ul style="list-style-type: none"> ● 新たなイベントや既存イベントの新たな開催形態検討補助 ● 防災無線を活用した地域密着型のイベント情報の発信 	<ul style="list-style-type: none"> ● 秋祭り、盆踊りの実施 ● 新たなイベントや既存イベントの新たな開催形態の検討

目標 4：子どもを安心して元気に育てられる環境づくり

取組方針	取組	行政の役割	住民の役割
①子育て環境の充実	安心して遊べる遊び場の検討	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存の公園・遊具等の点検・修繕を実施 ● 新たな遊び場の検討（廃校・廃園の利活用等） 	/
	子育て支援のさらなる拡大	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育て支援策の継続（出産祝金、入学祝金、子どもの医療費無料、保育奨励金、学校給食無償化） 	

目標 5：若い世代の定住の促進

取組方針	取組	行政の役割	住民の役割
①働く場の創出・確保	定住促進のため、地区内の工業団地等での働く場の創出・確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業誘致や雇用拡大の働きかけ 	/

小神地区

■地区の将来像

ふるさと
故郷とともに健康で元気な暮らしができ

誰もが明るく住み続けられる地区

豊かな自然を活かしながら、誰もが協力できていつまでも健康で明るく元気に暮らし続けることができる地区を目指す。

■地区の目標と取組

目標 1：全員参加の住みよい人材育成の地域づくり

取組方針	取組	行政の役割	住民の役割
①地域の人材育成	実効性のある組織づくりとアクションプランづくり		● 実効性のある組織づくりとアクションプランづくり
	組織づくりと世代交代を踏まえた役員改選		● 地域組織の人材づくり

目標 2：全員参加の住みよい生活環境の地域づくり

取組方針	取組	行政の役割	住民の役割
①生活環境の整備	ゴミ、犬のふんなどのマナー徹底	<ul style="list-style-type: none"> ● ゴミ出しルール・マナーの周知・徹底 ● ペットの飼い方の広報・啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ● 不法投棄監視活動の継続 ● ゴミ出しルール、マナーの周知徹底
	生活排水、汚水の改善	<ul style="list-style-type: none"> ● 合併処理浄化槽設置補助の交付 ● 水質調査の実施 ● クリーン作戦の実施 	● クリーン作戦の継続実施

目標 3：全員参加の住みよい安全・安心の地域づくり

取組方針	取組	行政の役割	住民の役割
①安全な道路の整備	安全な道路の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路の維持修繕、交通安全施設の整備 	
②地区防災の充実	防災無線の活用や避難訓練の実施による地域防災力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災行政無線の弾力的な活用の検討 ● 住民の役割、災害時の自助・共助を広報周知 ● 避難所情報などの周知 ● 防災無線が聞こえない地区への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災訓練の実施・継続 ● 自助・共助の役割の確立

目標 4：全員参加の住みよい文化・コミュニティの地域づくり

取組方針	取組	行政の役割	住民の役割
①コミュニティ活動の充実	各種行事に誰もが参加しやすくなる自治会の広報紙の発行	<ul style="list-style-type: none"> ● 自治会活動の支援のため補助金を交付 ● 自治会長、行政区長対象の研修実施（年1回） ● 各種講座、各種行事を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 夏祭りや運動会などの各種イベントの再開・実施
	地域資源の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 小神麓山の登山道整備支援への検討 	<ul style="list-style-type: none"> ● 小神麓山の登山道維持管理と整備 ● 地域資源を介した他地区との地域間連携の推進

福沢地区

■地区の将来像

愛着を育み、魅力をつくる、声かけできる住みよさと 伝統を継承していく地区

羽山の森美術館を活用しながら地区への愛着を増やし、魅力を高めて、住民同士が気軽に声かけできる住みやすさと伝統を継承していく地区を目指す。

■地区の目標と取組

目標 1：高齢者に優しく、人との繋がりを大切にする

取組方針	取組	行政の役割	住民の役割
①コミュニティ活動の充実	盆踊りなどの伝統文化の保存継承と参加者の拡大		<ul style="list-style-type: none"> ● 盆踊りなどの伝統文化の保存継承と参加者の拡大 ● 指導者講習会や後継者の育成の実施 ● 子どもたちが参加できる地域に愛着を増やすイベントの開催
	自治会の積極的な活動の継続と後継者の育成		<ul style="list-style-type: none"> ● 自治会活動の継続と後継者の育成 ● 自治会役員、回覧板を活用した広報・周知
	地域資源の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の拠点としての羽山の森美術館の運営と企画展等のイベント実施 ● 地域文化の周知と案内看板などの整備 	<ul style="list-style-type: none"> ● 羽山の森美術館企画イベントの参加・周知 ● 住民主体による花植えイベントの開催など連携協力 ● 地域文化の維持・確保
	スポーツサークルのPRの実施と積極的参加	<ul style="list-style-type: none"> ● かわまたスポーツクラブと連携したスポーツ活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ● いきいき改善体操の継続拡大

目標 2：みどり豊かでゴミの少ない地域を目指す

取組方針	取組	行政の役割	住民の役割
①美化活動の充実	美化啓発活動や看板の設置など不法投棄の監視体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 花いっぱい運動への活動費用の支援 ● クリーン作戦の実施 ● 不法投棄監視パトロールを実施 ● 郵便局との不法投棄監視協定の締結 ● 不法投棄が目立つ場所に啓発看板を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ● 花いっぱい活動、クリーン作戦の継続 ● 花植え活動等への子どもたちの参画の呼びかけ ● 不法投棄監視活動の継続

目標 3：安心して暮らせる地域づくり

取組方針	取組	行政の役割	住民の役割
①安全・安心の充実	安全・安心の充実 声かけ運動の継続		● 声かけ運動の継続
	地区案内板設置の検討	● 地区案内板設置の検討	
	道路の草刈など公共施設の維持管理体制の検討	● 特定地区の草刈りに対し自治会へ報償金の支払い	● 草刈りの継続
	街灯の設置	<ul style="list-style-type: none"> ● 街灯の維持管理 ● LED 照明機器への変更 ● 要望に応じて現地確認の上、計画的に街灯設置 	
②地区防災の充実	防災無線の活用や避難訓練の実施による地域防災力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災行政無線の弾力的な活用の検討 ● 住民の役割、災害時の自助・共助を広報周知 ● 避難所情報などの周知 	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災講習会や防災訓練の実施・継続 ● 自助・共助の役割の確立

福田地区

■地区の将来像

豊かな自然環境に囲まれ、

子どもから大人まで誰もが安心・安全で愛着が強い地区

地域のみならず行政が連携し、整備された自然環境に囲まれ、子どもたちの活気であふれる地域にするとともに誰もが健康で幸せな生活を送ることで、愛着が持てる地域を目指す。

■地区の目標と取組

目標 1：安心して暮らせる安全な道路を整備する

取組方針	取組	行政の役割	住民の役割
①快適な道路空間の創出	道路整備後の適切なメンテナンス	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路の維持管理 ● 路肩の除草 	<ul style="list-style-type: none"> ● 現状把握、修理箇所の報告

目標 2：自分たちの地域は自分たちで管理する

取組方針	取組	行政の役割	住民の役割
①美化活動の推進	ゴミ出しマナーの徹底	<ul style="list-style-type: none"> ● ごみ出しルールの周知 ● ごみ出しルールブックの配布 ● ごみステーションの啓発看板の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ● ごみ出しルールの周知 ● 啓発看板の設置
	不法投棄対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● クリーン作戦の実施 ● 不法投棄パトロールを実施 ● 不法投棄の啓発看板の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ● クリーン作戦の実施 ● 啓発看板の設置
	ペットの飼育マナーの改善	<ul style="list-style-type: none"> ● 飼育マナーの周知 	<ul style="list-style-type: none"> ● 飼育マナーの周知

目標 3：世代交代により地域の活性化を図る

取組方針	取組	行政の役割	住民の役割
①地域の活性化	地域活動・交流の促進と広報の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育て支援策の拡充 ● 広報で福田地区の情報を掲載 ● 学校跡地の利活用検討 ● 地区間で連携した行事の開催検討 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校資材を活かした地区活動の充実 ● 学校跡地を活用した「たのしい教室」の実施 ● 地区間で連携した行事の開催検討

目標 4：伝統文化や自然環境を維持継承し守り育てる

取組方針	取組	行政の役割	住民の役割
①伝統文化の継承	盆踊りやしらさぎキャンプなどの伝統行事の継承	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域と一体となった運動会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 盆踊りやしらさぎキャンプなどの継続実施 ● しめ縄づくり、昔遊び集会、盆踊り大会などの行事の実施 ● 地区の育成会の青少年育成会の継続検討 ● 成人登山の継続検討
②自然環境の保全	秋山の駒ザクラ、女神川などの自然環境の保全と後継者の育成	<ul style="list-style-type: none"> ● PR 事業への補助 ● 観光用ガイドブックなどでの PR ● 森の案内人の育成（県指定） ● 川俣町里山おもてなし案内人の育成 ● 女神山登山道の整備支援への検討 ● 草刈りなどの補助事業の継続検討 ● 駒ザクラの保全活動への支援検討 	<ul style="list-style-type: none"> ● 女神山登山道の現状把握と整備検討 ● 女神川護岸の草刈りの継続実施の検討 ● 駒ザクラの保全活動の継続実施の検討

小島地区

■地区の将来像

“結”の精神で互いの顔が見える地区

小島地区が大事にしてきた「結」の精神を後世に引き継ぎ、顔が見える交流の継続や、持続可能な農業への転換を図り住民同士の声掛け、助け合い、思いやり、気配りを通じて若い世代が暮らしやすく老人や子どもにやさしい地区を目指す。

■地区の目標と取組

目標 1：自然環境の素晴らしい地域をつくる

取組方針	取組	行政の役割	住民の役割
①自然環境保全と新たな景観づくり	森林や河川などの環境保全	<ul style="list-style-type: none"> ● 合併処理浄化槽設置補助の交付 ● 水質調査の実施 ● クリーン作戦の実施・河川清掃の実施 ● 不法投棄監視パトロールを実施 	● 行政と住民の協働による不法投棄パトロールの継続
	憩いの森の維持管理の継続	● 憩いの森の PR として、里山紹介（長寿山、太郎坊山）と併せた HP での PR を検討	● 憩いの森の景観保持美化運動の継続（植栽、清掃、環境整備）
	有害鳥獣対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 罠設置、柵設置補助、見回り隊による見回り、駆除 ● 新たな被害に対応した対策強化のための補助や調査 ● 鳥獣被害を抑制するための里山の維持管理（草刈り）の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ● 罠や柵の維持管理、修繕 ● 鳥獣被害を抑制するための里山の維持管理（草刈り）の実施
	地区内の河川周辺の護岸整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 広瀬川の河川改修の要望 ● 防災マップの見直し ● 河川の適切な維持管理の要望 	

目標 2：豊かな文化を誇れる地域をつくる

取組方針	取組	行政の役割	住民の役割
①文化の継承	地域行事の後継者育成と広報活動		● 伝承活動の継続
	地域の歴史の記録保存活動	● 記録保存活動への支援	● 「小島民俗の会」による記録保存活動の継続

目標 3：交流を通して定住化を進める

取組方針	取組	行政の役割	住民の役割
①交流施設の活用	行政と連携した施設運営と活用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● おじまふるさと交流館の施設の維持・管理や活動・運営への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「小島ふるさと会」による運営、活用の継続

目標 4：協調性のある魅力ある地域づくり

取組方針	取組	行政の役割	住民の役割
①人材の育成	世代間、各種団体間などの交流会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ● 自治会担当職員の活用（交流会への参加など） 	/
	地域活動の継続とリーダーの育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 自治会活動の支援のため補助金を交付 ● 自治会長、行政区長対象の研修実施（年1回） ● 各種講座、各種行事を実施 	
②高齢者福祉	緊急通報システムの周知	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急通報システムの周知と、効果的でわかりやすい周知方法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ● 近所での声掛けや会話を重ねて一人暮らし老人を支えていく
	地域ボランティアによる高齢者世帯の把握と家庭巡回	<ul style="list-style-type: none"> ● 民生委員による情報確認と定期的な見守り ● 包括支援センターへの案内（町が対応） ● 高齢者の状況について町に情報を集約 ● 高齢者世帯や一人暮らし高齢者等の生活弱者の情報を共有化し、有事の際への対応を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民による情報収集と民生委員への情報共有を継続

目標 5：安全・安心な地域をつくる

取組方針	取組	行政の役割	住民の役割
①道路環境の整備	街灯の設置	<ul style="list-style-type: none"> ● 街灯の維持管理や計画的な設置、LED照明機器への変更 	/
	農道の整備（農道小島3期地区）	<ul style="list-style-type: none"> ● 農道整備実施中（県） 	
②公共施設周辺の環境整備	スロープの設置	<ul style="list-style-type: none"> ● スロープの設置（おじまふるさと交流館・地区公民館）や安全な避難所整備の検討 	/
③水路の整備	中小河川	<ul style="list-style-type: none"> ● 土石流を防ぐため、砂防ダム下流の水路の整備を検討 	/

飯坂地区

■地区の将来像

花塚山などの地域の資源を最大限に活かし、 豊かに暮らすことができる地区

自治会と行政が連携し、花塚山や峠の森といった地区の資源を最大限に活用し、地区の住民がゆとりのある豊かな生活を営むことができる地域を目指す。

■地区の目標と取組

目標 1：伝統や文化を大切にする

取組方針	取組	行政の役割	住民の役割
①文化の継承と創造	伝統文化の後継者を育成		● 指導者の確保（後継者の確保）
	世代間の交流会の開催		● 盆踊り等イベントへの参加者を拡大
	地区間で連携した行事の開催	● 統合した川俣小学校へ地域イベント等の案内	● 地区間で連携した行事の実施

目標 2：美しい自然と親しめる地域

取組方針	取組	行政の役割	住民の役割
①文化の継承と創造	花塚山や峠の森などの自然環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 峠の森キャンプ場や花塚山登山道の維持管理及び観光資源としての整備 ● 川俣町里山おもてなし案内人の育成 ● 峠の森キャンプ場の利用者へのマナー啓発（利用マナー・交通マナー） ● 利用状況を地区と共有し、連携した利活用の促進 ● 林道の整備と維持管理 	● 登山道の草刈り実施
	草刈りなどの共同作業体制の整備		● 草刈りや河川清掃の継続
	不法投棄の監視	<ul style="list-style-type: none"> ● クリーン作戦の実施 ● 河川清掃 ● 不法投棄監視パトロール・啓発看板の設置 ● 林道への監視カメラの設置検討 	

目標 3：いきいきと暮らせる地域

取組方針	取組	行政の役割	住民の役割
①元気・コミュニティづくり	高齢者の健康教室の開催と周知の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者を対象とした各種教室・講座の開催 ● サロンの設置をサポート 	● サロンの参加者拡大（男性・幅広い年代）
	子どもたちが安全に遊べる場所の検討	<ul style="list-style-type: none"> ● 公民館等での放課後たのしい教室の実施 ● 子どもと地域の関わり方について検討 ● 学校跡地の適切な利活用の検討 	● 公民館や学校跡地等を有効活用した行事やイベントの実施

目標 4：安全・安心な地域

取組方針	取組	行政の役割	住民の役割
①道路環境の整備	交通安全対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 適切な交通安全対策の強化 ● 道路事故への対策検討（信号機やカーブミラー、退避場所の設置） 	
②交通モラルの向上・防犯対策	交通ルールの周知を行うとともに、高齢者への防犯パトロールを実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 交通安全に関する啓発活動（春・秋全国交通安全運動） ● 高齢者に向けた交通安全・防犯活動や講習会の実施 ● 防災無線を活用した啓発活動 	● 高齢者に向けた交通安全・防犯活動の講習会などの実施検討
③有害鳥獣被害対策	有害鳥獣対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 箱罠、くくり罠の設置 ● ワイヤメッシュ柵、電気柵の設置補助 ● 川俣町有害鳥獣対策実施隊による見回り、駆除 	● 有害鳥獣対策の継続

目標 5：さまざまな組織が充実した活動を行う地域

取組方針	取組	行政の役割	住民の役割
①組織環境の整備	地区との情報共有に向けた交流会等を開催し、地区活動に参加しやすい環境の整備	● 地区間交流の案内	<ul style="list-style-type: none"> ● 若い世代の参加拡大 ● 交流会の開催
②自治会活動の活性化	様々な世代が交流できる行事やイベントを開催し、自治会活動の活性化	● 町委託事業（敬老会等）の開催方法やあり方の検討	<ul style="list-style-type: none"> ● 新年会や合同運動会、花いっぱい活動の継続実施 ● 自治会活動への参加啓発 ● 若い世代の参加拡大（消防団との連携検討） ● 敬老会の運営

大綱木地区

■地区の将来像

自然や文化を育む活気ある大綱木に人を呼び込み、 多様な世代が安心して生活できる地区

地区の文化や伝統を育み、様々な地域の人々で活気があふれる地域にするとともに誰もが安心して幸せな生活を送ることで、愛着が持てる地区を目指す。

■地区の目標と取組

目標 1：安全で便利な交通環境づくり

取組方針	取組	行政の役割	住民の役割
①交通環境の整備	Y字路の危険箇所の解消（前平地内）	● 交通量等を鑑み継続検討	
	利用者や景観に配慮した工法の統一	● 整備後の管理を見据えた道路整備の要望（国道349号） ● 町道の舗装の維持管理の実施	

目標 2：住みよい生活環境づくり

取組方針	取組	行政の役割	住民の役割
①高齢者の生活支援	声かけ運動の実施		● 継続的な声かけ運動の実施
	高齢者の健康講座などの開催	● 高齢者対象の各種教室、講座の開催 ● サロンの実施をサポート	● 継続的なサロンの実施
	高齢者などへの移動手段の確保	● デマンドタクシーの利用促進 ● 高齢者や免許返納者等へのタクシー券の配布	● デマンドタクシー等の利用を周知
②生活環境の整備	墓地などの草刈・清掃の継続と活動ルールの周知		● 継続的な墓地の草刈りを実施
	不法投棄の監視	● クリーン作戦の実施 ● 不法投棄監視パトロールを実施 ● 不法投棄が目立つ場所に啓発看板や監視カメラを設置 ※不法投棄の監視のあり方（カメラなど）の改善が必要	● 住民へのマナー周知
	ペットの飼育マナーの改善	● 飼育マナーの周知	● 飼育マナーの周知 ● 野良猫へ餌を与える住民への呼びかけ、町への報告
	新たな防災拠点（公民館、消防屯所、グラウンド）の整備	● 国道 349 号改良工事の進捗に合わせた新たな防災拠点整備	

目標 3：美しい景観の継承

取組方針	取組	行政の役割	住民の役割
①自然環境の整備	山林・清流などの自然環境の保全	● 森の案内人の育成（県指定） ● 川俣町里山おもてなし案内人の育成 ● 不法投棄監視パトロールを実施 ● クリーン作戦の実施 ● 河川清掃の実施 ※やまめ釣りに来るため川をきれいにしたい	● 口太山登山道の継続的な整備を実施
	有害鳥獣対策の実施	● 箱罠、くくり罠の設置 ● ワイヤメッシュ柵、電気柵の設置補助 ● 川俣町有害鳥獣対策実施隊による見回り	● 住民への警告や対策の周知 ● 獣害対策の実施

小綱木地区

■地区の将来像

花と清流が育む、日本一長寿の地区

サロンでの交流や、花いっぱい運動、美しい水源の保全などを通じていつまでも自由に生きがいを持って暮らすことができ孫や子どもたちとゆっくり楽しむことのできる魅力ある地区を目指す。

■地区の目標と取組

目標 1：危険箇所の整備

取組方針	取組	行政の役割	住民の役割
①道路環境の整備	街灯の維持管理	● 街灯の維持管理・計画的な街灯設置	
	国道 114 号拡張工事に伴う小綱木公民館の環境整備	● 小綱木公民館駐車場の利便性の向上 ● 小綱木公民館の維持管理と修繕	

目標 2：美化運動の継続的实施

取組方針	取組	行政の役割	住民の役割
①美化運動の継続	不法投棄の監視体制の見直しとマナー向上に向けた啓発運動の実施	● 不法投棄監視パトロールの継続実施 ● 不法投棄をさせない環境づくり（河川土手の除草）	● クリーン作戦への参加継続
	道路・河川などの草刈と清掃作業	● 河川清掃の実施	● クリーン作戦への参加継続
	花いっぱい運動の継続と花祭りでのコンテストの開催	● 花いっぱい運動への活動費用の支援	● 樹木への転換など、維持管理の省力化を検討 ● 仮置場や整備後の国道沿道への植栽範囲の拡充を検討
②有害鳥獣対策	効果的な有害鳥獣対策の実施	● 罠や柵の設置、設置補助 ● 猟友会への補助の追加（罠の提供等） ● 見回り隊による見回りと駆除 ● 先進事例等の情報収集と技術の共有（サル被害対策の重点化）	● サル被害対策の重点化に向けて、民間会社との連携などを検討

目標 3：小綱木花と清流の里づくり

取組方針	取組	行政の役割	住民の役割
①地区民みんなで観光名所づくり	美しい風景の洗い出しと PR 方法などの検討	<ul style="list-style-type: none"> ● ざる菊の里や長滝川周辺などの観光名所についてホームページ等での PR を実施 ● ざる菊の里の開園に向けたサポートの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● ざる菊の里などの運営継続に向けて地域ボランティア等体制を確保する
②地区民みんなで観光名所づくり	花塚林道周辺の景観整備（安心して町内へ来訪できる環境づくり）	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路の維持修繕を実施 ● 長滝川周辺町道の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ● 長滝川周辺の除草継続
	NPO 団体の設立や人材育成など継続的な観光名所づくり体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● より多くの方に町の良さを知ってもらうため住民と行政の協働体制の強化 ● PR 等における住民の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存資源に加わる新たな観光スポットの創出検討

目標 4：小綱木まつりの充実と、高齢者の活動機会の創出

取組方針	取組	行政の役割	住民の役割
①イベントの充実	こつなぎ花祭りなどのイベントの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● イベント開催に向けて十分な駐車場確保の検討（小綱木公民館の利便性の向上） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存資源に加わる新たな観光スポットの創出検討
②高齢者の生きがいつくり	「大お茶のみ会(サロン)」の設置と生きがいつくりへの活用	<ul style="list-style-type: none"> ● サロン設置サポートを継続 	<ul style="list-style-type: none"> ● 花祭りの再開・復活に向けた内容検討
	高齢者の見守り支援づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者の見守り支援の継続 	<ul style="list-style-type: none"> ● サロン活用による生きがいつくり活動継続（仲間づくり、仲間意識醸成）

目標 5：伝統文化の継承と子どもが素直で元気に育つ地域にしていく

取組方針	取組	行政の役割	住民の役割
①伝統文化の保存	伝統文化の記録などの整理と展示方法の検討を地域全体で共有	<ul style="list-style-type: none"> ● 伝承のために少子化等による後継者不在への対応検討 ● 前田遺跡の PR 	<ul style="list-style-type: none"> ● 遺跡や伝統文化の保存を継続

山木屋地区

■地区の将来像

1日1日を楽しく生きがいをもって暮らす地区

いつでも誰かに会える「とんやの郷」と、大自然に囲まれた環境を活かし誰もが自信をもって生き生きと日々を楽しむことが次世代の希望に繋がる地区を目指す。

■地区の目標と取組

目標1：きれいな住みよい地域にしていく

取組方針	取組	行政の役割	住民の役割
①きれいな地域づくり	ゴミ捨て防止の看板設置	● 不法投棄監視パトロールや啓発強化	● クリーン作戦の参加継続
	定期的な側溝清掃		● 定期的な側溝清掃の実施
	道路・河川などの美化活動	● 町道と林道の草刈りを継続実施 ● 県道や仮置場の除草について県や国へ要望	● 避難住民を含む交流機会としての草刈りの参加継続

目標2：福祉環境の充実を図っていく

取組方針	取組	行政の役割	住民の役割
①暮らしやすい環境の整備	診療所後援会による送迎の復活	● デマンドタクシーの運行支援や遠隔診療等の導入検討 ● 後援会が解散後の新たな運営方法等の検討支援	● 地域に必要な移動手段や医療サービスの検討
	高齢者の見守り	● 緊急通報システムの周知	
	集会所での健康サロンの開催	● サロンの設置のサポート ● 診療所と連携したサロン機能の検討 ● アフターコロナにおけるサロン運営のあり方提案	● サロンの新しい使い方の企画、積極的な参加交流機会の創出

目標 3：農村地域を守っていく

取組方針	取組	行政の役割	住民の役割	
①農村環境の保全	有害鳥獣対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> 罾の設置、柵設置補助、見回り隊による見回り継続 	/	
	農地の集約、大学生などの新規就農希望者への案内、花きの生産量を増やしブランド力を高めるなど農村地区の保全を図る	<ul style="list-style-type: none"> 新規就農者選定プロセスの検討やバックアップに対する支援 		<ul style="list-style-type: none"> 新規就農者を受入、全面的にバックアップする体制の確保
	集落の農道、用水路などの維持に向けた次世代の確保	<ul style="list-style-type: none"> 用排水路整備の継続と完成見通しの明示 仮置場となっている土地の返還についての取扱いの確認 仮置場に起因する雨水処理の改善について国へ要望 		

目標 4：安全・安心な生活環境にしてい

取組方針	取組	行政の役割	住民の役割
①地下水水質の改善	自然環境の現状把握と保全	<ul style="list-style-type: none"> 富岡興業(株)旧産業廃棄物最終処分場について、地下水水質検査の継続を県へ要請 	<ul style="list-style-type: none"> 県の調査結果を確認継続
②道路環境の整備	街路灯の設置と維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 必要な箇所への街灯の計画的な設置 	<ul style="list-style-type: none"> 区長による要望箇所のとりまとめと行政への報告
	山木屋地区内冬期間の道路凍結箇所の安全対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> 除雪の実施と必要に応じた融雪剤散布 	<ul style="list-style-type: none"> 地域除雪ボランティア等の確保

目標 5：伝統文化の継承と子どもが素直で元気に育つ地域にしてい

取組方針	取組	行政の役割	住民の役割	
①文化の継承と地域づくり	やまきやスケートリンクの維持継続とPR	<ul style="list-style-type: none"> (スケートクラブの意向を確認し判断) 	/	
	人が集える場所の整備とイベントの開催	<ul style="list-style-type: none"> とんやの郷の運営支援 とんやの郷でのイベント実施継続支援 NPO と連携したイベントの実施（おきがるマルシェほか） 		<ul style="list-style-type: none"> とんやの郷の積極的な利活用（買物、活動、交流） 新商品開拓やイベント企画によるおきがるマルシェの発展的継続
	散歩道など、歴史的な神武山の整備や公園の検討	<ul style="list-style-type: none"> 神武山における実現性の検討 		<ul style="list-style-type: none"> とんやの郷周辺における公園や神武山周遊コースの検討

V 計画の推進



1 計画の推進にあたって

本計画は、住民一人ひとりをはじめ、各種団体、企業、行政など、本町で活動する様々な主体が、町の目指す将来像を共有し、まちづくりを進めるための指針となるものであり、その実現のためには、それぞれの役割の下、力を合わせて取り組んでいく必要があります。

それぞれの主体が、自ら考え、自ら行動し、地域づくりを行えるよう、様々な主体との連携・協働を積極的に進めるとともに、地域課題の解決のため、地域の実情を踏まえた施策を推進します。

そのうえで、計画の実行性を確保するため、持続可能な行財政運営を目指し、必要な財源を確実に確保するとともに、従来の仕事の進め方を見直すなど、職員一人ひとりが事業の成果（目標）を常に意識しながら、意識改革と行動の変容に取り組みます。

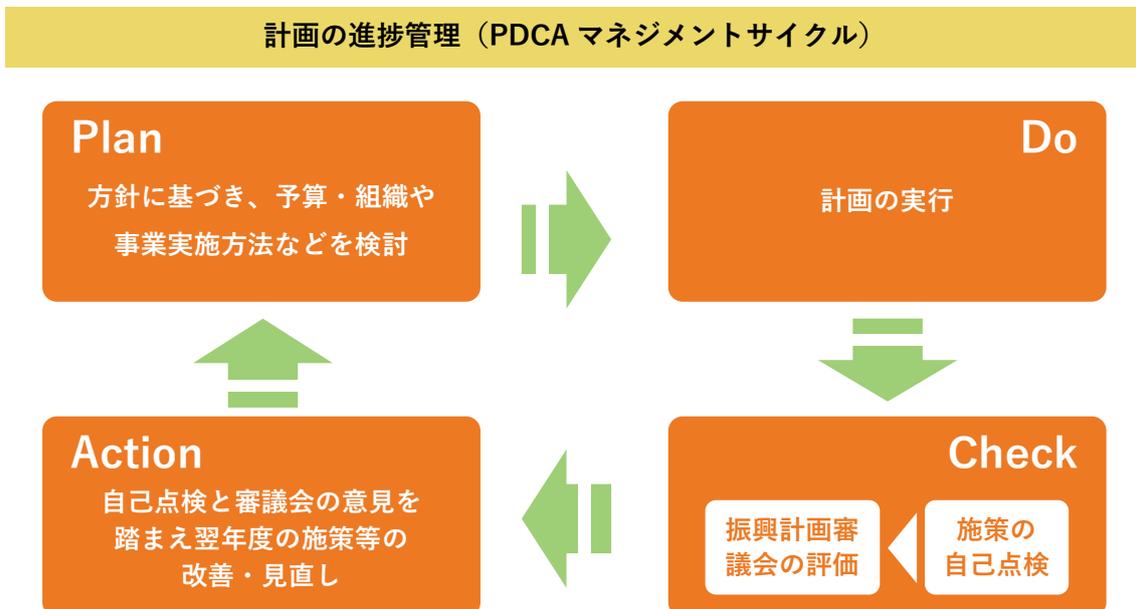
なお、各課等が中心となって策定する分野別の個別計画では、本計画に掲げる理念や施策の方向性を共有しながら、より具体的な取組などについて定めます。

本計画と分野別の個別計画は体系的な整合を図りつつ、目指す将来像の実現に向けて、全庁一丸となって施策を推進します。

2 計画の進捗管理

本計画を実効性のあるものとして推進していくため、毎年度の取組の進捗を管理し、PDCA マネジメントサイクルにより、時代の変化や課題に柔軟に対応しながら取組を進めます。

立案した計画（Plan）の目標達成に向けた施策等を着実に実行（Do）し、成果に基づく客観的な評価（Check）を行います。その結果を踏まえて、必要な改善・見直し（Action）を図ります。評価（Check）は、附属機関である「川俣町振興計画審議会」が行い、翌年度の施策の見直し、3年ごとのローリング方式による実施計画の見直しに反映します。



3 EBPM の推進

住民に信頼を寄せられる行政を展開するためには、限られた行財政資源を有効に活用し、より事業効果の高い政策の企画立案をする必要があります。

そのため、根拠に基づく政策立案（EBPM）の考え方を重視するとともに、指標の達成状況の分析や適時・適切な指標への更新なども含め、統計データ・資料等の客観的な証拠に基づき、政策目的を明確にしたうえで、コストの削減を図りつつ、効率的・効果的な政策運営を進めます。

資料編



1 諮問書

3 川企第144号

令和3年8月27日

川俣町振興計画審議会

会長 今西 一男 様

川俣町長 藤原 一二



諮 問 書

川俣町振興計画審議会条例第2条の規定に基づき、次の事項について貴審議会に諮問いたします。

記

諮問事項

- 1 第6次川俣町振興計画に関する事項について

答申を希望する時期

令和4年10月頃（第6次川俣町振興計画策定までの期間）

2 答申書

答 申 第 1 号
令和5年3月17日

川俣町長 藤 原 一 二 様

川俣町振興計画審議会
会長 今 西 一 男 

第6次川俣町振興計画（案）について（答申）

令和3年8月27日付け3川企第144号にて諮問のありました
第6次川俣町振興計画（案）に関する事項につきましては、
計画の推進に努めるよう期待し、原案のとおり了承いたします。

3 川俣町振興計画審議会委員名簿

	氏名	所属団体等
関係団体の 役職員	菅野好次	川俣町商工会会長
	菅野朝夫	JAふくしま未来理事
	佐藤研策	自治会連絡協議会会長
	副会長 遠藤貴美子	川俣町女性団体連絡協議会事務局
	高橋正人	川俣町PTA連絡協議会会長(※)
	池田義寛	
知識経験を 有する者	会長 今西一男	福島大学行政政策学類教授
	安田志穂	コミュニティちゃばたけ事務局
	佐藤忠信	川俣飯野金融団東邦銀行川俣支店長
	宮口正稔	川俣町地域包括支援センター所長
	高橋善一	川俣町認定農業者会会長
公募による 町民	嶋原北斗	公募
	古関真奈美	公募
	矢納直彦	公募
	高橋とし子	公募
	木暮典子	公募

※高橋正人委員の後任として池田義寛委員を委嘱

(敬称略)

4 川俣町振興計画審議会条例

昭和 43 年 3 月 21 日

条例第 16 号

改正 平成 9 年 3 月 26 日条例第 1 号

平成 21 年 6 月 15 日条例第 20 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき川俣町振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ川俣町の振興計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 関係団体の役職員 5 人以内
- (2) 知識経験を有する者 5 人以内
- (3) 公募による町民 5 人以内

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は会長が招集する。

2 審議会は委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は出席委員の過半数で決し可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、企画財政課で処理する。

(雑則)

第 8 条 この条例に定めるもののほか審議会の運営について必要な事項は町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 9 年条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年条例第 20 号）

この条例は、公布の日から施行する。

5 川俣町振興計画策定要綱

令和3年3月1日
訓令第12号

(計画の策定)

第1条 この要綱は、川俣町振興計画（以下「計画」という。）の策定について必要な事項を定めるものとする。

(計画策定の推進体制)

第2条 計画策定を円滑かつ民主的に推進するため、川俣町振興計画審議会条例（昭和43年条例第16号。以下「審議会」という。）及び川俣町振興計画策定推進本部設置要綱（平成28年訓令第43号。以下「推進本部」という。）を設けるものとする。

2 計画策定の推進体制は、次の各号に定める。

- (1) 審議会は、広く町民の意見を反映させるとともに、学識有権者の意見も反映させる構成員とし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく町長の諮問機関とする。
- (2) 推進本部は、計画策定に必要な事項を全庁的な合意形成及び調整を図り、計画素案を作成するものとする。
- (3) 庁議は、計画素案について協議及び総合調整を図り計画原案を作成し、計画の最終調整を図るものとする。
- (4) 前号に掲げるもののほか、計画に広範な町民の意見を反映するため、町民アンケートの実施や町民ワークショップの実施等、振興計画策定における町民参加の仕組みを構築するものとする。

(計画策定の基本方針)

第3条 計画策定の基本方針は次に掲げるところによるものとする。

- 2 計画策定の目的は、川俣町の将来像を樹立し、本町域の総合的な振興を推進することにある。
- 3 計画策定の意義は、社会情勢の変化に的確に対応し、本町のあるべき姿やまちづくりの基本的方針、今後実施すべき施策を定め、将来の行政を計画的・効果的に運営するための行政指針となるものである。
- 4 計画策定にあたっては、川俣町復興計画及び川俣町総合戦略を統合し、一体的な推進と進行管理を行うものとする。
- 5 計画対象地域は、原則として本町域とするが、周辺市町村との連携によって推進する事業・施策等についても含めることとする。
- 6 計画は基本構想、基本計画及び実施計画の三段階に区分し、次の各号に定める。
 - (1) 基本構想 今後の本町のまちづくりの基本的理念と将来像を定め、その実現のための政策の大綱を定めるものとする。令和5年度を初年度として、令和16年度を目標年次とする。
 - (2) 基本計画 前期計画と後期計画に分け、基本構想に基づき、重点的に実施する施策を明示するとともに、分野別の施策を明らかにし、計画期間内に実現すべき施策と、これを推進するための手法など具体的施策を定めるものとする。令和5年度から令和10年度までの6年間を前期、令和11年度から令和16年度までの6年間を後期とし、後期計画は令和10年度に定める。
 - (3) 実施計画 計画期間を3年間とし、基本計画に基づき実施する施策・事業を年度別に定める

ものとする。また、予算編成の基本とし、施策目標の達成状況を示し、社会情勢や経済動向に留意してローリング方式により定めるものとする。

7 計画策定の手続きは、次の各号に定める。

- (1) 計画素案は、推進本部において調整をもって作成するものとする。
- (2) 計画原案は、計画策定本部において調整された計画素案を庁議に諮り協議及び確認の後、審議会の答申を受けるものとする。
- (3) 計画の決定は、審議会からの答申を踏まえ庁議に諮り、町長が決定するものとする。

(委任)

第4条 この要綱に定める事項のほかに計画策定に必要な事項は、別に町長が定める。

附 則

(施行日)

1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

(川俣町振興計画策定要綱の廃止)

2 川俣町振興計画策定要綱（平成28年訓令第42号）は、廃止する。

6 川俣町振興計画策定推進本部設置要綱

平成 28 年 6 月 13 日

訓令第 43 号

改正 令和 3 年 3 月 1 日訓令第 7 号

令和 4 年 4 月 1 日訓令第 75 号

(設置)

第 1 条 川俣町振興計画の策定及び事業管理等を行うため、振興計画策定推進本部（以下、「推進本部」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 推進本部は、別表 1 に掲げる者をもって組織する。

2 推進本部に、本部長及び副本部長を置く。

3 本部長は副町長、副本部長は政策推進課長をもってこれに充てる。

(所掌事務)

第 3 条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 川俣町振興計画の策定に関すること。

(2) 川俣町振興計画に基づく事業の進捗管理に関すること。

(3) 川俣町振興計画の事業評価に関すること。

(4) その他川俣町の振興全般に関すること。

(会議)

第 4 条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

2 本部長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 本部長に事故あるときは、副本部長がその職務を代行する。

(作業部会)

第 5 条 推進本部には、必要に応じて作業部会を置くことができる。

2 作業部会の部会長は、政策推進課政策調整係長を充てるものとする。

3 作業部会は、部会長が召集する。

(意見の聴取)

第 6 条 推進本部及び作業部会は、意見聴取等のため必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(事務局)

第 7 条 推進本部の事務局は、政策推進課に置く。

(雑則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

1 この訓令は、平成 28 年 6 月 13 日から施行する。

2 川俣町振興計画策定本部設置要綱（平成 21 年川俣町訓令第 83 号）は、廃止する。

附 則（令和 3 年訓令第 7 号）

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

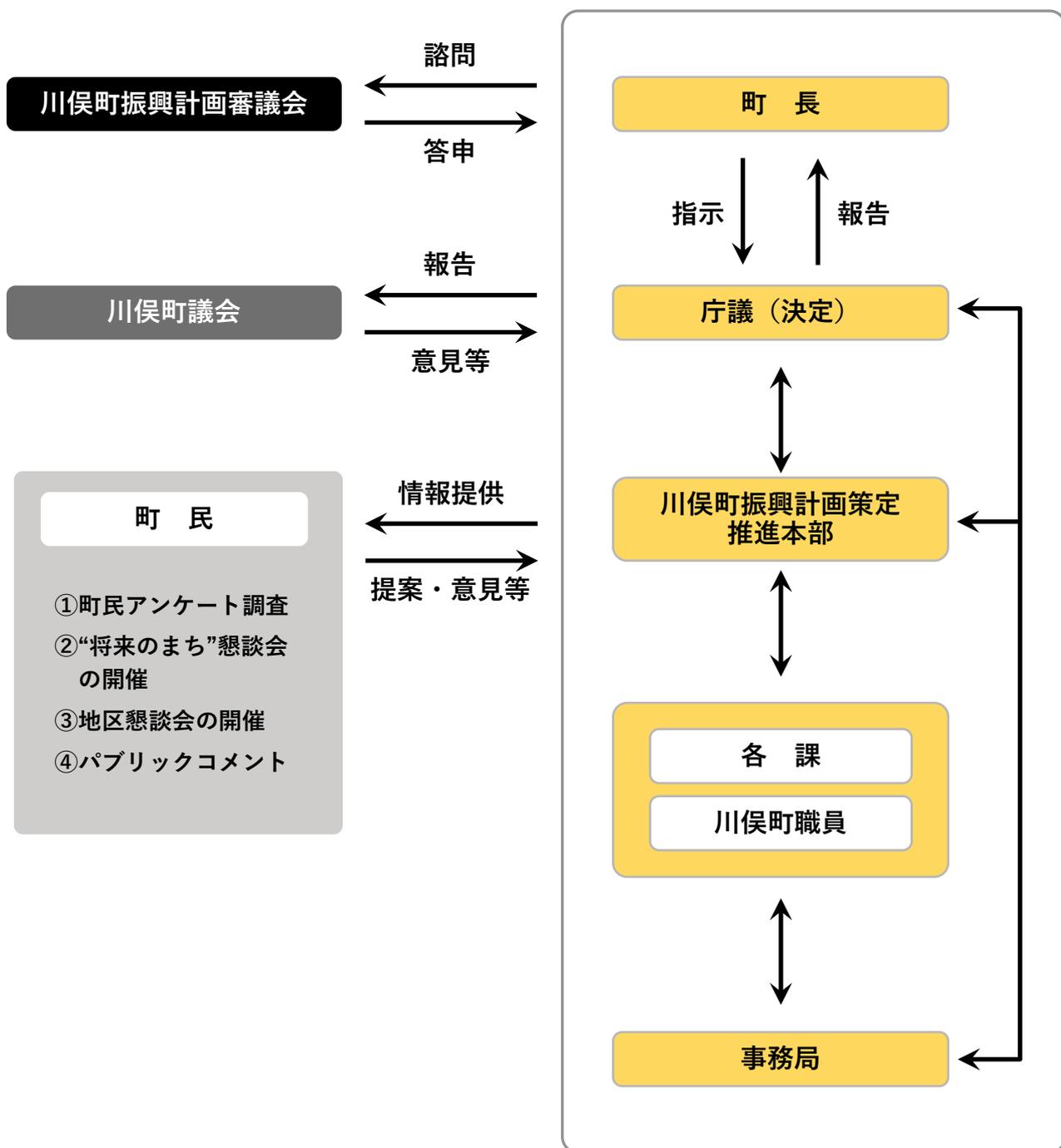
附 則（令和 4 年訓令第 75 号）

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

役職	職名等
本部長	副町長
副本部長	政策推進課長
本部員	総務課課長補佐 財政課課長補佐 政策推進課課長補佐 町民税務課課長補佐 保健福祉課課長補佐 農林振興課課長補佐 建設水道課課長補佐 原子力災害対策課課長補佐 教育委員会事務局／学校教育課課長補佐 教育委員会事務局／子育て支援課課長補佐 教育委員会事務局／生涯学習課課長補佐 農業員会事務局／事務局次長 議会事務局／事務局次長 政策推進課政策推進係長 財政課財政係長 会計室出納係長

7 第6次川俣町振興計画策定体制



8 第6次川俣町振興計画策定経過

年月日	概要
R3.1.8	令和2年度第12回政策調整会議 ・第6次川俣町振興計画策定方針（案）について
R3.1.18	令和2年度第48回庁議 ・第6次川俣町振興計画策定方針（案）について
R3.5.28	令和3年第10回議会全員協議会 ・第6次川俣町振興計画に係る今後の予定について
R3.6.10～ R3.7.13	川俣町まちづくりアンケートの実施 ・一般町民（18～75歳） 3,093名（無作為抽出）に配布 ・若者（15～17歳）302名（全員）に配布 ・回答者数 794票（有効回収率25.7%）
R3.6.18	第1回川俣町振興計画策定推進本部会議 ・第6次川俣町振興計画策定方針等について ・まちづくりアンケートについて ・第1回職員研修について
R3.6.21	令和3年度第12回庁議 ・第6次川俣町振興計画策定方針等について ・まちづくりアンケートについて ・第1回職員研修について
R3.6.29～ R3.6.30	第1回職員研修 ・「社会経済の動向と川俣のまちづくり」
R3.8.12～ R3.8.17	各課ヒアリング ・第5次川俣町振興計画の事務事業について ・今後の取組について
R3.8.27	第1回川俣町振興計画審議会 ・第6次川俣町振興計画策定について
R3.9.29	トップインタビュー ・まちの目指すべき将来像 ・まちの課題と目標について 等
R3.10.1	第2回川俣町振興計画策定推進本部会議 ・第5次川俣町振興計画の効果検証について
R3.10.4	令和3年度第29回庁議 ・第5次川俣町振興計画の効果検証について
R3.10.15	第2回川俣町振興計画審議会 ・第5次川俣町振興計画の効果検証について
R3.10.21	第3回川俣町振興計画策定推進本部会議（書面開催） ・第1回“将来のまち”懇談会の開催について
R3.10.28	第4回川俣町振興計画策定推進本部会議 ・第6次川俣町振興計画基本構想骨子（案）について ・第1回“将来のまち”懇談会の開催について

年月日	概要
R3.11.1	令和3年度第33回庁議 ・第6次川俣町振興計画基本構想骨子（案）について ・第1回“将来のまち”懇談会の開催について
R3.11.10	第3回川俣町振興計画審議会 ・第6次川俣町振興計画基本構想骨子（案）について ・第1回“将来のまち”懇談会の開催について
R3.11.15	令和3年第19回議会全員協議会 ・第1回“将来のまち”懇談会の開催について
R3.11.22～ R3.11.26	第1回“将来のまち”懇談会 ・第6次川俣町振興計画基本構想骨子（案）について ・全16地区で開催
R3.12.16	第5回川俣町振興計画策定推進本部会議 ・第6次川俣町振興計画推進本部作業部会（職員ワーキンググループ）の編成について ・職員ワーキンググループでの具体的な作業について
R3.12.20	令和3年度第42回庁議 ・第2回職員研修の実施 ・重点プロジェクト及び基本施策の検討
R3.12.21～ R3.12.22	第2回職員研修 ・「第2回職員研修-ワーキンググループによる計画検討について」
R3.12.22～ R4.1.17	職員ワーキンググループ ・キャッチフレーズ（案）の検討について ・重点プロジェクト（案）の検討について
R4.1.21	第6回川俣町振興計画策定推進本部会議 ・第6次川俣町振興計画基本構想（素案）について
R4.1.24	令和3年度第47回庁議 ・第6次川俣町振興計画基本構想（素案）について
R4.1.31	第4回川俣町振興計画審議会 ・第6次川俣町振興計画基本構想（素案）について
R4.2.15	令和4年第3回議会全員協議会 ・第6次川俣町振興計画策定状況について
R4.2.16	第7回川俣町振興計画策定推進本部会議 ・職員ワーキンググループにおける重点プロジェクト（案）の検討について
R4.2.21	令和3年度第51回庁議 ・職員ワーキンググループにおける重点プロジェクト（案）の検討について
R4.2.21	職員ワーキンググループ ・重点プロジェクト（案）の検討について（取りまとめ）
R4.4.22	第8回川俣町振興計画策定推進本部会議 ・重点プロジェクト（案）の精査・検討について
R4.4.25	令和4年度第4回庁議 ・重点プロジェクト各課ヒアリングについて

年月日	概要
R4.5.9～ R4.5.13	各課ヒアリング ・重点プロジェクトについて ・各課で今後、必要となる取組について 等
R4.6.3	第9回川俣町振興計画策定推進本部会議 ・第6次川俣町振興計画（初稿）について ・第6次川俣町振興計画策定に係る住民懇談会の開催について
R4.6.13	令和4年度第12回庁議 ・第6次川俣町振興計画策定に係る住民懇談会の開催について
R4.6.15	令和4年第15回議会全員協議会 ・第6次川俣町振興計画策定に係る住民懇談会の開催について
R4.6.21	第5回川俣町振興計画審議会 ・第6次川俣町振興計画（初稿）について ・第6次川俣町振興計画策定に係る住民懇談会の開催について
R4.6.28～ R4.7.1	住民懇談会【1回目】 ・第5次川俣町振興計画地区別計画の振り返り ・全16地区で開催（中丁地区はR4.10.20開催）
R4.7.12～ R4.7.15	住民懇談会【2回目】 ・第6次川俣町振興計画地区別計画の作成 ・中丁地区を除く15地区で開催
R4.7.15	第10回川俣町振興計画策定推進本部会議 ・第6次川俣町振興計画（初稿）修正版について
R4.7.20	第6回川俣町振興計画審議会 ・第6次川俣町振興計画（初稿）修正版について ・第2回“将来のまち”懇談会の開催について
R4.7.25	令和4年度第19回庁議 ・第2回“将来のまち”懇談会の開催について
R4.7.26～ R4.7.29	第2回“将来のまち”懇談会 ・第6次川俣町振興計画前期基本計画（素案）について ・全16地区で開催
R4.11.7	第11回川俣町振興計画策定推進本部会議 ・第6次川俣町振興計画（素案）について ・デジタル田園都市国家構想総合戦略（仮称）に伴う変更について
R4.11.7	令和4年度第35回庁議 ・第6次川俣町振興計画（素案）について ・デジタル田園都市国家構想総合戦略（仮称）に伴う変更について
R4.11.9	第7回川俣町振興計画審議会 ・第6次川俣町振興計画（素案）について ・デジタル田園都市国家構想総合戦略（仮称）に伴う変更について
R4.11.14	令和4年第21回議会全員協議会 ・第6次川俣町振興計画の策定方針の変更について

年月日	概要
R5.1.16	令和 5 年第 1 回議会全員協議会 ・第 6 次川俣町振興画（案）について ・パブリックコメントの実施について
R5.1.17	第 12 回川俣町振興計画策定推進本部会議 ・第 6 次川俣町振興計画（案）について ・パブリックコメントの実施について
R5.1.23	令和 4 年度第 47 回庁議 ・第 6 次川俣町振興計画（案）について ・パブリックコメントの実施について
R5.1.26	第 8 回川俣町振興計画審議会 ・第 6 次川俣町振興計画（案）について ・パブリックコメントの実施について
R5.2.8～ R5.2.21	第 6 次川俣町振興計画（案）の町民意見募集（パブリックコメント） ・広報かわまた 2 月号（折込み）、SNS とインフォかわまた、KaLINE での周知 ・町 HP のほか役場政策推進課、中央公民館、各地区公民館、とんやの郷での閲覧を実施
R5.3.15	令和 5 年第 6 回議会全員協議会 ・第 6 次川俣町振興計画（最終案）について
R5.3.16	第 13 回川俣町振興計画策定推進本部会議 ・第 6 次川俣町振興計画（最終案）について ・パブリックコメントの結果について
R5.3.17	令和 4 年度第 19 回政策調整会議 ・第 6 次川俣町振興計画（最終案）について
R5.3.17	第 9 回川俣町振興計画審議会 ・第 6 次川俣町振興計画（最終案）について ・答申について
R5.3.17	答申書手交 ・振興計画審議会委員から町長へ答申書を手交
R5.3.27	令和 4 年度第 58 回庁議 ・第 6 次川俣町振興計画の決定

9 第6次川俣町振興計画目標指標一覧

■基本目標

	項目	現状	目標 (R10)	P
基本目標1	まちづくり情報の共有化に関する5段階評価満足度の平均値(アンケート)	3.23 (R3)	3.93	57
	住民参画・協働のまちづくりの促進に関する5段階評価満足度の平均値(アンケート)	3.02 (R3)	3.83	
	家庭や職場で男女の地位が平等になっていると回答した人の割合(アンケート)	家庭 43.3% (R3) 職場 31.2% (R3)	家庭 50% 職場 50%	
基本目標2	これからも川俣町で暮らしたいと思っている住民の割合(アンケート)	66.2% (R3)	80%	65
	森林整備面積	4,000 m ² (R3)	32,000 m ²	
基本目標3	生活習慣病患者の割合	44.4% (R3)	40%	80
	自分が健康であると感じている人の割合(アンケート)	76.7% (R1)	80%	
	合計特殊出生率	1.38 (平成25~29年)	1.5	
	出生数(年間)	41人 (R3)	45人	
	子育て支援の充実に関する5段階評価満足度の平均値(アンケート)	2.93 (R3)	3.99	
基本目標4	学校教育の充実に関する5段階評価満足度の平均値(アンケート)	3.01 (R3)	4.01	93
	スポーツの振興に関する5段階評価満足度の平均値(アンケート)	3.05 (R3)	3.71	
	生涯学習講座に参加した人数(年間)	960人 (R3)	1,100人	
	人口の社会増減数(年間)	△66人 (R3)	±0人	
基本目標5	新規就農者数(年間)	2人 (R3)	5人	105
	観光客の入込数	199,021人 (R3)	344,000人	
	町内事業所従業者数	5,430人 (R3)	5,500人	
	一人あたり市町村民所得	2,359千円 (R1)	2,954千円	
基本目標6	町全体の避難終了率	59% (R3)	63%	116

■ 施策

● 基本目標 1

項目	現状	目標 (R10)	P
SNS (Twitter・Instagram・Facebook) フォロワー数	1,037 人 (R4)	5,000 人	59
町公式ホームページアクセス数	522,157 件 (R4)	780,000 件	
町の施策に住民意向が反映されているとの 5 段階評価満足度の平均値 (アンケート)	3.23 (R3)	3.5	
自治会担当職員の活動回数 (年間)	21 回 (R3)	30 回	
NPO/ボランティア等との協働事業の実施数 (年間)	9 事業 (R3)	9 事業	
地域活動の促進に関する 5 段階評価満足度の平均値 (アンケート)	3.11 (R3)	3.75	
男女共同参画推進事業を実施した回数 (年間)	0 回 (R3)	3 回	61
人権擁護推進活動数 (年間)	7 回 (R3)	7 回	
実質公債費比率	4.4 (R3)	6.9	63
ふるさと納税額 (年間)	39,767 千円 (R3)	80,000 千円	
指定管理、施設等の運営委託、PPP/PFI 等の民間活力を導入している件数 (年間)	2 件 (R3)	10 件	
職員の定数 (年間)	131 人 (R3)	132 人	
職員の研修を実施した回数 (年間)	6 回 (R3)	8 回	
ふくしま田園中枢都市圏ワーキンググループ参加数	31 グループ (R4)	31 グループ	
全庁の紙の使用枚数・ペーパーレス化 (年間)	10.22t (R3)	6.54t	64
本庁舎の使用電力量の削減率	402,087kwh (R4)	△10%	
行政情報化に関する 5 段階評価満足度の平均値 (アンケート)	2.93 (R3)	3.79	
マイナンバーカードの交付率	57% (R4)	100%	
電子申請システムを利用した件数 (年間)	0 件 (R4)	128 件	

● 基本目標 2

項目	現状	目標 (R10)	P
環境保全の意識啓発事業を実施した回数 (年間)	1 回 (R3)	5 回	67
里山や河川など自然環境を活用したイベント・啓発活動等の実施回数 (年間)	1 回 (R3)	2 回	
空き家等バンクの登録件数	51 件 (R3)	190 件	69
公共施設の維持管理費 (年間)	799,092 千円 (R3)	660,000 千円	
町内の空き家率	17.2% (R3)	10%	

項目	現状	目標 (R10)	P
水道の普及率	85.9% (R3)	89%	70
老朽水道管 (石綿管) 残存率	1.75% (R3)	0%	
合併処理浄化槽の普及率	28.5% (R3)	40%	
スマートフォンやインターネット等に関する講座を開催した回数 (年間)	2回 (R3)	18回	
キャッシュレス決済を導入している事業者の割合	37% (R4)	60%	
町道改良率	57.8% (R3)	58.5%	72
町道舗装率	85.0% (R3)	100%	
デマンド型乗合タクシーを利用した件数 (年間)	6,230件 (R3)	8,000件	
公共交通の維持・確保に関する5段階評価満足度の平均値 (アンケート)	2.68 (R3)	3	
犯罪発生件数 (年間)	32件 (R3)	10件	74
交通事故 (人身事故) 発生件数 (年間)	14件 (R3)	7件	
消費者保護意識啓発事業の実施回数 (年間)	1回 (R3)	2回	
災害連携協定の締結数	19件 (R3)	25件	76
自主防災組織の設置数	2組織 (R3)	15組織	
地区ごとの防災訓練を実施した回数 (年間)	0回 (R3)	1回	
消防団の団員充足率	86.48% (R3)	100%	77
火災発生件数 (年間)	4件 (R3)	0件	
地球環境やSDGsの意識啓発に関するイベントの実施回数 (年間)	1回 (R3)	4回	79
住宅用太陽光発電システム設置件数 (累計)	247件 (R3)	400件	
二酸化炭素の排出量 (年間/単位:千t-CO ₂)	95千t-CO ₂ (R3)	67千t-CO ₂	
ごみ (一般廃棄物) 排出量 (1人1日当たり)	1,256g (R3)	1,000g	

●基本目標 3

項目	現状	目標 (R10)	P
食育に関する事業の実施回数 (年間)	50回 (R3)	50回	82
特定健康診査の受診率	43% (R3)	55%	
町内の医療機関数	9箇所 (R3)	9箇所	83
オンライン診療を実施している医療機関数	2箇所 (R4)	5箇所	
医療スタッフの充足率 (病院アンケート・聞き取り)	93.3% (R3)	100%	
ジェネリック医薬品の使用率	87% (R3)	91%	

項目	現状	目標 (R10)	P
一人あたりの医療費 (療養諸費)	400,605 円 (R3)	380,000 円	83
生活の支援に関する相談件数	50 件 (R3)	目標値は設定せず、現状を把握し分析する	
介護保険の在宅サービスを利用する高齢者の人数	589 人 (R3)	580 人	85
65 歳以上に占める要介護認定者の割合	20.8% (R3)	20%	
介護サービスの事業者数	42 事業者 (R3)	44 事業者	
介護保険居宅介護 (支援) 住宅改修費の支給件数	59 件 (R3)	60 件	
介護予防型給付サービスを受けている人数	137 人 (R3)	150 人	
シルバー人材センターで活動した人数 (年間)	94 人 (R3)	130 人	
一般就労移行者数	2 人 (R3)	4 人	87
障がい福祉サービスの利用者数	66 人 (R3)	70 人	
相談支援事業者数	0 事業者 (R3)	2 事業者	
福祉サービスの事業者数	6 事業者 (R3)	7 事業者	89
認知症キャラバンメイト・サポーターの人数	137 人 (R3)	200 人	
地域ボランティア登録団体数	18 団体 (R3)	増加を目指す	
出会いの場の事業の実施数 (年間)	0 回 (R3)	3 回	91
育児・子育てに関する相談件数 (オンライン含む) (年間)	0 件 (R3)	目標値は設定せず、現状を把握し分析する	92
ファミリーサポート事業の利用者の延べ人数 (年間)	336 人 (R3)	500 人	
おてひめわくわくランドの利用者数 (年間)	7,009 人 (R3)	10,000 人	

●基本目標 4

項目	現状	目標 (R10)	P
中学 2 年の授業における PC・タブレットなどの ICT 機器を活用する学習活動を週 3 回以上行う割合	21.4% (R3)	50%	95
中学 1 年における、英検 (実用英語技能検定) 5 級以上の合格率	86% (R3)	95%	
小学校において本町の豊かな自然、歴史や文化などの地域資源や人材を活用した教育の回数	各学年 年 1 回 (R3)	各学年 年 3 回以上	96
図書館の貸し出し冊数 (年間)	14,225 冊 (R3)	24,000 冊	98
地域総合型スポーツクラブの事業へ参加した延べ人数 (年間)	1,284 人 (R3)	1,500 人	99
スポーツ少年団の登録者数	151 人 (R3)	150 人	

項目	現状	目標 (R10)	P
家庭教育充実のための教育講演会等の研修を実施した回数	各校の実態に応じ実施	各校 2 回	99
町指定文化財の指定件数	15 件 (R3)	目標値は設定せず、現状を把握し分析する	101
文化・芸術活動の団体数	47 団体 (R3)	51 団体	
コスキン・エン・ハポンの参加者数 (年間)	4,000 人 (R4)	8,500 人 オンライン視聴数 1,500 人	
地域づくりインターン事業の受け入れ人数 (年間)	3 人 (R4)	6 人	103
交流イベントの実施回数 (年間)	8 回 (R4)	15 回	
移住・定住相談支援センターの相談件数 (累計)	91 件 (R3)	260 件	104
移住者数 (自分の意思で概ね 5 年以上定住する意向のある人) (年間)	33 人 (R3)	52 人	
国際理解・交流に関する事業の参加者数 (年間)	50 人 (R3)	80 人	
日本語教室の参加者数 (年間)	55 人 (R3)	100 人	

●基本目標 5

項目	現状	目標 (R10)	P
認定農業者数	43 人 (R3)	45 人	107
農業産出額 (年間)	20 億 3 千万円 (R2)	21 億 3 千万円	
担い手の農地利用集積率 (耕地面積に占める担い手の農地利用集積面積の割合) (年間)	14.5% (R3)	40%	108
遊休農地面積	177ha (R3)	175ha	
有害鳥獣による農作物の被害額 (年間)	675 千円 (R3)	472 千円	
林道整備延長	3,068m (R3)	4,678m	110
おじまふるさと交流館の利用者数 (年間)	3,924 人 (R3)	8,000 人	
SNS (Twitter・Instagram・Facebook) フォロワー数 (再掲)	1,037 人 (R4)	5,000 人	
製造品出荷額 (工業統計調査)	312 億 7,701 万円 (R2)	360 億円	112
地元企業への職場体験・就職相談会の実施回数 (年間)	12 回 (R3)	12 回	
起業・創業した件数 (累計)	2 件 (R3)	16 件	
工業団地の空き区画	5 区画 (R3)	0 区画	113
空き店舗活用事業件数 (年間)	3 件 (R3)	5 件	
商店街活性化イベントを実施した回数 (年間)	1 回 (R3)	3 回	

項目	現状	目標 (R10)	P
雇用の安定に関する 5 段階評価満足度の平均値 (アンケート)	2.63 (R3)	4.08	115
就労環境の改善に関する 5 段階評価満足度の平均値 (アンケート)	2.66 (R3)	4.05	

●基本目標 6

項目	現状	目標 (R10)	P
内部被ばく検査の件数 (年間)	639 件 (R3)	目標値は設定せず、現状を把握し分析する	118
食品中の放射性物質検査の件数 (年間)	3,259 件 (R3)	目標値は設定せず、現状を把握し分析する	
山木屋地区居住人数 (うち、帰還者以外の居住者数、複数拠点居住者数)	341 人(28 人) (R3)	目標値は設定せず、現状を把握し分析する	
山木屋地区でのイベント・催しを実施した回数 (とんやの郷・NPO・自治会・公民館等) (年間)	30 回 (R3)	50 回	119
山木屋地区で開催するコミュニティイベントの運営主体の数 (地区外含む)	4 団体 (R3)	15 団体	
農業産出額 (年間) (再掲)	20 億 3 千万円 (R2)	21 億 3 千万円	121
製造品出荷額 (工業統計調査) (再掲)	312 億 7,701 万円 (R2)	360 億円	
福島イノベーション・コースト構想との連携企業数	1 件 (R3)	13 件	
営農再開した面積	212.8ha (R3)	260ha	122

10 用語解説

1～	
3R（リユース・リデュース・リサイクル）	限りある地球の資源を有効に繰り返し利用する社会（＝循環型社会）をつくるための3つの取組（ごみを減らす「リデュース」、繰り返し使う「リユース」、ごみを資源として再生利用する「リサイクル」）の英語の頭文字「R」をとったもの。
6次産業化	1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、豊かな地域資源を活用した付加価値を生み出す取組のこと。

A～Z	
AI	Artificial Intelligence（人工知能）の略で、テキスト、音声、画像、動画といった規則性のない多様なデータを複合的に分析したうえで結果を導くこと。
ALPS 処理水	多核種除去設備（ALPS）などを使って「汚染水」からトリチウム以外の放射性物質を規制基準以下まで取り除いたもの。
AR（拡張現実）	「Augmented Reality（アグメンティッド・リアリティ）」の略で、現実を仮想的に拡張する技術のこと。
DV（ドメスティックバイオレンス）	Domestic Violence（ドメスティックバイオレンス）の略。家庭内暴力とも呼ばれ、家族の間で行われる身体的または精神的虐待行為のこと。
DX	進化したIT技術を浸透させることで、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変革させるという概念。
EC サイト	自社の商品（広義では他社の商品）やサービスを、インターネット上に置いた独自運営のウェブサイトで販売するサイトのこと。ECとは英語：electronic commerce（エレクトロニックコマース＝電子商取引）の略。
ESG 投資	環境（Environment）・社会（Social）・企業統治（Governance）に配慮している企業を重視・選別して行う投資のこと。ESG評価の高い企業は事業の社会的意義、成長の持続性など優れた企業特性を持つといわれる。
GAP 認証取得	GAP（農業活動が原因となる環境汚染の防止や農作業をする人の安全確保などのために実践すべき行為）を実践している農場が、民間の評価基準（例えばグローバルGAPの認証基準）に合格していることを示すもの。
GI（グリーンインフラ）	社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの。
GI（地理的表示）	農林水産物・食品等の名称で、その名称から当該製品の産地を特定でき、製品の品質や社会的評価等の確立した特性が当該産地と結びついているということを特定できる名称の表示。

A～Z	
GIGA スクール構想	1人1台端末、及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させる構想。Global and Innovation Gateway for ALL を略して「GIGA」。
GX (グリーン・トランスフォーメーション)	産業革命以来の化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、温室効果ガス排出削減と産業競争力向上の実現に向けて、経済社会システム全体を変革すること。
ICT	Information and Communication Technology (情報通信技術) の略で情報や通信に関する技術の総称。
JGAP (日本版農業生産工程管理)	JGAP は、食品安全や環境保全などに取り組む「農場」に与えられる認証。家畜の健康管理、動物用医薬品の適切な使用、家畜の快適な飼養環境への取組など、さまざまな審査項目があり、また持続的な農場経営のために、作業者の安全確保、地球環境に配慮した取組などについても評価する。
PDCA サイクル	Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Action (改善) の4つの頭文字をとったもの。改善を受け、次のPDCAサイクルにつなげていくことで、継続的に業務改善を実施すること。
PPP/PFI	公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームをPPP (パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携) と呼ぶ。PFI (Private Finance Initiative：プライベート・ファイナンス・イニシアティブ) は、PPPの代表的な手法の1つであり、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。
RPA	Robotic Process Automation の略で、人の手で行っていた定型業務を、ロボットに自動処理をさせる仕組み。
SNS	Social Networking Service の略で、登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービスのこと。
Society5.0	狩猟社会 (Society1.)、農耕社会 (Society2.)、工業社会 (Society3.)、情報社会 (Society4.) に続く新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画 (平成28年1月22日閣議決定) において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。サイバー空間 (仮想空間) とフィジカル空間 (現実空間) を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会 (Society) のこと。
UIJ ターン	都市部の居住者が地方に移住する動き。I ターンは都市部から地方に移住すること。J ターンは地方から都会部に移住した人が出身地に近い地方に移住すること。U ターンは地方から都市部に移住した人が再び出身地に戻ることに。
VR (仮想現実)	「Virtual Reality (バーチャルリアリティ)」の略で、日本語では「仮想現実」と訳され、人工的に作られた仮想空間を現実かのように体感させる技術のこと。
Wi-Fi	Wi-Fi とは、電波を用いた無線通信により近くにある機器間を相互に接続し、構内ネットワーク (LAN) を構築する技術。無線 LAN の規格の一つだが、事実上の唯一の標準としてほぼ同義語として扱われる。

あ行	
アンコンシャスバイアス	誰もが無意識に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていくこと。
イノベーション	モノや仕組み、サービス、組織、ビジネスモデルなどに新たな考え方や技術を取り入れて新たな価値を生み出し、社会にインパクトのある革新や刷新、変革をもたらすこと。
インバウンド	「入ってくる・内向きの」という意味で、観光業関係において外国人旅行者を自国へ誘致することをいう。
ウェアラブル	「着用できる」、「身に着けられる」という意味の言葉。
オープンデータ	政府や自治体等が保有する公共データが、国民や企業等に利活用されやすいように機械判読に適した形で、二次利用可能なルールの下で公開されること。または、そのように公開されたデータのこと。
汚染状況重点調査地域指定	放射性物質汚染対処特別措置法に基づき指定される地域。各市町村が調査測定を行い、その結果等を踏まえて除染実施計画を策定し、市町村が中心となって除染を行う地域。

か行	
カーボンニュートラル	CO ₂ だけでなく全ての「温室効果ガス」の排出削減を進めるとともに、森林などの自然に吸収される量、また除去される量を差し引いて、全体として正味ゼロ（ネットゼロ）にするという考え方。
学生インターンシップ	実際の業務や働く環境の体験を通じて、業務内容や働くことの理解を深めることを目的に学生が興味のある企業などで実際に働いたり、訪問したりする職業体験のこと。
かわまた教育推進プラン	「確かな学力と豊かな心をもつ、たくましい子ども」を育てるため、他市町村には無い独自の教育施策を示したもの。
川俣町空家等対策計画	空家等対策の推進に関する特別措置法第6条に基づき、暮らしやすい地域社会を実現するために町として実効性のある空家等対策について、総合的かつ計画的に実施していくための基本方針や取組を示す計画。
川俣町移住・定住相談支援センター	移住・定住に係る情報の発信や提供、相談受付を一括して担うことができる体制（ワンストップ窓口）を整えることを目的として設置。
川俣町行財政改革大綱 2020	少子化、超高齢社会、人口の急激な減少等への対応・住民サービスの維持・向上を図るため、限りある資源である人材、資産、資金等を効果的・効率的に活用し、持続可能な行財政運営確立のための指針。
川俣町結婚新生活支援事業	婚姻後1年以内に町内で住宅を取得・賃借した方へ引越し費用等を支給する事業。

か行	
川俣町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画	高齢者保健福祉計画とは、すべての高齢者を対象とした保健福祉施策を総合的に推進するための基本方針として、町が目指すべき基本的な考え方や政策目標を定め、その実現に向けて取り組むべき課題や施策を明らかにするために策定する計画。介護保険事業計画とは、介護保険事業が円滑に実施されるよう、地域の実情に応じたサービス提供体制の確保や基盤整備など施策展開の方向性や目標、介護サービスの見込み量等を定めた計画。
川俣町人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略	少子化が進行し、人口減少が避けられない中、地方創生の推進による自立したまちづくりを進めていくための取組を総合的に示す計画。
川俣町地域まると省エネ計画	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく、「地方公共団体実行計画（区域施策編）」を兼ねるものであり、また、国際連合で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の取組にも寄与する計画。
川俣町地域防災計画	災害対策基本法第42条の規定に基づき、川俣町防災会議が作成する計画。住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。
川俣町デジタル化推進計画	これまでの第2次川俣町情報化計画の改定に合わせ、「官民データ活用推進基本法」に定める市町村データ活用推進計画や、総務省策定の「自治体DX推進計画」を始めとした国の計画や法律、県の計画、社会情勢の変化等を反映した計画。
川俣町都市マスタープラン改訂版	振興計画、総合戦略及び「川俣都市計画区域の整備・開発及び保全の方針」に即し、都市の将来像や土地利用等の基本方針を明らかにするとともに、地域ごとのまちづくりの方針を定めることにより、川俣町における都市づくりの総合的な指針となる計画。
川俣町復興計画	東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所事故、風評等からの復興に向けて、川俣町に必要な取組を総合的に示す計画。
観光コンテンツ	地域固有の資源を顧客目線で編集・販売等がなされ、収益寄与するもの。
キャッシュレス決済	クレジットカードや電子マネー、口座振替を利用して、紙幣・硬貨といった現金を使わずに支払い・受け取りを行う決済方法。
クラウドサービス	従来は利用者が手元のコンピュータで利用していたデータやソフトウェアを、ネットワーク経由で、サービスとして利用者に提供するもの。利用者側が最低限の環境（パーソナルコンピュータや携帯情報端末などのクライアント、その上で動くWebブラウザ、インターネット接続環境など）を用意することで、どの端末からでも、さまざまなサービスを利用することができる。
グリーンエネルギー	太陽光・風力・水力・地熱・バイオマスなどから作られるエネルギーのこと。これらの資源は枯渇しないため再利用が可能であり、地球温暖化の原因となるCO ₂ の排出や廃棄物が少ないことから、環境への負担が少ないという特徴がある。
グリーン社会	環境負荷の低減と経済成長を両立する社会。

か行	
ケアファーム	農場が併設されている福祉施設。高齢者や障がい者、心身に問題を抱える全世代を対象に、住宅・医療・雇用・教育・交流の場を提供するもの。農作業や動物との触れ合いは、高齢者の生きがいや障がい者の就労を生むだけでなく、認知症や精神障がいの緩和にも効果があるとされる。
後発医薬品（ジェネリック医薬品）	先発医薬品の独占的販売期間の終了後に発売される、先発医薬品と同じ有効成分で効能・効果、用法・用量が原則同一であり、先発医薬品に比べて低価格な医薬品。
国土強靱化地域計画	大規模自然災害等が起こっても機能不全に陥らない、強くてしなやかなまちづくりを推進するうえで指針となる計画。
子育て世代包括支援センター	保健師等の専門スタッフが妊娠・出産・育児に関する様々な相談に対応するほか、保護者同士の交流を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供する、地域子育て支援の拠点。
コワーキングスペース	多様な職種・業種の人々が、開かれたワークスペースを共用し、それぞれの仕事をする施設。時に利用者間の連携・交流を促す機能を有することも特徴の一つ。

さ行	
サテライトオフィス	企業または団体の本拠から離れた所に設置されたオフィスのこと。
サロン	身近な地域で高齢者同士の交流やレクリエーション活動等の機会を提供する場。
ジェンダー	社会的・文化的に形成された性別（Gender）。人間には生まれつきの生物学的性別があるが、一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別のこと。
ジェンダーバイアス	人や社会が無意識のうちに性差や男女の役割について固定的な思い込みや偏見を持つこと。
持続可能な開発目標（SDGs）	Sustainable Developmental Goals（持続可能な開発目標）の略で、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための23アジェンダ」にて記載された平成28年から令和12年までの国際目標のこと。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成される。「普遍性（すべての国が行動）」、「包摂性（誰一人取り残さない）」、「参画型（すべてのステークホルダーが役割を）」、「統合性（社会・経済・環境に統合的に取り組む）」、「透明性（定期的にフォローアップ）」の5つの特徴がある。
実質公債費比率	地方公共団体の一般会計等が負担する、元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率。数値が大きいほど、返済の資金繰りが厳しいことを表す。
シビックプライド	都市に対する市民の誇りのこと。単なる愛着とは異なり、「この都市をより良い場所にしていく」という当事者意識を伴う自負心のこと。

さ行	
循環型社会形成推進基本法	廃棄物の発生そのものを抑制し、循環資源はできる限り 3R に則った形で循環できる状況をつくり、適切な処理方法の確立で天然資源への影響を最小限にとどめて環境負荷をできる限りゼロに近づけられる社会を目指すための基本法。
除染特別地域指定	放射性物質汚染対処特別措置法に基づき指定される地域。基本的には、警戒区域又は計画的避難区域であったことのある福島県内の 11 市町村において、国が各市町村の意向を踏まえつつ特別地域内除染実施計画を策定し、国が直接除染を行う地域。
新学習指導要領	令和元年度に改定された学習指導要領のこと。小学校では令和 2 年度、中学校では令和 3 年度から全面実施、高等学校では令和 4 年度の入学生から年次進行で実施。
森林環境譲与税	平成 31 年 3 月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、地球温暖化や災害を防止する役割を持つ森林の整備を進める財源を確保するため、人口、森林面積や林業従事者数に応じて、国から地方自治体へ配分される森林環境譲与税が創設された。森林環境譲与税は、森林がない都市部の自治体についても配分され、木材利用の促進や普及啓発などの費用に充てること及びその用途を公表することとされている。
水源涵養	森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能のこと。
水稻直播栽培	水田に苗を植える従来の方法（移植栽培）に対し、水田に直接種子を播く方法。
スクールカウンセラー	学校現場で児童・生徒、保護者、教師の相談や支援を行う。心理の専門家・専門知識とスキルでカウンセリングを行い、心の悩みに寄り添い、早期の立ち直りやケアを促す。臨床心理士、精神科医師、大学教授等あるいはそれに準ずる資格が必要である。小・中・高等学校に配置。
スクールソーシャルワーカー	教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者で、問題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていく人材のこと。
スクラップアンドビルド	採算や効率の悪い部門・事業を整理し、新たな部門・事業を設けること。
スポーツ・インテグリティ	「インテグリティ」とは、高潔さ・品位・完全な状態を意味する言葉。スポーツにおける「インテグリティ」とは、「スポーツが様々な脅威により欠けることなく、価値ある高潔な状態」を指す。脅威の例として、ドーピング、八百長、暴力、ハラスメント、差別などがある。
スマート窓口	窓口での手続きに ICT を活用して簡単で便利なサービスを提供する新しい窓口。
スマート農業	ロボット、AI、IoT など先端技術を活用し、実作業の省力化・高品質生産を実現する新たな農業。農業用ドローン、農機の自動走行などを活用したの農業をいう。

さ行	
セクシャル・ハラスメント	性的ないやがらせのこと。特に雇用の場においては、「職場（労働者が業務を遂行する場所）において行われる性的な言動に対する労働者の対応により、この労働者がその労働条件につき不利益を受けることまたは性的な言動によりこの労働者の就業環境が害されること」とされている。
総合型地域スポーツクラブ	子どもから高齢者まで、様々なスポーツを愛好する人々が、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できるという特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブのこと。

た行	
大規模小売店舗立地法	大規模小売店舗（小売り業を行うための店舗の床面積の合計が1,000㎡を超える店舗）が多数の顧客を集め、大量の商品等の流通の要となる施設であり、また生活利便施設として生活空間から一定の範囲内に立地する特性に着目して、その立地が周辺地域の生活環境を保持しつつ適正に行われるよう必要な手続きを定めたもの。
第5次川俣町振興計画	平成23年度から令和4年度までの12年間のまちづくりの目標と方向性、施策を示したもの。
第3次川俣町男女共同参画推進計画	性別に役割を期待する社会意識の是正、社会的経験機会などの格差を埋める支援や、新たな地域コミュニティの創設等によって、あらゆる分野への女性の参画を促進することで、働き世代の女性にとって魅力的な地域を形成し、情報発信していくことを目的とした計画。
第2期川俣町まち・ひと・しごと創生総合戦略	まち・ひと・しごと創生法に基づき、川俣町の実情や将来の展望を客観的に分析し、人口減少と地域経済縮小の克服を目指すための取組をまとめたもの。第1期（平成27年度～令和2年度）総合戦略を継承するとともに、より進化を図るため、第2期（令和3年度～令和7年度）を策定。
第2期川俣町子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援の取組を推進するため、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画期間とする計画。基本理念を「子どもの笑顔があふれるまちかわまた」とし、これまで進めてきた子ども子育て支援の取組をさらに充実させ、町全体で子育てを支え、子どもの視点に立ち、子どもが健やかに成長することができる社会の実現をめざしていく。
第2期復興・創生期間	国が、令和3年度から令和7年度までの5年間の、新たな復興期間として、位置付けたもの。
第二次川俣町教育振興基本計画	東日本大震災後の教育の再生復興に向けて、平成28年度から令和2年度までの5か年間に総合的に取り組む、5つの教育施策を推進していく計画。
第二次健康かわまた21計画	健康増進法（第8条第2項）に基づく市町村健康増進計画として策定したもの。本計画では食育推進計画も含む。
ダイバーシティ＆インクルージョン	性別、年齢、障がい、国籍などの外面の属性や、ライフスタイル、職歴、価値観などの内面の属性にかかわらず、それぞれの個を尊重し、認め合い、良いところを活かすこと。

た行	
伊達地方病院群輪番制協議会	休日及び夜間の救急外来を行っている、北福島医療センター、公立藤田総合病院、済生会川俣病院の3医療機関で構成されている協議会。
多面的機能支払交付金事業	農業者等で構成された組織が取り組む、水路の泥上げや農道の砂利補充等の地域資源の基礎的保全活動や農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化等、多面的機能を支える共同活動を支援するもの。
地域おこし協力隊	都市地域から人口減少や高齢化等が進行している地域に移住して、地域ブランドや地場産品の開発、販売、PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。
地域づくりインターン事業	地方のまちづくりや地域創生などに興味のある都市部の大学生が、農村部で生活をしながら農業体験や地域行事運営の手伝いをし、地域の魅力の再発見や課題解決にむけた取組を提案する事業のこと。
地域ポイント制度	住民が、自治体主催の事業等に参加して、健康づくりや社会貢献しながらポイントを貯め、貯めたポイントを地域の商店街での商品購入や公共施設の利用料など様々な特典に交換できる制度。
地域包括ケアシステム	要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みのこと。
チャレンジショップ	将来の新規開業を目指し、本格的な開業の前に一定期間試験的な開業ができる施設。
データヘルス改革	これまで分散していた健康・医療・介護分野の情報について有機的に連結させたり、ICT等の利活用により、国民の健康寿命の延伸や効果的・効率的な医療・介護サービスの提供を目指すもの。
デジタルデバイド	インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。
デジタル田園都市国家構想総合戦略	デジタル田園都市国家構想を実現するために、各府省庁の施策を充実・強化し、施策ごとに2023年度から2027年度までの5か年のKPI（重要業績評価指標）とロードマップ（工程表）を位置づけたもの。国は、地域の個性や魅力を生かす地域ビジョンの実現に向けた地方の取組を総合的・効果的に支援する。
デマンド型乗合タクシー	自宅から目的地まで、途中乗り合う人を乗せながら、それぞれの行き先にタクシーにより送迎するサービスのこと。事前に予約して利用する。
デリバリー・テイクアウトサービス	デリバリーとはお店で提供しているメニューを宅配するサービスのことで、テイクアウトとは、お店で提供しているメニューをお持ち帰りできるサービスのこと。
テレワーク	ICT（情報通信技術）を活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のことで、Tele（離れて）とWork（仕事）を組み合わせた造語。
トップセールス	地方自治体の代表などが、国や地方の産物・産業を、他の国や地方へ売り込むこと。

な行	
二地域居住	主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点（ホテル等も含む。）を設け、一時的ではなく、年間通して一定期間以上を過ごすこと。
認知症キャラバンメイト	「認知症サポーター養成講座」を企画・開催し、講師を務める人材。認知症サポーターは、認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かい目で見守ることができる人のこと。
認定農業者	認定農業者制度は、農業者が自らの創意工夫に基づき、経営改善するために作成した「農業経営改善計画（5年後の経営目標）を、農業経営基盤強化促進法に基づき市町村等が認定するもので、認定を受けた農業者を認定農業者という。
ノーマライゼーション	「障がいのある人が障がいのない人と同等に生活し、ともにいきいきと活動できる社会を目指す」という理念のこと。
農業ボランティア	後継者不足や高齢化による人手不足に悩む農業者を無報酬で支援するボランティアのこと。農業に興味がある人や楽しみたい人が、人手不足の農家の農作業を手伝う活動のこと。
農地中間管理事業	農地中間管理機構が農業経営のリタイヤ、規模縮小など農地の受け手を探している農家から農地を借り受け、農業経営の効率化や規模拡大を考えている受け手（担い手農家等）に貸し付ける制度。

は行	
ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のこと。
パブリックコメント	行政機関が重要な政策などを定めようとする場合に、あらかじめ政策などの案を公表して、その案について広く住民等から意見を募集し、その意見を考慮したうえで最終的な意思決定を行う制度。
バリアフリー化	公共の建築物や道路、個人の住宅等において、高齢者や障がいのある人等の利用にも配慮した設計のこと。車イスで通行可能な道路や廊下の幅の確保、段差の解消、手すり、点字の案内板など。
パリ協定	2015年にフランス・パリで開催されたCOP21（国連気候変動枠組条約第21回締約国会議）において、2020年以降の地球温暖化対策として、国際的な協定が採択された。パリで採択されたため、パリ協定と呼ばれる。
ビッグデータ	インターネットや現実空間から採取される大量のデータのこと。これらのデータを解析することにより、新たな価値の創出や知見の発見が可能となる。
人・農地プラン	地域の農業・農地利用のマスタープランとなるものであり、地域での話合いに基づき、地域の将来の農業の在り方や地域が目指すべき農地利用の姿等を明確化した計画。

は行	
フォローアップ除染	除染後も宅地内で年間積算線量が 20 ミリシーベルト以下となることを確実に満たすとは言えない場合に、その原因となっている箇所に限定して、事後モニタリングを待たず本格除染直後に、個々の現場の状況に応じたフォローアップ除染を実施すること。
福島イノベーション・コースト構想	東日本大震災及び原子力災害によって失われた浜通り地域等の産業を回復するため、当該地域の新たな産業基盤の構築を目指す国家プロジェクト。
福島国際研究教育機構	福島国際研究教育機構（Fukushima Institute for Research, Education and Innovation、略称 F-REI（エフレイ））は、福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となるものとともに、我が国の科学技術力・産業競争力の強化を牽引し、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指し、令和 5 年 4 月の設立を予定している。
ふくしま森林再生事業	間伐等の森林整備と放射性物質の動態に応じた表土流出防止柵などの対策を一体的に行う事業。平成 25 年度から実施。
ふくしま田園中枢都市圏	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、飯舘村の 9 市町村を構成団体とする連携中枢都市圏。連携を一層深め、それぞれの持つ強み、特長等を生かし、魅力あふれる圏域の実現に向けた取組を「ふくしま田園中枢都市圏ビジョン」に基づき計画的に推進する。
フリーランス	個人事業主または個人企業法人で組織に所属せず、自分の裁量で働く生き方。
ふるさと大使	川俣町に理解と郷土愛をもつ町外在住者に、本町に関する特産品、観光、企業誘致情報等の発信と、本町産業、観光の活性化や企業誘致についての情報等を得るため設置されたもの。
ふるさと納税	支援したいと思う自治体に寄附ができる仕組み。寄附をすることで、地域貢献につながるだけでなく、地域の特産品が返礼品としてもらえる。また、ふるさと納税により寄附をした金額は税金から控除される。
ブレイクスルー	進化や進歩の障壁を従来にない方法によって突破すること。
フレイル	「虚弱」を意味し、健常から要介護へ移行する中間の段階のこと。具体的には、加齢に伴い筋力が衰え、疲れやすくなり家に閉じこもりがちになるなど、年齢を重ねたことで生じやすい衰え全般を指す。
防災士	“自助”“共助”“協働”を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを、日本防災士機構が認証した人。

ま行	
マイナンバーカード	住民からの申請により無料で交付されるプラスチック製のカード。カード表面は、本人の顔写真と氏名、住所、生年月日、性別を記載。本人確認のための身分証明書として利用できる。カード裏面には、マイナンバーが記載され、税・社会保障・災害対策の法令で定められた手続きを行う際の番号確認に利用できる。

ま行	
マイノリティ	ある社会を占める人たちとは違う属性を持った個人やその集団のこと。「少数者」や「少数派」を表す。
前田遺跡	川俣町中心部より南東に約3kmの段丘面に所在する遺跡。低地部で小河川跡が見つかり、縄文時代の木胎漆器をはじめ数多くの有機質遺物が出土し、全国的にも珍しい遺物が数多く出土し注目されている。

や行	
ユニバーサルデザイン	年齢、国籍、性別、個人の能力を問わず、誰もが可能な限り利用しやすいように、特別仕様のデザインをすることなしに、製品、建築物、環境をデザインすること。

ら行	
リスクコミュニケーション	リスク分析の全過程において、リスク評価者、リスク管理者、消費者、事業者、研究者、その他の関係者の間で、情報および意見を相互に交換すること。リスク評価の結果およびリスク管理の決定事項の説明を含む。
リモートワーク	本来の職場から離れた場所で仕事を行うこと。
ローリング方式	毎年度、修正や補完を行いながら、社会経済状況の変化や事業の実施状況に対応し、計画と現状との乖離を調整する方法。

わ行	
ワーキンググループ	上位委員会等の方針に基づき、検討を行う作業グループ部会のこと。
ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」と訳される言葉で、仕事と生活を二者択一するのではなく、仕事と生活のバランスを取ることで両立を目指すこと。
ワーケーション	Work（仕事）と Vacation（休暇）を組み合わせた造語。テレワーク等を活用し、リゾート地や温泉地、国立公園等、普段の職場とは異なる場所で余暇を楽しみつつ仕事を行うこと。

第6次川俣町振興計画

令和5年3月

発行/川俣町

〒960-1492 福島県伊達郡川俣町字五百田 30 番地

TEL:024-566-2111

URL: <https://www.town.kawamata.lg.jp/>

第 6 次
川俣町振興計画

